2020年
社会保障推進千葉県協議会
社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン

報　告　集

発行　社会保障推進千葉県協議会（略称：千葉県社保協）
〒260-0854　千葉市中央区長洲１－１０－８　自治体福祉センタービル　３Ｆ
電話 043-225-6790（FAX043-221-0138）
メールアドレス　syaho2006@star.ocn.ne.jp

２０２１年３月発行

２０２０年7月１６日

市町村長　各位

社会保障推進千葉県協議会
会長　鈴木　徳男

社会保障の充実を求める要請書

日頃、地域住民の暮らしと福祉・地方自治の充実にご尽力されている貴職に敬意を表します。

私たちが毎年実施しております「社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン」は今年で２９回目を迎えました。毎回のキャラバン要請に際しましては、特段のご理解・ご協力を頂き、深く感謝申し上げます。

さて、家計収支、実質賃金の低下が続くもとで、１０月には消費税の増税が強行され、さらに、昨秋相次いだ台風と大雨による災害、そして新型コロナウイルス感染拡大は、県民を不安と困窮に陥れています。

千葉県の実施した「県政に関する世論調査」では、県政に望むことの第１位は「災害から県民を守ること」です。そして、多くの県民が高齢となっても地域で暮らし続けることを望み、そのために医療や介護、福祉、そして、子育て支援の充実を求めています。

私たちは、住民のくらしの実態を明らかにしながら、自治体とともに考え、社会保障施策の改善充実と「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」という自治体本来の役割の発揮を求め、別記の通り要請し、懇談をお願いするものです。

新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、大変お忙しい中とは存じますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

◆ 要請に対する回答は、８月７日(金)までに 回答書及び要請事項に関する各アンケートのエクセル表回答欄にご記入の上、県社保協事務局までＥメールにてお送りいただけますようご協力をお願いします。

◆ 懇談については、地域の社会保障推進協議会（準備会含む）又は地域団体が直接貴自治体と日程調整し、項目を絞りこんで行ないたいと考えております。新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない状況の下で、例年のようにコースを組んで行なうことは致しません。

◆ なお、回答書及びアンケートを県社保協事務局までＥメールにてお送りいただいた場合、ＣＤ－Ｒは破棄していただいて結構です。また、ＣＤ－Ｒの使用ができない場合はＥメールでお送りいたしますので下記へご連絡ください。

＜事務局連絡先＞

〒260-0854
千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター内
社会保障推進千葉県協議会　担当：藤田

ＴＥＬ　０４３－２２５－６７９０
ＦＡＸ　０４３－２２１－０１３８
Ｅメール　syaho2006@star.ocn.ne.jp

＜２０２０年自治体キャラバン市町村要請項目＞

Ⅰ．市町村で実施していただきたい事項

【住民税】

1．高齢者、障害者、生活困窮世帯など生活弱者に対する自治体独自の軽減策を拡充して下さい。

2．住民税滞納を理由に、住民サービスを制限しないで下さい。

3．滞納整理では、強権的な手法をとらず、家族の状況、健康状態など生活全般に配慮し、福祉部門との連携を図り懇切な相談を行って下さい。

4．納税緩和措置（徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止）について、周知徹底し、制度が活用できるようにして下さい。

【医療】

5．子どもの医療費助成について通院、入院とも１８歳年度末まで、所得制限なく、無料として下さい。

6．妊産婦医療費助成制度を自治体独自の制度として創設してください。「成育基本法」の「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」との趣旨に沿って、妊産婦の経済的負担を無くし、安心して受診できるように環境を整備して下さい。

7．難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行って下さい。

8．がん検診（胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん）、歯科検診（歯周疾患検診、口腔がん検診）、骨粗鬆症検診を年１回無料で実施できるようにして下さい。

9．４０歳未満の住民を対象とした一般健康診査を年１回無料で受けられるようにして下さい。

10．すべての住民の健康増進と疾病予防のため、加入している医療保険の種別を問わず、住民が健診を受けやすいよう健診項目と体制を整備して下さい。

11．特定保健指導以外の保健指導を実施して下さい。（喫煙者、過量飲酒者、非肥満の心疾患血管危険因子保有者への保健指導、要治療者への受療勧奨、介護保険等の特定健診以外のデータを含めた総合的な分析等）

12．一昨年より、麻しん、風しんの発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合（MR）ワクチン」の接種率を９５％まで上げることで流行を阻止することができます。風しん排除に向け、次のことを行って下さい。

① 第５期定期接種の対象である４１～５８歳までの男性に対し、積極的にクーポンを活用し、ワクチンの接種率が上がるよう、取り組みを強化して下さい。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、麻しん風しん混合（MR）ワクチンの第２期定期接種１月～３月の時期に接種控えが多く見受けられました。その期間に接種できなかった子どもには接種期間を延長して下さい。

13．「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して必要な医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実を図って下さい。

① 自治体病院を開設する市町村等においては、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等を活用し、発熱外来等の設置や夜間・救急、周産期・小児医療など、住民のいのちと健康を守る砦として存続・充実を図って下さい。

② 自治体病院を有しない市町村においても「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して必要な医療が受けられるよう、地元の診療所、医療機関等と連携し、医療提供体制の整備・充実を図って下さい。

【介護保険】

14. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営が悪化している介護事業所に対し、自治体として上乗せで財政的な支援をして下さい。

15. 介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体としても実施して下さい。

16. 介護事業所の感染防止対策について助言指導して下さい。

17. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を創設・拡充して下さい。特に住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者へ配慮して下さい。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免等を実施して下さい。

18. 介護を必要とする人が安心して介護を受けられるように次のことを行なって下さい。

① 低所得者に対する独自の利用料減免制度を創設・拡充すること。
② 利用限度額の上限を超えた分については独自で助成すること。
③ ２割負担、３割負担になった利用者の実態を把握すること。

19. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を早急に行なって下さい。

20. 介護保険料の滞納を理由に給付制限をしないで下さい。給付制限を受けている被保険者の実態を把握して下さい。

21. 地域包括支援センターの体制の充実を図って下さい。

22. 補足給付の対象から外れた入所者について、施設利用が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、自治体として必要な対策を講じて下さい。また、外れた利用者の実態を把握して下さい。

23. 居宅介護支援事業所へのケアプラン点検、実地指導の目的は介護事業者の育成・助言であり、介護報酬返還を前提としないように努めて下さい。

24. ２０１８年１０月から始まった生活援助の利用回数が多いケアプランの事前届け出について実施しないで下さい。

【国民健康保険】

25. 新型コロナウイルス感染症の広がりは、国保加入者のいのちと健康、くらしに深刻な影響を与えています。コロナ禍の下で、国保制度改善のため、すべての国保加入者が疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように、次の事項の実行を徹底して下さい。

① 当面、資格証明書の交付はやめ、短期保険証に切り替えること。
② 国民健康保険法第４４条に基づく医療費一部負担金の減額・免除申請制度を周知徹底し、適用すること。
③ すべての加入者が新型コロナウイルス感染症に関して「傷病手当」を受けられるようにすること。
④ 新型コロナウイルス感染症の影響による国保料(税)の減免制度を周知徹底し、すべての対象者が受けられるようにすること。

26. すべての加入者に正規の保険証を交付し、受療権を保障するために次のことを行って下さい。

① 短期保険証、資格証明書発行世帯、保険証未交付世帯に対し、訪問調査や医療機関との協力で聞き取りするなど、被保険者と家族の健康状態・罹病の有無・受診状況などの実態を把握し、その結果を健康・福祉などの部門と連携・共有し、加入者の健康とくらしを守ること。
② 「地方自治体」の判断によるとされている『特別の事情』を積極的に活用し、正規の国民健康保険証を交付すること。

27. 国民健康保険法４４条に基づく医療費一部負担金の減額・免除申請制度を周知徹底し、適用して下さい。被保険者の所得水準、健康実態を十分踏まえ、必要な保険給付が受けられるよう、収入要件を生活保護基準の１．５倍にするなど収入要件の緩和や滞納者も対象にするなど制度の改善を図って下さい。

28. 滞納者に対しては、基本的人権を尊重し、納税緩和措置を適用し、次のことを実施して下さい。

① 納税相談では、必ず、「納税緩和措置」を文書で、分かりやすく説明・周知し、職権による「換価の猶予」、「執行停止」を適切に行うこと。
② 受療権をはじめ給付サービス制限や、生活と営業を困難にする差し押さえをしないこと。

29. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料（税)」にするように次のことを実施して下さい。

① 保険料（税）は、「応能負担」を原則にすること。
② 国保は社会保障制度で、公費で支える制度です。一般会計よりの法定外繰入制度の継続や復活、新規の活用などで、払える保険料（税）にすること。
③ １８歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免をすること。
④ 国民健康保険法７７条に基づく保険料(税)減免制度をつくること。その際の収入要件を生活保護基準の１．５倍とするなど要件の緩和を図ること。

30. 社会保障制度としての国保制度に基づき、保険者努力支援制度により、医療費抑制や徴収の強化にはならないようにして下さい。

31. 国保運営協議会で広く被保険者の意見を反映できるよう、被保険者の代表委員を公募して下さい。

32. ポスターや「国保のしおり」、ホームページなどの広報において、「国民健康保険」は「社会保障制度」であり、「皆保険制度」の土台であること、そして国と自治体に財政責任があることを明記して下さい。

【障害者福祉】

33. 重度心身障害者(児)医療費助成制度について、精神障害者への助成を一刻も早く実施し、精神障害１・２級を対象として下さい。

34. ６５歳を迎えた障害者について一律に介護保険優先とせず、障害福祉サービスを継続して利用できるようにして下さい。

【保育】

35. 子どもたちのいのちを守り、発達を保障するため、保育所、放課後学童クラブの職員配置の現行基準を引き下げず、運営基準を向上して下さい。また、職員の処遇改善を図って下さい。

【減災・防災・定住促進】

36. 大規模災害の被害の抑止・減少を図り、住民のいのちを守る次の対策を講じて下さい。

① 仮称「家具転倒防止金具（器具）取付工事助成制度」を創設ないし拡充し、金具（器具）含めた取り付け工事を助成の対象とし、工事については地元の建設技能者・技術者や事業者に発注すること。
※家具固定をすることでケガの半数を防ぎ、避難路の確保ができること、減災防災の意識向上が期待できます。
（総務省・東京消防庁）

② 「一室耐震化」など簡易な改修工事への助成を行なうこと。
※建物の倒壊による被害は瞬時に人の命を奪うということにつながることから、少しでも耐震強化された住宅を早急にふやし、少なくとも命が奪われない現実的な対応としての簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等の助成を行なうこと。

37. 住宅リフォーム助成制度の創設拡充、若しくは再開をして下さい。住宅リフォーム助成制度は、定住化促進と地域経済振興にとっても有意な制度です。その際には耐震化など他の工事の制度利用を条件とすることはしないで下さい。

38. 被災時の早急な復旧・復興のため次の対策を講じて下さい。

① 被災住宅への迅速な対応ができるよう、県と市町村が連携して、早急な被害状況と住民の要望の把握に努めること。
② 屋根等の高所におけるボランティアは危険を伴うことから、危険作業は建設業者等へ依頼するよう促すこと。また、有償応急処置における費用負担をすること。
③ 住民が普段の生活を取り戻すことができるよう、修繕等にかかる費用について十分な補助をすること。また、住民に対し、十分に周知すること。
④ 災害の規模により個人の備蓄では不十分なことが予想されることから、県と市町村が連携して、災害に備えた水や食糧、生活必需品、医薬・医療品や防災資機材の備蓄を十分に用意すること。併せて県と市町村が連携した必要備蓄の試算をすること。

【生活保護・貧困対策】

＜市への要請＞

39. 生活保護制度は憲法２５条に基づく国民の権利であり、利用申請にあたっては法の基本原則を遵守し、保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われる行為も厳に慎み、適切に運用するよう次のことを行って下さい。

① 新型コロナウイルス感染拡大の下で、厚生労働省発出４月７日付事務連絡及び５月26日付事務連絡の内容を周知徹底し、速やかな保護決定と弾力的運用を行うこと。

② 窓口での対応、相談員は社会福祉士または社会福祉主事の有資格者とすること。

40.「生活保護のしおり」は、生活保護法、実施要領に基づき作成し、生活保護８つの扶助及び８つの加算、一時扶助、移送費、勤労控除及び新規就労控除、未成年者控除等を説明し、その金額を明記したものに改善して下さい。

41. ケースワーカーの担当世帯数は、「標準数（８０）」を上限とし、可能な限り６０世帯とすることでケースワーカーの負担を軽減し、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるようにして下さい。

42. 無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への生活保護利用者の安易な誘導をやめ、基本的人権を尊重する生活保護行政に改善して下さい。

43.「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにして下さい。

44. 低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度を作って下さい。

＜町村への要請＞

45. 生活困窮者等からの相談には、明らかに要件を欠く場合を除き、電話等であっても速やかに県と協議をして対応することとし、独自の判断で申請権の侵害と誤解されるようなことは行わないで下さい。

46. 「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにして下さい。

47. 低所得者や障害者に対しエアコンの設置費用や電気料金の助成制度を作って下さい。

【就学援助・子育て支援】

48. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。

① 就学援助制度について、入学説明会及び学期ごとにお知らせし、あわせて申請書を配布して下さい。
（懇談の際に申請用紙を責任者に１枚お渡しください）
② 少なくとも生活保護基準の１．５倍までの世帯を対象にし、所得で判断して下さい。
③ 入学準備金について、支給額を実態に応じて増額し、入学前の１２月末までに支給するよう改善して下さい。
④ クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費の支給を実施して下さい。

49. 小中学校の給食を無償化して下さい。

Ⅱ. 国に対し、要請していただきたい事項

【消費税・社会保障制度改革推進法・マイナンバー制度】

１．消費税を５％に引き下げること。

２．「社会保障制度改革推進法」は「自助・共助」を基本としており、日本国憲法２５条と相容れず、現行の社会保障制度を解体しようとする内容であり、廃止すること。

３．マイナンバー制度は中止し、制度は廃止すること。

【医療】

４．後期高齢者の窓口負担の原則２割化はやめ、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置の復活により、高齢者が安心して医療を受けられるようにすること。

５．１８歳未満の子ども医療費の無料化を国の制度として実施すること。

６． WHOが推奨しているおたふくかぜについて、予防接種法による定期接種に追加すること。

７．妊産婦の医療費窓口負担の無料化を国の制度として創設すること。

８．難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

【自治体病院】

９．公立病院を設置する自治体への地方交付税措置の見直し（①再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置を重点化する一方で、通常の新設、建て替え分を削減　②交付税算定基礎を許可病床数から稼働病床数へ変更など）

をやめ、自治体病院の健全な運営とその役割が果たせるよう引き続き地方交付税の拡充を図ること。

10. 公立・公的４２４(後に４４０)病院に対する「再編・統合」の「再検証」要請を白紙撤回し、医療提供体制を後退させることのないようにすること。

【介護保険】

11. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営が悪化している介護事業所へ財政的な支援をすること。

12. 介護事業所へマスクや衛生材料などの提供を国の責任で実施すること。

13. 介護職員の処遇改善は介護報酬の加算ではなく、交付金で実施すること。

14. 介護保険財政の公費負担割合を引き上げること。

15. 特別養護老人ホームの整備のための国の補助金を復活すること。

16. 補足給付の対象から外れる入所者について、施設入所が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、国として必要な対策を講じること。

17. 補足給付の資産要件導入や２割負担、３割負担の導入によって生じている問題点、利用者、家族の抱えている困難を伝え、制度の改善を要請すること。

18 国が定める評価指標による自治体への保険者機能強化推進交付金によるインセンティブを付与することを行わないよう要請すること。

19. 生活援助の訪問回数が多いケアプランの事前提出や地域ケア会議での検証の実施をしないこと。

【国民健康保険】

20. 国民健康保険制度は憲法２５条に基づく皆保険制度であり、被用者保険制度と格差のない平等の制度への改善を求めること。そのための財源として全国知事会が要望している「公費の１兆円の投入」を早期に実現すること。

21. すべての加入者が病気やケガ、出産時の休業補償として「傷病手当」「出産手当」を受けられるようにすること。

22. 国保料（税）を応能負担にするため、均等割、平等割は廃止すること。

23. １８歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。

24. 地方単独医療費助成に伴う国庫負担金減額措置を廃止すること。

25. 保険者努力支援制度は、社会保障制度としての国保制度に基づき、医療費抑制や徴収の強化にはならないよう見直すこと。

26. 自治体の自治権を尊重し、統一保険料の強要は行わないこと。

27. ４４条減免の適用拡大のため、自治体への補填率を引き上げること。

28. 健康保険証へのマイナンバーの拡大は行わないこと。

【障害者福祉】

29. 障害者総合支援法の第７条(介護保険優先原則)を廃止し、「介護保険」「自立支援給付」のどちらかを障害者本人が選択できるようにすること。

【保育】

30. 新型コロナウイルス感染対策を行いながら子育て支援や保育内容の充実が可能となるよう、①保育基準(面積・配置基準)を大幅に引き上げること。②保育所の公定価格を引き上げること。

【生活保護・貧困対策】

31. ２０１３年以来の生活保護基準引き下げと冬季加算、住宅扶助引き下げは、当事者の声を聞かずに強行されました。今後、当事者の実態を無視した引き下げは行わないこと。当事者及び関係者の意見を聞く場を設けること。

32. 就労支援問題は、労働市場状況を無視して期限を区切った就労を指示し、指導指示違反での廃止が行なわれています。就労問題は生活保護利用者の意思を尊重し、自主的に取り組めるようにすること。

33. 生活保護制度に対する国の責任を堅持するとともに、生活保護に関する扶助費、人件費等を全額国庫負担とすること。

34. ケースワーカーやスーパーバイザー（査察指導員）対し、定期的に生活保護法の趣旨等の研修を行うこと。

35. ２・３級地を廃止し、全国一律１級地にすること。

36. 生活保護利用者にエアコンの設置費用と夏季手当を支給するよう制度改善すること。

37. 低所得者や障害者に対しエアコン設置費用や電気料金の助成制度を創設すること。

【年金】

38. 年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。

39. ６５歳の年金支給開始年齢を引き上げないこと。

40. 年金は隔月支給ではなく、毎月支給にすること。

41. 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分月３．３万円をすべての高齢者に給付すること。

42. 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。

Ⅲ. 県に対し要請していただきたい事項

【医療】

１．不足している看護師確保のため、既存の養成校の定員枠を拡大し、県立の養成学校を新設すること。あわせて他県に比較して低い「保健師等修学資金貸付額」を大幅に増額すること。

２．医師確保対策事業の拡充と予算の増額、「千葉県医師不足病院医師派遣促進事業」の改善を図り、県の責任で医師を確保し、派遣すること。

3．地域に必要な医療・介護体制が整備されるよう医療・介護・福祉関係機関や各地域医療圏域等からの意見を踏まえ、「千葉県地域医療構想」を見直すこと。

4．「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」においては、既存の病床数の削減をせず、地域住民の実態、地域の医療・介護・福祉関係機関の意見・要望を尊重し、必要な病院・病床機能の整備・拡充を図ること。

5．子どもの医療費助成について、市町村が行う子ども医療費助成事業に対し、県の助成を３分の２に増やし市町村へ財政的支援を行なうこと。また、所得制限をなくし、通院の対象年齢を１５歳年度末まで拡大し、将来的に通院、入院とも１８歳年度末まで、所得制限なく、無料として制度化できるよう検討すること。

【介護保険】

6．地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金に、介護職員の人材確保のための措置を講ずること。２０２５年までに不足するとされる介護人材２３，０００人の確保の具体策を講じること。介護職養成校の実態調査を行い、必要な支援策を講じること。

7．外国人技能実習生について県として実態を把握すること。

【国民健康保険】

8．国民健康保険制度は憲法２５条に基づく皆保険制度であり、被用者保険制度と格差のない平等の制度への改善を求めること。そのための財源として全国知事会が要望している「公費の１兆円の投入」を早期に実現すること。

9．コロナウイルス感染下の医療保険制度として何が必要か、「被保険者(県民)」「市町村」「医療機関」などから「それぞれが直面している課題とその対応、要望など」を集約すること。その結果に基づき、国に「働きかけ」を行い、県としてもそれらの課題にただちに対応するとともに、それぞれの「主体」に明らかにすること。

10. 県単位化から３年が経過し、「策定」時に比べ、国保加入者経済、社会状況は大きく変化し、とりわけ制度創設の背景にあった「低所得者が多い」「保険料負担が重い」という問題はいっそう深刻化し、被保険者のいのちと健康、くらしを直撃している。制度創設がこうした問題の解消に役立ったのか、市町村と共同して、検証し、被保険者や医療関係者から、説明会や納付相談時の面談やアンケートなどで聴き取ること。あわせて「パブリックコメント」等を行うこと。

11. 平成３０年度、令和元年度の市町村ごとの保険料（税）の引き上げ、引き下げの状況に基づき、保険料を引き下げるための施策を講じること。

12. 「財政運営の責任主体」として廃止した県単独の補助金を復活・充実すること。

13. 滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、暮らし、健康に十分配慮した「収納対策の支援」をすること。

【障害者福祉】

14. 重度心身障害者(児)医療費助成制度については、一部負担金をなくし、６５歳以上で新たに重度障害者となった人と精神障害者への助成を一刻も早く実施し、精神障害については１・２級を対象とすること。

【保育】

15. 新型コロナウイルス感染対策を行いながら、子育て支援や保育内容の充実が可能となるよう、県独自に職員の上乗せ配置をすること。

以上

2020年　8月7日

千葉県知事　森田　健作　様

社会保障推進千葉県協議会
会長　鈴木　徳男

－2020年度社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン－
要請と懇談についての申し入れ書

日頃より、地域住民の暮らしと福祉・地方自治の充実にご尽力されている貴職に敬意を表します。
私たちが毎年実施しております「社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン」は今年で29回目を迎えました。毎回のキャラバン要請に際しましては、特段のご理解・ご協力を頂き、深く感謝申し上げます。
さて、家計収支、実質賃金の低下が続くもとで、昨年10月には消費税の増税が強行され、さらに、相次いだ台風と大雨による災害、そして新型コロナウイルス感染拡大は、県民を不安と困窮に陥れています。
千葉県の実施した「県政に関する世論調査」では、県政に望むことの第1位は「災害から県民を守ること」です。そして、多くの県民が高齢となっても地域で暮らし続けることを望み、そのために医療や介護、福祉、そして、子育て支援の充実を求めています。
私たちは、住民のくらしの実態を明らかにしながら、自治体とともに考え、社会保障施策の改善充実と「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」という自治体本来の役割の発揮を求め、別記の通り要請します。

なお、懇談については新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない状況に鑑み、下記の通り項目を絞りますので、担当者がご出席の上、実施して頂けますようお願い申し上げます。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
【税制・社会保障制度改革推進法・マイナンバー制度】		
1	消費税は5パーセントに引き下げ、社会保障の財源は消費税に頼ることなく大企業や富裕層の応分の負担で確保するよう国に要請して下さい。	
2	マイナンバー制度を中止し、制度を廃止するよう国に要請して下さい。	社会保障・税番号制度は、社会保障や税の給付と負担の公平化、国民の利便性の向上、行政の効率化等を目的に実施されるものです。 本県としては、安全管理措置を徹底するなど、個人情報の保護に十分留意しながら、制度の運用を図っています。
3	日本国憲法25条と相容れず、「自助・共助」を基本とし、現行の社会保障制度を解体しようとする「社会保障制度改革推進法」を廃止し、「全世代型社会保障改革」を中止・撤回するよう国に要請して下さい。	高齢化が進展し、今後も社会保障給付の大幅な増加が見込まれるな、自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、持続可能な社会保障制度を確立することは必要なことと考えています。 社会保障制度改革の行方は、県民生活や県の健康福祉行政にも大きく影響を及ぼすことから、今後とも国の動向を注視してまいります。
4	滞納整理では強権的な手法をとることなく、家族の状態、健康状態など生活全般を把握し、福祉部門との連携も図り、懇切な相談を行なうよう市町村への助言、支援を行なって下さい。	地方税の徴収については、公正・公平に行わなければならないことから、地方税法や国税徴収法など法令の定めにより、その業務が行われているところです。 これらの法令では、納税者が災害を受けた場合や財産がない場合、生活が著しく困窮する場合など一定の特別な事情がある場合には、「徴収猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」などの納税の緩和制度が定められています。なお、新型コロナウイルス感染症等が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、令和2年4月に地方税法の改正が行われ、新たに徴収の猶予に係る特例制度が設けられました。 また、納税者の生活や生業の維持のため、差押禁止財産が具体的に定められているところです。 これらの取扱いについては、法令に基づき適切に行うよう引き続き助言に努めてまいります。
5	納税緩和措置（徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止）について、周知徹底し、制度が活用できるよう市町村への助言、支援を行なって下さい。	
【医療】		
6	医師確保対策事業の拡充を図って下さい。とりわけ地域医療を担う医師を抜本的に増やすため、「千葉県医師不足病院医師派遣促進事業」を改善し、自治体病院並びに民間病院に対して県の責任で医師を確保し、派遣して下さい。	医療機関の経営は、必要な人材確保を含め、本来、その設置者の責任により行うべきものですが、県では、地域における医療提供体制が確保されるよう石確保対策に取り組んでおり、令和2年には、千葉県保健医療計画の一部を改訂し、取り組みの更なる充実を図ったところです。 従来の「医師不足病院獅子派遣促進事業」については、医師の地域偏在の改善や、地域医療の基盤を支える医療機関における医師不足の解消を図るため、医師少数区域である山武長正夷隅保健医療圏の民間病院等を派遣先医療機関に含めるなど、必要な見直しを行いました。（現行事業名：医師少数区域等医師派遣促進事業） 引き続き、各種事業の効果等を踏まえながら、医師確保対策の充実に務めてまいります。
7	不足している看護師確保のため既存の養成校の定員枠を拡大し、県立の養成学校を新設するとともに　あわせて他県に比較して低い「保健師等修学資金貸付額」を大幅に増額してください。	県では、自治体や民間の養成校を対象に、新設や定員増に必要な整備費の支援を行い、その結果、県全体で、令和2年度の学生募集定員は3,000名を超えています。 県立3校の定員等については、県内における要請数の動向等を見て検討してまいります。 保健師等修学資金については、新規貸付枠を合計590名としており、そのうち10名分は地域特別貸付枠として貸付金の金額を増加しています。この修学資金の制度は、5年間県内で看護職員として就業した場合には貸付金の返還が免除となる仕組みとなっており、貸付金額を含む制度全体の在り方については、看護職員の就業状況や他県の状況も踏まえ、考えてまいります。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
8	新型コロナウイルス感染拡大の事態を教訓に、保健所の整備・増設・拡充、人員体制等を強化し、PCR検査の体制の強化と発熱外来の拡充、感染症指定病床を増床するとともに、医療・介護・福祉関係機関や各地域医療圏域等からの意見を踏まえ、「千葉県保健医療計画（地域医療構想）」を見直し、地域に必要な医療・介護体制を早急に整備して下さい。	現在の千葉県保健医療計画は令和5年度末を終期としており、平成29年度に医療審議会や各保健医療圏に設置されている地域医療構想調整会議等で御意見を伺いながら、平成30年3月末に改定したところです。 今年度、在宅医療に関する実態調査を実施し、現状の把握、分析、課題の抽出を行う予定です。来年度にかけて、医療審議会や地域医療構想調整会議等で御意見を伺いながら、在宅医療等に関する部分の計画の見直しを進めてまいります。
9	「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」においては、既存の病床数の削減を行わず、地域住民の実態、地域の医療・介護・福祉関係機関の意見、要望を尊重し、必要な病院・病床機能、診療所の整備・拡充を図って下さい。	「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」では、地域医療構想の実現に向けて、地域に実情に応じ、県、医療関係者等が話し合い、将来の医療需要の変化の状況を共有し、それに適合した医療提供体制を構築するため、医療機関相互の協議や、自主的な取組を進めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、医療機関の機能分化や連携を支援しております。
10	県民のいのちと地域医療を守るために貢献し、また新型コロナウイルス感染症予防、治療に対応しているすべての民間病院・診療所、並びに自治体病院への県独自の財政支援策を講ずるとともに、国へも要請して下さい。	医療機関の経営については、受診控え等もあり、厳しい状況が続いているものと認識しています。 こうした中、県では、入院患者を受け入れる医療機関に対する患者受入協力金や、医療機関の行う感染拡大防止等の取組に対する支援金など、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、適宜、医療機関への支援策を拡充してきたところであり、最近の感染状況を踏まえ、9月議会には、県独自の支援策として、休床確保に係る補助額の上乗せを図るための予算を提案しています。 さらに、医療機関の経営については、診療報酬等、国の制度によるところが大きいことから、全国知事会とも連携し、国に対して繰り返し必要な要望を行っているところです。 また、医療従事者や職員の方々の御協力、御苦労に対して、感謝とともに慰労金を交付しています。 こうした支援の効果を見極めつつ、今後も、流行状況や医療機関の経営状況に応じて、必要な対応を検討してまいります。
11	新たな「公立病院改革ガイドライン」に基づく自治体病院の統廃合、再編・ネットワーク化、経営形態の変更など、医療提供体制を後退させることのないようにすること。特に県立循環器病センター、県立佐原病院など地域医療を担う県立病院の存続・充実を図って下さい。また東千葉メディカルセンターへの支援を抜本的に強化して下さい。	循環器病センターと佐原病院については、ガイドラインに基づき策定した千葉県立病院新改革プランに沿って、県立病院の役割を果たせるよう努めてまいります。
12	公立病院を設置する自治体への地方交付税措置の見直し（①再編・ネットワーク化に伴う整備を重視し、一般的な新設・建て替え分を削減、②交付税算定基礎を許可病床から稼働病床に変更など）をやめ、自治体病院の健全な運営とその役割が果たせるよう、地方交付税の拡充を図るよう国に要請して下さい。	
13	公立・公的424(後に440)病院に対する「再編・統合」の「再検証」要請を白紙撤回し、医療提供体制を後退させることのないよう国に要請して下さい。	本年1月17日付けの国の通知では、がんや脳卒中、救急医療等の9領域について、一定の基準に基づき分析したものであり、この分析結果をもって、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではないとされています。 また、8月31日付けの国の通知では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論が開始されたところであり、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、議論の状況等を踏まえ、改めて整理の上、示すこととされています。 県では、国の動向を注視つつ、個別の医療機関の将来の方向性については、地域の実情を十分踏まえるとともに、これまでの協議状況等にも留意し、地域医療構想調整会議において丁寧な議論を行っていく必要があると考えています。
14	旧特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾病等の治療について、県単独の医療費助成制度を創設して下さい。	平成27年1月に施行せれた「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、旧特定疾患治療研究事業の対象疾患である56疾患から、難病に指定された疾患が110疾患になり、以後、306疾患、330疾患、331疾患と年々拡大し、令和元年7月に2疾患の追加により、現在は333疾患が助成対象となっております。 このような状況の中、生活面で長期に渡り支障がある重篤な難治性疾患については、国の指定により対象疾患が拡大され、事業が全国統一的に実施されることが望ましいと考えております。
15	難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって、必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行って下さい。合わせて、国に対し、制度を創設し、公費助成を行うよう要請して下さい。	難病等医療費助成で必要とされる臨床調査個人票等の文書料については、患者負担となっているところです。 現在、国では難病等医療費助成制度の見直しを図るため様々な検討が行われており、文書料の負担の在り方も論点とされ、見当がなされています。専門的な見地から行われた検討結果では、他の公費負担医療制度においても、自己負担とされていることを踏まえ、直ちに仕組みを見直すことは難しいとされたところですが、医療機関ごとに文書料の水準が様々である中で、一定の負担軽減が図られるよう検討していくべきとの指摘もあり、県としては、国の動向を引き続き注視してまいります。 なお、県では、難病等患者に対する医療費助成を行い、患者負担の軽減を図っています。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
16	後期高齢者医療制度について下記のことを行なって下さい。	
①	高齢者が安心して医療を受けられるよう、公費負担を増額し、後期高齢者の窓口負担の原則2割化はやめ、保険料特例軽減措置を復活するよう国に要請すること。	県では、全国知事会等を通じ、後期高齢者医療制度について、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、国に要望しているところです。
②	千葉県後期高齢者医療広域連合に対し、基金を取り崩し、保険料を引き下げるよう働きかけること。	財政安定化基金は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、広域連合において医療給付費の見込み以上の増加や保険料未納による財政不足が生じた際、資金の貸付・交付を行うために、県に設置されているものです。(法第116条) また、特例として、当分の間、保険料率の増加の抑制を図るために活用することができることとされていますが、保険料を引き下げるための基金の活用は想定されておりません。(法附則第14条) なお、広域連合においては、基金の使途について「年度途中での保険料の収入不足、医療給付費の急激な上昇などの財政リスクを回避するため」としており、県としても広域連合の意向は、適当であると考えています。
③	千葉県後期高齢者医療広域連合に対し、短期保険証発行を中止し、すべての被保険者に正規保険証を交付するよう働きかけること。	短期被保険者証については、滞納被保険者と接する機会を確保するために設けられているものであり、制度の適正な運用のために有効なものと認識しています。 なお、発行に際しては個々の事情を十分に勘案して運用するよう市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し指導しております。
④	千葉県後期高齢者医療広域連合の保健事業へ、県として財政支援すること。	被保険者に対する検診などの保険事業については、千葉県後期高齢者医療広域連合が市町村に委託して実施しているところです。 この費用については、基本的に保険料で賄うこととされておりますが、国から基準単価の1/3が予算補助されているほか、委託先である市町村の実施基準が様々であること等から、県では同事業に対する補助は行っておりません。
17	子どもの医療費助成について、下記のことを行って下さい。	
①	18歳未満の子ども医療費の無料化を国の制度として、実施するよう国に要請すること。	県では、子ども医療費助成制度は統一した制度の下に、国、県、市町村が一体となって取り組んでいく必要があると考えていることから、国における制度創設の要望をこれまでに引き続き今後とも行ってまいります。
②	所得制限をなくし、対象年齢を通院についても早急に中学卒業まで拡大すること。引き続き18歳未満までの無料化を検討すること。	所得制限については、子ども医療費助成制度を長期安定的な制度として維持していくために導入しているものであり、今後とも継続したいと考えております。 また、県としては、現行制度の内容は子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、支援の必要性の高い年齢をカバーしており、今後も持続可能な制度として、安定的に維持運営していくことが重要と考えております。
③	子ども医療費助成事業に対する県の助成について、千葉市を含む全市町村に対し、2／3に増やすこと。	子ども医療費の実施主体である市町村に対する県の補助率については、これまで市町村と協力し、支え合いながら実施してきた経緯があることや、補助事業を行っている46都道府県の補助率が原則2分の1以下となっている現状を考慮しますと、現行の補助率は妥当なものと考えております。
18	WHOが推奨している、おたふくかぜワクチンについて、予防接種法による定期の予防接種に追加するよう国に要請して下さい。 また、一昨年より全国で麻しん、風しん発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合(MR)ワクチン」の接種率を95%まで上げることで流行を阻止することができます。接種対象者への啓発と地域で偏在など生じることがないよう、ワクチンの必要量を確保して下さい。 加えて、各自治体で風しんワクチンの第5期定期接種の対象である41～58才までの男性へのクーポンの活用など風しん排除にむけたとりくみを強化して下さい。	おたふくかぜワクチンについては、国の予防接種部会で定期接種化に向けて副反応等、安全性について検討されており、引き続き、その動向について注視してまいります。 また、麻しん、風しんについては、数年ごとに流行がみられることから、第2期の就学前の接種対象者については、接種率95%以上の目標を掲げ、広報媒体等により啓発し、第5期の対象者は40代、50代の働く世代の男性であるため、事業所の関係団体等を通じて広報啓発してきたところです。 特に、第5期は令和3年度までの時限的対策であり、今後、市町村とも連携し、さらに関係団体に働きかけてまいります。 MRワクチンについては、現在は十分な量が流通していますが、偏在が生じないよう、状況を注視していきます。
19	妊産婦の医療費窓口負担について、国の制度として無料化するよう要請して下さい。	妊産婦の医療費を含めた医療体制等については、昨年2月から5回にわたり、国で開催された「妊産婦に対する保険・医療体制の在り方に関する検討会」において議論され、昨年6月にとりまとめられました。 検討会の中で、妊産婦の医療費については、妊産婦が受診する際の負担が、これから子どもをほしいと思う人にとって、ディスインセンティブとならないようにすることが必要であり、他の受診者との均衡や政策効果といった点を勘案し、引き続き検討すべきとされたところです。 県としては、こうした国の動きを注視してまいります。
【介護保険】		
20	地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金に、介護職員の人材確保のため、大幅な賃金引き上げ等、処遇改善の措置を講じて下さい。	介護職員については、現在、季語報酬の処遇改善加算により賃金の引き上げが行われているところであり、令和元年10月から、更なる拡充が行われました。今後も、介護職員の賃金の状況等を踏まえつつ、更なる処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。
21	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営が悪化している介護事業所に対し、県として独自の財政支援をして下さい。	新型コロナウイルス感染拡大により、一時的に人員基準などを満たすことができない場合に報酬を減額しないことや、感染防止のためにサービスが短時間で実施となった場合でも従来どおりの報酬算定を可能とするなど、介護報酬算定の特例措置を行っているところです。 また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等として、「3つの密」をさけてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する飛沫防止パネル、換気設備、感染防止のための内装改修などの費用やサービス提供に必要なかかり増し経費、例えば、衛生用品購入、消毒・清掃等を助成し、支援しているところです。 さらに、福祉医療機構による無利子・無担保の融資を紹介するほか、一定の要件を満たす事業者に対し、千葉県中小企業再建支援金を支給しているところです。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
22	2025年までに不足するとされる介護人材23,000人の確保の具体策を講じて下さい。とりわけ定員割れしている介護職養成校の実態調査を行い、必要な支援策を講じて下さい。	介護人材確保については、新規就業の促進や職員のキャリアアップの支援などのほか、外国人介護人材の確保についても本格的な取組を開始し、市町村や事業者等と連携しながら総合的な人材確保・定着対策を実施しているところです。 また、介護福祉士養成校の定員充足率は、近年はやや改善傾向にありますが、引き続き介護福祉士養成校の学生に対する修学資金の貸付や、小中高校生に対する福祉・介護の理解促進に取り組み、若い世代の介護分野への就業を促進してまいります。
23	「介護予防・日常生活支援総合事業」や「地域包括ケアシステム」体制の構築など、市町村が行う医療と介護の連携拠点づくりに関して支援をして下さい。	県では、医療と介護の連携に取り組む市町村への支援として、各市町村において、医療と介護のコーディネートを行う担当者に対して、スキルアップのための研修や、地域の担当職員間の情報共有の場の提供等を行ってまいりました。 今後も、医療と介護の連携などに関する研究会を開催するとともに、市町村に対しアドバイザーを派遣するなど、引き続き市町村の地域包括ケアシステムの推進のための取組を支援してまいります。
24	介護保険指定施設以外の高齢者を入所・入居させる施設の実態把握と、指導監査を実施して下さい。	社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として、生活困窮者のために、無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設、いわゆる無料低額宿泊所に対しては、毎年度、現況調査を行うとともに、社会福祉法に基づく立ち入り検査を実施しています。 高齢者の入所する施設は、老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホームが社会福祉法に基づく第一種社会福祉事業として位置づけられており、また、有料老人ホームは老人福祉法に規定されている。 県において、養護老人ホーム、軽費老人ホームは原則として1年に1回の頻度で、有料老人ホームにおいては、2年に1回でそれぞれの法律に基づく立入検査を行っている。
25	介護分野における外国人労働者について、県として実態を把握して下さい。	
26	安心の介護保障制度実現のため、下記のことを国に要請して下さい。	
①	介護職員の処遇改善は介護報酬の加算ではなく、交付金で実施すること。	介護職員の処遇改善については、全国知事会を通じて国に要望しているところであり、令和元年度10月から、更なる拡充が行われました。今後も、介護職員の賃金の状況等を踏まえつつ、更なる処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。
②	介護保険財政の公費負担割合を引き上げること。	介護保険制度は、適切な公費負担を組み入れた社会保障制度として平成12年度に創設された制度です。 高齢化の進展による認定者の増加に伴い、全国の介護保険の費用も増加しているところです。 それに伴う介護報保険料の上昇が避けられない中、低所得者の保険料軽減のため、平成26年度の制度改正以降、公費を投入しているところです。
③	特別養護老人ホームの整備のための国の補助金を復活すること。	平成18年度に、三位一体改革により施設整備に係る都道府県交付金が廃止、一般財源化されたところであり、本県では交付税措置を伴う地方債を活用しています。 平成21年度より、1床当たりの補助単価を全国トップクラスの400万円としてまいりましたが、平成27年度からは、さらに50万円上乗せして、450万円としているところです。 国に対しては、地方財政措置を拡充・継続するなど、引き続き地方公共団体に対する財政支援を行うよう、要望しているところです。
④	補足給付の対象から外れる入所者について、施設入所が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、国として必要な対策を講じること。	平成26年度の介護保険法改正により、平成27年8月から、一定程度の預貯金等の資産がある方などは補足給付の対象外とされました。 さらに、平成28年8月からは、遺族年金、障害年金についても収入として勘案されるようになりました。 これは、補足給付が福祉的な性格を有する制度であり、預貯金等を保有している方に、介護保険料を財源に補助を行うのは不公平であることから見直されたものです。 なお、一旦、補足給付の対象外とされた方も、預貯金等を取り崩して食費・住居費の自己負担に充てた結果、預貯金等の残額が一定額を下回った場合は、申請により補足給付の対象とされます。
⑤	補足給付の資産要件導入や2割負担、3割負担の導入によって生じている問題点、利用者、家族の抱えている困難を把握し、制度を改善すること	補足給付の資産要件導入や利用料の2割負担、3割負担については、高齢化の進展により介護給付費が増え続ける状況の下、介護保険制度の持続可能性を高めることを目的に見直されたものです。 なお、制度改正の影響等については、国の社会保障審議会介護保険部会などにおいて検証されることから、県としてもその結果を見定めてまいります。
⑥	国が定める評価指標による自治体への保険者機能強化推進交付金によるインセンティブを付与することを行わないこと。	平成30年度から「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国では市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、保険者機能強化推進交付金を創設しました。 保健機能強化推進交付金の仕組みにより、各市町村の地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくこと、また、こうした取組が市町村間で共有され、より効果的な取組に発展していくことを目指しているものです。
⑦	利用料3割負担の中止を求めるとともに、3割負担の利用者に対して、保険料滞納制裁措置として4割負担を導入しないこと。	介護サービス利用料の3割負担化については、世代間、世代内の負担の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から見直しされたものです。 なお、負担軽減のため、ひと月に支払った利用者負担の額の合計が一定の額を上回った際に、その超過分を払い戻す高額医療サービス費の仕組みが設けられています。 また、3割負担の利用者のうち、保険料の徴収権が時効により消滅した期間がある方に対して、保険料を納めた方との負担の公平性の観点から4割負担とするものです。
⑧	生活援助の訪問回数が多いケアプランの事前提出や、地域ケア会議での検証の実施をしないこと。	訪問介護の生活援助中心型サービスについては、必要以上のサービスの提供を招きやすいとの指摘がある一方で、利用者が様々な事情を抱える場合もあることから、利用者の自立支援にとってより良いサービスとするため、ケアマネージャーの視点だけでなく、他職種協働による検証を行うこととしたものです。
⑨	ケアプランの有料化を導入しないこと。	ケアプランの作成費用に自己負担を豪乳することについては、国の骨太方針「経済財政運営と改革の基本方針2018」、改革工程表「新経済・財政再生計画改革工程表2018」において、負担能力に応じた公平な負担や、給付適正化等の観点から、検討を行うよう提言されたところです。 令和2年の国の社会保障審議会介護保険部会における検討の結果、ケアプランの有料化は当面実施しないことが決定されましたが、今後も継続して検討されることになっているため、引き続き国の動向を注視してまいります。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
【国民健康保険】		
27	国民健康保険制度は憲法25条に基づく皆保険制度であり、被用者保険制度と格差のない平等の制度への改善の財源として全国知事会が要望している「公費の1兆円の投入」実現のために、国及び国会等に対し、積極的な取り組みを行って下さい。	国民健康保険制度は法令に基づく全国区統一の制度であり、運営上で顕在化した構造的な課題については、医療保険制度全体を改革する中で、制度設計者である国が責任を持って解決すべきものであると考えております。 なお、県としても、国に対しては、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、全国知事会等を通じて要望しているところです。
28	新型コロナウイルス感染下の医療保険制度として何が必要か、「被保険者(県民)」「市町村」「医療機関」などから「それぞれが直面している課題とその対応、要望など」を集約して下さい。 当面、市町村に対して、下記の事項の実行・徹底のために助言してください。	県では、保険者指導や各種会議等の場を通じて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な課題等を確認しているところです。
①	当面、資格証明書の交付はやめ、短期保険証に切り替えること。	当面、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、感染の疑いのある者が医療機関を受診する必要がある場合には、直接医療機関を受診できることとし、この間資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされています。 資格証明書については、機械的に交付するのではなく、滞納世帯の所得状況、生活状況など個々の実情を十分に勘案して運用するよう市町村に対し指導しているところです。
②	国民健康保険法第44条に基づく医療費一部負担金の減額・免除申請制度を周知徹底し、適用すること	国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度については、国からの通知により、市町村への申請の方法や、保険医療機関における取扱い等が示されており、県としては、当該通知に基づき、適正な運用を図るとともに、一部負担金の減免に関する広報を実施するよう、市町村に対して指導しているところです。
③	すべての加入者が新型コロナウイルス感染症に関して「傷病手当」を受けられるようにすること。	傷病手当金の在り方等については、全国一律に法で定める国民健康保険の制度内容に関することであり、医療保険の制度設計を行う国が責任を持って、対応すべきものと考えています。
④	新型コロナウイルス感染症の影響による国保料(税)の減免制度を周知徹底し、すべての対象者が受けられるようにすること。	現在、県内すべての市町村において、新型コロナウイルス感染症の影響による国保料(税)の減免制度がホームページ等で周知され、逐次受付が開始されているところと聞いております。 県としても、適切に減免が行われるよう市町村に対して、広報紙やホームページ等で周知するよう指導しております。
29	県単位化から3年目となり、制度「策定」時にはなかった新型コロナウイルス感染拡大により、経済、と社会、医療の在り方が大きく変わっています。制度創設の背景にあった国保加入者は「低所得者が多い」「保険料負担が重い」「医療費負担が大変」などの課題はより深刻化し、いのちと健康、くらしを直撃しています。そこでこうした課題の解消ができる制度改定に向け、市町村と共同して、あらためて制度の在り方を検証して下さい。そのためには被保険者や医療関係者への調査などで、実態を把握して下さい。あわせて「パブリックコメント等」を行って下さい。	県では、保険者指導や各種会議等の場を通じて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な課題(実態)等を確認しているところです。
30	国保は社会保障制度であり、公費で支える制度です。法定外一般会計繰入の「解消・削減」は、保険料(税)の引き上げにつながることを踏まえ、市町村の判断で「繰入」を継続できること、また保険料(税)引き下げのため、新たに「繰入」もできるよう市町村に示して下さい。	決算補填等を目的とした法定外繰り入れについては、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭になるとともに、被保険者以外の住民に負担を求めることになるため、解消・削減を図る必要があると考えています。 そのため、国保運営方針では、市町村が、地域の実情を十分に勘案し、住民の理解を得ながら、計画的な解消・削減に務めることとしています。 なお、市町村は、国保運営方針を踏まえた事務の実施に務めることとされており、県としても、必要に応じ助言等を行ってまいります。
31	滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、暮らし、健康、営業に十分配慮し、「納税緩和措置」に基づく「収納対策の支援」を行なってください。	県では収納対策は、負担の公平性の観点から重要と考えており、従前から適正に実施されるよう市町村の取組を指導・支援してきたところです。 保険料収納の業務は、被保険者個々の生活実態などから総合的に判断して適正に行われるよう、今後も市町村を指導・支援してまいります。
32	保険者努力支援制度の活用において、医療費抑制や徴収の強化にはならないよう市町村に対して、徹底して下さい。	保険者努力支援制度は、被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う保険者を客観的な指標で評価し、支援金を交付することで、保険者の取組を支援する国の制度です。 千葉県国保運営方針では、「県及び市町村は、保険者努力支援の活用を図りながら、被保険者の更なる健康増進や財政基盤の強化に務める」こととしております。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
33	市町村国保に対する県費を下記の通り拡充してください。	
①	財政運用の広域化が市町村国保や被保険者の負担増にならないよう、県の一般会計からの繰り入れを行ってください。	国保の抱える構造的な問題については、医療保険制度全体を改革する中で、国において解決すべき課題と考えております。 平成30年度からの国保の広域化に当たって、国により、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により、国保の財政基盤の強化がされています。 また、全国知事会と連携しながら、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう要望を行っており、今後も必要な要望を行ってまいります。
②	医療費の地方単独事業の現物給付化に伴う国のペナルティ分を補填する県単独補助金を創設して下さい。	県内全市町村が減額の対象となっている子ども医療費や重度心身障害者（児）医療費助成制度の国庫負担金減額分については、県繰入金で補填しているところです。 国においては、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は廃止されたところです。 県としては、今回の見直しにより国保の減額調整措置について、一部改善が図られたことは評価しますが、見直しの内容が未就学児に限定されていることから、減額調整措置の全面的な廃止を求め、「令和3年度の施策に対する重点提案・要望」として要望活動を行ったところです。
34	高すぎる保険料（税）が、くらしと健康を脅かしている実態を踏まえ、安心して医療が受けられるよう下記の事項について市町村に助言、支援を行なって下さい。市町村が把握した実態を県として集約し、問題点の改善に取り組んで下さい。	
①	短期保険証、資格証明書発行世帯、保険証未交付世帯に対して、訪問調査などにより、被保険者と家族の健康状態・罹病の有無・受診状況などの実態を把握すること。その結果を健康部門や、福祉部門と共有し、「地方自治体」の判断によるとされている「特別の事情」を積極的に活用し、正規の国民健康保険証を交付すること。	県としては、短期保険証の発行は納付相談機会の確保を図るためのものと考えていますが、資格証明書を発行した世帯に対しても、可能な限り、文書、電話、臨戸等により接触を図るよう指導しています。 また、市町村が「特別の事情」の有無を判断するにあたっては、被保険者個々の実情を十分に勘案して、適切かつ公平に運用するよう指導しているところです。
②	年齢・障害・所得等に着目した保険料（税）の減免制度、とりわけ18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。	保険料（税）の減免は、様々な状況下にある被保険者の負担能力を判断し、市町村が個々に決定すべきものであると考えます。 なお、県としては、子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入については、従前から国に要望しているところであり、今後も全国知事会と連携しながら、必要な要望を行ってまいります。
③	納税緩和措置に基づき、滞納を理由に受療権をはじめ給付サービス制限や生活を困窮させ、営業を困難にする差し押さえをしないこと。	差し押さえや給付サービス制限については、保険者が、滞納者と接触する機会の確保を図り、収納を確保する有効な手段として制度化されているのもです。 市町村に対しては、文書、電話、臨戸等により農夫相談の機会を確保し、保険料（税）滞納者個々の事情を十分に考慮したうえで、分納等の納付相談を実施するよう指導しています。
④	国民健康保険法44条に基づき、医療費一部負担金の免除申請制度を活用できるようにすること。収入要件を生活保護基準の1．5倍にした免除規定をつくること。	医療費の一部負担金の免除については、災害により著しい損害を受けた場合、農作物の不作や事業の休廃止等により収入が減少した時など、生活が著しく困難となった場合と認められるものに対して行うことができるとされています。 国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減額措置については、厚生労働省保険局長通知により基準が定められており、県としては、同通知に基づき適正な運用を図ると共に、一部負担金の減免に関する広報を実施するよう、市町村に対して指導しているところです。 また、同通知において、一部負担金減免の基準については生活保護基準の1000分の1155と示されており、県としては、国基準を下回ることのないよう市町村を指導しているところです。 なお、国の財政支援は国基準に沿って行われることから、市町村の財政負担を考慮すると、国基準を上回る減免基準を規定することは難しいと考えております。
35	病気やけが、出産の時の休業補償として、「傷病手当」「出産手当」を法定給付とするよう国に要請するとともに、県独自の財政支援策を講じて下さい。	現在、新型コロナウイルス感染症に関して、市町村が行う傷病手当金に対し、国が財政支援を行っているところであり、まずは、国の対応を注視することが必要と考えています。
36	県国保連、市町村が、「国保法」、「国保運営方針」で定められている「国保は社会保障制度」であることを、ポスターやホームページ、「国保のしおり」などの広報で、明示するように助言して下さい。	県としては市町村に対し、保険者指導や各種研修会を通じて、国保の各種制度についての積極的な広報の実施、適切な運用について指導しているところです。 なお、実際の広報にあたっては、賦課方式や被保険者の年齢構成、職域など市町村において状況は様々であり、市域の実情に即した広報がなされているものと考えています。
37	国に対し、下記のことを要請して下さい。	
①	国保料（税）を応能負担にするため、均等割、平等割は廃止すること。	国保の保険料（税）は、所得に応じた応能割と世帯の人数などに応じた応益割を組み合わせて賦課することになっています。 国保における負担のあり方については、制度の根幹に関わる事柄であることから、国が責任をもって対応すべきものと考えております。
②	18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。地方単独医療費助成に伴う国庫負担金減額措置を廃止すること。	国においては、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は廃止されたところです。 県としては、減額調整措置の全面的な廃止及び子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入について、従来から国に要望しているところであり、今後も、全国知事会等と連携しながら要望をしてまいります。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
③	44条減免の適用拡大のため、自治体への補填率を引き上げること。	医療費の一部負担金の免除については、災害により著しい損害を受けた場合、農作物の不作や事業の休廃止等により収入が減少した時など、生活が著しく困難となった場合と認められるものに対して行うことができるとされています。 44条減免については、国通知により基準が定められており、各市町村は、その国基準を基に市町村基準を定めており、その財源は、国んぽ特別調整交付金で1/2が補填されることとなっております。 市町村では、その財源により減免を行っているため、国の基準を上回る減免を行うのは厳しい状況にあります。 県としては、国の減免基準や補填率の見直し等について、今後の動向を注視してまいります。
④	保険者努力支援制度は、社会保障制度としての国保制度に基づき、医療費抑制や徴収の強化にはならないよう見直すこと。	保険者努力支援制度は、被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う保険者に対し、設定された評価指標の達成度に応じて財政支援を行うことで、保険者の取組を支援する国の制度です。 県では国に対し、評価のあり方など保険者努力支援制度の運用について地方と十分に協議を行うよう、全国知事会等を通じて要望しているところです。
⑤	健康保険証へのマイナンバーの拡大は行わないこと。	現在国において、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせ、受診した医療機関においてオンラインで資格情報の確認が可能となる仕組みを、2021年3月の本格運用開始を目指し、制度の構築を進めています。 この取り組みは、健康保険制度の根幹に関わる事柄であることから、国が責任をもって対応すべきものと考えております。 なお、県としては、各市町村の準備が円滑に進むよう、情報提供や助言を行うなど必要な支援に務めてまいります。
【保育】		
38	新型コロナウイルス感染対策を行いながら、子育て支援や保育内容の充実が可能となるよう、県独自に職員の上乗せ配置をして下さい。	
【障害者福祉】		
39	重度心身障害者(児)医療費助成制度については、一部負担金をなくし、65歳以上で新たに重度障害者となった人と精神障害者については1・2級を対象として下さい。	重度心身障害者（児）医療費助成事業については、県、市町村及び制度利用者が応分の負担をしながら、支えていくものと考えていますが、所得状況を踏まえ、所得が一定額以下の世帯の方は、無料としています。 65歳以上で新たに重度障害となった方については、市町村、関係団体との様々な協議、また、他県の事例も踏まえ、国の高齢者医療制度との整合を図る観点から、県の障害者医療制度ではなく、国の高齢者医療制度で対応することとしています。 精神障害者への助成については、関係機関の意見も伺いながら、実施主体である市町村との協議を重ねた結果、精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象とすることで合意が得られ、令和2年8月から対象に加えたところです。なお、障害年金、所得税の特別障害者控除等の制度においても精神障害者保健福祉手帳1級を重度相当として、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、Ⓐと同等の取扱いがされています。
40	障害者総合支援法の第7条(介護保険優先原則)をなくし、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるように国に要請して下さい。	
【減災・防災】		
41	県と市町村が連携して、必要な食料・日用品などの物資の数量を把握するとともに、確保するよう努めて下さい。	
42	自治体職員に災害対応研修を十分に実施するなど、住民も職員も安心できる体制をつくるよう、市町村に助言して下さい。	
43	県として、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を考慮した避難環境づくりを推進するとともに市町村に助言して下さい。	
【年金】		
44	年金は高齢期の住民の生活を支える根幹です。年金制度は国の事務ですが、住民の暮らしを守るためにも県として、下記のことを国に要請して下さい。	
①	年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。	年金制度のあり方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し決定すべきものとかんがえています。 なお、平成28年12月に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年4月からマクロ経済スライドによる調整のルールが見直され、令和3年4月から賃金・物価スライドの見直しがされる予定ですが、この措置は、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するためとされています。 県としても、国の動向を注視してまいります。
②	65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。	年金制度の在り方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し、決定すべきものと考えています。 なお、厚生年金の支給開始年齢についても、男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳までの引き上げが行われる予定となっています。 県としても国の動向を注視してまいります。
③	年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること。	年金の支給期日については、国民年金法第18条第3項及び厚生年金保険法第36条第3項に定められているものです。 年金制度のあり方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し決定すべきものと考えています。県としても国の動向を注視してまいります。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
④	全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分月3．3万円をすべての高齢者に支給すること。	年金制度の在り方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し、決定すべきものと考えています。 なお、令和元年10月からは、年金を含めても、所得が低い方の生活を支援するため、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金」が実施されています。 県としても国の動向を注視してまいります。
⑤	年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など、被保険者・受給者のために運用すること。	年金制度の在り方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し、決定すべきものと考えています。 なお、年金積立金は、専門の組織である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、長期にわたって資産を保有するとともに、債権や株式などの複数の資産に分散投資することで、安定的に運用されていると聞いています。 県としても国の動向を注視してまいります。
【生活保護】		
45	生活保護制度は憲法25条に基づく国民の権利であり、利用申請にあたっては法の基本原則を遵守し、保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われる行為も厳に慎み、適切に運用するよう下記のことを市町村に助言、支援するとともに、県も率先して行なって下さい。	
①	新型コロナウイルス感染拡大の下で、厚生労働省発出4月7日付事務連絡及び5月26日付事務連絡の内容を周知徹底し、速やかな保護決定と弾力的運用を行うこと。	4月7日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡を受け、4月8日付で各福祉事務所に周知を図ったところです。 また、緊急事態宣言解除後において、5月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡の発出を受け、同日付で各福祉事務所に再周知をしたところです。
②	窓口での対応、相談員は社会福祉士または社会福祉主事の有資格者とすること。	社会福祉法第15条により「現業を行う職員」は、社会福祉主事でなければならないと規定されているところです。
③	「生活保護のしおり」は、生活保護法、実施要領に基づき作成し、生活保護8つの扶助及び8つの加算、一時扶助、移送費、勤労控除及び新規就労控除、未成年者控除等を説明し、その金額を明記したものに改善すること。	「保護のしおり」については、監査等において生活保護法等の趣旨を踏まえているか確認の上、必要に応じて改善を求めているところです。
④	ケースワーカーの担当世帯数は、「標準数(80)」を上限とし、可能な限り60世帯とすることでケースワーカーの負担を軽減し、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるようにすること。	毎年実施している各福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査において、日保護世帯数を基に配置数が満たされているか確認をしており、不足している場合には充足させるよう指導を行っています。
⑤	無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への生活保護利用者の安易な誘導をやめ、基本的人権を尊重する生活保護行政に改善すること	令和2年9月11日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡により現に住居のない要保護者への対応について、適切な保護の実施を行うよう通知されたところです。 なお、無料定額宿泊所等については、居所のない者からの保護の相談(申請)があった場合は、緊急的に一時的な居所の確保が必要な場合に選択肢の一つとして案内されているところです。
⑥	「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにすること。	「生活保護のしおり」については、各福祉事務所において、保護を必要とする方が容易に入手できるよう、相談窓口等に常備するよう働きかけています。
⑦	低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度をつくること。	生活保護は、法定受託事務であることから全国統一的な取扱いとなっており、冷房器具の設置費用については、保護開始時等において熱中症予防が特に必要とされるものに対し、基準額の範囲内において支給しているところです。 また、電気料金については、生活扶助費の中に含まれ支給されているところです。

番号	要請項目	回答欄（空欄の項目は2021年2月16日時点で回答を頂いていない項目です）
【就学援助】		
46	必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるよう下記の対策を図るよう市町村へ助言、支援を行なって下さい。	
①	就学援助制度について学期ごとにお知らせし、あわせて申請書を配布すること。	就学援助制度について、多くの市町村では、入学時や進級時に案内文を配布しているほか、市町村広報誌を利用する等、様々な手段により周知に務めています。また、援助の申請漏れを防ぐため、多くの市町村で申請書を学校に常備しています。 なお、県では、各市町村に対し、できるだけ多くの広報手段等を通じて、就学援助の趣旨及び申請手続等について、保護者へ周知を図るよう通知しています。
②	少なくとも生活保護基準の1．5倍までの世帯を対象にし、所得で判断すること。	児童生徒が就学困難をきたす経済的な事情は、保護者の所得額のほか、家庭の諸事情があると考えられています。 準要保護児童生徒の就学援助については、実施主体である市町村が、これらの諸事情に加え、地域の実情等も勘案の上で総合的に判断することによって、より実情に即して対応が可能となるものと考えています。
③	生活保護基準の引き下げにより、今まで受給していた世帯が対象から外されないように配慮すること。	平成30年10月より生活保護基準が見直されましたが、その影響が及ばないよう対応するということが国の方針であり、県としても、生活保護基準の見直しに伴い、その影響を及ぼさないよう市町村に対し周知を図ったところです。 なお、各市町村に調査したところ、すべての市町村において影響が生じないよう対応していると聞いております。
④	入学準備金については支給額を実態に応じて増額し、入学前の12月末までに支給すること。	要保護児童生徒援助費については、国の交付金要綱の一部改正により、小学校及び中学校に入学する年度の開始前に支給した入学援助金が、平成29年度から国庫補助の対象とされ、単価も大幅に引き上げられました。 この改正の趣旨は、就学援助が必要な児童生徒等の保護者に対して、必要な援助が適切な時期に実施できるようにしたものであり、県としても市町村に対し、周知を図ったところであり、各市町村がそれぞれの状況に応じ、判断すべきものと考えています。 また、準要保護児童生徒に対しても、援助を必要とする時期に配慮しながら、各市町村がそれぞれの状況に応じ、判断すべきものと考えています。 なお、補助単価の引き上げや就学援助の実態に応じた補助金の充実を図ることなど、全国都道府県教育長協会議等を通じて、国に要望しています。
⑤	クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても支給の対象とすること。	要保護児童生徒について、県では、毎年度、市町村に対し、国からの通知に基づき、それぞれの関係法令の定めるところにより、適切に支給するよう周知しています。 また、準要保護児童生徒に係る就学援助費の支給については、各市町村がそれぞれの状況に応じ、判断すべきものと考えています。
47	小中学校の給食費の無償化のために県として補助をして下さい。	学校給食法においては、給食施設の設備や調理員の人件費等は公立学校の設置者が負担し、食材等に係る学校給食費については、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担すると定められております。また、経済的に厳しい家庭への就学援助制度もあります。 したがいまして、県として財政的な支援をすることについては、考えておりません。 なお、保護者の負担軽減のために参考となる県内各市町村のおける取扱いについて、市町村教育委員会の給食担当者会議等で情報提供してまいります。

以上

２０２０年度　第２９回「社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン」
自治体の回答に対する項目ごとの評価・分析

【税制・社会保障制度改革推進法・マイナンバー制度】

国に対し、要請していただきたい事項「消費税を５％に引き下げる」は、49 自治体（90.7％）が「しない」と回答、「検討する」は１自治体です。「しない」理由は、社会保障と税の一体改革において、「消費税は社会保障の財源」「国の政策だから動向を注視」などで、依然として「消費税の増税を肯定」し続けています。増税は国民生活への影響だけではなく、自治体財政への負担増ともなっています。

安倍政権が強行した 2019 年 10 月からの消費税 10％と複数（軽減）税率は景気後退と経済低迷を招きました。またその直後からの新型コロナウイルス感染症による地域経済の落ち込みは深刻で、住民のくらしと営業、地域経済活性化のためには、消費税減税・5％への引き下げは急務です。また複数税率の先には、23 年からの「インボイス制度（適格請求書）」実施は、今年 10 月から申請受付が始まります。
この制度の実施で、約 500 万もの消費税免税業者が課税業者になるか、商取引から排除かが迫られ、生業とくらしの危機に直面します。コロナ禍により経済状況は更に深刻です。いまこそ、国と自治体へ「増税による影響実態調査」の実施と検証をと迫り「5％に戻せ」「憲法に基づく民主的税制確立」の世論を広げるために学習、宣伝・署名行動にとりくみましょう。

「推進法」廃止は、45 自治体（昨年 46）が「しない」と回答。「検討する」は 4 自治体で「要請する」はありません。昨年度の回答と同様、「国の政策だから」「社会保障制度を解体しようとするものではない」などとコメント。「推進法」が憲法 25 条と相容れない制度であることが理解されていない状況。
推進法廃止を求めていることへの理解を徹底することが求められます。

「マイナンバー制度の中止・廃止」は「しない」が 51 自治体（昨年 53）「無回答」が 3 自治体。その理由は、「行政の効率化・サービスの向上」「不正受給の防止」などです。自治体は「住民の福祉の増進を図る」「民主的にして能率的な行政の確保」との地方自治法に沿って、マイナンバー制度の中止・廃止を求めるべきです。

「住民税」項目では、「自治体独自の軽減策」は「しない」が 47 自治体（昨年 49）。「滞納を理由に住民サービスを制限」は 31 自治体（昨年 31）。「滞納整理に強権的な手法をとらず、親切な相談」では「実施する」は 53 自治体（昨年 52）「納税猶予措置の周知・徹底と制度の活用」では、「実施した・する」は 51 自治体（昨年 46）で「検討する」が 3 自治体です。昨年からのコロナ禍での軽減措置がすすめられていますが、周知は「ホームページ、窓口への申請書置き」などが多くありますが、制度の必要な納税者に知らせ活用できるかの検討が不十分です。

「滞納整理では、強権的な手法をとらず、家族の状況、健康状態など生活全般に配慮し福祉部門との連携を図り懇切な相談を行う」では、「実施した・する」が 53 自治体「しない」は１自治体。コロナ禍での徴収猶予制度の周知・実施を前面に取り組むようにとの国からの発出はありますが、依然として、預貯金、保険、給与の差押えや滞納者への高圧的な対応が行われています。改善を求めて、自治体との継続的な懇談・交渉、集団申請、税負担の軽減や納税者の権利確立のための行動にとりくみましょう。

【医療】

子ども医療費助成制度

「子どもの医療費助成について通院、入院とも 18 歳年度末まで、所得制限なく、無料として下さい」の要望では、県内自治体のうち「実施した実施する」が 15 自治体（27.8％）、「検討する」が 12 自治体（22.2％）、「しない」が 26 自治体（48.1％）の回答でした。「実施する実施した」自治体は昨年（12 自治体）から 3 自治体増加。また「検討する」と合わせると過半数が実施に前向きであることがわかりました。県内で高校 3 年生まで所得制限なく、入・通院とも無料化しているのは、8 自治体（匝瑳市、山武市、多古町、東庄町、横芝光町、睦沢町、長柄町、長南町※全体の 14.8％）です。所得により自己負担金はあるも

のの高校3年生までを助成対象年齢とする15自治体（銚子市、東金市、旭市、我孫子市、八街市、印西市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、九十九里町、一宮町、長生村、白子町、御宿町）を加えると23自治体で、県内54自治体のうち、所得制限の条件はあるものの高校3 年生まで医療費を助成する自治体は4割を超えています。この他、助成対象年齢を入・通院とも中学校3年生までですが、勝浦市、鴨川市、君津市、四街道市は自己負担金がなく無料としています。

「しない」と回答した自治体のコメント欄には、「財政措置を含む全国一律の制度の創設を国に要望」、「事業が国全体としての根幹をなす公的制度であると認識しており、統一的な運用が必要」などの意見があり、国の制度化を求めていく必要があります。

千葉県の制度は、通院を小学校3年生、入院を中学校3年まで助成対象としており、県内すべての自治体が入・通院とも助成対象年齢を中学校3年生以上としている現状と乖離しています。自治体が行う通院助成対象年齢と大きな開きを解消する必要があり、自治体を支援する為にも県が制度拡充をすることを強く求めます。

また、千葉市は2020年8月から子ども医療費受給券を提示して処方される調剤について、これまで自己負担額無料としていたものを、窓口で自己負担を新たに求める施策へ改悪しました。具体的には0歳から小学校3年生までは院外処方1回につき300円、小学校4年生から中学校3年生までは500円の負担となります。子どもを産み、育てる環境の整備は我が国の喫緊の課題であり、コロナ禍での医療費負担増は、更なる受診控えにつながる可能性が懸念されます。今後も子どもたちが安心して医療を受けられるよう要請していくことが重要です。

妊産婦の医療費助成制度の創設

「妊産婦の医療費窓口負担について、助成して下さい」を2019年度から新しく要望項目として加えています。「実施した実施する」の回答は9自治体ありましたが、コメント欄をみると国の基準に基づく妊婦健康診査、産婦健康診査の費用助成をその回答理由としており、誤解があります。

妊産婦が受診時に窓口一部負担金がなく経済的負担なく安心して受診できるような環境整備を求めるものです。他県では、岩手、茨城、栃木、富山が全県で独自に助成を実施しており、栃木県については、対象疾患は限定されていません。また、山口、徳島、香川、鹿児島、沖縄各県内の一部自治体が助成を実施しています。「検討する」の回答は5自治体でした。制度創設に向けた第一歩として、これらの自治体との対話を行うこと、他県の状況を社保キャラバン等を通じて自治体職員へ紹介しながら、妊産期の医療費助成制度の創設が求める取り組みを進めていくことが重要です。

がん検診等

「がん検診（胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん）、歯科検診（歯周疾患検診、口腔がん検診）、骨粗鬆症検診を年1回無料で実施できるようにして下さい」と要望しました。千葉県では「実施した実施する」が16自治体（29.6%）、「検討する」が5自治体（9.3%）、「しない」が33自治体（61.1%）の回答でした。ただし、「しない」と回答した自治体でもコメント欄をみると、千葉市、木更津市、旭市などでは自治体独自事業を実施していました。

成人に関する健診事業は、健康増進法、高齢者医療確保法等で定められた対象者、対象年齢に実施するものです。ただし、法律では努力義務とされているものもあり、地域住民の健康増進のため定められた対象・健診項目ばかりでなく独自の上乗せ施策が求められます。

予防接種関連

一昨年より、麻しん、風しん発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合（MR）ワクチン」の接種率を95%まで上げることで流行を阻止することができます。風しん排除に向け、次のことを行ってください。①第5期定期接種の対象である41～58歳までの男性に対し、積極的にクーポンを活用し、ワクチンの接種率が上がるよう、取り組みを強化して下さい。②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、接種控えをし

た子どもに接種期間を延長して下さいと要望しました。
①対象男性に対するクーポン活用の呼びかけについては、53自治体で「実施した実施する」の回答でした。「未実施者へ勧奨通知をした」、「特定健診及び職場での定期健診時に風しん抗体検査を併せて実施するよう勧奨を図った」などの意見もありました。
②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、接種控えをした子どもに接種期間を延長を求めた事項では、「実施した実施する」が16自治体（29.6%）、「検討する」が9自治体（16.7%）、「しない」が27自治体（50.0%）の回答でした。
「しない」とする自治体のコメント欄をみると、「例年並みの接種率」、「例年と比較して差がない」、「接種率は例年通りの水準」の回答がありました。麻しん、風しんについては、感染力が強く子どもが罹患すると様々な合併症を引き起こします。また有効な治療法がなく、ワクチンが唯一の予防策です。妊娠初期に感染し先天性風しん症候群（ＣＲＳ）の子どもが産まれたことが報告されています。
国は風しん対策事業として、「風しん抗体検査・麻しん風しんワクチン5期定期接種」を昭和37年4月2日以降昭和54年4月1日生まれの男性を対象に2022年3月末日までの間に、まずは抗体検査を、その結果により予防接種を原則無料で実施しています。また、千葉市では2021年3月末日まで抗体検査を国の基準（ＨＩ法で8倍以下）より高め、ＨＩ法で16倍以下とする独自の運用で公費助成を行っています。行政においては、対象者で未接種者に対する接種勧奨、積極的な情報提供を行い、徹底した風しん排除にむけた取り組みが必要です。

地域医療、自治体病院、医師・看護師確保など

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大が続く中で、医療提供体制の拡充・強化と国民生活の支援・補償が喫緊の課題となっています。感染が拡大し「医療崩壊」が危惧される状況の背景には、これまでの効率優先の医療提供体制の再編や、医師・看護師をはじめとした医療従事者の抑制政策、そして感染症対策の要としての保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策があります。
そこで、各自治体に対して「いつでも、どこでも、誰でも安心して必要な医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・拡充をはかること」をもとめました。35自治体（64.8%）が「実施した・する」、「検討する」と回答しています。市原市では「休日・夜間の診療機関として、市営急病センターを365日開院しており、同センターの診療時間外は、市内病院の輪番制で診療体制を確保している」。富津市では「休日当番医事業について市の事業として地元医師会と協力のもと、長年実施しており、夜間の一次救急及び2次救急についても、実施する君津木更津医師会の委託元である君津郡市広域市町村圏事務組合に対し、4市で負担金を支出し存続・充実を図っている」など14自治体から積極的な回答が寄せられました。一方、「しない」と回答した3自治体の柏市からは「自治体病院を有しているため」、白井市からは「自治体病院を有しない市として、可能な範囲で休日・夜間の診療や救急医療を受けられる体制を維持できるよう努めていきます」など前向きな回答となっています。
コロナ禍のもと、「感染症病床」、「高度急性期病床」の拡充をはじめ病院・病床機能の充実が緊急に求められています。これと逆行するのが、「高度急性期」、「急性期」病床を中心に病床削減と施設、在宅への移行に誘導させる千葉県「地域医療構想」（改正千葉県保健医療計画）です。これらの具体化にむけ、各２次医療県単位に「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」が設置され、議論（調整）が進められています。そこで「その地域に必要な病院・病床機能の整備・拡充を図るよう県に要請すること」を求めました。36自治体（67.7%）から「要請した・要請する」、「検討する」との回答が寄せられています。市川市、船橋市、柏市、我孫子市からは「市民に必要な医療が提供できるよう病院機能・病床機能の充実を図るため、会議等で要請しています」など積極回答が寄せられ、「しない」との回答は17自治体（31.6%）ですが、そのうちの6自治体からの回答は、「必要な協議を行っている」のであらためて要請はしないとのことであり、要請を否定した自治体は1自治体のみとなっています。また「千葉県地域医療構想の見直しを県にもとめること」に対して、35自治体（64.9%）から「実施する」、「検討する」との回答が寄せられ、「実施しない」と回答した18自治体でも、5自治体が「調整会議」の場などで協議していくと肯定的な回答になっています。
いわゆる「424病院問題」（統合・再編対象病院）で、「国に白紙撤回を求めること」の要請に対して

は、「する」、「検討する」は22自治体（40.8%）にとどまっています。この問題では、すでに国保多古中央病院を有する多古町議会が、全会一致で国へ意見書を提出しています。南房総市国保富山病院も、安房地域の調整会議の中で、存続・充実の合意形成がされています。

自治体病院の存続・充実を求める運動のカギは地域からの世論と運動です。同時に当該自治体病院関係者、医師会など地域の医療、福祉、介護関係者、当該自治体議会などとの合意形成が大切です。少子・高齢化が進む中。持続可能な地域づくりとの結んで幅広い教導の運動を拡げましょう。

【介護保険】

今年は新型コロナウイルス感染症の対応に関する要望に重点をおきました。経営が悪化している介護事業所への財政支援に関しては22の自治体が独自の支援を行っていることがわかりました。また、マスクや消毒液などといった衛生材料の提供は49自治体が、感染防止対策への助言指導は51自治体が実施しています。しかし、まだまだ医療と比べて介護事業所への支援の少なさを実感します。廃業した事業所は県内で2件という回答でしたが、把握していない自治体もありました。

次に利用者に対する支援についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への介護保険料の減免は多くの自治体で実施していますが、国基準以上の独自減免については難しいと回答している自治体もあります。この点では、実際の懇談の中で話し合いができるとよかった要望項目であると考えます。利用料の減免については、実施している自治体が4か所増えました。コメントが記載されていないので内容がわからない自治体もありますが、例えば茂原市は2019年の台風災害の被害者に減免を実施しています。2割負担、3割負担になった利用者の実態把握をしている自治体は5か所増えています。2020年6月1日現在で県内の2割負担者は28,165人、3割負担者は19,075人になっています。今後も利用者の実態を把握し、必要な介護が受けられないようなことがないよう利用者に向き合った介護保険行政、自治体独自減免の拡充を求めていきます。

強調したい点として、これまでと同様に「介護保険料の滞納を理由に給付制限を行わないでほしい」という要望に対しては「制限をする」自治体が41自治体となっており、その理由が「公平性の観点」となっています。支払えない理由を把握し、納付相談に応じていくこと、必要な介護が受けられているのかどうかも保険者として対応することを要望することも継続課題とします。

アンケート結果についてですが、要介護認定者数は1.02倍と微増ですが、65歳以上の第1号被保険者における認定率は17.39%から16.77%に減少しています。要支援1～要介護2の認定者数は微増ですが、要介護3以上は横ばいです。障害者控除の認定数は微減で、申請書を送付している自治体も1ヶ所しか増えておらず10自治体に留まっています。この点は大いに改善させる必要があります。介護予防・日常生活支援総合事業は訪問型、通所型ともに事業所数に大きな変化は見られませんでしたが、移行した人数に関しては昨年より26自治体で減少傾向となっているのが特徴です。3割の自治体しか担い手研修が実施できていないことも影響があるかもしれません。生活援助の回数が多いケアプランの事前届で関する実態も把握しましたが、是正を求められる事例はなく、本当に必要な仕組みなのか疑問が残りました。

全体を通して、どの要望、アンケート項目についても経年的に実施することが求められています。

【国民健康保険】

新型コロナ感染の収束が見通せない中、多くの国保加入者が直面している問題は、日々の暮らしと営業、雇用の維持と医療費・生活費の心配なく医療を受けられること、そして国保保険料（税）の支払いです。高齢者を中心に生活保護世帯が増え続けていますが、保護を受けている世帯は対象世帯の2割程度といわれ、多くの未受給者のいのちと健康を守ってきたのが国民健康保険です。また、国保滞納者は税金と社会保険料（税）などの多重債務状態にある人が多く、暮らしや商売の困難から様々な借り入れもあり、返済が滞っている人もいます。

コロナ禍で厳しく問われているのは、県と市町村が保険者で、すべての医療保険制度の土台といえる国保制度が、憲法25条の社会保障と92条の地方自治に沿ってその役割を果たしているのかです。

政府は国保の都道府県化にあたり、その理由として、加入者の所得水準の低さと保険料（税）の高さ、そ

して医療費の急増をあげ、全国知事会は「協会けんぽ」並みの保険料にするためには、1兆円の国庫負担が必要として国に要求しました。しかし、実際には3,400億円にとどまり、しかもその金額すべてが保険料（税）の引き下げには使われていません。

2020年度の県内市町村における保険料（税）の改定状況は、県のとりまとめでは、以下の通りです。

＊「変更なし」→47市町村。県全体の国保加入世帯の62.9%、県全体の国保加入者の63.6%。

＊「引き上げ」→3市。世帯で18.2%、加入者は17.7%。＊「引き下げ」→0市町。＊「引き上げと引き下げが混在」→4市町。世帯で18.9%、加入者は18.7%　保険料（税）が負担能力を超えていることを理由の一つに挙げ、都道府県化を実施し、2年を経過したにもかかわらず、「引き下げ」た自治体はまったくありません。また「引き上げ」が少ないのは、「激変緩和措置」や「法定外繰入」によることが大きく、その「激変緩和措置」は2023年度までの特例で、予算規模も縮小してきています。「法定外繰入」も『県国保運営方針）』（以下『方針』）では「計画的な解消・削減に努める」ことが定められ、「法定外繰入」を実施している自治体数と繰入金額は年ごとに減少し、2020年度予算では12自治体だけです。さらに、いま検討されている『方針』「中間直し」案では、「計画的な削減計画の実施」が打ち出され、あわせて「中間見直し」案では「保険料水準の統一に向け、本格化な議論を深めていくことの明確化」も提案されており、今後、保険料（税）の引き上げが強く懸念されます。

高い保険料（税）や払えない医療費の窓口負担に対する、国保法44条減免は3,096件で風水災害の2市1町で合わせて2,300件余りで、その他の自治体では700件だけです。77条減免を見ても「実施なし」は31自治体で、全体では6,442件ですが、そのうち2割は千葉市が実施したものです。

また、保険者努力支援制度などにより、県が定めた「標準的な収納率」や「目的収納率」に沿って、自治体は達成に努めており、正規の保険証の取り上げや差押さえも引き続き強まっています。2019年度の「差押さえ」のうち「預貯金」の差押さえが7,524件あります。

コロナ禍で暮らしと商売が追い込まれているなかで、加入者は保険料（税）引き上げ、収納率アップのため資格証明書などの制裁措置の強化、そして預貯金などの差押え、さらに医療費の削減などの困難に直面することになります。

新型コロナ感染は、医療体制の脆弱性と不備、さらに国民のいのちとくらしを守る国や自治体の様々な施策の問題点を明らかにし、その解決を強く求められています。

国民健康保険制度も、『方針』「中間見直し案」での「コロナ禍の影響も丁寧に考慮」しているような状況ではなく、「（国保）事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」との目的に基づき、自治体と議会、そして加入者の意見と声が十分に生かされ、加入者と医療現場の実態を踏まえた制度と運営の「見直し」が早急に求められています。そうしてこそ、国保は自治体が保険者で、憲法が定めた地方自治、住民自治の根幹をなす制度として、十全な役割を果たすことができます。

いま、自治体の国保担当職員の皆さんは、強まる財政困難と加入者の「保険料（税）が高くて払いきれない」「窓口負担が重く安心して医療が受けられない」などの苦難に直接向き合い、様々な取り組みをしています。それだけに、国は全国知事会の求めている1兆円の国庫負担を早期に実現し、自治体も加入者のいのちと健康を守るために財政支援と正規の職員の大幅な増員をおこない、加入者、県民、医療従事者や国保に携わる職員の苦難と努力が報われる制度への大転換をおこなうことが必要です。

【保育】

市町村から国に対し、「新型コロナウイルス感染対策を行いながら子育て支援や保育内容の充実が可能となるよう、①保育基準(面積・配置基準）を大幅に引き上げること。②保育所の公定価格を引き上げること」を要請することを求めました。「要請する・要請した」とした自治体は2自治体3.7%に過ぎず、しないとした自治体は38自治体70.4%、検討するが14自治体25.9%でした。しないとした自治体の理由はほとんど同じで、現状の国の保育制度や予算の範囲内、待機児童の存在など現状を前提にしてできないとしています。現状を前提にしていてはできないのは当たり前です。保育士は処遇さえ改善すればいくらでも採用できます。今回の感染症の事態に普段から備えておくことが必要ですし、労働力を確保するための保育所ではなく、保育所は子どもの福祉としてあるものという意識を国は持つべきです。

あわせて、市町村から県に対して「新型コロナウイルス感染対策を行いながら子育て支援や保育内容の充

実が可能となるよう、県独自に職員の上乗せ配置をすること」要請することを求めました。「要請する・要請した」自治体は1自治体1.9%に過ぎず、しないとした自治体は34自治体63.0%、検討するが19自治体35.2%でした。「要請しない」理由は「すでに国基準を満たしている」「県学童保育は各委託事業者職員の配置を行っているため」「県の動向を注視していく」でした。国・県ともに「要請しない」とする自治体は31自治体、国・県ともに「要請する」としている自治体は1自治体、国・県ともに検討するとしている自治体が13自治体でした。

市町村に対して「子どもたちの命を守り、発達を保障するため、保育所、放課後学童クラブの職員配置の現行基準を引き下げず、運営基準を向上することあわせ、職員の処遇改善」を求めました。「しない」とした自治体が4自治体7.4%、「実施した・する」が36自治体64.8%、「検討する」が19自治体でした。

市町村独自の実施数が多いことから保育・学童保育の国基準の処遇が劣悪であることがうかがえます。

【障害者福祉】

重度心身障害児者医療費助成に精神障害者を対象に加えることについては、長年の要求運動が実り、2020年8月より県の制度として実施され、全市町村で実現しました。ところが対象者は精神障害者手帳1級のみであるため身体障害者や知的障害者よりも狭められており2級まで拡げていく必要があります。

2018年度から制度化された、65歳で障害者福祉から介護保険に移行した高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減については、ホームページや広報紙に掲載した自治体もありますが、利用者はまだ少ない状況です。こうした中で対象者に通知を郵送し、個別に対応している自治体も4分の1ほどあり、さらに拡げていくことが大切です。また、非課税世帯であること、移行する前に5年以上の障害者福祉の介護を受けていたこと、介護度や障害者福祉の支援区分などの条件をクリアしなければ対象者となりません。さらに償還払いであるため、手続きが煩雑で月15,000円の利用料が返還されるまで、その間4〜5か月もかかります。こうした対象者の狭さや手続きの煩雑さが利用者を少なくしている原因の1つと言えるのではないでしょうか。

【防災・減災・定住促進】

住民を万が一の災害から守る、住まいへの備えを中心に自治体の責任で対策を講じるべきと要請をしました。また風水害が大きな被害をもたらしたことから、今回より風水害への対策についての要望を加えています（項目38）。

36. ①「家具転倒防止金具(器具)取付工事助成制度」創設・拡充については、家具を固定することでケガ人を約5割減少させること、避難経路確保に有効であることから毎年制度創設・拡充を求めています。県下で実施する自治体は14（前年12）と2増加、検討する7自治体(前年12)に留まっています。いすみ市など制度利活用が進む自治体がある一方で、様ざまな条件を付した制度設計により、利活用がすすまない、すすまないから制度を縮小・廃止するなどの自治体もあります。また四街道市では住宅リフォーム助成での対応となっています。②「一室耐震化」など簡易な改修工事への助成」では、実施9昨年より1減少、検討10と2減なっています。住宅の耐震改修工事を望んでも、建ぺい率の関係や多額な工事費の負担が出来ず断念するケースが多く、そのために他県で広く助成制度化されている簡易で安価な工事、さらに簡易な耐震シェルターへの助成を住民のいのちを守る責任において自治体に助成を求めました。37.「住宅リフォーム助成制度」では、実施自治体29（前年31）と2減。耐震改修などを一定の条件を付す自治体での利活用が進まない傾向があります。一方でエクステリア含め宅地までカバーしているなど対象の範囲を広げているいすみ市などでは、住民からも好評で補正予算を組む、期限を延長するなどして定住化促進の効果もあるとしている自治体もあります。住宅に関する工事費助成制度について種々ありますが、その諸助成・支援制度間を埋める役割も期待できる「リフォーム助成制度」は、定住化促進と地域経済循環の観点でも今後さらに広げていく必要があります。

38. ①「被災住宅への迅速な対応がで、県と市町村が連携して、早急な被害状況と住民の要望の把握に努めること」では、実施する・した自治体41、検討する10、しない1となり、松戸市はマークされていませんが、コメント欄で対応状況の記載をいただいています。②「屋根等の高所におけるボランティアは危険を

伴うことから、危険作業は建設業者等へ依頼することを促すこと。また、有償応急処置における費用負担をすること」では、実施する・した自治体は26、検討する9、しない17となっています。高所作業の危険性について多くが認識し対処しているものの、費用負担をする自治体はありませんでした。③「住民が普段の生活を取り戻すことができるよう、修繕等にかかる費用いついて十分な補助をすること。また、住民に対し、十分に周知すること」では、実施する・した自治体47、検討する3、しない1となり、修繕費用等は国・県と連動した制度利活用がすすみ、自治体独自の費用負担は、茂原市が行っています。④「災害規模により個人の備蓄では不十分なことが予想されることから、県と市町村が連携して、災害に備えた水や食糧、生活必需品、医薬・医療品や防災資機材の備蓄を十分に用意すること。併せて県と市町村が連携した必要備蓄の試算をすること」では、実施した・する自治体31、検討する20、しない2となりました。県と連動した備蓄につとめるとする自治体が多くありました。

自治体は「自助」による災害対応を求めることをやめ、住民一人ひとりに応じたきめ細やかな施策で応えるべきです。千葉県が毎年実施している、県民の県政への要望の1位が7年連続「災害から県民を守る」です。千葉県が率先して県内自治体への防災減災対策、被災者への支援・助成を通じて県民の願いに応えるべきです。

【年金】

安倍政権の約8年間で年金が実質6.4%も下げられました。「年金だけでは暮らせない高齢者」「働かざるを得ない高齢者」が増えています。こうした実態にもかかわらず、「国の事務だから、国の制度だから」「国の動向を注視」また、「要請は難しい」「要請は考えていない」など今回もいままでと変わらない消極的な回答が多くみられます。

是非とも各市町村は、住民の要望（意見）を積極的に受け止め国に要望することを求めたいと思います。

竹中平蔵氏は。「国民全員に毎月7万円を支給」する代わりに「年金や社会保障制度の廃止」を提案し憲法25条を形骸化しようとしています。絶対認めるわけにはいきません。

高齢者は今や3,600万人と全人口の約29%（千葉県171万人：27%）。高齢者の就業者数は900万人と年々増え、就業者数の13%を占めています。年金は高齢者の命綱です。回答には「国政の場で議論がされるべきもの」とのコメントもあります。21年は選挙の年、「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を求め、一大争点となるような国民的運動が求められます。

国に対しての要請事項の回答。*下段斜体は昨年*

	実施した・要請する	検討する	要請しない
①年金引下げはやめ、「マクロ経済スライド」は廃止すること	3 (5.6%) *2*	9 (16.7%) *10*	41 (75.9%) *41*
②65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと	4 (7.4%) *4*	10 (18.5%) *9*	39 (72.2%) *39*
③年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること	7 (13.0%) *7*	10 (18.5%) *10*	36 (66.7%) *36*
④全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること	4 (7.4%) *4*	9 (16.7%) *8*	40 (74.1%) *41*
⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。	5 (9.3%) *4*	7 (13.0%) *7*	41 (75.9%) *42*

【生活保護・貧困対策】

今、100年に1度の世界的な感染症禍で、生活保護を必要とする困窮者が増えている状況がある中、国会での野党の追及を受け、昨年12月22日から厚労省のホームページに「生活保護を申請したい方へ」が掲載されています。すべての市町村で広報やホームページで広く知らせるように求めていく運動が必要です。

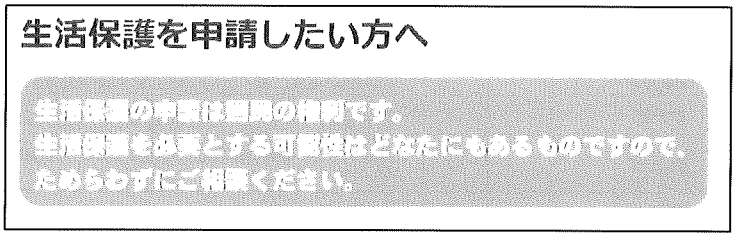

生活保護は、国家責任で生存権（憲法25条）を保障する制度で、自治体の本来の仕事（自治事務）ではなく、国からの法定受託事務です。もともと国の負担割合は80%だったのが1985～88年度は70%に下げられ、89年度から75%（4分の3）になった経緯があります。全国市長会など地方関係団体は、全額を国庫負担にすべきだとしています。国民のいのちとくらしを守る、その責任は国がきちんと果たすべきです。ひきつづき自治体から国に要請するよう求めました。

新型コロナウイルス感染拡大の下、厚生労働省発出事務連絡の周知が不十分で、助けを求めても「自動車所有」や「親族の扶養義務」を理由に保護申請を認めない実態が明らかになっています。ひきつづき、厚労省事務連絡の周知徹底と速やかな保護決定と弾力的運用を行うことを求めることが必要です。

生活保護制度を必要とする人たちへの説明が不十分です。「生活保護のしおり」は、生活保護法、実施要領に基づき作成し、生活保護8つの扶助及び8つの加算、一時扶助、移送費、勤労控除及び新規就労控除、未成年者控除等を説明し、その金額を明記したものに改善することが必要です。

また、窓口での対応、相談員が業務委託されていることも問題です。コロナ禍で保護申請が増え、ケースワーカーの担当世帯数が1人100世帯以上となっている市もあり、住民に寄り添う行政にほど遠い実態となっています。「職員を増やしてほしい」の声は切実です。ケースワーカーの負担を軽減し、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるようにすることが急がれます。

無料低額宿泊所や法的位置付けのない施設への生活保護利用者の安易な誘導をやめることについては、都市部での若干の改善はみられるもののさらなる改善が急がれます。

また、生活保護利用者にとって夏季手当、電気料金の補助問題は命の問題です。エアコンが有っても「食費で精一杯で利用をためらう」という実態があります。低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度をつくるために県と国に予算を要求して行く運動が大切です。

【就学援助・子育て支援】

就学援助についてはアンケートの回答について報告します。①保護者への広報については、入学説明会が44市町村、ホームページへアップしているのは49市町村です。②認定基準については生活保護基準の1.5倍で実施しているのは15市町、1.3倍が20市町、1.2倍が1市、1.0倍の実施は10市町です。③支給項目は、学用品、入学準備金、修学旅行費については54市町村すべてが実施しています。生徒会費11市町村、ＰＴＡ会費12市町村、クラブ活動費18市町、卒業記念品10市町などとなっています。④申請の受付場所は学校が46市町、市町村窓口が30市町村です。

コロナの影響で職を失い、収入が激減した世帯が増加し、特に母子家庭の多くが長引く生活苦に直面しています。学校給食の停止による食費増など、子育て世帯における教育費の負担が家計を圧迫しているなか、小中学校の学校給食を無料にすること、必要な人がいつでも利用できるように制度の案内と申請書配布、申請用紙の書き方など周知徹底をはかることを求めていきます。

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【住民税】1

No.	市町村名	1. 高齢者、障害者、生活困窮世帯など生活弱者に対する自治体独自の軽減策を拡充して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント1
1	千葉市	○			個人住民税は法令等に基づき、所得金額が一定水準以下の方につきましては非課税となるほか、市税条例で生活保護受給者等に対する減免規定を設けております。
2	銚子市	○			銚子市市税条例第51条(市民税の減免)の規定により実施。
3	市川市			○	市民税の軽減につきましては、地方税法で規定されております。この内容は、①天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、②貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者、③その他特別の事情があるものに限り、条例の定めるところにより減免することができる、となっており法の規定に基づく以外の減免はできないものとなっております。
4	船橋市			○	現行の住民税における生活弱者の方への対応といたしましては、税法上規定されている制度として、①障害者、未成年者、寡婦または寡夫である場合、年間の合計所得が125万円以下の方は非課税　②所得控除として障害者控除、寡婦(寡夫)控除が適用　③生活保護受給者の方は、1月1日現在で生活扶助を受給されている方については非課税となり、また、1月2日以降に生活保護が開始になった方につきましては、減免の対象となります。しかしながら、住民税の意義とは、地域社会の費用を市民の方々にその担税力に応じて広く公平にご負担いただくことで、市の財政を支えていただくということでありますので、税負担の公平性の観点から、船橋市独自で住民税の軽減制度を拡充することは困難であると考えております。
5	館山市			○	国による制度の見直しにより対応したいと考えております。
6	木更津市	○			関係各課と連携し、様々な生活弱者に対する軽減措置を実施しております。
7	松戸市			○	地方税法、市税条例を遵守。地方税法では、障害者控除が認められており、また、一定限度額非課税措置が定められております。また、生活困窮者についても、市税条例で定められております。税の性質上及び公平の観点からも法律に則り、軽減措置の拡充は考えておりません。
8	野田市			○	高齢者、障がい者等の真に配慮が必要な方に対する軽減措置については、既に法令等により講じられるているため、市独自の軽減策を講じる考えはありません。
9	茂原市			○	減免規定のとおり。
10	成田市			○	現行法令、市税条例に基づき対応して参ります。
11	佐倉市			○	地方税法等関係法令、市税条例に基づき対応してまいります。
12	東金市		○		地方税法の規定により実施
13	旭市			○	法令に基づく軽減策以外では納税相談等により個別に対応している。
14	習志野市			○	生活保護の生活扶助受給者は非課税となるほか、生活扶助以外の長期的扶助を受けている人について減免措置が設けられています。また、障害者、寡婦(寡夫)につきましては、地方税法により所得が125万円以下であれば非課税となること、さらに、地方税法の改正により、令和3年度から、所得が一定以下であるひとり親についても非課税となることから、現行の制度において対応することとしております。
15	柏市			○	引き続き，地方税法の規定に基づき，公正に対応してまいります。
16	勝浦市			○	地方税法に減免の規定があるため、市独自の軽減措置を設ける考えはない。
17	市原市			○	地方税法等では、高齢者・障害者などに対する所得控除等の軽減措置が図られているなど、税負担の公平性が確保されていることから、現行制度を基に対応してまいります。
18	流山市			○	法定軽減の範囲内で対応します。
19	八千代市			○	地方税法等関係法令，市条例に基づき対応しており，市独自の軽減策を講じる考えはありません。
20	我孫子市			○	住民税は、地方税法の規定に基づき課税しているため我孫子市独自の軽減制度を設けることは大変難しいものがあります。ただし、納付が困難な方については、納税相談等で個別に対応しています。なお、我孫子市の場合、①高齢者、②障害者、③生活困窮世帯(生活保護受給者)の方に対しては、次のような制度に基づき課税しています。 ①高齢者:65歳以上の方で、前年の収入金額が公的年金のみの場合、収入金額が1,515,000円以下の方は非課税となります。また、65歳未満の方の場合は、1,015,000円以下の方が非課税となります。 ②障害者:障害者が受給する障害年金は、非課税です。また、合計所得金額が1,250,000円以下(給与収入にすると2,043,999円以下になります。)の方は非課税となります。なお、一般の方の場合は、合計所得金額が315,000円以下(給与収入にすると965,000円以下になります。)の方が非課税となります。 ③生活困窮世帯:その年の1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は、非課税となります。また、年の途中で生活保護法の規定による生活扶助の認定を受けた方は、申請により、住民税の納期未到来の税額を減免します。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	減免等については、市税条例に基づき適正に処理します。
23	君津市	○			生活保護に準ずる、生活困窮者に対する減免規定を設けている。
24	富津市			○	市民税の軽減等については、地方税法に定められた軽減制度に従い、独自の軽減については考えていない。
25	浦安市			○	自治体ごとに異なる軽減制度を設けると税の公平性が保たれないため
26	四街道市			○	個人住民税は法令等に基づき、所得金額が一定水準以下の方につきましては非課税となります。また、貧困等の一定の事情を有する方については、市税条例における減免規定を定めております。税の性質上及び公平性の観点から、地方税法等と市税条例に基づき適宜対応してまいりますので、新たな軽減策等の拡充等は考えておりません。
27	袖ヶ浦市			○	個人市民税は、日常生活に密接した様々な行政サービスを行うために必要となる費用を、それぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税です。 しかしながら、身体的、社会的に不利な立場にあり、一般的に担税力がない又は著しく弱いと考えられる方についてまで税の負担を求めることは適当ではないことから、地方税法や市税条例において各種非課税措置や所得控除、減免制度などの配慮がなされており、市独自の住民税の軽減制度の拡充については考えておりません。
28	八街市			○	所得金額が一定水準以下の方については、非課税になります。また、障害者控除などの所得控除による軽減、賦課期日後の生活保護者の減免など、現行法令の範囲内で対応しています。したがって、市税条例の範囲内で、個々の事情により適宜判断していきます
29	印西市			○	全国統一的な基準の中で軽減措置を実施している。
30	白井市			○	地方税法等関係法令及び白井市税条例に基づき、軽減措置を行うとともに、生活扶助世帯には減免措置を実施しています。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	現在定めている減免制度の範囲を保持することしたい。
34	香取市			○	
35	山武市			○	現行制度により一定の配慮がなされている。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	現行制度の所得控除等で対応する。
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	個人住民税は所得水準が一定以下となれば非課税となります。また、市税条例で生活保護法の規定による保護等を受けている方への減免規定を設けています。
43	九十九里町			○	地方税法第323条に基づき、町税条例第51条を規定している。
44	芝山町			○	高齢者、障害者等でも担税力があれば課税する。その方たちだけ軽減するのは、税の公平性を欠くため不可。
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	地方税法に基づき実施している。
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	自治体独自での軽減策は困難なため、適正な所得申告の指導・啓発を行っている。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	現在の財政状況下では困難
52	大多喜町			○	町条例、要綱に基づき生活保護受給者の減免措置を実施している。
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	住民税については、地方税法の規定に基づいた標準税率を採用しており、生活弱者に対する減免等も実施している。また、独自の軽減策は財政的にも困難である。
	県合計	6	1	47	
	%	11.1	1.9	87.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【住民税】2

No.	市町村名	2. 住民税滞納を理由に、住民サービスを制限しないで下さい。			
		制限しない	検討する	制限する	コメント2
1	千葉市	○			市税の滞納を理由とした住民サービスの制限については把握しておりません。
2	銚子市			○	各課における補助金等の申請について、市税完納を条件としている。
3	市川市			○	税負担とサービスのバランスや公平性の観点から、融資や貸付、市営住宅への入居におきましては、市税滞納が無いことを条件とさせていただいております。
4	船橋市			○	本市では、融資や補助金交付事業等一部の事業については、市税を滞納していないことをサービス提供の要件の一つとしております。市のサービスは、市民の方々から市税を納めていただくことで成り立っているものであり、このような制限を設けることは、納税の義務を果たしていただいている方々との公平性の確保に資するものと考えております。 なお、市で提供しているサービスの中には、このような制限を行うと生活の維持に重大な支障が生じる性質のものもあることから、一律に市税の滞納を理由にサービスを制限することは考えておりません。また、新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、当分の間、市税滞納を理由としたサービス制限は行わないこととしています。
5	館山市			○	公平性の観点や住民サービスの内容に応じて各担当部署において制限を設けているものがあると認識している。滞納者に対しては、3のとおり対応している。
6	木更津市	○			滞納を理由に、不当に住民サービスの制限を行うことはありません。
7	松戸市	○			市税の滞納を理由に住民サービスの制限はしておりません。
8	野田市			○	住民税は「地域社会の会費」と言われ、住民にとって身近な地域社会の様々な費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合う性格の税金です。住民サービスは、この税負担によって支えられていることや負担の公平性という点を考慮すると、滞納を理由にサービスを制限することはやむを得ないことと考えています。
9	茂原市			○	本市では、融資及び補助金交付事業等について、納税の義務及び公平性の確保の観点から、市税の滞納がないことを条件としています。
10	成田市			○	市税の滞納がないことを利用条件の一つとしている事業が一部ありますが，受益と負担の公平性等を鑑み，個別に決定しているものであり，今後につきましても，個々の事情を総合的に勘案して対応してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	一部の補助金等の事業において、市税完納を条件としている。
13	旭市			○	補助金等の支給など、一部の行政サービスには市税の完納要件がある。
14	習志野市			○	・先端設備等導入計画の認定 ・中小企業資金融資、同融資に係る利子補給、中小企業退職金共済掛金補助金において「市税を滞納(延滞)していないこと」を要件の一つとしており、変更の予定はありません。 習志野市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金において制限を設けております。
15	柏市			○	各サービスの目的や受益を考慮した上で，実施してまいります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	現在、「市税を滞納しているもの」を対象外とする例規は18有り
18	流山市	○			
19	八千代市	○			住民税滞納を理由に，住民サービスの制限はしていません。
20	我孫子市			○	住民間の公平性を保つため、住民税の滞納が無いことを条件とすることは必要であると考えます。
21	鴨川市			○	滞納は、誠実に納税の義務を果たす市民の公平感を阻害し、健全な行政運営に支障をきたすため、滞納者には、行政サービスを制限し、納税意識の高揚と滞
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市			○	
24	富津市			○	補助金等の申請に「滞納がないこと」を条件としているものがあるため。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	入札参加資格、高度処理型合併処理浄化槽補助金、住宅リフォーム補助金、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金及び市営住宅入居資格等に制限を加えています。
27	袖ケ浦市		○		市単独施策について、制度間の均衡や市民間の公平性を保つため、統一的に市税完納要件を付することについて、福祉施策に配慮しながら引き続き検討してまいります。
28	八街市			○	市営住宅は低廉な家賃で賃貸しており、市税等の一部が運営費として支出されているため。
29	印西市			○	一部の補助金等の事業において、市税完納を条件としている。
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市	○			今回、回答を担当する課において、「検討する」又は「制限する」と回答した課はありませんでした。
33	匝瑳市			○	当該制限は、市が実施する補助金、助成金等の金品給付サービスに限定されている。
34	香取市	○			
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			太陽光発電システム設置補助・住宅リフォーム補助等、町税を財源としているものについては滞納がないことを補助要件としている。
38	栄町	○			施設の利用や基本的な住民サービスは制限していないが、政策的な補助金については制限している。
39	神崎町	○			
40	多古町			○	
41	東庄町			○	税負担の公平性の観点から
42	大網白里市	○			各課における補助金等の申請に一部市税完納を条件としているものがあります。
43	九十九里町			○	税務課としては制限していないが、各課の補助対象事業において、滞納により要件から外れる場合がある。
44	芝山町			○	町単独の補助金支給時に制限する。
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	各課における一部の補助金等において、町税の滞納がないことを条件としている。
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	納税者の公平性を確保するため、各種補助事業による補助金の支出は制限せざるを得ない。
49	白子町	○			
50	長柄町			○	
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		各住民サービスの実施における制限等は、担当課で判断すべき事項であり、税務担当課で回答する事項ではないが、協議の依頼があった場合には説明等は
	県合計	19	4	31	
	%	35.2	7.4	57.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【住民税】3

No.	市町村名	3. 滞納整理では、強権的な手法をとらず、家族の状況、健康状態など生活全般に配慮し福祉部門との連携を図り懇切な相談を行って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント3
1	千葉市	○			市税の納期限を過ぎると督促状や催告書が送付されます。この段階で早期に相談いただくことで、生活状況等を踏まえた納税相談を行うことができます。滞納整理に至るケースには、督促状や催告書が届いても無視して滞納を続けた結果、差押えを執行されてしまったという場合があります。
2	銚子市	○			滞納整理の実施にあたっては、生活の実情に困窮の可能性が見受けられれば、社会福祉課と相互に緊密な連携を図っている。
3	市川市	○			滞納整理にあたっては、納税者との面談等を行った上で、納税者の生活状況を把握し、福祉部門との連携を図りながら、法律に基づき対応しています。
4	船橋市	○			滞納整理にあたっては、ご家族の人数や健康状態、収入・支出等の生活状況などをお聞きしております。滞納している税金は、一括納付が原則となっておりますが、お聞きした生活状況によっては困難と認められる場合もございますので、その場合は特例として分割での納付をお受けしております。守秘義務の関係から一定の制限はあるものの、納税相談において複合的に問題を抱えているなど、生活に困っている状況にあると思われる方については、「保健と福祉の総合相談窓口」(さーくる)を案内するよう徹底いたしました。 加えて、以前から行っているとおり、生活が困難であると認められるケースについては生活支援課へのご案内を、また、多重債務に陥っている場合は消費生活センターへのご案内を行うなど、納付の困難な状況の改善が図れるようアドバイスを行っております。 さらに、すでに生活保護を受給しているなど生活困窮している場合は、滞納処分の執行停止(注　地方税法第15条の7第1項第2号)を行っております。 なお、財産や資産がありながら納付してない場合は、法律に基づき滞納処分を行っております。
5	館山市	○			納税相談の中で滞納者の経済状況等の把握に努め，実情に応じた対応を図っている。また，必要に応じて福祉関係部局と連携しながら対応している。
6	木更津市	○			財産があるにもかかわらず納付しない場合には、強制的な手段をとることがあります。
7	松戸市	○			福祉部門とも適宜連携し、滞納者の状況を良く判断したうえで相談を行うよう心掛けております。
8	野田市	○			滞納整理については、滞納者の家族状況等の生活全般の把握をするとともに、必要に応じ福祉部門と連携を図り、客観的な事実に基づいて納税緩和措置を適用する等、きめ細やかな納付相談を実施しております。 なお、税の公平性の観点から、接触が全く図れない等の滞納者に対しては、必要に応じ訪問したうえで、差押等の滞納処分を実施しております。
9	茂原市	○			滞納整理では、税の公平性を確保するため、財産状況を把握し差押をしていますが、必要に応じて生活課の消費相談員や社会福祉課のケースワーカーと連携を取って対応しています。
10	成田市	○			納税相談や実態調査等を通じ、生活状況等について適切に把握することで担税力を確認し、福祉部門との連携を図りながら滞納整理を進めております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			窓口等の納税相談の際に、内容によっては福祉部門への相談を勧めたり、案内を行っている。
13	旭市	○			納税相談や財産調査により、生活状況を把握し個々の実情に応じて対応。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			地方税法の規定に従い，納税者の状況を精査した上で対応しています。窓口に福祉の相談窓口のパンフレットを置いて案内を行っています。
16	勝浦市	○			滞納者と接触・面談し生活状況の実態把握に努め、適宜対応している。
17	市原市	○			本市では、負担の公平性確保や法令遵守の観点から滞納整理を行っており、滞納者の収支状況や保有財産などから総合的に判断し、納付資力があると判断した場合には、滞納処分を実施しております。 なお、納付相談等により得た、滞納者の収支状況や保有財産の情報などから総合的に判断し、納付資力が無いと判断した場合には、法令等に基づき、適切に、納税緩和措置等を講じております。
18	流山市	○			
19	八千代市	○			滞納整理にあたっては，地方税法及び国税徴収法等の法令に基づき事務を執行しています。基本的には法令に基づき，十分な財産調査等を行い本人等からも状況を聴取した上で対応しています。また，必要に応じて福祉部門とも連携し，個々の滞納者の状況に応じた対応をしています。
20	我孫子市	○			滞納者には督促状・催告通知書・差押予告書を送付し納付及び納税相談を促しています。その後は、面談等をしながら、家族構成・生活実態・収支状況の聴き取り調査を行いながら滞納整理を進めています。また、相談内容によっては福祉所管課に繋げたり、生活保護が決定された場合は福祉所管課より連絡を受け、一定期間を経過した後は納税義務を消滅させる事務手続きをするなど、相互に連携を図っています。しかし、再三の連絡や通知に反応がなく、納税に対する意識が希薄と思われる場合は、法に基づき財産調査をしたうえで滞納処分を行います。
21	鴨川市	○			納税相談、臨戸、各種調査により、滞納者の実態を把握して状況に応じて、関係部署との連携を図り対応している。
22	鎌ヶ谷市	○			納税相談時、個々の事情を確認し、きめ細やかな対応を行っております。
23	君津市	○			納税相談では、納税者の滞納理由や生活状況の把握に努め、債務整理や生活改善のアドバイスを行っているが、納税誠意のない者には公平性の観点から滞納処分せざるを得ない。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			国税徴収法に基づく滞納処分を行う前には複数回にわたり納税相談等に応じる旨の通知を行い、本人が応じた場合には相談を行い、法の範囲内で柔軟に対応してい
27	袖ケ浦市	○			滞納整理については法に基づき適正に執行しておりますが、生活困窮者と把握した場合などは、生活困窮者自立支援制度など福祉部門との連携を図っています。また、世帯の生活、収入、納税意識等を勘案しながら、執行停止なども検討し納税者が生活困窮に陥らないよう十分心がけて対応しております。
28	八街市	○			平日窓口相談以外にも市広報紙及びホームページ等を活用し、相談の呼びかけを行うとともに、日曜開庁や夜間窓口における相談及び多重債務者相談等を実施し、相談窓口を増やしている。また、滞納整理にあたっては、このような相談を通して一人ひとりの状況を判断しながら行っている。
29	印西市	○			地方税法・国税徴収法の定めにより滞納処分を実施している。
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			家族構成・生活状況・収入状況等を充分調査し、担税力を見極めた上で滞納整理を実施しています。また生活保護者は福祉部門から事務連絡を受けています
35	山武市	○			差押は、所得や財産があるにも関わらず納付意欲の無いケースに限っており、生活を困窮させる差押は行っていません。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			個別の納税相談の中で生活状況や健康状態などを聴き取り、必要に応じて福祉部門と連携をはかりながら相談を行っている。
38	栄町	○			
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			滞納者の家庭状況及び滞納原因を聴取する等、状況を把握した上で、関係課と連携しながら納税しやすい方法の相談を行っている。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			生活状況、担税力等を精査し、生活困窮者には、福祉課への相談を促している。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			財産調査や所得調査等を実施し、世帯の状況を把握したうえで、滞納整理や納税相談等を行っている。
	県合計	53	0	1	
	%	98.1	0.0	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【住民税】4

No.	市町村名	4. 納税緩和措置（徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止）について周知徹底し、制度が活用できるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント4
1	千葉市	○			市ホームページへの掲載、納税相談窓口にリーフレットを備えるとともに、関係職員に対して研修を実施しています。また、申請や調査に基づき、市税の納付が困難と認められる場合は、納税緩和措置を適用しております。
2	銚子市	○			市HPやチラシ等で周知している他、納付相談窓口で猶予条件にあてはまる方に対しては、制度の利用を促している。
3	市川市	○			納税相談を行う窓口にポスターを掲示するとともに、チラシを設置する等して周知を図っている。
4	船橋市	○			猶予徴収にあたる全職員に対し、制度に関する研修を実施し、市のホームページにも制度の概要を掲載しております。加えて、相談カウンターにもパンフレットを設置し、該当する可能性のある方に対しては、制度説明を丁寧に行っております。さらに、コロナ禍の現在においては、令和2年4月30日公布・同日施行で地方税法が改正され、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための徴収の猶予の特例制度が新設されました。（同法附則第59条）この制度については国からも周知が図られておりますが、当市としてホームページや市の広報紙の掲載はもちろん、デジタルサイネージへの広報、チラシを作成して庁内掲示板にて掲示したり、相談カウンターにも配架するなど多岐にわたる方法で周知を図っております。加えて令和2年度市県民税納税通知書にはコロナ禍による納付困難な場合の相談先を掲載し、相談しやすい環境を整えました。また、窓口や電話で納付相談時に条件が該当しそうな方については積極的に本制度の案内をしております。
5	館山市	○			納税相談の中で滞納者の経済状況等の把握に努め，個別に対応している。
6	木更津市	○			市ホームページや広報をはじめ、様々なメディアを利用し周知徹底を心掛けております。
7	松戸市	○			市のホームページ等により広く周知を図るとともに、ご相談を受けた中で随時ご説明しております。
8	野田市	○			納税緩和措置については、市ホームページで周知しており、また、納付相談の中で、必要に応じて個別に案内をしております。
9	茂原市	○			徴収の猶予等については、ホームページに掲載し周知している他、納税相談においても必要に応じて説明しております。
10	成田市	○			納税緩和措置については、広報なりたや市ウェブサイト等を通じて周知しているほか、納税相談時において制度等の該当の可能性について適宜説明しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			徴収猶予・換価猶予については、ホームページへの掲載や納税相談時の説明を行っている。執行停止については、財産調査を行い、担税力がないと判断した場合に適時行っている。
13	旭市	○			納税相談や財産調査により、執行停止や徴収猶予を行っている。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			猶予制度について，広報誌やホームページに掲載するとともに，窓口にパンフレットを置き，該当すると認められる納税者には説明を行っています。
16	勝浦市	○			滞納者と接触・面談による生活状況の実態に即して対応している。
17	市原市	○			窓口等での納付相談時に説明したり、市ウェブサイトに掲載するなど、周知を図っております。
18	流山市	○			
19	八千代市	○			納税緩和措置制度については、ホームページによる周知を図るとともに，納税相談の際には必要に応じ制度を案内し，法令の要件に該当する方については納税緩和措置制度を活用していきます。
20	我孫子市	○			新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予（特例）規定に伴い、ホームページ等に猶予制度の案内を掲載し周知しています。
21	鴨川市	○			チラシ、パンフレット等を税務課の窓口に配置して納税相談時には必要に応じて説明している。（市ホームページ等に掲載し、申請書はダウンロード可）
22	鎌ヶ谷市	○			納税相談時、納税緩和措置制度に該当する可能性がある際には、制度の案内を行っております。
23	君津市	○			君津市ホームページで緩和措置について周知している。また、財産のない滞納者については法律に基づき執行停止をしている。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			失業や病気などで納期限内の納付が困難な方につきましては、納税相談を実施し、生活状況を確認、見直しできるところを指導しながら納税者の公平・公正を図るよう努めています。 生活状況の聴取や財産調査を行った結果で、地方税法に基づき執行停止を行っています。
27	袖ケ浦市	○			徴収の猶予や換価の猶予などの納税緩和措置については周知が図られるよう努めております。特に新型コロナウイルス感染症に影響し所得の減少した納税者が生活困窮に陥らないよう、徴収猶予の特例措置を適用するなど十分心がけて対応しております。
28	八街市	○			徴収猶予、換価の猶予について、市広報紙及びホームページに掲載し、周知を図るとともに、納税相談における聞き取りを通して該当者への周知に努めている。
29	印西市	○			市HP等への掲載を行い制度の周知を図り実施している。
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			市広報紙及び市ホームページに掲載して周知を図りました。
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			納税緩和制度について、町ホームページおよび広報誌に掲載するとともに、納税相談においても周知している。
38	栄町		○		徴収の猶予については、特例も含め町ホームページなどで必要に応じ周知をしている。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			納税相談時に制度の説明を行っている。
44	芝山町		○		一部実施中
45	横芝光町	○			広報紙等で周知している。
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			制度周知について、ホームページ等での情報提供している。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			納税緩和措置については、町報及びホームページ等に掲載し、周知を図っている。
	県合計	51	3	0	
	%	94.4	5.6	0.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】1

No.	市町村名	５．子供の医療費助成について通院、入院とも18歳年度末まで、所得制限なく、無料として下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント5
1	千葉市			○	平成30年4月1日現在、全国自治体の約2/3が通院・入院の助成対象を中学生以下としております。 制度を安定的に運営していくため、財政措置を含む全国一律の制度の創設を国に要望してまいります。
2	銚子市			○	助成は実施済・負担金あり
3	市川市	○			令和元年8月診療分より、小学校4年生から中学校3年生までの所得制限を撤廃しております。18歳年度末までの拡大については、歳出の増加を伴うことから、引き続き検討してまいります。
4	船橋市			○	現時点で対象の拡大を考えておらず、現行制度（中学校3年生までの入通院助成）の枠組みの中で、安定した制度運営に努めていきます。
5	館山市			○	本市の助成対象は，県内において低い水準となっておりますが，助成範囲の拡大については，事業が国全体としての根幹をなす公的制度であると認識しており，統一的な運用が必要と思われますので，今後も国等への働きかけをしていきたいと考えています。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	平成25年8月から、通院、入院とも中学校3年生まで年齢拡大を図ったところである。（所得制限なし、自己負担200円、全年齢を対象に受給券を発行）
8	野田市			○	子育て支援は、多様なメニューをバランス良く提供していくことが重要であり、野田市では新制度に位置付けられた地域子育て支援13事業を早くから実施するなど様々なサービスの充実に努めるとともに、子ども医療費助成については千葉県下同一の制度での実施がよいとの考えから県と同様の内容で実施してきました。しかし、各市が厳しい財政事情にもかかわらず子ども医療費助成の拡大を進めていることや千葉県への拡大を要望しつつも実現の見通しが立たないことから、平成27年8月より、中学3年生までの通院・調剤費への助成を拡大し、平成30年8月より、3歳までの自己負担金を無料とし、令和2年8月より、未就学児までの自己負担金を無料としました。このように、同じ県内においても地域間に格差が生じていることから、千葉県市長会を通じ県に対して、通院費の助成対象を中学3年生まで拡大することや現行の補助率1/2を2/3に引き上げ、最終的に自己負担金と所得制限を撤廃することとともに、国庫補助事業として国の責任において実施することの国への要請を要望しているところです。
9	茂原市		○		県内市町村の実施状況を踏まえ、検討します。
10	成田市			○	子育て支援策を総合的に判断し、検討する。
11	佐倉市		○		入院・通院とも中学3年生までを対象とし、所得制限を設けず、所得割非課税世帯は無料、そのほかの世帯も自己負担額200円で県の基準に上乗せし、実施しています。
12	東金市			○	入院については18歳年度末まで、通院については15歳年度末まで助成しています。自己負担については市民税所得割課税者が1日300円、非課税者は無料となります。
13	旭市	○			県補助制度に加え、市単独で小4～中3迄の通院分を助成している。H30年度に18歳の到達年度迄対象を拡大。所得制限は設けていない。
14	習志野市			○	県の補助制度であり、市独自の対応は検討しておりません。
15	柏市		○		新型コロナウイルス感染症対策の推進により多額の財政負担が生じている現状にあり，今後の見通しについても先が見えない状況下にあります。そのような中，本市では経済的な課題を抱えるひとり親家庭については，独自に特別臨時給付金を支給するとともに，18歳までの児童の医療費を無料としています。本市といたしましては引き続き，経済的な負担の大きいひとり親家庭の医療費助成等の充実を検討するとともに，全ての児童を対象とした子ども医療費助成の対象拡大については，国による同一水準の助成により保証されるべきとの考えから，他自治体の動向を踏まえ，制度の創設について中核市市長会等を通じて国へ要望してまいります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	子どもに関する医療費助成につきましては、国の事業とするよう千葉県や全国市長会からも要望しておりますことから、その動向を注視してまいります。
18	流山市				現在、所得制限を設けず、市民税所得割非課税世帯を無料とし、通院・入院とも15歳年度末まで助成していますが、18歳年度末まで対象者を拡大し、無料にすることは考えていません。
19	八千代市			○	子ども医療費助成制度の助成対象年齢は，平成26年8月診療分から通院・調剤についても，従前の「小学校3年生まで」から「中学校修了前まで」に拡大したところです。現在，市単独事業となっている小学校4年生から中学校3年生までの通院・調剤について，市の財政負担が重いため，県に制度化を要望しています。市民税所得割非課税世帯等については，その状況を勘案し，子ども医療費の自己負担金を無料としていること，また，一般的に医療費は，医療サービスの提供を受ける受診者に一定のご負担をいただくことが原則であることなどから，現時点では制限なしに自己負担金を無料とする考えはありません。
20	我孫子市			○	令和2年8月1日から対象年齢を18歳の年度末まで拡大しましたが、今後も事業を継続して実施していくためには、市の単独事業であるため自己負担を無料とすることは難しい状況です。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	県の補助基準より拡充し入院・通院ともに対象を中学生までとしております。 自己負担については、所得制限を設けず300円です。
23	君津市			○	
24	富津市			○	子育て支援課としては有効策の1つとして考えるが、現状では他の子育て支援策の充実・拡充に取り組むことが優先と考えている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	市単独での事業拡大には限界がありますので、今後の国や県の動向を注視してまいります。
27	袖ヶ浦市			○	平成21年4月から、助成対象を中学生までとしています。所得制限は設けていませんが、一定以上の所得のある方には一部負担を頂くことが制度を維持するため必要であり、無料化は考えておりません。
28	八街市	○			令和2年8月から「高校生等医療費助成制度」を開始し、入院・通院（保険調剤含む）とも18歳に達した年度末まで助成する。 入院1日・通院1回につき300円、保険調剤は無料。住民税所得割が課税されていない世帯はすべて無料。
29	印西市		○		
30	白井市			○	現在、市の子ども医療費助成制度については、中学校卒業までの児童を対象としています。 市では子育て世代の経済的負担、子育て環境の充実のため、令和元年8月診療分から所得制限を撤廃したところであり、現時点において対象年齢の引き上げ等、さらなる医療費助成の拡大については考えていません。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		国、県、近隣市町村の動向を鑑み、検討する
33	匝瑳市	○			H30.10月に助成対象を高校生世代まで拡大
34	香取市			○	対象年齢を18歳の年度末までに拡充し、自己負担金は入院1日・通院1回300円、調剤は無料としている。
35	山武市	○			
36	いすみ市			○	
37	酒々井町		○		対象年齢の拡大については、県内及び近隣市町の動向や財政状況をみながら検討する。
38	栄町	○			平成３１年４月より、医療費の助成対象を１８歳年度末まで所得制限なく、拡充した。ただし、子ども医療費助成事業と同様「市町村民税所得割課税世帯」においては、医療費は自己負担２００円、調剤は無料
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	
43	九十九里町	○			令和2年8月から高校生を対象まで拡大した。
44	芝山町		○		令和3年4月より、対象年齢を18歳まで拡充予定であるが、通院・入院を含めて負担額について検討中である。現状、中学3年生までであるが所得制限はない。
45	横芝光町	○			平成27年度から高校3年生まで拡充（18歳に到達した年度末まで）。町で実施（児童医療費助成）しているため。
46	一宮町			○	高校3年生まで助成している。住民税課税世帯1回につき300円、非課税世帯無料。町単独事業のため1回300円の自己負担については現状維持でご協力願いたい。
47	睦沢町	○			H29.8月から所得制限なく無料化
48	長生村	○			平成28年4月から高校3年生まで助成。村民税所得割課税世帯は自己負担あり。
49	白子町	○			自己負担あり
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	子ども医療は15歳年度末まで無料としています。
53	御宿町		○		子ども医療及び高校生等医療費助成に所得制限はない。課税世帯は自己負担額300円。
54	鋸南町		○		
	県合計	15	12	26	
	%	27.8	22.2	48.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】2

No.	市町村名	6. 妊産婦医療費助成制度を自治体独自の制度として創設してください。「成育基本法」の「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」との趣旨に沿って、妊産婦の経済的負担を無くし、安心して受診できるように環境を整備して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント6
1	千葉市			○	国の基準に基づき妊娠期間中14回、保険診療外にあたる妊婦健診に係る費用の一部を助成しております。医療費の助成については今後も国の動向に注視してまいります。
2	銚子市			○	市の財政状況から新規の助成は難しい。
3	市川市			○	妊産婦に対しては、法令に基づき妊婦健診14回分及び産婦健診2回分にかかる費用の一部助成、宿泊型及びデイサービス型産後ケアの実施などの支援を実施しており、医療費助成についての予定はございません。
4	船橋市	○			妊婦健康診査及び産婦健康診査の費用助成を実施しており、令和2年度から妊婦健康診査は14回分助成額総額が上限101,000円から上限104,000円としました。また産婦への健康診査への助成を平成30年10月から2回総額上限10,000円で実施しました。
5	館山市			○	自治体独自の制度ではないと考えます。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視しながら調査研究を行っていきます。
8	野田市			○	妊娠・出産に伴う疾患(妊娠中から産後2か月まで)に関しては助成を行っている。
9	茂原市	○			妊婦健康診査は、受診券による14回分の費用負担の他、市独自に受診券を利用しても発生した自費についても1回につき2000円を上限として補助をしております。
10	成田市			○	妊産婦医療費助成制度は、県単位での取り組みが必要と考えます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	妊産婦医療費助成制度については、市町村単独での助成は、財政状況から大変困難であり、県として制度化について検討すべきものと考える。
13	旭市			○	国民健康保険加入中の方は、妊娠届出月から出産翌月までの保険適用となる医療費の自己負担額の全額支給あり。
14	習志野市			○	妊産婦医療費助成制度の市単独事業としての創設は検討していませんが、経済的な事由で妊産婦が必要な医療を受けられないことがないよう、妊娠届出時や転入時の保健師による個別面接で、経済面も含めた状況を確認すると同時に、課題がある場合には必要な制度につなぎます。
15	柏市			○	全国的にも公費助成を実施している都道府県・市町村は少なく、現在のところ予定しておりません。引続き情報収集等して参ります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	妊産婦の健康診査への助成を実施しておりますが、医療全般にかかる経済的負担を無くす施策を実施する予定はありません。
18	流山市			○	市で制度を創設する予定はありません。
19	八千代市			○	指定難病医療助成制度は，国が定め，都道府県・指定都市が受付窓口の事業であり，受給者証の交付における診断書料金の補填制度の実施予定はございません。なお，本市では，難病者に援護金を支給することにより，難病者及びその保護者の経済的負担を軽減し，生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした難病者援護金制度を実施しております。
20	我孫子市			○	妊産婦の医療費助成については実施することは難しい状況です。なお、妊産婦の経済的な負担を軽減するため、母体の変化が著しい妊娠期・産褥期の健康管理に必要な妊婦健康診査(14回分、104,000円)、市独自事業として産婦健康診査(2回まで、上限5,000円/回)を助成しています。妊婦健康診査については、昨年度101,000円だったところ、今年度104,000円に増額しています。新生児聴覚検査費用の一部助成の導入を検討しており、安心して受診できる環境の整備に努めていきます。
21	鴨川市			○	必要に応じて検討し国の対策に準じたいと存じます。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	妊婦健診計14回分を既に助成している。医療費に関しては県・国の動向をみながら研究していきます。
24	富津市			○	現状では保険診療分について一定金額以上は高額療養費制度等で対応しており、他の受診者との公平性を勘案する必要があるため。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	経済的負担軽減として、妊婦健診14回分の妊婦健康診査受診票(1人104,000円分)を発行しています。
27	袖ヶ浦市			○	妊産婦への保健対策では、妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターの体制整備や妊婦健診や特定妊婦等への支援の充実を図ることを行っております。現段階では妊婦健康診査の助成以外の施策は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市	○			妊婦一般健康診査について14回分の費用助成を実施している。
30	白井市			○	現在、千葉県において、妊産婦の医療費窓口負担の助成を実施している自治体はありません。県及び他自治体の動向を注視してまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査14回分104,000円を助成している
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	自己負担はあるものの、妊婦健診の助成は行っている。
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	妊婦健康診査（14回）、乳児健康診査（2回）、妊産婦歯科健康診査（1回）の助成を行っていることから、医療費としての助成は行わない。
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町	○			妊婦健診受診券(14回分)を交付している。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	※一部実施　妊婦健診14回分を県下統一の委託単価により公費にて負担し、体調管理や経済的負担の軽減に努めている。ひとり親家庭の父母等へは保険診療分の医療費1,000円を超えた分に対して助成する制度がある。また、所得税等の医療費控除が受けられる対象項目がある。本件は新たな財源確保が必要である。
46	一宮町		○		妊婦健診上乗せ助成を実施している
47	睦沢町		○		
48	長生村	○			平成29年4から1回2,000円／14回を限度に助成している。
49	白子町	○			自己負担が発生した場合、2,000円上限、14回分を助成
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			正常妊娠に必要な妊婦検診14回分の医療費を助成している
	県合計	9	5	40	
	%	16.7	9.3	74.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】3

No.	市町村名	7. 難病医療費助成(小児慢性特定疾患を含む)にあたって必要な臨床調査個人票(診断書)の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント7
1	千葉市			○	臨床調査個人票(診断書)及び小児慢性特定疾病医療意見書の作成に関する公費助成は検討しておりません。
2	銚子市		○		千葉県において助成制度を実施しているため新たな制度の創設などは、市の財政再建後に検討する
3	市川市			○	申請窓口が県の保健所となるので、県で対応すべき事項と考えております。
4	船橋市			○	難病医療費助成(小児慢性特定疾病を含む)に必要な臨床調査個人票(診断書)については、法令に基づき提出が定められており、その料金を市で助成する考えはありません。
5	館山市			○	
6	木更津市				該当課なし
7	松戸市			○	難病医療費助成については、千葉県の事業となるため、新規の手続きおよび更新の手続きで必要な診断書も県に提出となる。本市においては、その助成を受けている方に対して援護金を支給している。
8	野田市			○	市では、難病疾患で治療を受けている方の経済的負担を軽減するために、難病患者援助金の制度を設けておりますので、新たな公費助成は考えておりません。
9	茂原市		○		実施主体等を含めて調査研究していきます。
10	成田市			○	診断書作成料の助成は行っていませんが、添付書類となる住民票、課税証明書の手数料は手数料条例に基づき免除としております。加えて、難病見舞金を給付することで、難病患者の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図っております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	県の助成制度であり、それに付随する助成対象の拡大となるため、自治体ごとに対応するものではないと考えます。
13	旭市			○	市単独での実施は難しい。
14	習志野市			○	他市町村の実施例もなく、現在まで導入についての議論等は出ていない状況である。
15	柏市			○	千葉県内でも公費助成をしている市町村は無く，現在のところ予定はしておりません。国において検討課題としていると聞いており，情報収集等して参ります。国・県・近隣自治体の動向を注視して参ります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	指定難病医療費助成制度(小児慢性特定疾病医療費助成制度を含む)は、県の所管事務でありますことから、臨床調査個人票(医療意見書を含む)の作成費用に対し、本市が独自に助成制度を創設することについては予定しておりません。なお、他市町村の動向について注視してまいります。
18	流山市			○	難病医療費助成については県で実施している事業であることから、市で助成の予定はありません。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	新規認定及び更新認定を行う千葉県でも文書料についての公費助成は行っていません。本市でも臨床調査個人票への文書料の助成制度を創設する予定はありません。
21	鴨川市			○	難病医療費助成は国にて実施され県が窓口となりますので動向を注視していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	他の制度を含め、診断書に係る費用は自己負担としている。特定疾患(難病及び小児慢性特定疾患等)患者に対しては、市独自に入院見舞金の制度を設けている。
24	富津市			○	難病医療助成窓口が県であり、窓口が複数あると利用者にとって利用しづらい懸念があるため。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	難病医療費助成(小児慢性特定疾患)の臨床調査個人票(診断書)の料金にかかる公費助成については、H28.11.17に千葉県へ実施の要望をしました。
27	袖ケ浦市			○	診断書に対してということではありませんが、難病(小児慢性特定疾患を含む)の方には、通院や入院日数に応じて公費助成(見舞金支給)を行っています。
28	八街市			○	
29	印西市			○	難病については県の事業となっています。臨床調査個人票の取得に対し相談等もありません。
30	白井市			○	県の所掌であり、基本的には県が対応すべきものと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	県の動向に重視したい。
35	山武市			○	難病医療費は保健所において実施しているため。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	難病見舞金月に3千円として給付している.
38	栄町				町の事業ではないため回答できません。
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	都道府県・指定都市が実施する公費助成制度であり、実施主体が検討すべき事案であると考えます。
43	九十九里町			○	県が対応
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度などの医師の診断書または意見書を交付申請の要件としている他の制度との公平性・整合性を図
46	一宮町		○		
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	難病医療費助成は、県の事業であるため。
49	白子町		○		
50	長柄町				
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	助成事務は県で実施している
	県合計	0	6	45	
	%	0.0	11.1	83.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】4

No.	市町村名	8. がん検診(胃がん、子宮がん、乳がん、、肺がん、大腸がん)、歯科検診(歯周疾患検診、口腔がん検診)、骨粗鬆症検診を年1回無料で実施できるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント8
1	千葉市			○	国の指針に基づき実施しているがん検診については、肺がん65歳以上、その他のがん検診及び歯周病検診、骨粗鬆症検診については70歳以上を無料としております。また、非課税世帯には検診費用を免除しております。口腔がん検診については、市で独自に実施している事業につき、受益者負担を一律にお願いしており
2	銚子市	○			
3	市川市	○			がん検診は70歳以上及び非課税世帯の方は無料で実施しています。歯周疾患検診は、30.40.50.60.70歳に実施しています。骨粗鬆症健診は実施していません。
4	船橋市			○	・がん検診について 船橋市では健康増進法第19条の2及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「がん指針」という)に基づき、肺がん検診(40歳以上)・大腸がん検診(40歳以上)は毎年実施しており、胃がん検診(40歳以上)、子宮がん検診(20歳以上)及び乳がん検診(30歳以上)は2年に1回実施しております。 検診費用は有料(胃がん、結核検診は内視鏡検査(50歳以上)1,500円、バリウム検査(40歳以上)1,000円、その他の検診は各500円)ですが、生活保護世帯の方、児童扶養手当を受給されている方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方及び70歳以上の方は無料です。検診内容、実施回数、自己負担について、変更の予定はありません。 ・歯周疾患検診について 健康増進法第19条の2に基づく歯周疾患検診対象者40.50.60.70歳に市独自の対象として、歯周疾患発症前の20.30歳、また、歯周疾患の進行しやすい65歳を加え、各世代成人歯科健康診査として、生涯にわたる歯・口腔の健康支援を図るため実施しています。検診費用は有料(1回500円)ですが、生活保護世帯の方、児童扶養手当を受給されている方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの65歳の方、70歳の方は無料としております。自己負担について、変更の予定はありません。 ・骨粗鬆症検診について 骨密度検診としての実施はございませんが、骨粗鬆症予防のため日常生活改善を促し、健康づくりの推進を図るため、健康福祉事業として20歳以上の市民を対象に骨密度測定を行っており、費用は無料としております。
5	館山市			○	がん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診は、受益者負担の考えから、原則有料で実施していますが、一部の検診については、検診の種類や年齢等により無料で受診できるものもあります。
6	木更津市			○	木更津市健康増進事業実施要綱に基づき一部負担金を徴収し、運営することが適当であると考えています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、70歳以上の受診者は全額公費負担で実施しています。なお、口腔がん検診は、要綱に規定されていない事業のため、無料で実施しています。
7	松戸市	○			全面的な無料化はしていないが、「75歳以上の方」「65歳以上で千葉県後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方」「生活保護世帯の方」「市民税非課税世帯の方」については、費用の免除を実施している。
8	野田市			○	国の指針に沿って保健事業を実施しております。非課税世帯の方及び生活保護受給者の方は無料で実施している。
9	茂原市			○	受益者負担の原則に立ち、実施します。ただし、生活保護世帯は無料とします。
10	成田市	○			一部実施。特定健診は自己負担なし。令和2年度は、胃がん検診(内視鏡)は3,000円(生活保護受給者は無料)、乳がん検診(超音波)は1,000円(生活保護受給者は無料)、歯周疾患検診は500円(70歳以上及び生活保護受給者は無料)の自己負担で実施。
11	佐倉市			○	生活保護世帯、市民税非課税世帯、後期高齢者医療被保険者、70歳以上の方については、無料で受診できることから、現状どおり実施してまいります。
12	東金市	○			肺がん検診および成人歯科検診・子宮頸がん検診・乳がん検診における一部の対象者において無料で実施している。
13	旭市			○	肺がん検診、歯周病検診、骨粗しょう症検診、口腔がん検診は無料で実施している。
14	習志野市			○	該当年齢の市民に実施しております。受益者負担の観点から一部自己負担していただいております。非課税の方には申請にて自己負担金免除証明の発行を行っております。
15	柏市			○	各種がん検診，歯周疾患検診及び骨粗しょう症検査は受益者負担の観点から自己負担をお願いしています。ただし，70歳以上の方(がん検診のみ)，非課税世帯又は生活保護世帯の方，後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は自己負担を免除しています。
16	勝浦市			○	各種がん検診(75歳以上)、歯周疾患検診(70歳以上)について無料で実施済。その他の年齢等については受益者負担の観点が必要と考える。
17	市原市			○	事業所等で実施している検診費用は保険者が全額または一部負担しているのが現状ですが、市民の受益者負担の公平性確保の観点から検診等に要する費用の概ね1割相当額の自己負担をお願いしております。
18	流山市			○	後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証の交付を受けている、非課税世帯員、生活保護世帯の方は無料で、国の指針に基づいた回数で実施しています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市	○			高齢受給者証もしくは後期高齢者医療受給者証の適用を受けている方・生活保護世帯等の方・世帯全員が市民税非課税の方は、無料としています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け市税・水道利用料・介護保険料に係る徴収猶予等を受け市が発行する「徴収猶予許可通知書」などをお持ちの世帯の方も無料としています。また、乳がん検診、子宮頸がん検診は特定の年齢の方に無料クーポン券を発行しています。
21	鴨川市	○			がん検診の無料対象として、子宮頸がん検診21歳、乳がん検診41歳、大腸がん検診40歳。 歯周疾患検診は、後期高齢者に対して無料受診券の送付。 骨粗しょう症検診は、40歳以上で、市民税非課税世帯と生活保護世帯の方。また、健康ポイントシートを提出者には検診無料受診券を配布しています。
22	鎌ヶ谷市			○	75歳以上及び非課税世帯・生活保護世帯の方は、無料で実施しております。
23	君津市	○			歯周疾患検診のみ自己負担金500円
24	富津市			○	子宮がんは21歳、乳がんは41歳に達する方、肺がんは対象年齢となる40歳以上の方は無料で実施している。
25	浦安市	○			・口腔がん検診については、一社)浦安市歯科医師会が口腔がん検診事業に対して補助金を交付しています。 ・骨粗しょう症検診は行っていませんが、超音波による骨塩量測定を年12回実施し、要精密検査対象者については医療機関につないでいる。
26	四街道市			○	ひとり親(児童扶養手当受給者)・非課税世帯・生活保護受給者は無料にしています。
27	袖ヶ浦市			○	がん検診、歯科検診については、事業を継続していくためにも費用の一部負担をお願いしております。骨粗鬆症検診については実施予定はありません。
28	八街市			○	がん検診のうち、乳がん及び子宮頸がん検診については、国の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、特定の対象者のみ受診無料クーポン券を送付し、自己負担金は徴収していない。
29	印西市	○			生活保護者については、すでに減免負担しています。
30	白井市			○	現在は、近隣自治体と同様に受益者負担の観点から自己負担額を設定しています。なお、肺がん検診に関しては、現在も無料で実施しています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	委託料の1～2割程度の自己負担を徴収して実施している。一部のがん検診や飾目年代の方に関しては無料で実施。
33	匝瑳市			○	肺がん検診は無料、その他がん検診は70歳以上・生活保護世帯無料。 歯周疾患検診(特定年齢)は無料。
34	香取市		○		40、50、60、70歳の方を対象に成人歯科検診を無料で実施。また、定期健康相談等で骨密度測定を実施している。
35	山武市			○	がん検診は新型コロナ感染拡大防止のため集団検診については中止。大腸がん、乳がん、子宮がん検診、成人歯科健診については個別検診を実施。成人歯科健診は無料。生活保護受給者はすべての検診において無料。
36	いすみ市			○	75歳以上及び生保受給者は無料。その他は、負担金 1000円。各種健康事業等参加時にポイントを付与し、14ポイント集めると負担金が1回無料になる。
37	酒々井町	○			がん検診は特定の年齢の方にはクーポン券を発行し、無料で検診が受けられます。成人歯科検診40歳以上の方は、年1回無料です。妊婦とその配偶者(ママ・パパ歯科検診)は1回無料で受けられます。
38	栄町			○	
39	神崎町		○		口腔がん、骨粗鬆症検診未実施
40	多古町			○	
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			肺がん検診、歯科検診、骨密度測定は無料ですが、その他のがん検診は受益者負担の観点から無料は困難です。なお、生活保護受給者は全検診が無料となります。
43	九十九里町	○			実施しているが、R2年度は、コロナの影響で歯科検診・骨粗鬆症検診は中止。(がん検診は一部負担負担あり)
44	芝山町			○	受益者負担は必要と考える
45	横芝光町	○			生活保護受給者は全ての検診が無料で受けることができる。子宮がん検診は20歳の方が無料で受けることができる。
46	一宮町			○	がん検診は年1回実施。一部自己負担金500円。生活保護者は無料。
47	睦沢町			○	一定の受益者負担はしてもらう
48	長生村			○	生活保護受給者は無料で実施している。
49	白子町		○		がん検診、骨粗鬆症検診は実施。自己負担あり。子宮がんは20歳、乳がんは40歳の方には無料。
50	長柄町			○	
51	長南町			○	生活保護者は無料
52	大多喜町	○			歯周疾患健診は節目年齢で実施。70歳未満は自己負担500円。
53	御宿町		○		子宮(20歳)・乳(40歳)・大腸(40歳)・肺がん(レントゲン)検診、歯周病検診(70歳)は無料で実施している。
54	鋸南町		○		現状では無料で受診できる年齢を設けている。受益者負担は必要と考えている。
	県合計	16	5	33	
	%	29.6	9.3	61.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】5

No.	市町村名	9．40歳未満の住民を対象とした一般健康診査を年1回無料で受けられるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント9
1	千葉市			○	現状では、特定健診は発生リスクの高い40歳以上を対象としており、40歳未満に対象を拡げて実施することは困難と考えております。
2	銚子市			○	若い世代の健診（対象年齢：35～39歳）として、費用一部負担にて実施している。
3	市川市			○	法令に基づき、特定検診等を40歳以上の加入者に限定し行っているため。
4	船橋市			○	健康増進法第19条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律第20条において、健康診査の対象が40歳以上となっていることから、船橋市においては、40歳未満の方に対して健康診査を実施の予定はありません。
5	館山市			○	40歳未満の国民健康保険被保険者に対して、総合検診が受診できる制度を検討していきます。
6	木更津市			○	木更津市健康増進事業実施要綱に基づき、30歳代の若年期健康診査を実施していますが、一部負担金を徴収し、運営することが適当であると考えています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯は全額公費負担で実施しています
7	松戸市	○			健康増進法では40歳以下の健康診査に関する定めはないが、松戸市では35歳から39歳の国保加入者には無料で、それ以外の35歳から39歳の女性には有料で、健康診査を実施している。
8	野田市	○			平成30年度から健康増進と若年期から健康診査等の習慣を身に付けるよう、国民健康保険の加入者を対象として、年度当初18歳以上の方を対象に若者健康診査を無料で実施している。
9	茂原市			○	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施します。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	20歳以上の国保被保険者には人間ドック費用の一部助成を行っています。
12	東金市			○	現行制度の特定健診の受診率向上に努めて参りたい。
13	旭市			○	国民健康保険加入者（35～39歳）については、特定健診を無料で実施している。
14	習志野市			○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき習志野市国民健康保険の40歳以上の加入者、後期高齢者医療制度の加入者に実施しており、40歳未満の市民に実施する予定はありません。
15	柏市			○	無保険者を対象とする柏市健康診査を無料で実施していますが，対象は他保険同様，40歳以上となっています。柏市国民健康保険の被保険者で18歳から39歳のかたを対象に生活習慣病の予防を目的とした健診を実施しています。柏市国民健康保険等保健事業利用事業の一環として実施しているため，保健事業利用券（1枚1,000円相当，年間8枚）を利用した助成は，最大8,000円までとなり，差額は自己負担としています。
16	勝浦市			○	成人健康診査として実施済。負担金については受益者負担の観点から必要と考える。
17	市原市			○	受益者負担の観点から1割程度のご負担をいただいており、今のところ無料で実施することは難しいと考えております。
18	流山市			○	母子保健法、学校保健安全法または健康増進法に基づいた健康診断や各種がん検診の受診勧奨に努め、現行どおり実施していきます。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	歯科健康診査においては20歳から実施しています。
21	鴨川市				
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市	○			
24	富津市			○	市独自で18歳から39歳の方に若年健康診査を特定健康診査と同額の500円で実施している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	国が示している法に基づいた対象としています。
27	袖ヶ浦市	○			30～39歳の住民を対象に健康診査を無料で実施しています。
28	八街市			○	
29	印西市	○			生活保護者については、すでに減免負担しています。
30	白井市			○	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施しておりますので、対象年齢の拡大は考えていません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	フレッシュ健診と称し、20～39歳の国保加入者に対し、自己負担金を徴収し実施している。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			20歳以上の国民健康保険被保険者を対象に健康診査を実施。
35	山武市			○	30歳以上の国保加入者には、短期人間ドック助成制度を実施しています。
36	いすみ市			○	生活習慣病予防健診として30歳代の偶数年齢の希望者を対象に実施し、受診者の負担金は1,000円。生保受給者は無料。ポイント対象事業。
37	酒々井町			○	一般健康診査の実施予定はありません。
38	栄町			○	
39	神崎町	○			19歳～実施済
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	
43	九十九里町	○			国保加入者は、30歳から実施している。社保は会社で実施している。
44	芝山町			○	受益者負担は必要と考える
45	横芝光町		○		年齢的な医療費の状況を分析し検討する。予防事業として検討したいが新たな財源確保が必要である。
46	一宮町			○	平成29年度から30歳代の健康診査を実施。加入健康保険に関係なく受診出来るが、一部自己負担金1,000円は特定健診と同様。
47	睦沢町			○	20～39歳若者を対象として実施。自己負担は徴収している。
48	長生村			○	30歳代を対象とした一般健康診査を実施している。生活保護受給者は無料で実施している。
49	白子町		○		健診を受ける機会のない30～38歳を対象に実施。自己負担あり。
50	長柄町			○	
51	長南町			○	生活保護者は無料
52	大多喜町	○			自己負担500円
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		健診を受診する習慣を醸成することは重要と考える
	県合計	13	4	36	
	%	24.1	7.4	66.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】6

No.	市町村名	10. すべての住民の健康増進と疾病予防のため、加入している医療保険の種別を問わず、住民が検診を受けやすいよう検診項目と体制を整備をして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント10
1	千葉市			○	健診については、40歳未満は発生リスクが低いため、40歳以上は健康保険事業者が健診を行うこととされておりますので、実施することは困難と考えております。
2	銚子市	○			
3	市川市	○			加入している医療保険の種別を問わず、体制を整え検診を実施しております。
4	船橋市			○	高齢者の医療の確保に関する法律第20条により、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査の実施が義務づけられていることから、船橋市では保険者として国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施しております。また、健康増進法第19条の2の規定に基づき、40歳以上の住民のうち高齢者の医療の確保に関する法律20条における特定健康診査の対象とならない方及び同法51条に規定する方に健康診査を実施しているほか、千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、後期高齢者医療制度の加入者に対して健康診査を実施しており、他の健康保険被保険者に対して健康診査を実施する予定はありません。
5	館山市			○	国による制度の見直しにより対応したいと考えております。
6	木更津市	○			30歳代の子育て世代、働き世代が健診を受け易いよう、若年期健診の土日開催日を設ける他、全国健康保険協会千葉支部と包括的連携協定を結び、被扶養者が市の特定健診を受けることができる環境を整備しています。
7	松戸市	○			女性の健康診査や生活保護健康診査は継続する。それ以外の健診については検討しない。
8	野田市			○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき特定健康診査と後期健康診査を実施しており、他の保険者に対しての健診は考えていません。
9	茂原市	○			各種がん検診、骨粗しょう症予防検診及び歯周病検診について、全市民を対象に実施しています。(該当年齢あり)
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	特定健診については、高齢者医療確保法において保険者が40歳以上の加入者に対し実施するものとされておりますので、現状どおり実施してまいります。なお、がん検診につきましては、医療保険の種別を問わず、健康増進法に基づき実施しております。
12	東金市	○			がん・成人歯科・骨粗しょう症検診については、すべての住民を対象に実施している。特定健診については、住民が加入している医療保険者に実施が義務付けられている
13	旭市	○			国保特定健診と大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を同日に実施できる体制をとっている。
14	習志野市	○			がん検診は国が示している検査項目以外も設定し医療保険にかかわらず市民が受けられるよう体制を整えております。なお、健康診査は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施しているため実施の予定はありません。
15	柏市	○			40歳以上の無保険者を対象とする柏市健康診査を実施しています。
16	勝浦市			○	40歳未満(19歳以上で学生を除く)について成人健康診査として実施済。
17	市原市	○			がん検診は加入している医療保険の種別に問わず、職場等で同等の検診を受ける機会がない方も対象としております。
18	流山市			○	特定健康診査や後期高齢者健診、市独自検診等、引き続き受診勧奨に努めて実施していきます。
19	八千代市	○			
20	我孫子市			○	国の法律に基づき、健診を実施していきます。がん検診は保険の種別を問わないため、市の検診受診歴がなくても節目年齢の方へ受診券を送付するなど、定期的に周知を行っています。また、40歳以上の5の倍数の年齢の方を対象に我孫子市脳ドック事業(MRI・MRA検査)として通常の自己負担額から市の負担額(上限1万円)を差し引いた額で受診できるようにしています。
21	鴨川市			○	健診の対象者については、国の制度に準じたいと存じます。日曜日健診や受付時間の延長、胃がんや肺がん検診など複数の検診が同日に受診できるなど住民の利便性を考慮しています。
22	鎌ヶ谷市			○	特定健康診査以外の健(検)診については、加入している医療保険の種別を問わず、実施しております。
23	君津市			○	国の制度に準じ行っていく
24	富津市	○			国保加入者は特定健診を、他の保険加入者はその保険者の健診を、健診を受ける機会の無い18歳から39歳までは若年健診を実施しており、健診項目は特定健診と同様であるので体制は整備されていると考えている。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	国が示している法に基づいた対象としています。
27	袖ヶ浦市	○			当市では、若い方の生活習慣病の予防対策、また歯周病の予防対策として、若年期健康診査及び成人歯科健康診査を実施しています。当健康診査の対象者は、一部の年齢層に限定されていますが、医療保険者の種別を問わず、全市民を対象とした検診として実施しています。
28	八街市			○	
29	印西市	○			生活保護者については、すでに減免負担しています。
30	白井市			○	「高齢者の医療の確保に関する法律」により被保険者に対して特定健康診査の実施が義務づけられているため、保険の種別を問わずに受けることは困難と考えます。受診しやすい体制に関しては、土日開催や健診時期の見直しを行っており、昨年度から特定健診及び後期高齢者健診の個別健診を導入しました。今後も状況に応じて検討していきます。また、がん検診に関しては、医療保険の種別を問わず受診することは可能としています。なお、今年度については新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、一部の検診を縮小して実施している状況です。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	総合検診として、国で義務づけられている特定健康診査・後期健康診査及び生活保護世帯を対象とした健康診査をがん検診と同時に実施している。
33	匝瑳市			○	
34	香取市	○			がん検診は、医療保険の種別を問わず実施。
35	山武市			○	がん検診、成人歯科健診については、加入している医療保険を問わず、市民を対象にしています。
36	いすみ市			○	特定健診については加入健保組合で実施が義務。それ以外の検診については加入医療保険の種別での制限はない。
37	酒々井町	○			がん検診については、集団・個別検診を実施し、受けやすい環境に努めます。
38	栄町			○	国保及び後期高齢者医療加入者については制度で実施しており、それ以外の医療保険加入者については、加入している医療保険で対応となる。各種がん検診については加入している医療保険に関わらず受診できる。
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			がん検診、肝炎ウイルス検査については、医療保険の種別を問わず、集団または個別検診で実施しています。
43	九十九里町	○			胸部レントゲン・肝炎・歯科健診・がん検診保健を問わず実施している。(R2肝炎・歯科検診はコロナで中止)
44	芝山町	○			30代健診、がん検診は保険種別を問わず受診可能
45	横芝光町		○		現在、特定健診以外のがん検診等は医療保険の種別を問わず受診できるようにしている。今後、事業所健診の場や自治体の特定健診の場で他の医療保険の方が受けられる体制づくりは検討したい。
46	一宮町	○			「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健診であるので、国民健康保険加入者を対象としている。がん検診は加入保険は問わない。
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			全住民(該当年齢者)を対象に各種がん検診、骨粗鬆症予防検診、成人歯科健診を実施している。
49	白子町		○		がん検診については保険の種別を問わずに実施。
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	法に基づき実施している
	県合計	28	5	21	
	%	51.9	9.3	38.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】7

No.	市町村名	11. 特定保健指導以外の保健指導を実施して下さい。(喫煙者、過量飲酒者、非肥満の心疾患血管危険因子保有者への保健指導、要治療者への受療勧奨、介護保険等の特定健診以外のデータを含めた総合的な分析等)			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント11
1	千葉市	○			喫煙者、栄養、疾患、適正飲酒等については、個別相談にて対応しています。必要に応じ医療機関の紹介や健診データーに基づき助言をしております。国のデータや健康増進計画の調査等に基づき市民の健康づくりに取り組んでおります。
2	銚子市	○			高齢者一体化事業を今年度から実施予定であり、関係各課で検討している。
3	市川市	○			要治療者への受療勧奨:国民健康保険加入者のうち、特定健康診査の結果より、糖尿病が重症化するリスクが高いと思われる者(未治療者、治療中断者、受療中のコントロール不良者)に、医療機関への受診勧奨および注意喚起を実施しています。さらに対象者のうち希望者には、保健指導を実施しております。
4	船橋市	○			「高齢者の医療の確保に関する法律」第24条により健康診査実施後、特定保健指導対象者に対し、無料で保健指導を実施しています。特定保健指導以外の保健指導についても船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画、船橋市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、慢性腎臓病対策事業・糖尿病重症化予防対策事業・要治療者への受診勧奨事業等を実施しています。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			特定保健指導以外の人も重症化予防として保健指導に取り組んでいます。
7	松戸市	○			保健指導は随時実施している。総合的に分析しての保健指導等は検討しない。
8	野田市	○			相談があった場合、特定保健指導の対象者以外の方にも保健指導を実施している。
9	茂原市	○			特定保健指導と併せて「重症化予防事業」「栄養健康相談」を実施しています。なお、平成30年度から人工透析への移行を阻止することを目的に「糖尿病性腎症重症化予防事業」を開始しました。
10	成田市	○			専門職による健康相談・健康教育、専用回線による電話相談を行っている。
11	佐倉市	○			健康相談・教育などの保健指導を、保健師・栄養士等の専門職が実施しています。禁煙相談や心の相談など、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行っています。また、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者については、治療に結び付けるよう受診勧奨を行っております。また、健康保険課・高齢者福祉課・健康増進課の担当者が集まり、健康に関する情報の共有に努めています。
12	東金市	○			
13	旭市	○			健診結果にて数値が基準値以上の方に、健康相談、各種健康教室を実施している。
14	習志野市	○			特定健康診査を受診した方で血圧の受診勧奨値の方への受療勧奨、糖尿病や慢性腎不全のリスクの高い方への健康相談を実施しております。喫煙やその他の相談も随時実施しております。
15	柏市	○			アルコール健康障害対策事業として,アルコール依存症予備軍を対象にHAPPYプログラム(減酒プログラム)を実施しております。健康増進法に基づき,柏市健康診査及び骨粗しょう症検査の結果から生活習慣の改善が必要と判断された方に対し,保健師や管理栄養士が個別に相談を受け生活習慣改善のためのアドバイスをする,へるすアップ相談を行っています。
16	勝浦市	○			特定健診会場にて受診者に対して実施。また結果説明会を実施予定
17	市原市	○			特定健診等の結果により対象者を抽出して医療受診勧奨や重症化予防のための保健指導等を行ってまいりましたが、今後は介護保険等のデータを活用し、さらに細やかな保健指導等が出来るよう体制の構築に向け取り組んでまいります。また、市内4か所で健康相談を実施しており、保健指導を受けることができます。引き続き広報紙や市ウェブサイトなどで周知してまいります。
18	流山市	○			昨年度学生を対象に受動喫煙の健康教育を実施しました。相談は随時受付対応しています。またHbA1c高値者への保健指導や受診勧奨等は保健師訪問により実施しています。今年度から糖尿病性腎症の重症化予防を目的とした保健指導を実施します。
19	八千代市		○		
20	我孫子市	○			第2期我孫子市国民健康保険データヘルス計画に基づき、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者等受診勧奨事業を既に実施しています。また、非肥満の生活習慣病リスクを保有している者への保健指導についても検討中です。
21	鴨川市	○			生活習慣病予防、重症化予防を目的に、保健師や管理栄養士が家庭訪問や面接等を実施し、要精検者等への受診勧奨や保健指導を実施しております。
22	鎌ヶ谷市	○			健康増進法等に基づき、専門職による保健指導を実施しております。
23	君津市	○			
24	富津市	○			特定健診及び若年健診受診者に対し、集団あるいは個別で結果説明をしており、その際には経年的、総合的にみた保健指導を実施している。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			健診の要指導者を対象とした結果相談会や、要医療で未受診の方への勧奨のほか、専門職が随時相談を受けています。
27	袖ヶ浦市	○			介護保険等のデータは分析できていませんが、重症化予防の取組みとして保健指導を実施しています。
28	八街市	○			要治療者への受診勧奨は、特定保健指導該当者以外にも実施している。喫煙者については、現在検討中。それ以外は実施していない
29	印西市	○			
30	白井市	○			生活習慣病予防対策として、日ごろから健康相談や健康教室などにて保健指導や健康教育を実施しております。また、特定健診受診者のうち糖代謝検査で一定の基準に該当する人、要治療値に該当する人に対し、医療機関への受診勧奨及び保健指導を行っています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			健診後の健康相談・生活習慣病予防教室・女性の健康づくり教室・楽ラク筋トレ教室等の実施
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			糖尿病や高血圧など生活習慣病予防のための保健指導及び定期健康相談等により個々のニーズに応じた保健指導を実施しており、要治療者には、受診結果に受診勧奨通知を同封して受診を促し、未受診者に対しては、電話により保健指導を実施している。
35	山武市	○			糖尿病予防事業、透析予防事業、健康相談を実施しています。
36	いすみ市	○			特定保健指導以外の保健指導も既に実施している
37	酒々井町	○			特定保健指導以外の保健指導については、希望があれば健康相談等で個別に行っています。
38	栄町	○			重症化予防のため、特定保健指導対象者以外の腎臓病予備群者、糖尿病予備軍社を対象に保健指導を実施している。また、特定健診の結果、要医療者全てに受診勧奨を行っている。
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			糖尿病重症化予防に重点を置き、生活・栄養相談、家庭訪問等で受診勧奨を実施しています。
43	九十九里町	○			特保以外の糖・脂・血圧の有所見者を対象とした、保健指導を計画している。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			特定保健指導以外で健診データ結果から保健指導を、受診勧奨の必要な方には事後指導会と受診勧奨を実施している。
46	一宮町	○			国保加入者以外のレセプトデータを知ることは出来ないので、分析は困難だが、希望があれば随時の相談、保健指導には応じている。
47	睦沢町	○			健診事後指導、要治療者への受診勧奨及び保健指導を実施
48	長生村	○			特定健康診査の結果で、異常なし以外の方には、個別に保健指導・食生活指導を実施している。(たばこの害・適量飲酒・栄養・運動)
49	白子町		○		希望者には個別で健康相談を実施。健康増進、介護予防を目的に運動教室やリズムダンス、健幸ポイントを実施。
50	長柄町		○		
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			糖尿病重症化予防のための保健指導を実施
53	御宿町	○			個々の検査項目において保健指導判定を受けた者に対し、保健師、栄養士による個別指導を実施している。
54	鋸南町		○		マンパワーの充実が必要
	県合計	49	5	0	
	%	90.7	9.3	0.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】8

No.	市町村名	12. 一昨年より、麻しん、風しんの発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合(MR)ワクチン」の接種率を95%まで上げることで流行を阻止することができます。風しん排除に向け、次のことを行って下さい。 ① 第5期定期接種の対象である41～58歳までの男性に対し、積極的にクーポンを活用し、ワクチンの接種率が上がるよう、取り組みを強化して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント12
1	千葉市	○			
2	銚子市	○			
3	市川市	○			抗体検査の結果が陰性の者のうち、予防接種未接種の者について、令和2年度中に勧奨通知を送付予定。
4	船橋市	○			
5	館山市	○			
6	木更津市	○			令和元年度に履歴のない全対象者へクーポン券を5月上旬に発送しました。ホームページ、広報へ掲載、医療機関へポスター掲示、婚姻届出、母子手帳発行、乳幼児健診等でチラシを配布しています。特定健診の案内に同時実施できるよう、個別通知をしています。
7	松戸市	○			接種対象者への啓発については、個別通知、ポスター掲示、広報、HP、子育てアプリ等で周知を図っています。ワクチンの必要量の確保については、国の通知に基づき医療機関にご協力をいただいているところです。また、風しん第5期定期接種の40～57歳までの男性の対象者についても、個別通知に加えて希望があればクーポン券を発行し、風しんの抗体検査及び予防接種が受けられるようにしています。
8	野田市	○			引き続き接種率向上のため健診等において接種状況の確認及び接種勧奨に努めるとともに、ワクチンについては、医療機関での確保量について把握に努める。風しんワクチンの第5期定期接種について、クーポン発送対象とならない接種対象者からの連絡によりクーポンを発送している。
9	茂原市	○			今年度、41歳から58歳まで全ての対象者に無料クーポン券を発送し、接種率の向上に努めております。
10	成田市	○			
11	佐倉市	○			令和元年度～令和2年度にかけて、対象者全員にクーポン券を発送しております。また、抗体検査の未受検者及び予防接種の未接種者に対して、令和2年2月と3月に勧奨通知を個別に発送し、抗体検査の受検を促しております。
12	東金市	○			対象者にクーポンを発送しており、広報誌等で周知している。
13	旭市	○			MRワクチン未接種者に対し、接種勧奨を実施した。ワクチン確保については、医師会と連絡をとりながら対応にあたっている。成人の風しん予防対策についてもクーポン券の郵送を行った。
14	習志野市	○			昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた男性に対して、5月27日にクーポン券を発送しました。また、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、風しん抗体検査及び予防接種を受けていない人に対して、7月21日に再度クーポン券を発送しました。
15	柏市	○			前年度の抗体検査未受診者への勧奨を含めて，全対象者にクーポン券を個別通知しています。
16	勝浦市	○			29～49歳の者に1回限り接種費用の1/2を上限に助成。上限額MR5,000円・風疹単独3,000円
17	市原市	○			
18	流山市	○			第5期定期接種の対象者に対し、積極的にクーポンを活用した取り組みを強化しています。
19	八千代市			○	令和元年度のMR第2期の接種率は，95%を超えています。そのため、現時点では接種期間の延長をする予定はありませんが、コロナの影響で接種できなかった方については、個別に相談対応しております。
20	我孫子市	○			41～58歳の男性に対し、抗体検査を無料で受けられる無料券を全対象者に個別通知を行うとともに広報等で啓発を行い、抗体検査及び予防接種の勧奨をしています。 市では引き続き状況を把握し、市内医療機関等と連携を図り、定期接種の対象者が期間内に接種を受けられるよう努めていきます。
21	鴨川市	○			風しん第5期定期予防接種については、対象者に向けてクーポンを発送しています。接種率の向上に向けて周知活動に取組んでいます。
22	鎌ヶ谷市	○			接種対象者への個別勧奨を実施。必要時、市内のワクチン流通状況調査を実施、県に報告、対応方要望することとしております。対象者には、クーポン券を個別通知しております。
23	君津市	○			未実施者に勧奨通知をした
24	富津市	○			前年度対象者で抗体検査を受けていない方にも今年度無料クーポン券を郵送しており、引き続き抗体検査を促し、抗体価が低い場合予防接種を受けていただくことになっている。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			48歳から58歳については今年度クーポン券を発送し、41歳から47歳までの方については昨年度クーポンを発行しています。昨年度クーポン発送者で抗体検査未実施者には昨年3月末に受診勧奨の通知文をだし、受診勧奨を実施しています。
28	八街市	○			国の示すスケジュールに則り、順調に進めており、対象者にはハガキによる勧奨を行っている。
29	印西市	○			該当者には個別通知にてクーポン券を郵送し、接種勧奨を行っている。
30	白井市	○			対象者へは個別通知にて啓発し、未接種者への再勧奨を実施しています。風しん第5期については国の実施に向けた手引きに則り実施しており、41～58歳までの男性については希望者にクーポンを発行し活用していただいています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			対象者に個別通知にて接種勧奨を実施した。未実施者に対しては再度の勧奨通知や、特定健診及び職場での定期検診時に風しん抗体検査も併せて実施するよう勧奨を図った。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市	○			広報、ホームページ、ポスター掲示での周知に加え、未受検者に個別通知で勧奨しました。
36	いすみ市	○			風しん5期については個別通知、ホームページ、広報で周知している。しかし、考え方等の理由で接種を見合わせている方もいる。
37	酒々井町	○			対象者にクーポンを送付し、対策の強化に努めています。
38	栄町	○			平成30年12月13日付けで、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。これにより町では昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に2022年3月末までの3年間に限り、風しんの抗体検査・予防接種を無料で受けられるようにしている。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			第5期定期接種によるクーポンを送付、さらに千葉県が実施する風しん抗体検査において抗体値が低いと判断され、ワクチン接種を受けた者(妊婦希望者とパートナー)に対して補助を実施
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			令和元年度から引き続き、令和2年度もクーポンが利用できるよう周知しています。
46	一宮町	○			第5期定期接種の全国の統一の集合契約だけでなく、管内医師会との独自契約も締結し、対象者の利便性を向上させている。また、県の抗体価検査事業で対象となった者へ予防接種費用の5,000円の助成を行っている。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			クーポン対象者に個別通知を行っている。広報、ホームページで周知している。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			広報誌掲載、個別通知
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			全員にクーポンを郵送済
	県合計	53	0	1	33
	%	98.1	0.0	1.9	61.1

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】9

No.	市町村名	12. 一昨年より、麻しん、風しんの発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合（MR）ワクチン」の接種率を95％まで上げることで流行を阻止することができます。風しん排除に向け、次のことを行って下さい ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、麻しん風しん混合（MR）ワクチンの第2期定期接種1月～3月の時期に接種控えが多く見受けられました。その期間に接種できなかった子どもには接種期間を延長して下さい。			コメント13
		実施した 実施する	検討する	しない	
1	千葉市	○			
2	銚子市			○	受診率95.2%(2019)例年と同率
3	市川市	○			令和2年3月19日から9月30日までの間に定期予防接種の既定の年齢に達する者及び令和2年1月16日（国内感染者報告日）以降、近親者にコロナ感染者もしくは濃厚接触の疑いがある者がいたことから接種できなかった者については、令和3年3月31日まで、公費での接種を可能としております。
4	船橋市	○			
5	館山市			○	麻しん風しん混合ワクチンの第2期の接種控えの該当者はいません。
6	木更津市			○	令和2年3月19日付で厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」の通知があり、定期の予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延防止を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること、特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高まるため、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があると示されております。医療機関へ必ず事前に連絡するよう周知し、決められた期間内に実施するよう勧めています。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や、濃厚接触者となり待機期間中に接種対象年齢を逃してしまった場合等には、事前申出の上、定期接種として取り扱います。
7	松戸市				
8	野田市		○		他市の動向を注視しながら検討します。
9	茂原市			○	接種期間については、予防接種法に定められているとおりとなっており、本市では差し控えをしないよう、各医療機関への通知及びフェイスブック等で周知をしておりますので、接種期間の延長は考えておりません。
10	成田市			○	成田市の実施率は例年と比較して差がなく、また市内医療機関は通常通りに実施していたため。
11	佐倉市				該当なし
12	東金市			○	病院での個別接種が継続して行われていたこと、及び集団接種も実施していた為。
13	旭市			○	例年並みの接種率があり、問い合わせや要望もない。
14	習志野市	○			定期接種の期間延長は行っておりませんが、市独自制度として予防接種が2回未満で中学3年生までの人に対して、無料で予防接種を行っております。
15	柏市	○			緊急事態宣言中に接種期限を迎えた方に対しては，救済措置を設けています（事前申請に基づき，令和2年8月24日を期限として接種可能です）。
16	勝浦市	○			対象者には国通知等に基づき延長する。
17	市原市			○	一律には延長しないが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、接種のための受診による感染症のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等は、医師の判断により特別の事情による予防接種として期間が延長となります。
18	流山市	○			新型コロナウイルス感染症拡大の影響により接種の遅れが無いよう周知に努めます。
19	八千代市			○	令和元年度のMR第2期の接種率は，95%を超えています。そのため、現時点では接種期間の延長をする予定はありませんが、コロナの影響で接種できなかった方については、個別に相談対応しております。
20	我孫子市	○			令和2年3月19日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」を踏まえ、既定の接種時期に定期予防接種ができない相当な理由がある方を対象に、接種期間延長措置をしています。
21	鴨川市		○		新型コロナウイスル感染症拡大等の状況により検討していきます。
22	鎌ヶ谷市	○			令和2年3月19日付で、接種期間を延長しております。
23	君津市		○		医師会や近隣市と協議をして検討していく
24	富津市			○	医療機関の感染対策は例年以上に留意されたものであり、本来受けるべき時期での接種が望ましいものと考える。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	国が示している法に基づいて実施しています。
27	袖ヶ浦市			○	麻しん風しん混合ワクチンの接種に関しては、該当年度の4月に個別の周知をするなど、年3回の周知を実施し接種率に落ち込みはみられないことから、接種期間の延長は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	特に接種を控えた状況は見られていない。期間中も予防接種と診療を別けて実施している医療機関情報等も把握し、問い合わせにも対応した。
30	白井市			○	お子さんの定期接種については、未接種者への再勧奨をすでに実施しています。引き続き法に基づく対象期間内に予防接種を受けるよう個別通知による再勧奨等を行っていきます。
31	富里市	○			
32	南房総市		○		予防接種法施行規則第2条の5第3号の取扱いに準じる
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	事前通知により、注意喚起を実施している
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	MRワクチンについては通常の通知の他に、未接種者に追加の通知をおこなっております。
37	酒々井町			○	令和元年5月に通知し、同年10月には対面で接種を促しました。さらに令和2年2月にも通知するなど対応していることから、期間延長は行いません。
38	栄町	○			当町では、新型コロナウイルス感染拡大前より、定期接種期間に受診できなかった児童に対し、定期外の接種期間を設けて、疾病の発症及び重症化を予防している。
39	神崎町			○	新型コロナウイルスの影響により接種できなかった対象者はいなかった
40	多古町			○	
41	東庄町			○	影響は少なかった。
42	大網白里市	○			本市では、未接種者への勧奨通知をその都度行なっており、また1~3月の集団接種も実施しているため、接種期間の延長の必要はないと考えます。
43	九十九里町		○		近隣医療機関でコロナ流行で定期接種を控えた事例は認められていないが、今後あれば延長を認める。
44	芝山町		○		相談があった場合に個別に対応する
45	横芝光町		○		接種率は例年どおりの水準(97%)で推移している。未接種の方については個別に相談に応じ、国の特例措置として検討する。
46	一宮町		○		
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			契約医療機関で確保　風しんワクチンの第5期定期接種については、今年度対象者へクーポン券を送付済み　町広報誌にて周知を行っている。
54	鋸南町	○			100%接種済
	県合計	16	9	27	
	%	29.6	16.7	50.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】10

No.	市町村名	13.「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して必要な医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実を図って下さい。 ① 自治体病院を開設する市町村等においては、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等を活用し、発熱外来等の設置や夜間・救急、周産期・小児医療など、住民のいのちと健康を守る砦として存続・充実を図って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント14
1	千葉市	○			
2	銚子市	○			令和2年4月に救急医療機関の指定を受けた。
3	市川市			○	市川市では、自治体病院を設置していないため、該当しない。
4	船橋市	○			
5	館山市				
6	木更津市				
7	松戸市	○			ご要望のとおり努めてまいります。
8	野田市			○	野田市には、自治体病院はありません。休日当番医、夜間当番医、急病センター、24時間救急医療体制を整備している。
9	茂原市		○		関係機関と検討を進めていきます。
10	成田市				本市には自治体病院はありません。
11	佐倉市				該当なし
12	東金市	○			東千葉メディカルセンターは、救急医療及び急性期医療を軸とした地域の中核的な医療機関としての役割を果たしており、引き続き地域医療機関との相互連携を強化し、急性期から回復まで切れ目のない医療提供体制の充実を図ります。 また、新型コロナウイルス感染症への対応についても、関係機関との協議等を行っていきます。
13	旭市	○			
14	習志野市			○	本市では、病院を所有しておりません。
15	柏市		○		国や県の補助金等の活用を検討しながら，必要な財源を確保していき，「市立柏病院のあり方」に関する答申で示された同病院に期待される役割，将来像の実現に向けて，経営基盤の強化や医療体制の整備・充実を図ってまいります。
16	勝浦市			○	
17	市原市				
18	流山市				
19	八千代市				本市に自治体病院はありません。
20	我孫子市				
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市				公立病院がないため、無回答とします。
23	君津市	○			
24	富津市	○			君津地域の基幹病院である君津中央病院企業団に対し、四市で負担金を支出し存続・充実を図っている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	当市に該当施設はありません。
27	袖ケ浦市				
28	八街市			○	自治体病院はありません。
29	印西市				
30	白井市			○	当市は自治体病院を有しない市となっています。
31	富里市				
32	南房総市				
33	匝瑳市	○			
34	香取市		○		包括支援事業にどの事業が該当するかを精査したうえで活用し、自治体病院としての役割をはたしていきたい。
35	山武市	○			さんむ医療センターでは発熱外来を設置しています。
36	いすみ市	○			1市2町の組合立病院において発熱外来、検査体制も確立している
37	酒々井町				
38	栄町				
39	神崎町		○		自治体病院なし
40	多古町	○			
41	東庄町	○			周産期を除く。
42	大網白里市		○		発熱外来等を検討しています。
43	九十九里町		○		東千葉メディカルセンターに設立団体会議等で要請します。
44	芝山町			○	自治体病院がない
45	横芝光町	○			院内感染による全館消毒の実施や、感染症にかかる仮設診察室の設置及び関係備品の購入など、交付金を活用した感染予防対策の整備を図る。
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			帰国者・接触者外来運営協力金(7市町村)
48	長生村				
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町				自治体病院なし
52	大多喜町			○	
53	御宿町				
54	鋸南町			○	保健医療圏内で計画しているため
	県合計	17	8	11	
	%	31.5	14.8	20.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】11

No.	市町村名	13.「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して必要な医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実を図って下さい。 ② 自治体病院を有しない市町村においても「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して必要な医療が受けられるよう、地元の診療所、医療機関等と連携し、医療提供体制の整備・充実を図って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント15
1	千葉市				
2	銚子市				市立病院を設置している。
3	市川市	○			市民の健康と安全を守るため、医療体制の整備・充実を医療機関とともに図っている。
4	船橋市				
5	館山市	○			
6	木更津市	○			公益企業団が運営する病院の構成市として、地域医療体制の充実のために取り組んでいます。
7	松戸市		○		現在、精神科の医師不足により、やむを得ず外来診療を休止している状況です。 このような現状ですが、市立病院は急性期を担う総合病院の使命として、救急や合併症の患者については受け入れの態勢を整えております。
8	野田市	○			野田市には、自治体病院はありません。休日当番医、夜間当番医、急病センター、24時間救急医療体制を整備している。
9	茂原市		○		関係機関と検討を進めていきます。
10	成田市		○		地域医療の充実を図るため、救急医療体制等の整備に対し、負担や助成をしており、今後もこのような形での支援を検討します。
11	佐倉市	○			
12	東金市				
13	旭市				
14	習志野市		○		医療の供給体制は、県が保健医療計画に基づき整備を進めております。本市としては急病診療所の運営など、今後も一次救急医療体制の充実を図ってまいります。
15	柏市			○	自治体病院を有しているため，該当しません。
16	勝浦市				
17	市原市	○			休日夜間の診療機関として、市営急病センターを365日開院しており、同センターの診療時間外は、市内病院の輪番制で診療体制を確保しております。
18	流山市	○			安心して必要な医療が受けられるよう、医療機関と連携し、医療提供体制の構築に努めています。
19	八千代市	○			八千代医療センターを中核病院として，地域医療機関・関係団体の協力のもと，休日・夜間における診療体制を整備しております。
20	我孫子市	○			市内の6救急病院と「第二次救急医療運営事業に関する協定」を、隣接市にあるJAとりで総合医療センターと「小児救急医療対策事業に関する協定」を締結し、市民が必要な医療を受けられるよう体制の整備・充実を図っています。 なお、令和2年度は第二次救急医療機関等における新型コロナウイルス感染症の救急搬送等による院内感染発生を予防するため、第二次救急医療機関等に対して、感染予防対策に要する経費を支援しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組む医療機関を支援するため、発熱等の症状を有する患者の診療を行う医療機関に対して、支援金を交付しています。
21	鴨川市				
22	鎌ヶ谷市	○			自治体病院は有しません。安心して医療にかかれるよう、通常業務を通し医師会と連携、総合病院の協議会において医療内容の充実等を要望、市内及び近郊の医療機関情報を提供しております。
23	君津市				
24	富津市	○			休日当番医事業について市の事業として地元医師会と協力の元、長年実施しており、夜間の一次救急及び二次救急についても、実施する君津木更津医師会の委託元である君津郡市広域市町村圏事務組合に対し、四市で負担金を支出し存続、充実を図っている。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			市休日夜間急病診療所を開設しているほか、広域的な小児初期急病診療所の運営に参加しています。
27	袖ヶ浦市	○			休日当番医や夜間急病診療所、2次救急医療体制により医療体制の整備や充実を図っております。
28	八街市	○			広域的な急病診療所の運営に参加している。
29	印西市	○			
30	白井市			○	自治体病院を有しない市として、可能な範囲で休日・夜間の診療や救急医療を受けられる体制を維持できるよう努めていきます。
31	富里市	○			
32	南房総市				
33	匝瑳市				①回答済みのため省略
34	香取市				
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			夷隅郡市において輪番病院計画表を作成し対応している
37	酒々井町	○			小児科・成人の夜間、休日急病診療については、管内市町村と協力し充実に努めます。
38	栄町	○			
39	神崎町		○		医師会と連携し検討する
40	多古町				
41	東庄町				
42	大網白里市				
43	九十九里町				
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			自治体病院有。
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		広域的に検討を行う。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町	○			
52	大多喜町		○		
53	御宿町		○		
54	鋸南町				該当なし
	県合計	22	13	3	
	%	40.7	24.1	5.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】1

No.	市町村名	14. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営が悪化している介護事業所に対し、自治体として上乗せで財政的な支援をして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント16
1	千葉市	○			市独自の中小企業者支援制度があります。
2	銚子市			○	本市の財政事情により難しい
3	市川市	○			市川市独自の支援として、事業者緊急支援事業臨時給付金を実施しております
4	船橋市		○		
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		今後のコロナウイルスの状況を見ながら実施を検討する。
8	野田市		○		感染拡大による介護事業所の利用者の自粛状況や経営状況について、アンケートや聞き取りを行ったほか、介護報酬の毎月の推移を確認しており、引き続き介護事業所の実態把握に努めてまいります。
9	茂原市	○			千葉県中小企業再建支援金の上乗せ分として対象事業所に10万円の給付を実施しております。
10	成田市	○			本市独自の支援策として、市内の全介護サービス事業者等に対し給付金を支給いたしました。(対象事業者:90事業者、金額:1事業所につき10万円。複数のサービスを実施している場合は20万円)
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	
13	旭市		○		
14	習志野市	○			市内に事業所を有する介護サービス事業者に対し、1事業者あたり10万円の支援金を交付しています。
15	柏市		○		
16	勝浦市			○	
17	市原市	○			市内の介護保険事業所等に対して特別給付金を支給しました。
18	流山市			○	国の施策において実施すべきものと考えます。
19	八千代市			○	要件はありますが, 令和2年1月から8月のうち,任意の一月の売上げが前年の同じ月と比べて20%以上減少している場合に, 八千代市中小企業者等経営支援金の対象となります。
20	我孫子市	○			新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい運営状況に置かれている感染拡大防止対策に取り組む市内の介護保険施設、障害者福祉事業所等を幅広くかつ重点的に支援するため、我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金を創設し、支援金を交付しました。
21	鴨川市			○	国が実施を予定している新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による「感染症対策の徹底支援」や「介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給」等の実施状況等を注視し、今後の対応を検討する。
22	鎌ヶ谷市			○	国、県による事業についての情報提供を実施しております。
23	君津市			○	現在、他支援事業を検討中
24	富津市			○	介護保険事業者に対し感染症予防対策給付金を給付した。
25	浦安市	○			市内介護保険通所系サービス提供事業所(19事業所)に対し、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、環境改善や衛生用品等必要な物資の購入に係る費用の補助を実施しています。
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市			○	介護事業所に限らず、各企業に対して、国・県において様々な支援制度が設けられています。また、市独自支援策として、令和2年1月から同年7月までの間において、売上高が前年同月比で20%以上減少した中小企業者に対する給付金を交付していることから、上乗せでの財政支援を実施することは考えておりません。
28	八街市	○			
29	印西市			○	
30	白井市	○			事業者支援金を交付しました。
31	富里市	○			介護保険サービス事業者支援交付金として、10万円(大規模施設は20万円)を支給した。
32	南房総市			○	現時点では考えていない。
33	匝瑳市			○	
34	香取市	○			地方創生臨時交付金を活用し、1事業所に10万円を交付
35	山武市	○			新型コロナウイルス感染症対策支援として市内で介護事業所を運営している法人に対して交付金を交付します。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	
38	栄町	○			6月に支援金10万円支給
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	市独自での実施は困難
43	九十九里町			○	実態把握に努め、国や県と調整を図っていきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町	○			高齢者・障害福祉サービス事業者支援金として、事業種別に応じ、40万円若しくは20万円を6~7月に交付。
46	一宮町	○			売り上げが50%以上減少している等、対象要件に該当する町内介護事業者には町独自の支援金10万円を支給する事業を実施している。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町		○		原則国の交付金(10割補助、実施主体は県)により対応
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町	○			
	県合計	22	8	24	
	%	40.7	14.8	44.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】2

No.	市町村名	15. 介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体としても実施して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント17
1	千葉市	○			
2	銚子市	○			寄附のあったマスク、消毒エタノール等の配付を行った。市負担による実施については、千葉県による実施がなされることが決定したため、実施を見送りした
3	市川市	○			マスクの配布は、4/3・5/22・8/21・10/26にしない事業所へ配布。アルコールは、3/12~17 通所介護事業所、3/23・3/30希望事業所へ配布しました。 フェイスシールドは、6/3 居宅支援事業所・地域包括支援センターへ配布しました。
4	船橋市	○			
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			
8	野田市	○			市が災害用に備蓄していた不織布マスク及び冷感マスクを希望する事業所に無償配布しています。(冷感マスクについては、入荷後、順次配布予定) また、手指消毒用エタノールの品薄状態に伴い、代替品となる高濃度エタノール製品を介護サービス事業所等に無償提供しました。
9	茂原市	○			市内事業所に対し、マスク及び手指用消毒液の無償配布を実施しました。
10	成田市	○			市の備蓄、並びに、企業・団体等から寄贈を受けたマスク等を、市内の全介護サービス事業者等に対し配布いたしました。 (配布数 マスク:25,550枚、消毒液377本)
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			要望のあった事業所にマスクを配付
13	旭市	○			
14	習志野市	○			市内介護サービス事業所に対し、マスクと次亜塩素酸を提供しました。
15	柏市	○			マスクは厚生労働省から提供されたものを配布すべく準備中です。それ以外の衛生・防護用品についても相当数を備蓄しており,施設において感染者等が発生した場合は速やかに提供します。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			市内の介護保険事業所等へマスクを配布いたしました。
18	流山市	○			マスクが不足している事業所に対しては提供を行い、個人防護具について必要に応じて支援しています。
19	八千代市		○		国及び県の動向を確認しながら事業化を検討してまいります。
20	我孫子市	○			マスクや消毒液の在庫状況を確認し、不足する事業者には、市の備蓄分を配布しています。
21	鴨川市	○			地方創生臨時交付金を活用し、介護保険事業所等へマスクや手指消毒薬品等を配布した
22	鎌ヶ谷市	○			マスク、消毒液など感染予防に必要となる物資を配布しました。
23	君津市	○			
24	富津市	○			
25	浦安市	○			市内介護サービス事業所に対し、マスクの配布を実施しました。
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			令和2年2月下旬から7月上旬にかけて、マスクを約54,000枚、消毒液を66リットル配布しました。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市	○			マスク、衛生用品等を配布しました。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			マスク、消毒液を配布済。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			寄附及び市で備蓄しているマスク並びに除菌水を配布
35	山武市	○			市内の介護事業所へマスクや防護服の提供を行いました。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町		○		
38	栄町	○			5月に手指アルコールジェル配布
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			マスク・次亜塩素酸水
42	大網白里市			○	国が対応しているため
43	九十九里町	○			介護事業所へ使い捨てマスクを配布した。
44	芝山町		○		今後の状況を見ながら検討することとしたい。
45	横芝光町	○			介護事業所等へ事業規模に応じ、3、4、5月にマスクを配布。
46	一宮町	○			町内の介護事業所に対して、1日当たりの勤務職員数に7日間を乗じた枚数のマスクを配布した。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			介護関連事業所に職員数×10枚のマスクを配付した。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			4月下旬にマスク配布済
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			
	県合計	49	4	1	
	%	90.7	7.4	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】3

No.	市町村名	16. 介護事業所の感染防止対策について助言指導して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント18
1	千葉市	○			
2	銚子市		○		防止対策としては、ウィルスの性質などが未解明な中で、国通知に準じる形としている。なお、感染者が発生した場合の代替えサービスの検討について通知した
3	市川市	○			国からの通知は、ホームページ上にて案内しております。更に、2/28・3/7・3/10・3/30・4/10・7/13・8/7に注意喚起を事業所へ通知し、3/10・7/13・8/7には、事業所内の自主点検チェックリストの案内送付し、自己点検を実施していただいております。
4	船橋市	○			
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市	○			県から「感染症予防チェックリスト」が送付されたことから、各事業所に活用を呼びかけました。 このほか感染防止に係る国及び県からの通知を随時市のホームページに掲載し、周知を図っています。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			適正な介護サービスの提供と感染防止のために留意していただきたい事項等について、事業者への通知や、市ホームページへの掲載を通じ、周知しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	国・県からの助言・指導についての通知は事業所に送付した。
13	旭市	○			
14	習志野市	○			国が作成した感染防止対策等を都度周知しています。
15	柏市	○			厚生労働省等が発出する感染防止対策に関する事務連絡は逐次事業所に転送しています。また，8月以降順次入所系事業所から訪問し，注意喚起を行います。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			市のウェブサイトに新型コロナウイルス感染予防対策を掲載し、各事業所宛にメール等で情報配信を行いました。
18	流山市	○			国や県の指導に基づき指導をしています。
19	八千代市	○			国から通知される文書等については随時，市内事業所に周知しております。また，事業所からの問い合わせに関しては，習志野健康福祉センター(保健所)や県に問い合わせをし，回答しております。
20	我孫子市	○			厚生労働省及び県の通知に基づき、市からも、市内の事業所に対して事業種別ごとの対策など随時発信、指導しています。
21	鴨川市	○			国から提示されたパンフレット等を配布等実施した
22	鎌ヶ谷市	○			国、県からの感染予防に係る情報を介護事業所へ適宜提供し、助言指導を実施しております。
23	君津市	○			
24	富津市	○			
25	浦安市	○			国や県より通達される新型コロナウイルス感染拡大防止に係る最新情報や事務連絡を市内介護サービス事業所に対し周知し、感染拡大予防につとめるように指導をしています。
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市	○			厚生労働省から発出される通知等を随時介護事業所へ周知し、感染防止対策について助言指導を行っています。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市	○			メールを活用し、周知を行いました。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			市や安房地域介護情報ネットワークのホームページを通じ情報提供済。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			国からの情報を伝達
35	山武市	○			介護事業所に国等から示される感染防止策について情報提供しています。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			
38	栄町	○			
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			国・県から送付される感染対策等の連絡をその都度転送している
42	大網白里市	○			国・県等からの情報を提供しています。
43	九十九里町	○			高齢者施設における感染拡大防止対策の注意事項について周知を実施した。
44	芝山町	○			国、県からの情報提供を受け町内事業所へ周知した。
45	横芝光町	○			国からの最新情報を、遅滞なくメールにて情報提供。
46	一宮町	○			国や県からの情報を随時メールで提供し感染防止対策を実施するよう促している。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			県発の通知文を介護事業関係施設に通知した。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			国及び県から提供される感染防止対策について随時周知している
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			
	県合計	51	1	2	
	%	94.4	1.9	3.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】4

No.	市町村名	17. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を創設・拡充して下さい。特に住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者へ配慮して下さい。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免等を実施して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント19
1	千葉市	○			第7期介護保険事業計画においても、継続して独自減免を実施しております。
2	銚子市	○			他の市町村に比べ、軽減した保険料設定となっている。新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度は実施している。
3	市川市	○			介護保険料は市独自の減免要綱を定め、平成13年度から減免を実施しており、減免割合は最大90%です。
4	船橋市	○			
5	館山市	○			新型コロナウイルス感染症の影響による減免を実施
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市	○			世帯が著しく生活に困窮している場合、申請により介護保険料を減免する制度を条例で規定しています。 また、新型コロナウイルス感染症により収入が減少したこと等による保険料の減免は、R2.6.16付けで条例改正し対応しました。
9	茂原市	○			新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による減免については実施しておりますが、真に生活に困窮している場合に限り適用しているものであり、新たに拡充することは考えておりません。
10	成田市	○			災害等によるもののほか、貧困その他の事由により、生活が著しく困窮している場合も対象としています。また、新型コロナウイルス感染症に伴う減免基準を新たに整備しました。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			新型コロナの影響による保険料減免を併せて実施している。
13	旭市	○			
14	習志野市	○			減免制度については、「習志野市介護保険料減免取扱要綱」に基づき適正に実施しています。新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免を実施しました。(令和2年7月30日現在11件)
15	柏市	○			市民税非課税世帯のかたを対象に減免制度を設けています。また，新型コロナウィルス感染症等の影響による収入減についても減免を実施しています。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			市のリーフレット及びウェブサイトに減免制度を掲載し、保険料の減免を実施いたしました。
18	流山市	○			新型コロナウィルス感染症の影響による保険料の減免については対応しています。
19	八千代市	○		○	平成27年度からの第6期介護保険事業計画期間3か年において，国は社会保障・税一体改革により，低所得者保険料の軽減強化を拡充しました。 本市でも国の動向を踏まえ，所得段階に応じたよりきめ細かな保険料段階の設定を行ったところです。 また，「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において介護保険料の減免を行った市町村に対し，国が財政支援を行うこととなったことから，これを踏まえ，本市において新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免を実施しております。
20	我孫子市	○			独自の減免制度に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難になった第一号被保険者への介護保険料の減免等を実施しています。
21	鴨川市			○	国の介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に基づき、平成27年4月から所得の低い方を対象として軽減している。
22	鎌ヶ谷市	○			介護保険条例に基づき適正に処理しております。低所得者対策については、保険料の第1段階の乗率の引き下げを行っております(0.5→0.45)。また新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免等も実施しております。
23	君津市			○	国の制度に準ずる考えである。(低所得者に配慮した保険料設定をしている。)
24	富津市			○	・国が保険料軽減強化を行っており、市独自で減免を行った場合、保険料の増加につながりうるため考えていない。 ・新型コロナウィルス感染症の影響による介護保険料の減免は実施している。
25	浦安市	○			災害により財産に著しい損害を受けた場合や生計維持者の死亡・病気、失業等により収入が著しく減少した場合など特段の事情に該当する第一号被保険者に対し、介護保険料の減免を実施しています。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により生計維持者の収入が著しく減少した場合など一定の要件を満たしている第一号被保険者に対し、介護保険料の減免を実施しています。
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			袖ケ浦市介護保険条例・袖ケ浦市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱により、低所得者の負担軽減を図っております。新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免についても、国基準に沿って実施してまいります。
28	八街市	○			
29	印西市		○		令和2年度は、消費増税分を財源に、住民税非課税世帯の保険料が引き下げられています。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免については実施致します。
30	白井市	○			介護保険料改定時に低所得者の保険料率を基準料率よりも低く設定しています。減免制度を設置し、対応しています。
31	富里市	○			新型コロナウイルス感染症関連での、介護保険料の減免は実施している。
32	南房総市			○	市の「保険料減免取扱要綱」により対応しており、国の制度に準じた取扱いとしています。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			新型コロナウイルス感染症に係る減免を実施
35	山武市	○			新型コロナウイルスの影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料の減免を行います。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免を実施。
38	栄町	○			低所得者に対する町独自の支援制度については、既に所得段階別に保険料を設定している。また、昨年度から第1段階から第3段階まで保険料の軽減を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、6月議会で条例改正し対応している。
39	神崎町	○			
40	多古町			○	
41	東庄町	○			『東庄町介護保険料減免取扱要綱』にそって、新型コロナウイルス感染症による保険料の減免を実施している
42	大網白里市	○			新型コロナウイルス感染症の影響による減免を実施しています。
43	九十九里町	○			新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免等を実施した。
44	芝山町			○	
45	横芝光町	○			新型コロナの影響による保険料減免についての条例改正案を、9月議会に上程。
46	一宮町	○			低所得者に対する自治体独自の減免制度はないが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免は実施している。
47	睦沢町	○			自治体独自ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が著しく減少した場合、保険料を減免する。
48	長生村	○			
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	現在の財政状況下では自治体独自の減免は困難
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			
	県合計	41	3	11	
	%	75.9	5.6	20.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】5

No.	市町村名	18. 介護を必要とする人が安心して介護を受けられるように次のことを行なって下さい。 ① 低所得者に対する独自の利用料減免制度を創設・拡充すること。			コメント20
		実施した 実施する	検討する	しない	
1	千葉市			○	社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業をすでに行っており、本制度の周知に努めたいと考えております。
2	銚子市			○	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減の制度で対応。
3	市川市	○			収入が低く生計を維持することが困難と認められた方が居宅(介護予防)サービス等を利用した場合、利用料減免制度として、利用者負担額の1/2を助成しております。
4	船橋市	○			居宅サービス費に係る自己負担分の40%を助成。
5	館山市			○	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度を設けています。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市	○			野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減事業の実施に関する規則に基づき、民間事業者のサービスに係る単独軽減制度を実施しています。
9	茂原市	○			昨年の大雨災害の被災者に対して利用料減免を実施しています。
10	成田市			○	介護保険の利用料に対する負担額は、高額介護サービス費の支給制度により、所得に応じて負担額が軽減されております。また、生計困難者に対する社会福祉法人が実施する利用料の一部減免制度についても、対象法人が増加しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	社会福祉法人等によるサービスの利用料減免を実施した。
13	旭市			○	財源の確保が困難である。
14	習志野市			○	すでに低所得者の負担軽減策として、施設入所者等への食費・居住費等の補足給付や社会福祉法人等による利用者負担軽減等の対策を講じており、市独自の利用料の減免は考えておりません。
15	柏市	○			平成13年度から,低所得のかたを対象に柏市独自に負担金助成をしています。なお利用できるサービスを拡充しています。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	介護保険制度において所得に応じた利用料の減免が図られているため、予定しておりません。
18	流山市			○	所得に応じ3段階の負担割合となっているため新たな制度の創設は考えていません。
19	八千代市			○	国の施策の範囲内で対応ができるものと考えているため,独自の施策の創設は検討してございません。
20	我孫子市			○	生計困難な方には社会福祉法人による利用者負担軽減による制度で支援しています。
21	鴨川市			○	国の介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に基づき、平成27年4月から所得の低い方を対象として軽減している。
22	鎌ヶ谷市			○	介護保険法において利用料の軽減制度があるため、独自の利用料の減免制度の創設予定はありません。
23	君津市	○			認知症対応型共同生活介護の家賃等助成事業の実施している。
24	富津市			○	介護保険料の増加につながるため、現状市独自の減免は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			袖ケ浦市介護保険居宅サービス利用者助成金交付要綱を定めて実施しております。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市	○			現在実施している低所得者に対する助成制度により対応しています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	社会福祉法人による生活困窮者に対する減免制度を設けているので、現行制度での対応を考えています。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	現行の制度で対応します。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	低所得者に対しては、1か月の利用者負担が高額になった時に、高額介護(介護予防)サービス費の支給で対応している。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	低所得者等に対しては、介護保険制度において『高額介護サービス費』『高額医療合算介護サービス費』『特定入所者介護サービス費』が定められており、低所得者に対して減免が図られているので、町独自での減免については考えておりません
42	大網白里市			○	市独自の実施は困難。高額介護サービス費支給等の制度で対応。
43	九十九里町			○	自宅で介護を受けている要介護3から5の非課税世帯に、介護用品の給付券の交付を実施している。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	第7期介護保険事業計画では減免制度の創設拡充は計画していない。
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			非課税世帯の在宅介護に限り自己負担額が1/2(訪問介護・入浴介護・看護)
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	現在の財政状況下では自治体独自の減免は困難
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	14	3	37	
	%	25.9	5.6	68.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】6

No.	市町村名	18. 介護を必要とする人が安心して介護を受けられるように次のことを行なって下さい。 ② 利用限度額の上限を超えた分については独自で助成すること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント21
1	千葉市			○	要介護認定後、状態の変化等により、限度額の上限を超えるサービスを要するようになった場合は、認定の区分変更申請による適切な要介護認定を実施することで、対応可能と考えております。
2	銚子市			○	利用者の要介護度区分に応じた適切なサービスを提供することで、自立を支援する観点から、利用限度額が設定されている。(超過した分を税金を使って助成することは納税者の理解が得られない。)
3	市川市			○	在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供する観点から、要介護度毎に区分支給限度基準額が設定されていますので、本市独自の助成は、考えておりません。
4	船橋市			○	市独自助成をする考えはありません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	限度額を超えたサービス利用については、介護保険制度の趣旨に照らして、助成する予定はありません。
9	茂原市			○	適正なケアプランに基づいたサービス利用においては利用限度額を超えるケースはほぼないと考えます。
10	成田市			○	介護保険の利用限度額については、社会保障制度ですので、全国一律の基準で行われることが望ましいと考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	厳しい財政状況のなか、実施は考えていない。
13	旭市			○	財源の確保が困難である。
14	習志野市			○	「上乗せサービス」については、その財源は第1号被保険者の保険料よりまかなうこととされており、一般会計(独自財源)からの繰入れはできません。
15	柏市	○			自己負担となる場合については，現在のお体の状態と認定結果が合っていない場合がありますので，区分変更申請等をお願いしています。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	介護保険料の上昇等、新たな財源の確保が必要となることから考えておりません。
18	流山市			○	公平性の観点から独自助成は考えていません。
19	八千代市			○	国の施策の範囲内で対応ができるものと考えているため，独自の施策の創設は検討してございません。
20	我孫子市	○			基準単位を超えた居宅介護サービス費に対して「居宅介護支援事業」の助成制度があります。
21	鴨川市			○	国で介護度別に1ヶ月のサービス利用限度額が定められており、担当ケアマネージャが適切に給付管理をしています。また、上限を超えた部分は全額自己負担となりますので、そうならないために生活状態を見ながら工夫を凝らしたサービス提供につなげられるよう事例検討等を通じ、ケアマネ業務の資質向上に向けた研修に取り組んでいる。
22	鎌ヶ谷市	○			訪問介護の利用料に限り、要介護1は8,800円、要介護2は10,560円を市独自に上乗せしております。
23	君津市			○	国の制度に準じ行っていく。
24	富津市			○	介護保険料の増加につながるため、現状市独自の減免は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度であり、介護サービス利用にあたって、自己負担額を除く保険給付費については、国・県・市の公費及び介護保険料から支出となっております。このため、市独自で助成することは考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	利用額限度を超えた部分については介護保険制度に基づいた給付対応となります。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	財政的な問題から現行での対応を考えています。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	給付適正化の観点から、限度額以上の助成は行っておりません。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	介護認定区分を無視する形となり、適正化の観点からも適当でない。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	独自の助成を実施するためには、財源が必要となり、結果として町民の経済的負担が増加してしまう結果となり得ます。介護保険制度は財源とサービス量のバランスを考慮して策定された制度のため、独自での助成は考えておりません
42	大網白里市			○	市独自での実施は困難。
43	九十九里町		○		近隣市町の動向をふまえ、介護保険料に与える影響を考慮し検討します。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	第7期介護保険事業計画では利用限度額を超えた分の助成について、減免制度の創設拡充は計画していない。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	既に高額介護サービス助成制度があるため。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	現在の財政状況下では自治体独自の減免は困難
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	3	4	47	
	%	5.6	7.4	87.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】7

No.	市町村名	18. 介護を必要とする人が安心して介護を受けられるように次のことを行なって下さい。 ③ 2割負担、3割負担になった利用者の実態を把握すること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント22
1	千葉市	○			毎月、月末時点の2割・3割負担者の人数について把握を行っております。今後も引き続き2割・3割負担者の推移について、実態把握に努めてまいります。
2	銚子市			○	実態を把握することは難しい
3	市川市			○	利用者数については把握可能ですが、介護サービス利用は介護度等により異なるため、すべての把握は難しい状況であります。
4	船橋市	○			2割負担導入時に、市内の居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設、グループホームを対象にアンケート調査を実施しました。
5	館山市	○			高齢者保健福祉計画の策定にあたってアンケート調査を実施しました。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	利用者負担割合が2割または3割負担の被保険者からの具体的な意見等はありませんが、人数については R2.6.1現在2割負担393人、3割負担338人と把握しております。なお、利用者負担割合に関わらず、高額介護サービスの限度額は非課税者以外で44,400円と同じ上限であることから、最終的な利用者負担に大きな影響はないと考えております。
9	茂原市			○	国が定めた方法により、適正に決定しております。
10	成田市			○	月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、一定以上の所得がある全ての方の負担が2倍又は3倍になるわけではありません。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		事業者との会議等において把握していきます。
13	旭市	○			
14	習志野市	○			「高齢者実態調査」において3割の方への調査は実施しました。介護保険法に基づき、被保険者の所得に応じた負担をしていただきます。
15	柏市	○			改正年度に，2割から3割に変更となった方で，介護度が変わらず，サービス利用を減らした方の状況をケアマネジャーに伺ったところ，サービスの利用回数を減らした方が数人いましたが多くの方は，影響はなかったとの回答を得ています。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	介護保険の制度設計を行う国が主体となって把握すべきと考えます。
18	流山市	○			事業所へのアンケートを通じて利用状況を確認しています。
19	八千代市		○		昨年度に実施した高齢者等へのニーズ調査等を活用し，把握に努めてまいります。
20	我孫子市	○			令和2年8月1日時点の2割負担者は8.75%、3割負担者は5.76%です。
21	鴨川市	○			令和2年8月現在、2割負担の方は74名、3割負担の方は40名となっています。
22	鎌ヶ谷市	○			ケアマネージャー等から聞き取りをしております。
23	君津市			○	本制度は、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、費用負担の公平性を図るためのものと認識している。
24	富津市			○	実態把握が困難なため。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市			○	利用者2割・3割負担導入に伴う実態把握はしておりません。この2割・3割負担の導入については、一定の負担能力のある方のみに適用になるものであり、また、無制限に2割・3割を負担するするものではなく、高額介護サービス費による負担上限が適用になります。このことにつきましては、利用者負担の公平性の観点から導入されたものであり、市といたしましては今後の動向を注視してまいります。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市	○			2割負担者及び3割負担者の人数等は把握しています。
31	富里市		○		現時点で、市に対して負担割合に関する切迫した相談等は見受けられない。
32	南房総市		○		実態の把握を検討いたします。
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	
35	山武市			○	利用者からの相談時、個別に対応しています。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町		○		毎年7月の負担割合証送付時に確認している
42	大網白里市		○		実態把握について検討します。
43	九十九里町		○		実態の把握に努めます。
44	芝山町			○	
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			負担割合証発送時にチラシを同封したり、広報やホームページに掲載し周知している。
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	2割負担になり、介護サービスの負担が一定以上増えると高額介護サービス助成制度に該当するため。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町		○		2割・3割負担となった方については随時相談を受け、高額介護サービス費の制度も含めて説明を行う
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			
54	鋸南町		○		
	県合計	20	14	20	
	%	37.0	25.9	37.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】8

No.	市町村名	19. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を早急に行なって下さい。			
		継続する	検討する	しない	コメント23
1	千葉市	○			介護保険事業計画に基づき計画的な整備を進めております。
2	銚子市	○			小規模多機能居宅介護事業者は本年度1か所開設予定。
3	市川市	○			第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき計画的に整備を進めております。特別養護老人ホームについては平成30年度～令和2年度の3か年で3施設(各定員100名)を整備しております。 また、小規模多機能型居宅介護など、在宅サービスについても、整備計画に基づき計画的に整備を進めているところです。
4	船橋市	○			
5	館山市	○			第7期介護保険事業計画に基づき、整備しました。
6	木更津市		○		
7	松戸市	○			
8	野田市	○			第5期及び第6期シルバープランに基づき、施設整備を行っています。今後の特別養護老人ホームの施設整備については、待機者数の推移及び介護人材の充足を見据え検討します。また、地域密着型サービスに位置付けられた施設整備については、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用数の推移を見据えた上で、圏域バランスを考慮し対応します。
9	茂原市	○			第7期計画に基づき、小規模特別養護老人ホーム1か所と看護小規模多機能型居宅介護施設を1か所整備していきます。
10	成田市	○			介護保険事業計画に基づき、整備を進めてまいります。第7期計画(H30年度～R2年度)に基づき、特別養護老人ホーム40床の増床整備、小規模多機能型居宅介護事業所1カ所の新規整備が進行中です。また、デイサービス等の在宅サービス事業所の新規整備がスムーズに進むよう、事業者からの相談に適宜応じております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			第7期介護保険事業計画において計画した特別養護老人ホームやグループホームについて公募を実施した。
13	旭市		○		第8期介護保険事業計画で検討する。
14	習志野市	○			習志野市第7期計画に基づき、事業所の新規整備を進めています。
15	柏市	○			第7期柏市高齢者いきいきプラン21に基づき，需給状況等を勘案しながら，必要な介護サービスの基盤の整備を進めています。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			介護保険事業計画に基づき整備を行ってまいります。
18	流山市	○			計画を前倒しで実施しています。
19	八千代市	○			第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)の整備目標としましては，特別養護老人ホーム1施設50床，小規模多機能型居宅介護を3事業所，定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所としております。
20	我孫子市	○			市計画に基づき施設整備を実施しています。
21	鴨川市		○		利用者ニーズの把握や推移を予測して検討します。
22	鎌ヶ谷市	○			第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年～令和2年)において、特別養護老人ホーム140床の整備を進めております。
23	君津市	○			介護保険事業計画に基づき、施設、在宅とも整備を進めており、昨年度は看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設されている。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市	○			第7期介護保険事業計画に基づき、令和元年度は広域型特別養護老人ホームと定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所運営事業者の整備を実施しました。 また、令和2年度は看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めております。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市	○			既に市内の施設整備は進んでいる状況です。
31	富里市	○			今年度、小規模多機能型居宅介護について公募を実施。来年度開設予定。
32	南房総市		○		地域の実態把握に努め検討いたします。
33	匝瑳市		○		
34	香取市		○		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時に検討を行う
35	山武市	○			令和2年3月に特別養護老人ホームが新規開設しました。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町		○		今年度策定する第8期介護保険事業計画策定の際に、事業者の整備計画について検討する。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町			○	平成30年3月に特養(60床)が新設され、入所待機の状況も差し迫っていないため
42	大網白里市	○			特養R3.4開設予定、看多機R2.5開設
43	九十九里町		○		入所待機者や利用者の状況、近隣市町の施設整備の動向をふまえ検討します。
44	芝山町	○			令和2年度特養開設予定
45	横芝光町	○			特養は平成30年度、小多機は令和元年度に開設済み。
46	一宮町	○			第6期介護保険事業計画にて特養60床整備。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			平成29年度開設(地域密着型特別養護老人ホーム)
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町	○			平成29年度に特養1施設整備済
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	39	13	2	
	%	72.2	24.1	3.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】9

No.	市町村名	20. 介護保険料の滞納を理由に給付制限をしないで下さい。給付制限を受けている被保険者の実態を把握して下さい。						
		給付制限について			実態把握について			コメント24
		制限しない	検討する	制限する	実施した実施する	検討する	しない	
1	千葉市			○	○			制度の維持には、保険料の確実な収納が不可欠であり、保険料を納付した方との公平性を図る観点から給付制限はやむを得ないものと考えております。なお、低所得の方には、保険料を低く設定していることに加え、保険料の減免措置を実施しており、その負担の軽減に努めているところです。なお、給付制限を受けている被保険者の人数は定期的に把握しており、今後もその推移については実態把握に努めてまいります。
2	銚子市			○			○	負担の公平性の観点から、介護保険法(第66条、67条及び69条)の規定どおり取り扱う
3	市川市			○	○			給付制限は納付者と滞納者との公平性確保の観点から実施しております。
4	船橋市			○	○			
5	館山市			○	○			公平性を保つためには、給付制限は必要と考えます。ただし、その際には被保険者の実態把握に努めています。
6	木更津市	○						
7	松戸市					○		現在、実際に給付制限を受けている被保険者はおりませんが、制限を行う際には、対象者の生活状況の把握に努めるよう検討していく。
8	野田市			○	○			介護保険料は、国民の共同連帯の理念に基づき、事業に要する費用を公平に負担し、制度の主たる財源の1つとして、被保険者全員が負担能力に応じて負担するものです。被保険者間の公平性の確保、制度の安定的な運営等に欠かせないため、介護保険法を遵守します。実態把握については、要介護(支援)認定申請の段階で行っております。ただし、介護保険料が時効により収納できなくなる前に分納誓約を案内し、給付制限とならないように促しております。
9	茂原市			○			○	納期限内に納付した方との公平性の観点から、一定の給付制限は必要と考えます。
10	成田市			○			○	保険料収納が制度の根幹であり、被保険者間の負担の公平という観点からもなされるべきであり、また、生計困難者には、保険料の減免制度もありますので、ご理解をお願いします。
11	佐倉市			○	○			
12	東金市		○			○		被保険者間の負担の公平を図るために、給付制限は必要と考える。なお納付相談により、分納納付・誓約等の対応を行い、給付制限にならないようにしている。
13	旭市			○	○			公平性を確保する。
14	習志野市			○	○			介護保険制度は、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保険制度の考え方によって成り立っていることから、被保険者間の公平を図るため、実態を把握したうえで給付制限をします。
15	柏市			○			○	納期限内に納付しているかたや，年金特徴されているかたとの公平性の観点から，給付制限の実施を中止することは適当でないと考えます。市では，給付制限が実施されるまでに文書や，電話，場合によっては面談や訪問を行い給付制限にならないよう納付催告を実施しています。
16	勝浦市	○						
17	市原市			○			○	介護保険の制度設計を行う国が主体となって把握すべきと考えます。
18	流山市			○	○			制度の維持や公平性を保つために法に基づいた対応となります。
19	八千代市			○	○			介護保険料の滞納者に対しましては，督促・催告時に注意喚起し，状況等を聞き取ることにより実態を把握しております。給付制限は，介護保険法に定められており，同法に従い行っています。
20	我孫子市			○	○			保険給付の制限は、介護保険法第66条等で規定されていますが、分納勧奨に応じているため、実際の給付制限者はいません。
21	鴨川市			○			○	介護保険料を滞納状態が続きますと、未納期間に応じ給付が一時差し止めになったり、利用者負担が4割になります。しかし、災害や失業等の特別の事情がある場合は随時ご相談にのり、介護サービスの利用につながるよう努めています。
22	鎌ヶ谷市	○			○			介護保険法に基づく措置です。令和元年に給付制限を受けた被保険者はおりません。
23	君津市		○				○	国の制度に準ずるが、対象となる者には分割納付等の対応も行い完納するよう促している。
24	富津市			○			○	他の被保険者との公平性を鑑み、法令に基づき実施する。
25	浦安市			○			○	納期内納付をしている被保険者との公平性を保つ見地から、災害その他特段の事情に該当する場合を除き、給付制限を行っています。
26	四街道市	○			○			
27	袖ヶ浦市			○	○			介護保険は、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保険制度の考え方によって成り立っている中で、保険料を滞納している者が、一方で保険給付を受け続けることは、介護保険制度の趣旨に反し、他の被保険者の納付意欲を減退させることなどから、給付制限はやむを得ないものと考えます。 また、給付制限を受けている被保険者の実態把握に関しては、給付制限措置前に、滞納された事情及び災害その他の政令で定める特別の事情が認められるかの確認を行う際に把握しております。
28	八街市			○			○	
29	印西市			○			○	
30	白井市			○	○			被保険者負担の公平性の観点から国の制度に基づき実施します。
31	富里市			○		○		
32	南房総市			○	○			国の制度に準拠してまいります。
33	匝瑳市			○			○	
34	香取市			○			○	公平性の観点から給付制限は行う
35	山武市			○			○	公平性の観点から、納付相談により対応しています。
36	いすみ市	○			○			
37	酒々井町	○					○	
38	栄町			○	○			完納者に不公平感を抱かせるようなことは適当でないと判断するため。
39	神崎町			○		○		
40	多古町		○			○		
41	東庄町			○	○			納付期限内に納付した被保険者との公平性を保つため、一定の納付制限は必要と考えております。実態についても制限実施時に弁明の機会を与え、現状を確認しています
42	大網白里市			○		○		負担の公平性の観点から必要と考えます。
43	九十九里町			○	○			給付制限は実施しているが、利用者の状況等に柔軟に対応しています。
44	芝山町			○		○		
45	横芝光町			○	○			給付制限はルールどおり、実態把握は必要に応じ実施。
46	一宮町	○			○			悪質滞納者については、給付制限を実施するが、納付相談等を実施し、現在給付制限は行っていない
47	睦沢町			○			○	
48	長生村			○			○	公平性・平等性の観点から制限は必要である。
49	白子町			○		○		
50	長柄町			○			○	
51	長南町		○		○			滞納状況や負担能力等を踏まえて納付相談を行い、給付制限を行うか検討する
52	大多喜町			○	○			
53	御宿町			○	○			
54	鋸南町		○			○		
	県合計	7	5	41	25	9	18	
	%	13.0	9.3	75.9	46.3	16.7	33.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】10

No.	市町村名	21. 地域包括支援センターの体制の充実を図って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント25
1	千葉市	○			
2	銚子市	○			市内3圏域に地域包括支援センターを設置している。
3	市川市	○			各高齢者サポートセンターの担当区域内の高齢者人口に応じて職員を配置し、さらに相談実績等に応じ職員の配置数を増やす等、体制の充実を図っている。
4	船橋市	○			平成30年3月に策定した第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保健事業計画に基づき、「前原」「塚田」「二和・八木が谷」地区を担当する地域包括支援センターを平成31年4月1日付けで新たに開設し、体制の充実を図った。次期介護保険事業計画の策定の中で整備方針の検討を行うなど、計画的な体制の充実を図る。
5	館山市	○			平成28年度より、地域包括支援センターは市内3カ所となっており、連携体制も強化しています。
6	木更津市	○			H31.4に富来田地区に包括支援センターを開設。高齢者人口の増加に伴い、包括支援センターの職員を増員。また、中部包括支援センターのブランチも検討している。
7	松戸市	○			令和元年度より、高齢者人口3000人以上6000人未満の専門職3人配置である地域包括支援センターの人員を3人から4人へ増員させるとともに、高齢者人口6000人以上の地域包括支援センターは、高齢者が2000人増加するごとに1人の職員を増員しております。
8	野田市	○			高齢者人口の増加に対応するため、平成30年4月1日付けで新たに地域包括支援センターを1か所設置したほか、平成30年度からは委託している各地域包括支援センターの職員数を1名増加して4名体制とし、体制の充実を図りました。
9	茂原市	○			H31.1.1より直営が担当していた茂原圏域を委託し、基幹型として直営包括を地域包括支援室として残しております。
10	成田市	○			平成30年10月に、西部南圏域を成田地区と公津地区に分割し、公津地区に西部西地域包括支援センターを新設しました。令和元年10月には、東部地域包括支援センター大栄支所を新設し、日常生活圏域の再編を行いました。
11	佐倉市	○			今年度、高齢者人口の増加に伴う人員の増強について、2つの地域包括支援センターを対象に、各1名ずつ行った。 ◆佐倉地域包括支援センター　◆南部地域包括支援センター
12	東金市		○		地域包括支援センター体制の充実に向け、増設の検討を行うとともに、民間委託導入についても検討を行った。
13	旭市		○		
14	習志野市	○			国の基準を基本に、第1号被保険者数応じた配置をするとともに国の基準を超えた場合の増員も行っている。なお、元年度に引き続き、生活支援体制整備事業と認知症地域支援推進員事業推進のための人員についても配慮した。
15	柏市	○			高齢者人口の増加に伴い，令和2年6月より柏北部第2地域包括支援センターを開設しました。 また，市民の身近な相談窓口としての利便性を高めるため，令和2年6月より沼南地域包括支援センター高柳相談窓口を開設しました。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			令和元年度に、委託型センターを3カ所増設するとともに、総合調整及び後方支援のため、市直営の基幹型センターを設置しました。今後も、高齢者人口の増加等を踏まえた設置適正化を図ってまいります。
18	流山市	○			平成31年4月に中野久木に北部西高齢者なんでも相談室を新設しました。
19	八千代市	○			地域包括支援センターは，法令及び条例に基づき，各センターに，保健師及びそれに準ずる者1名，社会福祉士及びそれに準ずる者1名，主任介護支援専門員1名の計3名を配置することが規程されております。当市においては，平成29年度に，1センターあたり高齢者人口2,000人に対し，専門職1人を配置すること，かつ4名以上は配置することとし，各センターに専門職を1名増員いたしました。また，平成30年度から認知症地域支援推進員及び第2層生活支援コーディネーター業務を併せて委託したことにより，各センターに専門職を1人増員し，相談体制の強化を図っております。
20	我孫子市	○			令和元年12月に我孫子南地区高齢者なんでも相談室を設置し、委託により実施する地域包括支援センターを4か所から5か所に増設した。
21	鴨川市	○			本市では、高齢者の相談に加え、障害者、子ども等の枠組みにとらわれず、関係機関と連携して家庭での困りごとについて相談を受けると共に、専門職の適切なアドバイスを実施しています。
22	鎌ヶ谷市	○			平成30年度に地域包括支援センター職員を増員しました。
23	君津市		○		第8期介護保険事業計画の策定において検討する。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市	○			高齢化の進行に伴い、地域包括支援センターが担う業務は今後ますます増加していくことが予想されています。 本市では平成25年度に「ながうら地域包括支援サブセンター」、平成27年度に「ひらかわ地域包括支援サブセンター」を開設し、地域包括支援センターの体制の充実を図り、地域包括ケアの推進に努めています。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市	○			直営包括1か所、委託包括2か所設置しています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			基幹型地域包括支援センターを設置し支援をする計画です。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市	○			直営の包括支援センターに加え、平成28年度に1か所、平成30年度に1か所設置しました。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町		○		
38	栄町	○			
39	神崎町		○		既に体制充実している
40	多古町	○			
41	東庄町	○			主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士の3職種及び人員とも充足しております
42	大網白里市	○			事務職の配置を行いました。
43	九十九里町	○			地域包括支援センターの人員を1人増員しました。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			令和元年度に保健師1名増。
46	一宮町	○			地域包括ケアシステムを構築する為に認知症施策の推進や介護予防の推進を行っている。
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			直営
	県合計	45	8	1	
	%	83.3	14.8	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】11

No.	市町村名	22. 補足給付の対象から外れた入所者について、施設利用が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、自治体として必要な対策を講じて下さい。また、外れた利用者の実態を把握して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント26
1	千葉市			○	在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を図る観点から負担軽減の対策については考えておりません。
2	銚子市			○	平成27年度の制度改正は、所得及び資産の状況等をしん酌したものであり、補足給付の対象から外れたことで施設入所が継続できなくなるとは考えにくい。
3	市川市			○	国が「特例減額措置」の制度を実施しているため、本市独自での対策は考えておりません。
4	船橋市			○	補足給付の対象については、国において適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	国により、負担増の激変緩和の配慮措置として、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設定するよう公益社団法人全国老人福祉施設協議会などの関係団体に対して協力依頼しました。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	保険給付費が高騰しており負担能力に合わせたご負担をお願いすることは、制度を維持する上で、必要なことであると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	厳しい財政状況のなか、実施は考えていない。
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	補足給付は，低所得の方を対象としております。対象から外れた方で，特例減額措置の対象となる方については，結果通知とともに案内をしております。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	預貯金等の負担能力がある場合には、補足給付の対象外とし、一定の公平性を確保するために改正されたものと理解しております。
18	流山市			○	制度の維持や公平性を保つために法に基づいた対応となります。
19	八千代市			○	介護保険法施行規則第83条の5第4号に規定する要件に該当しない市民税課税世帯であれば，ご負担いただくことが可能な費用であると考えています。また，補足給付の対象外となったことを理由として特別養護老人ホームを退所されたというような実態は，本市に届いておりません。
20	我孫子市			○	制度改正の趣旨に鑑み、現在は対策をとる予定はありません。
21	鴨川市		○		補足給付の対象につきましては、国の制度の基づき、「激変緩和による配慮措置」を行います。また、外れた利用者の把握に努めます。
22	鎌ヶ谷市			○	介護保険制度において、特例的に第3段階とする制度が設けられているため、独自の対策は考えておりません。
23	君津市			○	国の制度に準じて行っていく。
24	富津市			○	実態把握は困難なため。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度であり、制度を維持していくためには負担の公平化を図ることが必要です。負担の公平化を図るための措置に対して、市独自で助成することは考えておりません。また、平成28年8月の見直し(非課税年金勘案)によって第2段階から第3段階になった入所者はいますが、補足給付の対象から外れた入所者はいないものと考えております。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	制度改正の趣旨から、検討は行いません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	現在対応は考えていません。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	現行の制度で対応します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町		○		現在該当者把握していない。昨年までは社福軽減を利用している方が1名いた
42	大網白里市			○	既存の制度で一定の配慮がなされています。在宅で生活をしている方との公平性を保つためにも、やむを得ないものと考えます。
43	九十九里町		○		実態把握に努めます。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	食費や居住費について在宅で生活している人との公平性を踏まえ検討しない。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国の制度であり、単独でやるには利用者の不公平につながるため。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	国の定める課税層に対する特例減額措置により対応
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				該当者なし
	県合計	0	6	47	
	%	0.0	11.1	87.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】12

No.	市町村名	23. 居宅介護支援事業所へのケアプラン点検、実地指導の目的は介護事業者の育成・助言であり、介護報酬返還を前提としないように努めて下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント27
1	千葉市	○			返還は、ケアプラン点検や実地指導の結果であり、目的としていません。
2	銚子市	○			介護報酬返還を目的としたものではないと認識している。
3	市川市			○	介護サービス事業者等の育成・支援を目的に実施しています。
4	船橋市	○			ケアプラン点検は、自立支援に資するケアマネジメントについて事業者と共に考えていくという 主旨で実施しています。
5	館山市	○			あくまで、より良い介護サービスの提供と介護事業者の育成を目的とした指導・助言を行うものであり、介護報酬返還を前提とした点検・指導は行っておりません。 ただし、調査の結果、法律に則った介護報酬の返還が必要なものについては、返還措置を行います。
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			これまで通り、それぞれの目的に沿って実施してまいります。
8	野田市	○			ケアプランの点検、実地指導は各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現及び保険給付の適正化を図るために有効であり、介護報酬の返還を前提とするものではありません。
9	茂原市	○			
10	成田市			○	介護保険制度の持続可能性を高めるために、利用者の方に対する質の高い介護サービスの提供と不適切な給付を減らすことを目的に実施しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			介護報酬返還を前提として行っておりません。
13	旭市	○			国の制度に従う。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			介護報酬返還を前提としたケアプラン点検はしておらず，ケアマネジャーのケアプラン作成技術の向上を目的とし実施しています。 実地指導は介護報酬の返還を前提としていません。
16	勝浦市		○		
17	市原市	○			介護給付の適正化のために行うものであり報酬返還を前提に行うものではありません。
18	流山市	○			それぞれの目的の趣旨に沿って実施していきます。
19	八千代市	○			居宅介護支援事業所へのケアプラン点検及び実地指導については，介護報酬返還を前提とするものではなく，運営及び報酬請求について確認し，介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを前提として実施しております。
20	我孫子市	○			国の制度のため定められた基準に従います。
21	鴨川市		○		介護事業者の育成・助言を目的とし、介護報酬返還を前提としません。
22	鎌ヶ谷市			○	介護事業者の育成、助言を目的に実施します。
23	君津市	○			介護保険制度の健全な運営及びサービスの質の確保と保険給付の適正化を図ることを目的に実施します。
24	富津市	○			
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市	○			現在、本市で実施しているケアプラン点検は、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り、適正な給付の実施を支援することを主目的としております。また、実地指導については、介護事業者の育成・支援を行うものであることを念頭に、制度管理の適正化とよりよいケアの実現を図ることを目的としております。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市			○	介護報酬返還を前提とした事業ではなく、助言等も行っています。請求誤りや不正請求に該当する場合は、報酬の返還を求めることとなります。
31	富里市		○		最初から、介護報酬返還を前提として行わない。
32	南房総市		○		ケアの質の向上に向け検討します。
33	匝瑳市			○	
34	香取市	○			
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町	○			
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町			○	返還を前提としてでなく、ケアマネジャーの気づきを促すため実施
42	大網白里市	○			事業者の育成・支援を念頭に実施しています。
43	九十九里町		○		国の基準により対応している。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			介護事業者の育成・助言を目的に実施。
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	居宅介護支援事業所の業務状況により対応する。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			集団指導及び実地指導については指導・助言を目的として実施する
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町	○			
	県合計	36	7	11	
	%	66.7	13.0	20.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】13

No.	市町村名	24. 2018年10月から始まった生活援助の利用回数が多いケアプランの事前届け出について実施しないで下さい。			
		しない	検討する	する	コメント28
1	千葉市			○	事前届け出のものではなく、ケアマネジメントの向上に向けて、行政側からケアプラン作成に際しての提案や助言を行うことを目的に実施しているものですので、ご了承ください。
2	銚子市			○	サービスの利用制限を行うものではなく、利用者の自立支援・重度化防止の観点からより良いサービスを提供することを目的としているため、検証は必要と考える。
3	市川市			○	平成30年10月から。ホームページにて周知し、届出を実施しています。
4	船橋市			○	国での議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から実施されるものであり、市として実施しないという考えはありません。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市			○	事前の届出については国が定める基準に従い実施しております。今後も国の動向を注視しながら、基準に沿って実施をしていきたいと思います。
8	野田市			○	訪問回数が多いケアプランについて検討を行うのは、訪問回数が多いこと自体を問題視するのではなく、利用者が望む生活維持やQOL向上に向けた訪問サービスの意義を十分に理解し、多職種の視点からより良い支援のあり方を検討するもので、ケアプランの質を向上させることを目的として実施するものです。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	法令の規定に基づき実施しております。本市としては、介護サービスの利用を制限する趣旨としては捉えておらず、届け出を基に個別ケア会議を実施し、ご本人の生活の支援について話し合います。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	居宅介護支援の運営基準となっていますので、届け出をしていただく必要があります。
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村への届出が義務付けとなりました。
15	柏市			○	提出されたケアプランがアセスメントに基づき，適正なサービス利用であれば，回数を減らすように求めるものではありません。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村への届出が義務付けられております。
18	流山市			○	利用者の自立支援・重度化防止等の観点から法に基づいた対応としています。
19	八千代市			○	生活援助の訪問回数が多いケアプランを提出させ，地域ケア会議等において検証することは，利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から必要であると考えております。
20	我孫子市			○	国の制度のため定められた基準に従います。
21	鴨川市			○	介護保険の適正化を目的とする制度であることから、今後の制度運営について注視していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	法令に基づく届け出であり、利用者の自立支援・重度化防止の観点から実施します。
23	君津市	○			国の制度に準じて行っていく。
24	富津市			○	
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、状況に合った適切なサービスが提供されていることが重要であり、ケアプランの確認は必要であると考えております。
28	八街市			○	
29	印西市	○			
30	白井市	○			国の示した基準による措置であり、市独自に実施の有無について検討する予定はありません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	事業所の運営基準により基準に沿った運用としています。
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	
35	山武市			○	国からの通知に従い、実施しています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	この制度は利用回数の多いプランを拒否するものでなく、内容を確認するためと説明があったため
42	大網白里市			○	制度上必要なものであり、保険者としても確認は必要であると考えます。
43	九十九里町	○			国の基準により対応している。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	既に届出はしてもらっている。届出があってもペナルティーは設けていない。
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	国レベルの話になるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	本町では現在まで国の定める利用回数を超える計画はないため届出なし
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	ルールなので行っている。報酬返還が目的ではない。
	県合計	9	1	44	
	%	16.7	1.9	81.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】1

No.	市町村名	25. 新型コロナウイルス感染症の広がりは、国保加入者のいのちと健康、くらしに深刻な影響を与えています。コロナ禍の下で、国保制度改善のため、すべての国保加入者が疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように、次の事項の実行を徹底して下さい。 ① 当面、資格証明書の交付はやめ、短期保険証に切り替えること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント29
1	千葉市			○	保険料を納付できない特別な事情が認められる場合には短期保険証の交付をしており、一律に交付することは考えておりません。
2	銚子市			○	新型コロナウイルス感染症の疑いで受診する場合、被保険者証を提示したときと同様の窓口負担で受診することができるチラシを、資格証明書を送付する際同封。
3	市川市			○	厚労省通知に基づき、条件付きであるが、一部負担金での受診が可能であるため、短期被保険者証への切り替えは考えていません。
4	船橋市			○	資格証明書交付対象の世帯に対し、帰国者・接触者外来受診時や施設・自宅療養時は通常の負担割合で医療機関等の受診が可能であることを文書でお知らせしました。
5	館山市		○		今後の感染症の広がりの状況により検討する。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	納付の公平性の観点から、全く納付の無い世帯に対し、一般保険証の代わりに資格証明書を交付し、納付を促しています。なお、国(厚生労働省)からの通達により、新型コロナウィルス感染症感染拡大防止のため、当該資格証明書者が、帰国者・接触者外来を設置する保険医療機関・保険薬局を受診した際は、資格証明書を一般保険証とみなして取扱うよう通達がありましたので、受診時における不都合は無いと思われます。
8	野田市			○	資格証明書は、被保険者間の公平性や制度の安定運営の観点から、滞納者との納付相談機会の拡大などを目的として交付しております。 高校生世代以下の子どもには交付しておらず、特別な事情で医療機関を受診しなければならない場合には、短期被保険者証への切り替えを行っております。 なお、資格証明書を交付された被保険者が、帰国者・接触者外来を設置する保健医療機関を受診する場合等には、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされております。
9	茂原市			○	
10	成田市	○			訪問調査等により実態把握に努め、短期証への切り替えを行っています。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	令和2年2月の厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症の発症疑いがある場合に資格証明書を提示した場合は、被保険者証とみなして取扱うこととされています。また、資格証明書交付の時に、被保険者証とみなして取り扱われる旨の案内文を同封しました。このため資格証明書の交付を止め、短期証に切り替える予定はありません。
13	旭市	○			8月の一斉更新では、資格証明書判定世帯に短期証(3か月)を交付。
14	習志野市			○	被保険者資格証明書交付世帯で緊急な医療の必要性が生じ、かつ医療費の支払いが困難な場合は、短期被保険者証を交付しています。
15	柏市			○	被保険者資格証明書の交付は被保険者間の負担の公平を図る観点から定められた措置です。
16	勝浦市			○	
17	市原市	○			資格証明書発行世帯につきましては、生活の実態把握をするため、新規の資格証明書の発行を抑止しております。
18	流山市			○	国の実施基準に基づき交付します。
19	八千代市			○	
20	我孫子市	○			10月31日まで実施予定
21	鴨川市			○	このような状況においても、滞納者への安易な対応を一律にとるべきではないと思います。
22	鎌ヶ谷市	○			平成31(令和元)年度末時点では、資格者証世帯数は0世帯です。
23	君津市			○	国・県の通知に基づき対応しています。
24	富津市			○	公平公正の観点から、納付相談等に応じていただけない方々には、特別な事情がある場合を除き、資格証明書を交付する。なお、新型コロナウイルス感染症の発症が疑われる症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ連絡のうえ医療機関を受診することにより、一般の被保険者証と同様の負担割合で受診できることとなっている。対象者には、個別通知により周知を図った。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	令和2年2月28日付の厚生労働省通知において、資格証明書を交付されている方が新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある場合、帰国者・接触者外来へ受診した場合は、当該資格証明書を被保険者証として取り扱うこととされていますので、短期保険証へ切り替える必要性はないと考えます。
27	袖ケ浦市			○	資格証明書については、「国民健康保険税滞納者に対する措置取扱規則」に基づき交付を行っており、納税相談等の機会を設け、特別の事情のある世帯等に対しては、短期保険証を交付しております。
28	八街市			○	帰国者・接触者外来を受診した場合は、資格証明書も通常の保険証と同様に取り扱われる旨を、該当世帯に通知済み。
29	印西市			○	新型コロナウイルス感染症の疑いで資格証明書を提示して診療を受けた場合は、通常の保険証と同様の対応となるため。
30	白井市			○	国からの通知により資格者証でも新型コロナウイルス感染症により帰国者・接触者外来を受診する必要が生じた場合、保険証と同じように受診することができます。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	税負担の公平性の確保と健全運営に資することを目的として交付しており、コロナウイルスに係る診療は保険証とみなされている。
35	山武市			○	被保険者間の負担の公平性の確保から、保険税滞納世帯に対しては、納税相談等で被保険者の個々の事情を聴きとりし対応します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町	○			資格証明書は発行していません。
38	栄町			○	国の通知では、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うのは帰国者・接触者外来を受診した場合に限られますので、国の通知に従い対応します。なお、今後、短期保険証の交付について国の通知があればそれに従います。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		国民健康保険税滞納者対策取扱要綱に基づき交付しています。なお、資格証明書交付者に対しては個別案内を送付しました。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	個別に相談のうえ対応することとしている
46	一宮町	○			資格証の交付は現在していない。
47	睦沢町			○	帰国者・接触者外来を設置する保健医療期間及び帰国者・接触者外来において交付された処方箋に基づき療養給付を行う保険薬局にあっては、国民健康保険の被保険者が帰国者・接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされているため、その旨の通知書を◆証明対象者へ臨戸訪問または窓口で説明している。
48	長生村			○	現在、資格証明書の交付対象者がいないため。
49	白子町	○			
50	長柄町			○	
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		納付相談等を行い無理のない範囲で短期保険証を発行している
	県合計	10	4	40	
	%	18.5	7.4	74.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】2

No.	市町村名	25. 新型コロナウイルス感染症の広がりは、国保加入者のいのちと健康、くらしに深刻な影響を与えています。コロナ禍の下で、国保制度改善のため、すべての国保加入者が疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように、次の事項の実行を徹底して下さい。 ② 国民健康保険法第44条に基づく医療費一部負担金の減額・免除申請制度を周知徹底し、適用すること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント30
1	千葉市	○			「国保のしおり」で制度の活用を周知しているほか、医療費の支払いに関する相談があった場合に、個々の事情に応じ適切に免除制度を案内するよう区役所職員向けに研修を行っております。
2	銚子市	○			被保険者証送付時に同封している国保の概要の冊子に記載。
3	市川市	○			市川市公式ウェブサイト及び保険証の更新時に文書にて周知しています。
4	船橋市	○			国保のてびき・HP等で周知を図っております。
5	館山市		○		更なる周知が必要かどうか、状況を注視していく。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			免除申請についての体制の整備は図っておりますが、要件に該当する方がいませんでした。
8	野田市	○			「野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱」に基づいて実施しており、制度の内容について市ホームページに掲載しております。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			平成23年度から実施しています。
13	旭市	○			広報やホームページで周知。減免となり得る世帯に個別通知による勧奨を行い免除適用した。
14	習志野市	○			国民健康保険の手引きや市HPに掲載するとともに、令和2年6月1日号広報習志野に掲載し周知を図りました。
15	柏市	○			HP, パンフレットで周知しています。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			
18	流山市	○			市ホームページ、広報、チラシ、パンフレットにおいて制度を周知しています。
19	八千代市	○			
20	我孫子市	○			平成26年度に要綱を制定し、ホームページを利用し周知を図っています。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市	○			市ホームページ等により一部負担金の減額・免除申請制度について周知しております。
23	君津市	○			広報等で周知しています。
24	富津市	○			全戸回覧の国保だよりにて制度の周知を図っている。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			必要な方に申請を案内しています。
27	袖ケ浦市	○			当該要綱(基準)を作成し、実施しております。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市	○			市ホームページや被保険者に個別配付している冊子での周知を行っています。また、市内医療機関にポスター掲示をお願いしています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			広報紙へ記事掲載し周知をしています。
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			要綱を定め、町広報紙に掲載しています。
38	栄町	○			
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			広報誌で周知した。
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			一部負担金免除を実施しました。(令和元年台風第19号による被災に伴う一部負担金免除)
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			町ホームページ・広報紙等で周知している
46	一宮町	○			平成29年8月1日施行。ホームページで周知を図っている
47	睦沢町	○			町HPや広報誌で周知
48	長生村	○			
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		HP、広報誌にて周知する
	県合計	48	4	2	
	%	88.9	7.4	3.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】3

No.	市町村名	25. 新型コロナウイルス感染症の広がりは、国保加入者のいのちと健康、くらしに深刻な影響を与えています。コロナ禍の下で、国保制度改善のため、すべての国保加入者が疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように、次の事項の実行を徹底して下さい。 ③ すべての加入者が新型コロナウイルス感染症に関して「傷病手当」を受けられるようにすること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント31
1	千葉市			○	国民健康保険には様々な就業形態の方が加入しているため、所得補償として妥当な支給額の算出が困難なこともあり、一律で手当を給付することは考えておりません。
2	銚子市			○	国が示した基準に基づき、傷病手当金を支給していく。
3	市川市			○	勤務先から給与等の支払いを受けている方を対象としています。
4	船橋市			○	現状では行う予定はありませんが、被用者以外の適用については、全国市長会が要望しておりますので国の動向を注視してまいります。
5	館山市	○			国の財政支援の基準に合わせて条例改正済
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	現在支給対象外になっている事業主向けには、国の別個の制度により担保されていると考えています。
8	野田市			○	現在、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者を対象として傷病手当金を支給していますが、国の示した基準に基づいて実施しているものであり、国の示した対象者を超えて傷病手当金を支給する予定はありません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	現状では、国が示した財政支援の対象の通りとし、今後については国の動向を注視してまいります。
11	佐倉市			○	国の財政支援がある被用者のみ対象としています。
12	東金市			○	傷病手当金の支給対象者は給与等の支払いを受けている被用者のみとしています。支給額の算定根拠となる被用者以外の方の所得額を証明することなど問題が多いことから、被用者以外の被保険者へ支給対象を広げることは考えていません。
13	旭市			○	国の基準に準じる。
14	習志野市			○	傷病手当金の支給対象者は、国の支援制度に応じ給与所得者(被用者に限る)としています。
15	柏市		○		今後，国の財政支援の対象が事業主等にも拡大される可能性もあるので，国の動向を注視してまいります。新型コロナウイルス感染症拡大防止と傷病者支援の観点から，傷病手当金制度の周知が大切であると考え，6月1日号の広報かしわや市HPで制度の周知を行いました。また，窓口での相談も可能な体制をとっています。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金につきましては、給与等の支給を受けることができなかったすべての方に傷病手当金を受けられるように国民健康保険条例を一部改正いたしました。
18	流山市			○	本市では、国の財政支援の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は疑いのある本市国民健康保険の被用者の方に対し傷病手当を支給しています。本市国民健康保険は一般会計から決算補填等目的の法定外の繰入を行っており非常に厳しい財政状況のため、国の財政支援とならない範囲まで対象を拡大することは困難であると考えています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市	○			すでに実施しており、広報、ホームページでお知らせしています。
21	鴨川市			○	被用者のみ傷病手当支給
22	鎌ヶ谷市			○	国からの補助対象となる、給与所得の方を対象に実施しております。
23	君津市		○		国の基準に基づき条例・規則にて対応しています。対象者の範囲については国の通知に基づき検討します。
24	富津市			○	令和2年5月に富津市国民健康保険条例を改正し、受付を開始した。なお、国の基準に基づき、被用者で一定の要件を満たす者について支給している。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			被用者以外の方は、他制度による救済が可能であるため、現状通りの被用者を対象とした制度とし実施しています。
27	袖ケ浦市			○	当該要綱(基準)を作成し実施しております。ただし、対象者については国の示した要件に基づいています。
28	八街市			○	国からの指針に基づき実施、対象者においては傷病手当金を支給する。
29	印西市	○			
30	白井市			○	白井市国民健康保険条例の支給基準に基づく該当者に支給を行います。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	国が示す対象を超えて支給する部分は保険者負担となり、支給対象を拡大することは考えておりません。
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	国の基準に従った規定としています。
38	栄町			○	国の通知に従い、給与の支払いを受けている被保険者を対象に傷病手当の支給を行っていますが、その他の被保険者については国の通知があればそれに従います。
39	神崎町	○			
40	多古町			○	
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	
43	九十九里町	○			条例・規則を改正し、支給できる環境を整備しました。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	給与等の支払いを受けている被保険者のみ実施
46	一宮町	○			条例等を整備し実施している
47	睦沢町			○	本来、任意給付である傷病手当については、特例的に財政支援が行われることになり、これを受け、本町においても条例改正により給付を行う。このため、国の特別調整交付金の支給要件に沿った形としている。
48	長生村			○	国基準に準ずる。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			条例改正済
	県合計	15	4	35	
	%	27.8	7.4	64.8	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】4

No.	市町村名	25. 新型コロナウイルス感染症の広がりは、国保加入者のいのちと健康、くらしに深刻な影響を与えています。コロナ禍の下で、国保制度改善のため、すべての国保加入者が疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように、次の事項の実行を徹底して下さい。 ④ 新型コロナウイルス感染症の影響による国保料(税)の減免制度を周知徹底し、すべての対象者が受けられるようにすること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント32
1	千葉市	○			6月中旬に全世帯へ送付する保険料通知書に本減免制度の案内を同封しております。
2	銚子市	○			当初納入通知書を送付する際、全世帯にチラシを同封。ホームページにも掲載。
3	市川市	○			市川市公式ウェブサイトに掲載しており、電話、窓口等でも新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する(特例)減免について案内しており、減免を希望している納税義務者に対して(郵送も含め)申請を受けています。
4	船橋市	○			当初納入通知書に同封しているリーフレットや国保のてびき、広報、ホームページ等で周知を行っております。
5	館山市	○			新型コロナウイルス感染症の影響による減免を実施しホームページに掲載
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			保険料の納入通知書にチラシを同封し、周知を図っております。
8	野田市	○			新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について、市報や市ホームページに掲載し周知を図っております。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			広報なりた、市ホームページに掲載するとともに、納税通知書にチラシを同封し、全納税義務者に対し制度の周知を図った。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			広報紙、ホームページの掲載のほか、保険税の納税通知書及び保険証の同封文書で周知しています。
13	旭市	○			案内用チラシを納税通知書に同封。
14	習志野市	○			納入通知書や市HPに案内文を掲載して周知を図りました。
15	柏市	○			納入通知書等の送付物に案内文を追加し，制度の周知に努めていきます。
16	勝浦市	○			減免基準を設定し、基準に合致して申請のあった全ての対象者を減免する。
17	市原市	○			新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免につきましては、広報紙やウェブサイトに掲載したほか、保険証の年度更新及び当初納通に同封しているリーフレットにも掲載し周知しております。
18	流山市	○			当該減免については、令和2年6月中旬に一斉発送した令和2年度分の国民健康保険料の納付書に当該減免に関するチラシを同封しました。 また、広報ながれやまやホームページ、国民健康保険の制度概要を記載したパンフレットの中でも周知を図っています。なお、当該減免について、申請があった世帯のうち、基準を満たしたすべての世帯に対し、減免を適用しているところです。
19	八千代市	○			
20	我孫子市	○			すでに実施しており、広報、ホームページでお知らせしています。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市	○			広報紙、市ホームページ、納付相談や被保険者証の郵送時など、様々な機会をとらえて周知しております。
23	君津市	○			広報及び納税通知書へのチラシの同封により、周知を行っています。
24	富津市	○			令和2年6月に要綱を制定し、申請の受付を開始した。なお、7月発送の納付書に制度の案内を同封し、周知を図った。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			市政だより、ホームページ及び納税通知書と同封するチラシを活用し新型コロナウイルスの影響による保険税の減免に関する案内をしました。
27	袖ケ浦市			○	当該要綱(基準)を作成し実施しております。ただし、適用については一定の要件がありますので、すべての加入者が該当する訳ではありません。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市			○	市ホームページや被保険者に個別配付している保険税のしおりでの周知を行っています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			市広報紙及び市ホームページに掲載して周知を図りました。
35	山武市	○			7月15日発送の当初納税通知書に減免制度案内リーフレットを同封。また、今後発送予定の新規課税者にも同案内をすべて同封予定。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			広報誌やホームページに掲載し周知を図るとともに減免の申請相談にも丁寧に対応していく。
38	栄町	○			町広報紙、HP，行政回覧により周知しました
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			納税通知書へお知らせを同封し、市広報、市ホームページで周知を行っています。
43	九十九里町	○			
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			広報紙等で周知している。
46	一宮町	○			条例等を整備し実施している
47	睦沢町	○			町HPや広報誌で周知
48	長生村	○			村広報誌・ホームページへの掲載、納税通知書への記載を行った。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			HP、広報誌にて周知済
	県合計	52	0	2	
	%	96.3	0.0	3.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】5

No.	市町村名	26. すべての加入者に正規の保険証を交付し、受療権を保障するために次のことを行って下さい。 ① 短期保険証、資格証明書発行世帯、保険証未交付世帯に対し、訪問調査や医療機関との協力で聞き取りするなど、被保険者と家族の健康状態・罹病の有無・受診状況などの実態を把握し、その結果を健康・福祉などの部門と連携・共有し、加入者の健康とくらしを守ること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント33
1	千葉市	○			窓口での納付相談の際に、生活状況を把握したうえで、対象者の生活困窮が判明した場合は、市内3か所の生活自立・仕事相談センター等を紹介し、相談を促しております。
2	銚子市	○			納付相談や窓口対応の際に、生活状態や収入状況など状況を十分に聴取し、必要に応じて、福祉部門と連携している。
3	市川市	○			短期保険証、資格証明書交付世帯において、国保税の納付が困難な理由を聴取、滞納者の世帯構成や生活状況等から、生活困窮者支援制度などの活用が必要と判断した場合、関係機関への相談等案内を講じています。
4	船橋市	○			短期保険証、資格証明書発行世帯、保険証未交付世帯との相談にて、福祉部門との連携が必要なケースについては、市の保健と福祉の総合相談窓口を案内し、相談に繋げるよう対応しております。
5	館山市			○	納税相談の中で滞納者の経済状況等の把握に努め，実情に応じた対応を図っている。また，必要に応じて福祉関係部局と連携しながら対応している。
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		訪問調査を実施することは考えておりません。
8	野田市	○			短期被保険者証及び資格証明書は、国保料負担の公平性の観点から滞納者との接触の機会を確保するために交付しているものです。滞納者については、電話催告、納付相談通知などを行うほか、火曜日と木曜日の夜間や第2・第4日曜日にも相談窓口を開設し、この中で世帯の収入状況や生活実態等を把握に努めております。 なお、昨年は被保険者証が返送されるなどの居所不明世帯を対象に個別訪問を実施いたしました。
9	茂原市	○			保険証更新の際、納税相談等により状況の把握に努めております。また、庁内での連携にも努めております。
10	成田市	○			訪問調査等により実態把握に努め、短期証への切り替えを行っています。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	すべての世帯を対象とした訪問調査などは実施していませんが、収納担当課と連携を図り住民異動等の来庁時における聞き取りや、夜間・休日窓口の開設、滞納世帯への戸別訪問等を実施し実態把握に努めています。 実施にあたっては、単に納付勧奨に留まらず、生活保護や多重債務問題など生活困窮者に対する他制度への相談窓口を案内しています。
13	旭市	○			納税相談の際に、生活状況の聞き取りや財産調査などを行い、関係各課と連携して対応。
14	習志野市			○	被保険者資格証明書交付世帯で緊急な医療の必要性が生じ、かつ医療費の支払いが困難な場合は、短期被保険者証を交付しています。
15	柏市			○	健康・福祉部門と未納情報も共有することになるため，実現は難しいと考えます。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			短期被保険者証世帯や資格証明書発行世帯につきましては、保険料の納付相談の機会を通じて生活の実態把握に努め、状況に応じて他部署とも連携を図っております。
18	流山市	○			短期保険証から資格証明書に移行する前に滞納者には弁明の機会を設け、また、特定の疾病者に関しては医療を受けられるよう資格証明書ではなく短期保険証を交付します。生活困窮者には社会福祉課で相談を受けるようご案内しています。
19	八千代市	○			
20	我孫子市	○			すでに実施しており、広報、ホームページでお知らせしています。
21	鴨川市			○	税務課職員による納税相談や、資格証明証交付対象者世帯への通知等で特別な事情に該当する被保険者の把握に努め、該当者には速やかに保険証を交付しています。
22	鎌ヶ谷市			○	被保険者の状況については、短期被保険者証更新時に把握に努めており、本人の希望により、担当課に繋いでおります。
23	君津市	○			相談の機会を設け、個別の事情を勘案しながら対応しています。
24	富津市	○			夜間納付相談窓口の開設や臨戸訪問を実施し、面会する機会を設け生活状況の把握に努めている。
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	納税相談等の通知を行い、滞納世帯の状況把握に努めています。本人が応じた場合には相談を行い、保険証を交付しています。場合によっては、社会福祉課への案内も行っています。また、資格者証の該当者については、弁明の機会を付与する通知を送付しています。
27	袖ヶ浦市			○	納税相談等の機会を設け、生活状況の現状把握に努めるとともに、必要に応じて実態調査を実施し、特別の事情のある世帯に対しては、保険証を交付しております。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	国保被保険者の40歳以上の方全員に、特定健康診査のご案内しています。 なお、国保資格者を問わず、市民に対し定期的な健康相談のほか、窓口相談や電話相談を行っています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			弁明書等の送付により納税相談を奨励し、実態の把握に努めています。
35	山武市	○			保険証更新時に資格者証交付世帯には、「特別の事情」届出の案内を実施し、生活実態等を把握するよう努め、生活保護担当部署との連携を図っています。また、事情により医療費の負担が困難な方には、申出により短期保険証を発行しています。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	短期保険証発行の際、被保険者の生活状況等を確認し、状況によっては福祉担当と情報を共有し連携を図っています。
38	栄町			○	特別の事情に関する届出書や短期証更新時のきめ細やかな納付相談により実態の把握に努めています。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		健康・福祉担当課と連携した対応を検討していきたい。
47	睦沢町	○			国保税の納付者との公平性を図るため、滞納者に対して短期保険証を交付している。ただし、被保険者個々の実情に応じた対応に努めている。
48	長生村			○	更新時の納税相談を受け生活状況に応じて短期保険者証の交付等の対応をしている。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			生活困窮等福祉・収納部局と連携をとっている
	県合計	31	7	16	
	%	57.4	13.0	29.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】6

No.	市町村名	26. すべての加入者に正規の保険証を交付し、受療権を保障するために次のことを行って下さい。 ②「地方自治体」の判断によるとされている『特別の事情』を積極的に活用し、正規の国民健康保険証を交付すること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント34
1	千葉市	○			窓口での納付相談の際に、生活状況を把握したうえで、政令で定める特別な事情や医療を受ける必要性が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難な場合には、被保険者証を交付しております。
2	銚子市			○	「特別な事情」については、定期的な納付相談により、申請を受け、該当世帯には積極的に活用し、短期被保険者証を交付している。
3	市川市	○			国民健康保険の被保険者は、国保税の納付状況に応じ、「被保険者証」「短期被保険者証」及び「資格証明証」を交付しているが、いずれも正規の国民健康保険証です。
4	船橋市			○	相談機会を増やすことにより、生活状況に合わせた納付計画の検討や、必要に応じた福祉窓口への案内を行うため、短期被保険者証等の交付を実施しております。
5	館山市			○	納期内納付をしている納税者との公平性を欠くことのないように努めている。滞納者に対しては，実情に応じて短期保険証や資格証明書を交付している。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	公平性の観点から、保険料をきちんと納付している世帯とそうでない世帯とを区別することは必要と考えています。『特別な事情』の申出により保険証の交付が必要と判断される場合には即日交付可能です。
8	野田市			○	資格証明書については、特別の事情に該当することや国保料に過去1年間の滞納がないことが確認ができた場合に短期被保険者証を交付するなど、個々の状況に応じた対応をしています。
9	茂原市			○	被保険者間の保険税負担の公平性からすべての加入者に通常期限の保険証を交付することは考えておりません。
10	成田市	○			訪問調査等により実態把握に努め、短期証への切り替えを行っています。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国民健康保険税を納付できない特別の事情の届出があり、政令に定める事情に該当すると判断した場合は、短期被保険者証を交付しています。
13	旭市			○	税負担の公平性を確保し判断している。
14	習志野市	○			被保険者資格証明書交付時には「特別の事情に関する届出」を送付し、提出するよう勧奨もしています。
15	柏市	○			
16	勝浦市			○	
17	市原市	○			資格証明書発行世帯につきましては、実態把握に努めるとともに、生活困窮や疾病等状況に応じ特別の事情に該当する場合は、短期被保険者証を交付しております。
18	流山市			○	納付の公平性を欠かないためにも、滞納者に対しては短期保険証または資格証明書を交付します。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	国保の健全な運営のために、特別な事情が認められない被保険者に対し対応が必要です
21	鴨川市			○	国、県の統一基準が示された上で検討が必要だと思います。
22	鎌ヶ谷市			○	個々の状況に応じて、有効期限を延ばし対応しております。
23	君津市			○	滞納の場合は、国民健康保険法に基づき対応しています。
24	富津市	○			納付相談等により、生活状況などの聞き取りを行い、特別の事情に該当すると判断できる場合は一般の被保険者証を交付することとしている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	負担の公平・公正を図るべく努め、丁寧な納税相談を実施しながら、それによる滞納を解消へ導くことにより、すべての加入者に正規の保険証が交付できるよう努めていきたいと考えています。
27	袖ヶ浦市			○	短期保険証、資格証明書については、「国民健康保険税滞納者に対する措置取扱規則」に基づき交付を行っており、すべての加入者に正規の国民健康保険証を交付する考えはありません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書取扱要綱に則り対応しています。
30	白井市			○	短期保険証は、有効期限が短いだけで、医療機関への受診は一般の被保険者証と変わりません。短期保険証は、滞納のある方との接触の機会を図るため、生活状況等の把握するため、必要なものと考えています。また、資格証明書は、連絡等の取れない方と正当な理由もなく、納付の無い方の交付となります。ご連絡いただき納付相談後に短期保険証への切替をしています。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	税負担の公平性や他の加入者の負担増となることなど慎重な取り扱いが求められます。
35	山武市			○	被保険者間の負担の公平性の確保から、保険税滞納世帯に対しては、納税相談等で被保険者の個々の事情を聴きとりし対応します。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	短期保険証の発行により、納税相談の機会を確保しています。
38	栄町			○	税負担の公平性を保つために、国や県の制度、指導のもと、納付状況に応じた保険証を交付しています。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	保険税の公平性を保つため、滞納者には納税相談を行い短期保険証を発行している。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	・国民健康保険税滞納者対策取扱要綱 ・国民健康保険税滞納者対策取扱要綱に規定する特別の事情の事由に係る具体的判断基準等に関する要領　に基づき交付しています。
44	芝山町			○	「特別な事情」を積極的に活用することは出来ないため、滞納状況により短期証を作成する。
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	納税相談時の聞き取りで、被保険者の生活状況や納付が困難な理由等の把握に努め、生活保護も見据えた上で、短期保険証の対応としたい。
47	睦沢町	○			納税相談を随時受付し、「特別の事情」による申出を考慮した上で資格証明書から短期保険証へ切り替えて交付している。
48	長生村			○	長生村国民健康保険税滞納者に対する取扱要綱により、納税相談等を行い状況に応じて適切に対応している。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		収納及び福祉部局と連携し対応している
	県合計	11	2	41	
	%	20.4	3.7	75.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】7

No.	市町村名	27. 国民健康保険法44条に基づく医療費一部負担金の減額・免除申請制度を周知徹底し、適用して下さい。被保険者の所得水準、健康実態を十分踏まえ、必要な保険給付が受けられるよう、収入要件を生活保護基準の1.5倍にするなど収入要件の緩和や滞納者も対象にするなど制度の改善を図って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント35
1	千葉市		○		一部負担金の減免等については、被保険者には「国保のしおり」で制度の活用を周知しているほか、区役所職員にも研修を実施し、被保険者に適宜案内できるよう努めております。収入の認定基準については、千葉市要綱で生活保護基準額に基づく基準生活費の115%以内としていますが、一部負担金に係る国からの財政支援基準が令和2年10月から115.5%になることを踏まえ、千葉市要綱も見直すことを検討しております。また、滞納者への保険給付については、滞納があっても納付相談を行っていただくことを条件に給付対象としております。
2	銚子市			○	周知については、被保険者証送付時に同封している国保の概要の冊子に記載しているが、減免については、国基準に基づいた取扱要領により実施している。(滞納者については対象としている。)
3	市川市			○	制度の安定的、継続的な実施のため適用拡大は慎重にすべきと考えます。
4	船橋市			○	減額・免除制度については、国保のてびき、HPに掲載し周知を図っていますが、収入要件の緩和等については、現時点では考えておりません。
5	館山市		○		改善の必要性について状況を確認し検討する。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視しながら調査研究を行っていきます。
8	野田市			○	「野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱」に基づいて実施しており、制度の内容について市ホームページに掲載しております。なお、一部負担金の減免については、国通知「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」に基づいて基準を定めております。
9	茂原市			○	制度についての周知は行っておりますが、収入要件の変更は考えておりません。
10	成田市			○	
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	一部負担金の減免による減収分はほかの被保険者への負担となり、負担の公平性の観点から現状において改定は考えていません。なお、滞納者に関する条項は規定していません。
13	旭市			○	広報やホームページで周知。減免となり得る世帯に個別通知による勧奨を行い免除適用した。収入要件の変更や対象者の拡大は検討していない。
14	習志野市			○	月収入月額は要綱により生活保護基準の1．3倍以下と定めています。
15	柏市			○	一部負担金の減免の拡大は新たな財源が必要になるため，国の動向を注視してまいります。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	市ウェブサイトへの掲載、被保険者証交付時及び更新時に渡す国保と健康のしおりに掲載し周知し、申請を受けて審査し、適用しています。 医療費が年々増加している中で、保険給付と保険料負担を検討する必要があることから、今後の国の動向を注視してまいります。本市では、生活保護基準の1．2倍までを対象としております。
18	流山市			○	市ホームページ、広報、チラシ、パンフレットにおいて制度を周知しています。 また、当該制度についてはその具体的な取扱いについては国の通知で示されており、当該通知に基づき定めた本市の取扱要領に基づき申請があった場合には、適用の可否を判断してまいります。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		減免免除申請制度はホームページで周知を行っています。国保広域化に伴い、事務運用の統一化が求められていることから、国全体としての制度化が必要と考えます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市			○	国・県の通知に基づき対応しています。
24	富津市			○	全戸回覧の国保だよりにて、周知を図っている。収入要件は個別具体的状況によって判断する。また、滞納者については納期内納付者との公平性を欠くため、実施は難しいと考える。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			昨年度より滞納の有無にかかわらず対象とすることにしました。収入要件については、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。
27	袖ケ浦市			○	当該要綱(基準)は国の基準に基づき作成しており、現在のところ変更する予定はありません。
28	八街市			○	一部負担金減免においては、窓口にリーフレットを設置し、相談は常時対応している。
29	印西市			○	令和元年度に要綱を制定した。国通知に基づき対応してまいります。
30	白井市	○			国が通知する「一部負担金の徴収猶予及び減免並に保険医療機関等取扱いについて」を基準としておりますので、対象者拡大については検討していません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	広報紙へ記事掲載し周知をしています。税負担の公平性や他の加入者の負担増となることなど慎重な取り扱いが求められます。
35	山武市	○			
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	佐倉市と同様に1．1倍としています。
38	栄町			○	前段は実施しましたが、後段については、周辺市町の動向を見ながら判断します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	収入要件においては、生活保護基準の1.3倍としている。滞納の有無は要件としていない。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町	○			生活保護基準の引下げについては、国の激変緩和措置(平成30年10月から3年間かけて段階的に実施する)を踏まえて、引下げに影響されないように、減免の適用基準は現行据え置きとしております。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	制度の周知は、町ホームページ・広報紙等で実施している
46	一宮町	○	○		医療費の一部負担金の削減については、平成29年8月1日施行し、ホームページで周知を図っている。被保険者の所得水準については、国の基準に基づき運用しており、今後は町の国保財政と近隣市町村の動向に注視して行く。なお滞納者に対する制限はしていない。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国による制度の見直しにより対応する。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		収納及び福祉部局と連携し対応している
	県合計	8	9	38	
	%	14.8	16.7	70.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】8

No.	市町村名	28. 滞納者に対しては、基本的人権を尊重し、納税緩和措置を適用し、次のことを実施して下さい。 ① 納税相談では、必ず、「納税緩和措置」を文書で、分かりやすく説明・周知し、職権による「換価の猶予」「執行停止」を適切に行うこと。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント36
1	千葉市	○			徴収猶予等の保険料納付に関する緩和措置については、ホームページや区役所窓口で納付相談時にチラシを配布するなど周知に努めております。 滞納世帯に対しては、納付資力の有無を見極めたうえで、差押えや処分停止を行うなど、適正に対応しております。
2	銚子市	○			生活困窮世帯については、滞納処分の執行停止を実施している。
3	市川市	○			国保税の納付について、担税力の乏しい納税義務者において、財産等の調査を実施したうえで、慎重かつ積極的な換価の猶予、執行停止を実施しています。
4	船橋市	○			状況に応じて納税緩和措置の説明、換価の猶予、執行停止を実施しております。
5	館山市	○			財産調査や納税相談の中で，滞納者の経済状況等の把握に努め，個別に対応している。
6	木更津市	○			
7	松戸市			○	納付相談時の聞き取りや職権による調査等を経て、それぞれ実施しております。
8	野田市			○	納税緩和措置については、市ホームページで周知しております。また、納付相談では収支、生活状況を聞き取り、客観的な事実に基づき納税緩和措置を適用しております。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			納税緩和措置については、広報なりたや市ウェブサイト等を通じて周知しているほか、納税相談時において制度等の該当の可能性について適宜説明しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			「納税緩和措置」については、窓口に掲示し、納税相談時に周知を行い、必要に応じて対応している。「執行停止」については、該当者について適時行っている。
13	旭市	○			文書では説明しないが、個々の実情に応じて、適切に対応している。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			文書での説明はおこなっていないが、納税相談の際は、生活状況の把握に努め、実態に即して対応している。
17	市原市	○			・窓口等での納付相談時に説明しており、市ホームページにも掲載するなどして、周知を図っております。 ・滞納者の収支状況や保有財産などから総合的に判断し、納付資力が無いと判断した場合には、法令等に基づき、適切に、納税緩和措置等を講じております。
18	流山市	○			生活困窮者に対しては徴収猶予または執行停止処分を行っています。
19	八千代市	○			
20	我孫子市	○			生活状況の聞き取りを行い、生活を著しく窮迫させる恐れがあるときは滞納処分を停止しています。なお、特別の事情がある場合は緩和措置があることを案内しています。
21	鴨川市	○			滞納者に対しては、納税相談、臨戸、財産調査等により、担税力を確認して納税の猶予、換価の猶予、執行停止等の適切な対応を行っている。
22	鎌ヶ谷市	○			納付資力を調査し、滞納処分の執行停止を行っております。
23	君津市	○			緩和措置について説明した上で必要書類の提出を促し、適用対象となる滞納者に対しては換価の猶予、執行停止を適用している。
24	富津市	○			徴収の猶予は周知は行っている。職権による換価の猶予、執行停止については、対象案件があれば行う。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	失業や病気などで納期限内の納付が困難な方につきましては、納税相談を実施し、生活状況を確認、見直しできるところを指導しながら納税者の公平・公正を図るよう努めています。生活状況の聴取や財産調査を行った結果で、地方税法に基づき執行停止を行っています。
27	袖ケ浦市			○	財産調査等を十分に行い滞納者が置かれている状況を的確に把握した上で、口頭で状況や対応について説明しております。法に定めのある滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがある場合等に該当する場合は職権による換価の猶予及び執行停止を行っております。
28	八街市	○			《1，住民税》4．に同じ。
29	印西市		○		
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市		○		市広報紙及び市ホームページに掲載して周知を図りました。また、執行停止については財産調査や納税相談により生活状況等を充分に把握した上で適切に実施しています。
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			納税相談の中で納税緩和制度について説明している。換価の猶予、執行停止についても個々の生活・財産状況を考慮して手続きを行っている。
38	栄町			○	国や県の制度、指導のもと行っています。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			徴収緩和制度は、相談時に説明を行い、滞納処分の執行停止は財産調査結果等のうえ実施している。
44	芝山町			○	「必ず文書で」という形態での説明・周知は実施しない。執行停止等は適切に実施する。
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			文書による説明・周知については今後適時行っていく。執行停止等については行っている。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		納税相談においては、執行停止の話を納税者に行っている。
54	鋸南町		○		収納部局と連携し対応している
	県合計	41	7	6	
	%	75.9	13.0	11.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】9

No.	市町村名	28. 滞納者に対しては、基本的人権を尊重し、納税緩和措置を適用し、次のことを実施して下さい。 ② 受療権をはじめ給付サービス制限や、生活と営業を困難にする差し押さえをしないこと。			
		給付制限・差し押さえをしない	検討する	制限・差押えをする	コメント37
1	千葉市	○			滞納世帯に対する給付の制限は行っておりません。 また、資格証明書を交付された被保険者に対する給付については、納付相談のうえで適正に対応しております。
2	銚子市			○	法令に基づく給付サービス制限を実施し、差押えは生活状況を勘案している。
3	市川市			○	大抵の場合、納税等相談の機会として差押等予告の通知文書を送付しているが、納税義務者からの相談が無い場合、やむを得ず法令に基づき差押等を執行しています。
4	船橋市	○			資格者証は交付しておりますが、給付制限はしておりません。納付資力があるときや、連絡を全くいただけないときは差押えを行います。
5	館山市			○	督促状や催告書等に全く応じない滞納者に対しては，差押えをおこなう。なお，生活困窮などの納税相談があれば，個別に対応している。
6	木更津市			○	児童手当を狙い撃ちした差押等は行いません。
7	松戸市			○	給付制限については公平性の観点から、保険料をきちんと納付している世帯とそうでない世帯を区別することは必要と考えています。生活を困窮させると判断できる差押は執行しません。ただし、任意加入した生命保険等があり、その保険料の納付を優先させ滞納にいたる場合は、この判断に該当しません。
8	野田市			○	滞納がある場合は限度額認定証の交付を制限しています(高額療養費の支給額は変わりません)。また、差押については、納付資力があるにもかかわらず納付しない場合に、必要に応じて実施しています。なお、差押にあたっては、国税徴収法の規定に基づき執行しています(差押禁止財産の差押は行えません)。
9	茂原市			○	滞納要因及び生活状況を把握し、差し押さえをする一方で、生活困窮になるおそれのある者に対しては、個々の事情等を考慮した納税相談を行っています。
10	成田市	○			納税相談や実態調査等を通じ、生活状況等について適切に把握することで担税力を確認し、保険年金課との連携を図りながら滞納整理を進めております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			「生活を困窮させる差し押え」は禁止されている。
13	旭市			○	納税相談や財産調査により家庭状況を把握し個別に対応。納付能力がある場合は法令に基づき滞納処分を実施。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			滞納者と接触・面談し生活状況の実態把握に努め、適宜対応している。担税能力を有するにも関わらず滞納している場合は、法令に基づき、差押等の滞納処分を実施している。
17	市原市			○	・本市では、負担の公平性確保や法令遵守の観点から滞納整理を行っており、滞納者の収支状況や保有財産などから総合的に判断し、納付資力があると判断した場合には、滞納処分を実施しております。なお、滞納者に納付資力が無いと判断した場合には、適宜、納付緩和措置等を講じております。 ・国民健康保険制度の給付サービスの制限につきましては、国民健康保険法に基づき、保険事故の発生に伴って当然に発生する被保険者の受給権を制限する場合に給付制限を行っています。
18	流山市	○			給与・預金等の債権差押では最低生活費を考慮した上で差押を執行しています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市	○			必要な給付の制限や、生活を著しく窮迫させる差押えはしていません
21	鴨川市	○			滞納者に対しては、納税相談、臨戸、財産調査等により、実態を確認して適切な対応を行っている。
22	鎌ヶ谷市			○	納付資力があり、納付約束を誠実に履行しないなど悪質と判断された場合に差押を実施しております。
23	君津市			○	給付サービスの制限は行っておりません。法に基づく緩和措置を適用している滞納者に対して差押は行わないが、それ以外の者で納税誠意のない滞納者については滞納処分せざるを得ない。
24	富津市	○			差押えた財産について、滞納者から相談があった場合、換価に伴う生活困窮には十分注意を払って行っている。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	租税は公平に負担されなければならないとともに、財政基盤の裏付けであり、財政基盤の確保は、国や自治体の存立とって不可欠なものです。資力を有するにもかかわらず納税がない場合は、租税負担の公平性を担保するためにも、差押はやむを得ないと考えています。
27	袖ヶ浦市			○	国民健康保険制度の趣旨及び納税の公平性を維持するために、法に基づいた適正な給付制限や差押え等はやむを得ないものと考えておりますが、生活状況や納付見込み等の聴取により短期保険証の交付についても対応しております。また、生活困窮者に対しては状況を十分把握した後、換価の猶予や処分の執行停止を行っております。
28	八街市	○			受療権をはじめ給付サービスは、制限する場合がある。また、差押え可能な財産を保有する場合は、法律に基づき差押え・換価を実施する。
29	印西市			○	徴収部門と連携し、地方税法等に基づき適正に対処いたします。
30	白井市			○	地方税法等に基づき、適正に対処します。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	滞納者の生活状況等を調査した上で差押えを執行している。
34	香取市	○			法令を遵守します。
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			給付サービスの制限や生活や営業を困難にする差押の実施は行っていない。
38	栄町			○	国や県の制度、指導のもと行っています。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町			○	税負担の公平性の観点から
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			生活を窮迫させるおそれがある場合は、差押は行わない。
44	芝山町			○	生活を困窮させる差押はしないが、給付サービスの制限は納税者との公平を保つため実施する。
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	生活が困窮するような差押は実施しないが、そうではない差押や給付サービスの制限は納税の公平性を保つため実施せざるを得ない。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			納税相談においては、生活状況について聞き取りをしており、生活状況に応じた対応をしている。
54	鋸南町		○		
	県合計	29	2	23	
	%	53.7	3.7	42.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】10

No.	市町村名	29. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料(税)」にするように次のことを実施して下さい。 ① 保険料(税)は、「応能負担」を原則にすること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント38
1	千葉市			○	全ての被保険者が保険料を負担することが、国民皆保険を維持する上で、不可欠であり、その構成には応益割も必要と考えています。
2	銚子市			○	法令、条例に基づき算定する。
3	市川市			○	低所得者に対する軽減措置が制度化されており、誰でも保険給付が受けられることから、被保険者全体で制度を支えるための応益割(均等割、平等割)の継続は必要不可欠であると考えます。
4	船橋市			○	一昨年度から都道府県ごとに所得水準から応能・応益の割合を決定することになりました。応能負担を原則とすることは考えておりません。
5	館山市			○	国による制度の見直しにより対応すべきと考えている。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	保険料の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることが被保険者全体で制度を支えるという観点から必要です。また、被保険者間の負担の公平性を確保するためにも必要であることから、応能負担を原則とすることは考えておりません。
8	野田市			○	保険料については、被保険者全体で制度を支えるという観点から、負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることが重要であると考えております。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	地方税法及び条例の規定どおりとします。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	全ての被保険者が保険税を負担することが国民皆保険制度を維持する上で不可欠であり、その構成には応益割も必要です。
13	旭市			○	法令により標準課税として応能割と応益割の標準割合が定められているため。
14	習志野市			○	千葉県が算定した標準保険料率を参考に保険料率を決定します。
15	柏市			○	保険料は経済的負担能力に応じて賦課されるべきものであることは理解しています。一方で応能割の割合を上げることは中間所得者層に対する負担が重くなるります。被保険者間の負担の公平を図る必要があることから応能割と応益割のバランスを取りながら保険料の算定を行ってまいります。
16	勝浦市			○	応益負担には、所得に応じた軽減措置が講じられており、子育て世代である中間所得層の重い負担にならないよう、相互扶助の観点から応益負担をなくす考えはない。
17	市原市			○	国民健康保険制度では、保険料の算出方法に応益負担を求めることとされていることから、保険料について、すべて応能負担を原則とすることは難しいものと考えております。
18	流山市			○	応能負担、応益負担については適正に配分していきます。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		当市では、現状すでに応能負担の割合が60%を超えています。今後の賦課割合については標準保険料の結果を見ながら検討していきます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	応能・応益のバランスをとり、保険料率を設定しております。
23	君津市			○	地方税法において、応能・応益負担の原則が示されています。
24	富津市			○	地方税法第703条の4の規定により、応能割、応益割の両方で課税することとなっている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	世帯別平等割と均等割については、財政的視点による制度維持の観点から、必要であると考えています
27	袖ケ浦市			○	負担の公平性を確保しながら、将来にわたって安定的な国保財政運営を図る必要があると考えており、応能負担を原則とする考えはありません。
28	八街市			○	法に合わせて対応する。
29	印西市			○	
30	白井市			○	保険税の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが公平性の観点から必要であると考えています。今後も応能割と応益割で賦課徴収を行っていきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	応能・応益を50対50になるように賦課します
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	応能割:応益割は、50:50を基本に検討していきます。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	保険税の賦課は、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスが重要と考えるから。
42	大網白里市			○	厚生労働省のガイドライン、千葉県国民健康保険運営方針で示されている構成割合を基本としています。
43	九十九里町		○		県から示される標準保険税率における所得水準等により、応能割合を検討する。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		低所得者等の負担を考慮しながら、税率の制定については慎重に審議をしてまいります。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	保険税は負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスを取ることが、被保険者全体で制度を支えるものであるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	低所得世帯の割合が高いため、応能負担を原則とすると一部の被保険者に負担がかかりすぎてしまうため。
54	鋸南町		○		
	県合計	2	7	45	
	%	3.7	13.0	83.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】11

No.	市町村名	29. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料(税)」にするように次のことを実施して下さい。			
		② 国保は社会保障制度で、公費で支える制度です。一般会計よりの法定外繰入制度の継続や復活、新規の活用などで、払える保険料(税)にすること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント39
1	千葉市			○	今後の保険料をどの程度増額改定しなければならないかはわかりませんが、被保険者の負担増にも配慮しなければいけないとは考えております。 しかし、平成30年度予算より、累積赤字が解消され、一般会計からの赤字繰入もなくなり、本市の国保財政はようやく本来あるべき姿になったところです。その中で、一般会計からの繰入の復活により保険料の上昇を抑える取り組みは現段階では考えておりません。
2	銚子市		○		一般会計の財政状況を見て繰入額を決定する。
3	市川市			○	県の運営方針で法定外繰入の解消を行うものとされています。
4	船橋市	○			繰入を行っておりますが、決算補填等を目的とする一般会計からの繰入の計画的な削減、解消につきましては、国から求められているところです。
5	館山市			○	広域化により国県市町村が協力して法定外繰入金の廃止に取り組んでいるところである。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	収入不足に伴う決算補填を目的とした一般会計繰入金については、保険料率の適正な設定等による具体的な削減・解消計画を策定することになります。また、その計画に基づいた取り組みを進める必要があるため、決算補填を目的とした一般会計繰入金は実施せずに、可能な限り国保事業財政調整基金を活用し、保険料率の引き上げ抑制に引き続き努めます。
8	野田市			○	一般会計からの法定外繰入については、国保制度の趣旨から財政援助的な繰入れは行うべきではないという国の指導が出されており、また、市の国保財政の状況から見ても、現時点では必要ないと考えております。なお、令和2年度の保険料率については、国保財政調整基金を活用して引下げを行っております。
9	茂原市			○	
10	成田市	○			
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	一般会計からの法廷外繰入については、国から削減・解消が求められていることから、現状においては考えていません。
13	旭市			○	広域化により法定外繰入の必要性を大幅に解消する方向性が示されている。
14	習志野市			○	保険料負担の急増とならないよう配慮しつつ国保財政の健全化を図っていきます。
15	柏市			○	国の公費拡充により，法定外繰入金の解消に見合う財源が確保されていることから，安易に一般財源に頼ることなく，かつ加入者負担をできるだけ抑制できるよう，国民健康保険財政調整基金を活用しながら保険料の調整を図ってまいります。
16	勝浦市			○	法定外繰入れは行っていない。
17	市原市			○	保険料を引き下げるための法定外繰入金の活用につきましては、国及び千葉県より計画的に削減・解消を図るべきとの方針が示されていることから難しいと考えております。
18	流山市	○			法定外繰入には「決算補填目的」分と「それ以外の目的」との2つに大別することができます。令和元年度決算見込みでは結果的に上記2つの繰入が発生しましたが、「決算補填目的」分については、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となることなどから、計画的に削減・解消していかなければならないと考えています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	法定外繰入は、健康保険に加入している方に更に国保の負担をお掛けすることになるため、一般会計からの法定外繰入金を保険料の軽減のために利用するのは好ましいことではないと考えています。
21	鴨川市			○	国や県から法定外繰入は解消するよう示されています。
22	鎌ヶ谷市			○	県国保運営方針により、一般会計からの法定外繰入金は、解消していくものとされております。
23	君津市			○	国や県の方針により、国保被保険者以外の方に負担を求めることになることや、給付と負担の関係性が不明瞭となることから、繰入れしないことが望ましい旨、示されています。
24	富津市			○	千葉県国民健康保険運営方針により、法定外繰入は解消・削減を図るべきとなっている。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	現行の枠組みの中で持続可能な制度を維持していくための努力をまずはすべきであり、安易な法定外繰り入れは慎むべきであると考えます。
27	袖ヶ浦市			○	県の国保運営方針で、決算補填目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となる、また、国保被保険者以外の住民に負担を求めることなどから、計画的に解消・削減を図るべきとされており、本市においても、今後、解消・削減を図る予定となっています。
28	八街市			○	国保加入者が負担する国民健康保険税で運営事業費を賄うのが原則であるため。
29	印西市			○	
30	白井市			○	保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭になること、被保険者以外の住民に負担を求めることになることなどから、法定外繰入を活用することは考えていません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	他の加入者の負担増となるほか、国保以外の医療保険制度加入者の負担を求めることになります。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	一般会計からの法定外繰入は社保加入者との公平性を考慮し、行わない。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	保健事業の充実により、被保険者の健康づくりに貢献し、医療費水準の引下げに努めます。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	法定外繰入で町の財政状況を逼迫させる結果にならないように、国保財政を改善することで対応したい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	一般会計からの法定外繰入は国保被保険者以外の村民に負担を強いることになるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	社保加入者との公平性を考慮し、原則として法定外繰入は行わない方針。
54	鋸南町		○		他保険加入者の負担が生じるため
	県合計	5	2	47	
	%	9.3	3.7	87.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】12

No.	市町村名	29. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料(税)」にするように次のことを実施して下さい。 ③ 18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免をすること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント40
1	千葉市		○		18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免については、政令指定都市国保・年金主管部課長会議などを通じて国に対して要請しており、国の動向を注視してまいります。
2	銚子市		○		全国市長会を通じ、国に対し要請しており、国の動向を注視していく。
3	市川市			○	低所得者に対し、所得及び加入者数に応じて均等割額・平等割額の7割、5割もしくは2割を軽減する制度が設けられているので、18歳未満の子どもに係る均等割額の減免をする考えはありません。
4	船橋市			○	全国市長会を通じて、国庫負担・補助金の負担割合の引き上げ及び財政基盤の充実・強化について要望しております。
5	館山市			○	国による制度の見直しにより対応すべきと考えている。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視しながら調査研究を行っていきます。
8	野田市			○	国と地方が協議する国保基盤強化協議会において、18歳以下の子どもへの均等割に係る軽減措置の導入について議論が行われております。野田市としては、国の責任において制度化されるよう、全国市長会を通して要望しているところです。
9	茂原市		○		
10	成田市			○	全国市長会を通じて国に対し、子どもの均等割減免に係る財政支援を求めていますので、国の動向を注視してまいります。
11	佐倉市			○	全国市長会を通じて、国の制度とするよう要望しております。
12	東金市			○	減免を行った場合、その財源は他の国民健康保険の被保険者が負担する形となり、負担が増える他の被保険者の理解を得る必要や、税負担の公平性を保つ点から、現状では子どもに係る均等割額の減免の実施は難しいと考えています。
13	旭市			○	法令に基づく減免・減額制度以外では納税相談等により個別に対応している。
14	習志野市			○	国の制度として実施されるものと考えています。
15	柏市		○		子どもの均等割額の減免措置を柏市独自で行うことについては，財源を他の加入者の保険料に求めることなどを考慮すると慎重にならざるを得ません。一方で，子育て支援の拡充は我が国全体の課題であることから，全国市長会などを通じて国への要望活動を行ってまいります。
16	勝浦市			○	子どもの均等割額の減免措置については、自治体から国へ要望がなされており、今後動向を注視し適正に対応したい。
17	市原市			○	子どもに係る均等割保険料の軽減につきましては、全国知事会や全国市長会から国に要請していることから、今後も国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	法令を遵守するとともに減免については、現行のとおり実施していきます。全国市長会を通じて国に要望しています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		所得により軽減措置を行っています。なお、国保の制度としての対応が必要と捉えていますので、市長会を通じて引き続き国へ要望していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	全国市長会で要請しておりますので、今後も国の動向を注視してまいります。
23	君津市		○		減免を実施するためには恒久的な財源が必要であり、税源がない中では、軽減分を他の被保険者に転嫁する必要があることから、国の動向を注視してまいります。
24	富津市	○			令和元年度から18歳以下の被保険者に係る均等割額の30%相当額を減額した。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	均等割については、財政的視点による制度維持の観点から、必要であると考えています
27	袖ケ浦市			○	年齢等に着目した保険税の減免は考えておりませんが、所得の減少や生活困窮者等に対しては、納税相談や実態調査による生活状況の把握に努めた上で、必要に応じ減免しております。なお、子どもの保険税均等割額の軽減については、全国市長会などを通じ支援制度の創設について要望を行っております。
28	八街市			○	法に合わせて対応する。なお、均等割額は、世帯所得に応じて法定軽減が適用されている。
29	印西市			○	実施するための財源根拠がない。
30	白井市			○	災害や失業等による特別な事情に基づき、被保険者の日常生活が著しく困難となった場合の救済を目的として、保険税を減免する規定を設け、運用していることから、市独自により減免制度を拡充することは考えていません。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	子ども医療費助成として、18歳の年度末まで自己負担額を200円又は無料としている。
35	山武市			○	国の対応を注視する。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町		○		国が責任を持って対応すべきものであり、国の検討状況を注視していきたい。
38	栄町			○	周辺市町村の動向を見ながら判断します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		近隣市町の動向を踏まえつつ、減免による町財源への影響を考慮し検討する。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	現在の減免制度以上の減免は国・県等の補助が拡充されなければ困難である。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	2	13	38	
	%	3.7	24.1	70.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】13

No.	市町村名	29. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料(税)」にするように次のことを実施して下さい。 ④ 国民健康保険法77条に基づく保険料(税)減免制度をつくること。その際の収入要件を生活保護基準の1．5倍とするなど要件の緩和を図ること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント41
1	千葉市			○	一定の所得基準を下回る低所得世帯の場合には、応益部分(被保険者均等割・世帯別平等割額)を7割・5割・2割の軽減をしています。また、平成31年度より、世帯人数に応じた本市独自の減免制度を創設しました。 このことより、低所得者に対する保険料軽減措置がありますので、生活保護基準に基づく減免制度を新たに設けることは考えておりません。
2	銚子市		○		条例及び国民健康保険料減免取扱要領に基づき実施しており、減免要件の拡充については、調査・研究し検討する。
3	市川市	○			条例に基づく国保税の減免制度があること、国民健康保険制度の安定的、継続的な実施が求められるため、国保税の減免要件の緩和は慎重にすべきと考えます。
4	船橋市			○	現時点では考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国の基準が改正された場合には、対応をしてまいります。
8	野田市			○	保険料の減免については、野田市国民健康保険条例第43条に定めており、現在、減免要件の拡充については考えておりません。
9	茂原市			○	条例に定める減免制度はあります。
10	成田市			○	
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	本市では生活保護基準の世帯に対する減免を実施しています。収入要件を緩和することは税負担の公平性が保てないため改定は考えていません。
13	旭市			○	まずは事務レベルでの情報収集に努める。
14	習志野市	○			生活保護基準に基づいて減免を行っています。要件の緩和は検討していません。
15	柏市			○	保険料の減免制度の拡大は，新たな財源が必要となるため，国の動向を注視してまいります。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			減免制度につきましては、「市原市国民健康保険料取扱い基準」により、生活困窮者等による保険料減免に対応しております。
18	流山市			○	国民健康保険法第77条において「条例で定める」ところにより、保険料を減免することができることから、本市では条例において対象者について規定するとともに、取扱要領を定め、当該減免制度を運用しています。引き続き、上記運用に基づき、減免適用の可否を判断してまいります。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	疾病、失業、廃業等による、一時的な収入源は減免制度を設けており、恒常的に生活保護基準となる方については生活保護制度の対象と考えます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市	○			災害や特別の事情がある者への減免制度があります。
23	君津市	○			生活保護基準以下であり、かつ疾病、負傷等により長期にわたって就労が困難である場合、減免対象としております。収入要件の緩和は難しいものと考えます。
24	富津市		○		明確な基準を設定することは困難なため、個別事情を勘案し、判断する。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	保険税減免制度は実施しています。納税相談により生活困窮による納税が困難と判断した場合には、処分停止の検討や社会福祉課への案内も行っています。
27	袖ヶ浦市			○	減免取扱要綱において、生活保護基準に基づく減免を実施しております。なお、当該要綱(基準)の収入要件については国の基準に基づき作成しており、現在のところ変更する予定はありません。
28	八街市	○			生活保護と同等の基準
29	印西市			○	印西市国民健康保険税減免取扱要綱に則り減免の適用を判定する。
30	白井市			○	保険税の減免については地方税法717条に基づき、白井市国民健康保険税条例第23条で定めています。なお、生活保護基準に基づく減免制度については、他市の事例等について調査・研究していきます。
31	富里市		○		
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	税負担の公平性や他の加入者の負担増となることなど慎重な取り扱いが求められます。
35	山武市			○	法定軽減制度により一定の配慮がなされている。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	町の条例で減免は定めているが、生活保護基準に基づくといった定めはない。
38	栄町			○	国民健康保険税条例に基づき災害等により必要と認められる方に対して減免を行っています。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	生活保護基準に基づいて減免を行っている。
42	大網白里市			○	市国民健康保険税条例で生活保護法の規定による保護等を受けている方への減免規定を設けています。
43	九十九里町			○	低所得者に対する、所得に応じた法定軽減(7割・5割・2割が設けられているため。
44	芝山町			○	減免制度はあるが緩和は行わない。
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			要件緩和については、現在の減免制度以上のものとなり、国・県等の補助が拡充されなければ困難である。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	9	7	38	
	%	16.7	13.0	70.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】14

No.	市町村名	30. 社会保障制度としての国保制度に基づき、保険者努力支援制度により、医療費抑制や徴収の強化にはならないようにして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント42
1	千葉市			○	保険者努力支援制度は、保険者としての努力を行う自治体に対し、適正かつ客観的な指標に基づき交付金を交付することで国民健康保険の財政基盤を強化するものです。評価指標の中では、短期保険証交付時に納付相談の機会を設ける方針か、資格証明書は特別な事情の有無を確認したうえで交付する方針か、などといった項目もあり、保険者の適正な取組を評価するものとなっております。
2	銚子市			○	国の制度に従って対応する。
3	市川市			○	市の方針に照らし必要な事業を遂行するにあたって可能な範囲で保険者努力支援制度を活用しているのであって、当該制度の利用が主目的となるような事業展開はもとより行っておりません。
4	船橋市			○	保険者努力支援制度の評価項目については、国において全国の状況をみながら適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	制度については、毎年国が検討し改善を図っている。今後の動向を見たい。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国から示される評価指標に基づき、事業を実施します。
8	野田市			○	保険者努力支援制度は、被保険者の健康づくり、医療費適正化や保健事業等に対する取組を評価し、基準を達成した保険者に対して国庫補助金を交付する制度であり、国保の財政基盤強化のために、積極的に取り組む必要があると考えます。
9	茂原市			○	持続可能な国保制度にするためには、医療費適正化や徴収の強化は必要だと考えております。保険者努力支援制度については、国が示す評価指標に基づき事業を実施します。
10	成田市		○		
11	佐倉市		○		
12	東金市			○	適正に対応します。
13	旭市			○	国の動向を注視していく。
14	習志野市			○	保険料負担を抑制するためにも、医療費の適正化と収納率の向上を図っていきます。
15	柏市		○		保険者努力支援制度は，医療費の適正化等の課題に対し積極的な取組を行い財政基盤を強化することが目的です。今後も適正な保険制度の運営を目指してまいります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	千葉県国民健康保険運営方針に、保険料収納率の向上に努めることとされており、本市においても負担の公平性の観点等から収納率の向上に努めているところですので、保険料の収納について保険者努力支援制度で評価していただきたいと考えております。 なお、徴収につきましては、被保険者の個々の実情を十分に勘案して、適切な取り扱いを行ってまいります。
18	流山市			○	引き続き国の実施基準に基づき交付申請し、適正な国民健康保険制度の運営に努めてまいります。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	保険者努力支援制度については、糖尿病性重症化予防事業などの保健事業を実施し健康の保持増進、健康寿命の延伸を図る等の効果により、二次的に医療費の抑制や保険料の負担抑制に繋がることを念頭に活用していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	予防による医療費の抑制や、徴収の強化は必要なことだと認識しています。
22	鎌ヶ谷市	○			保険者努力支援制度では保健事業等での点数獲得を目指しております。なお、保険者の責務として徴収努力は続けてまいります。
23	君津市	○			保険者努力支援制度は、各保険者の医療費適正化等の取り組みに対して補助金が交付されるものであり、国保財政の安定化のため、今後も適切に取り組んでまいります。
24	富津市	○			受診控え等にならないよう、注意を払って実施している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	保険者努力支援制度をも含め、社会保障として持続可能な国民健康保険制度の維持に努めていきたいと考えています。
27	袖ケ浦市			○	保険者努力支援制度では、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要とされており、医療費の適正化に向け、引き続き実施していきます。また、保険税の徴収については、税の公平性及び国民健康保険の相互扶助の考えに基づき、引き続き推進します。
28	八街市			○	保険税の納付がない場合は、国保制度に基づき、資格証明書を交付されるなど本人及び世帯員の不利益となる場合があり、徴収可能な財産を保有している場合は、法に基づき滞納処分を行うこともある。
29	印西市			○	
30	白井市			○	制度の持続性と公平性の観点から、医療費の適正化と徴収率の向上に努めていきます。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	健全運営のため、規則に従って実施します。
35	山武市			○	国の努力者支援制度の評価指標に基づき、国保運営するよう努めている。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	医療費の適正化及び税負担の公平性確保については、努力支援制度の趣旨に従います。
38	栄町			○	国や県の制度、指導のもと行っています。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	国から示される評価指標に基づき、事業を実施する。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町	○			特定健診やがん検診の受診率向上等の設定指標に向けた効果的な取り組みに努めます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		被保険者の健康増進・病気予防を基本とし、特定健診や健康教室等で健康面での意識改革を図りながら進めていきたい。
47	睦沢町		○		被保険者へ対して健診の受診勧奨や健康意識の向上に繋がるような取組を行うことで長期的な観点から医療費の伸びの抑制を図る。また、滞納者に対して個々の実情に応じた納税相談を実施していくことに変わりない。
48	長生村				質問の主旨が不明なため、回答できない
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		医療費の適正化が目的であり、抑制をかけることではないと考えられる
	県合計	7	12	34	
	%	13.0	22.2	63.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】15

No.	市町村名	31. 国保運営協議会で広く被保険者の意見を反映できるよう、被保険者の代表委員を公募して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント43
1	千葉市	○			千葉市国民健康保険運営協議会では、広く被保険者の意見を反映できるよう被保険者の代表委員の公募を行っております。平成30年度に4名の公募を行いました。3年ごとに改選を行っており、次回改選は令和3年度を予定しております。
2	銚子市			○	農業・漁業従事者、商工業、退職者から代表者を選出している。
3	市川市		○		他の区分代表との選出方法での整合性が懸念されるため。
4	船橋市	○			被保険者を代表とする委員5名については、全員公募しております。
5	館山市		○		必要性について、被保険者の要望や他市町村の状況を踏まえて検討していく。
6	木更津市	○			
7	松戸市				
8	野田市	○			現在、被保険者を代表する委員のうち2名が公募委員となっております。
9	茂原市			○	公募はしていないが、広く被保険者の意見を反映できるよう市内の地区に偏りがないように被保険者代表委員を選出しております。
10	成田市	○			
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	被保険者の意見を広く聴き、国保運営に反映させるため意見の偏りがないよう地区分けをし、地区会長より被保険者代表を推薦いただいています。
13	旭市		○		次期改選に向けて検討する。
14	習志野市	○			被保険者の代表委員4名のうち2名を公募により選出しています。
15	柏市	○			公募による委員が選任されています。
16	勝浦市			○	市の行政に何らかの関わりを持った有識者により構成されており、運営協議会運営に何ら問題はなく、公募する考えはない。
17	市原市	○			
18	流山市	○			被保険者代表委員の公募を実施し、令和元年度に4人の委嘱を行いました。
19	八千代市	○			
20	我孫子市	○			既に被保険者の代表委員を公募しております。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市	○			公募委員にも委嘱しております。
23	君津市	○			被保険者代表委員5名中2名を公募して委嘱しております。
24	富津市		○		
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			被保険者を代表する委員として、一般から公募委員の方が2名います。
27	袖ヶ浦市	○			国保条例に基づき、被保険者を代表する委員4名を置き、1名につきましては公募しております。
28	八街市			○	国保条例に基づき、各種団体より推薦をいただき、被保険者・保険医・薬剤師・公益代表者・被用者保険代表者により広く意見をいただいている。
29	印西市	○			
30	白井市	○			広く被保険者の意見を反映できるよう、公募や推薦により選考を行っています。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	被保険者、保険医又は保険薬剤師、公益を代表する委員に加え、被用者保険を代表する委員により適正に意見をいただき、運営に努めています。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	地域からの推薦方式としています。
38	栄町			○	被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表各同数の構成とされており、バランス良く募っています。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	意見の偏りがないよう地区の会長から推薦をいただいている。
42	大網白里市	○			
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			平成21年度より実施。広報誌やホームページで募集した。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町		○		
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	22	15	16	
	%	40.7	27.8	29.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】16

No.	市町村名	32. ポスターや「国保のしおり」、ホームページなどの広報において、「国民健康保険」は「社会保障制度」であり、「皆保険制度」の土台であること、そして国と自治体に財政責任があることを明記して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント44
1	千葉市			○	平成30年度の広域化により、都道府県と市町村がともに国民健康保険の運営を担うこととなりました。ホームページなどの広報において周知を行っております。
2	銚子市	○			国民健康保険制度の見直しに係る周知リーフレットで、国民皆保険や都道府県が財政運営の責任主体であることを明記している。
3	市川市			○	国民健康保険は相互扶助制度でもあると認識しているため。
4	船橋市	○			社会保障制度であることについて、国保のてびき・HPに掲載しております。
5	館山市		○		他市町村の状況なども踏まえ、相互扶助という考えや納税義務とのバランスも考慮し検討していく。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			国保便利帳や国保ガイドブック、市公式ホームページなので周知しております。
8	野田市	○			市ホームページに、国民健康保険は国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットである社会保障制度の一つである旨を記載しております。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			新規加入者等に配布しているガイドブックにおいて、同様の事項について記載しております。
11	佐倉市			○	
12	東金市	○			ホームページに掲載しています。
13	旭市		○		検討する。
14	習志野市			○	国民健康保険の手引きで、皆保険制度及び国保財政の状況について記載しています。
15	柏市	○			国民健康保険制度をわかりやすく説明するためにパンフレットを作成し，全国民健康保険加入世帯に配布しています。
16	勝浦市			○	
17	市原市	○			
18	流山市	○			国民健康保険被保険者証送付時に同封している国保ガイドに明記しています。
19	八千代市	○			
20	我孫子市	○			ホームページ、リーフレット等で周知しています。
21	鴨川市			○	国と自治体に財政責任があることを明記することはできません。
22	鎌ヶ谷市	○			次回更新時に記載予定です。
23	君津市		○		広報紙、ホームページによる周知を検討します。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	パンフレットやホームページにおいて、社会保障制度であることは周知しています。
27	袖ケ浦市			○	国民健康保険が社会保障制度であり、国民皆保険であることは十分浸透していると考えており、改めて周知する予定はありません。しかし、皆さまの生活を支える大切なものであることは、引き続き周知してまいります。また、財政の責任主体は、県広域化後において県であることも周知しております。
28	八街市	○			ホームページに掲載しております。
29	印西市		○		
30	白井市	○			国保税納付についての市広報紙で掲載をしています。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	ホームページで保険税と国や県の補助金で医療費を支出する制度と記載している。
35	山武市		○		
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	パンフレットには「被保険者が互いに助け合う制度であること」、「県と市町村が協力して運営していること」を明記しています。
38	栄町			○	町の基本計画で、「国民健康保険」は「社会保障制度」であり、「国民皆保険制度」の土台であると明記しています。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町	○			ホームページで周知している。
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			新規加入者や一斉送付の際に配布している「国保のしおり」に社会保障制度である旨明記しました。(令和2年度版から)
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		ホームページや広報などの掲載を検討する。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	2	13	38	
	%	3.7	24.1	70.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【障害者福祉】1

No.	市町村名	33. 重度心身障害者(児)医療費助成制度について、精神障害者への助成を一刻も早く実施し、精神障害1・2級を対象として下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント45
1	千葉市			○	精神障害者保健福祉手帳1級所持者については従来から重度障害者に含まれるため対象としていますが、2級所持者については重度障害者には含まれないため対象としておりません。
2	銚子市	○			令和2年8月分から精神保健福祉手帳1級所持者も対象とする。
3	市川市			○	千葉県の方針に基づき令和2年8月1日より精神障害1級のみ新たに対象としております。
4	船橋市	○			令和2年8月1日より、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象といたします。
5	館山市	○			精神障害1級について対象としたところである。
6	木更津市	○			令和2年8月1日から精神障害1級を対象としました。
7	松戸市			○	県基準により令和2年8月1日から1級のみ対象とし、2級は対象外とした。
8	野田市	○			野田市独自の取組として、精神保健福祉手帳1級所持者は対象としております。なお、令和2年8月より千葉県においても精神保健福祉手帳1級所持者が対象となっているところです。
9	茂原市	○			令和2年8月1日診療分から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者に追加しました。
10	成田市	○			精神障害者保健福祉手帳1級所持者(65歳前取得)への重心医療費助成を、本年8月から開始します。なお、精神障害2級者への重心医療費助成を実施する予定はありませんが、本市独自で自立支援医療(精神通院)の自己負担分全額について、精神障害3級者も含め助成しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			県において精神障がい者1級へ対象拡大され、県に準じて本年8月1日より精神障害者1級のみ対象として実施。 2級に関しては、県の制度に準じて検討します。
13	旭市	○			精神障害1級を市単独事業(償還払い)で実施済み。
14	習志野市	○			1級のみ実施しています。
15	柏市	○			三障害平等の観点から，精神障害者も他の障害者に合わせ，対象にするよう県に要望した結果，精神障害者1級（1級取得時65歳未満）の方については，令和2年8月診療分より，本医療費の助成の対象となりました。（1級のみ実施済みです。）
16	勝浦市	○			県基準に合わせ1級のみ対象とする
17	市原市	○			令和2年8月1日より精神障害1級を対象としたところです。2級の方については、今回対象外としたところであり、当面の間は対象とする予定はありません。
18	流山市	○			精神保健福祉手帳1級所持者については令和2年8月診療分から実施、2級所持者は現行の償還払で対応しています。
19	八千代市	○			千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い八千代市においても制度改正を行い，令和2年8月1日より精神保健福祉手帳1級を取得されている方につきましては重度心身障害者(児)医療費助成制度の対象となりました。 今後も県内市町村の状況や県の動向に注視していきます
20	我孫子市	○			我孫子市では、精神障害者保健福祉手帳1級の方を医療費助成の対象としています。なお、2級の方については、重度に該当しないことから対象としていません。
21	鴨川市	○			R2.8.1診療分から1級を対象とする。
22	鎌ヶ谷市	○			千葉県と同様の方針で、令和2年8月1日から精神障害1級を対象としました。
23	君津市	○			令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級を対象に追加した。また、精神障害者には市独自の制度で医療費を助成している。
24	富津市			○	千葉県の補助基準により対応しており、本基準の改正により、重度心身障害者(児)医療費助成制度に精神障害1級が対象者として加えられたところである(2級は対象外)。富津市では、本制度の補助対象外となる者に対し、精神入院に係る費用の助成を行っている。
25	浦安市			○	既に1級は対象としている
26	四街道市			○	重度心身障害者(児)医療費助成制度については、千葉県の要綱に準じており、8月より県の要綱改正に伴い、精神保健福祉手帳1級取得者への対象範囲拡大をするところであります。また、市の単独助成で、精神保健福祉手帳の取得者で、自立支援医療(精神通院)を利用する者については、手帳の程度に関係なく、精神通院の医療費の自己負担分の2分の1を助成しており、今後も継続します。
27	袖ヶ浦市			○	精神障害1級者の方については、令和2年8月から助成の対象となりました。 また、市独自の医療費助成制度により、級または手帳の所持にかかわらず、精神障害の医療費を助成しております。
28	八街市	○			精神障害者手帳1級所持者を対象とした
29	印西市			○	精神保健福祉手帳1級については既に対象としております。精神保健福祉手帳2級は、他の手帳の身体3級、療育Bの1と同じ中程度の区分であるため本制度の趣旨に該当せず対象とはならないと考えます。
30	白井市	○			1級については、令和2年8月1日から対象としました。2級については、現段階では対象とする予定はありません。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			令和2年8月1日より(1級所持者)実施した
33	匝瑳市			○	精神障害者1級のみ実施
34	香取市	○			県基準に揃え、障害者福祉手帳1級を対象とした。
35	山武市	○			千葉県と同様に精神障害1級のみ対象とする
36	いすみ市			○	1級は対象
37	酒々井町			○	県に併せて本年8月から精神障害1級の方を対象に拡充する。
38	栄町			○	1級は対象としたが、2級は対象としない。
39	神崎町	○			
40	多古町		○		
41	東庄町	○			8/1から1級を対象に加えた
42	大網白里市			○	令和2年度の制度改正により、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を制度の対象に加えています。 当該手帳の2級所持者については、他障害との関係上、実施しません。
43	九十九里町	○			精神障害1級のみ
44	芝山町	○			1級を対象に実施中
45	横芝光町	○			精神障害1級は令和2年8月から対象となった。
46	一宮町		○		精神障害1級のみ対象のため、県、近隣市町村の動向を見ながら対応していく。
47	睦沢町	○			2級は対象外
48	長生村	○			令和2年8月から1級のみ対象とする。
49	白子町			○	R2.8より精神障害1級対象
50	長柄町	○			
51	長南町	○			精神1級については、8月1日より対象となっている。
52	大多喜町			○	R2.8から精神障害者1級は対象としている
53	御宿町	○			R2.8から精神障害者を追加(1級のみ対象)
54	鋸南町			○	財政的に困難
	県合計	36	2	16	
	%	66.7	3.7	29.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【障害者福祉】2

No.	市町村名	34. 65歳を迎えた障害者について一律に介護保険優先とせず、障害福祉サービスを継続して利用できるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント46
1	千葉市			○	国会や社会保障審議会で議論されております。
2	銚子市		○		受給している障害福祉サービスが介護保険サービスにない場合は継続利用や移行期間について柔軟に対応している。
3	市川市			○	障害者相談支援法第7条に基づき、保険及び他の法令を優先とする給付を行います。
4	船橋市			○	一定の要件のもと個々の状況を踏まえ、介護保険サービスに加えて障害福祉サービスを支給しております。
5	館山市	○			利用者の状況に応じて、聴き取り・把握した上で障害サービスの継続利用を検討している。
6	木更津市	○			一律には介護保険優先にしておらず、利用者の状況を勘案して決定しています。
7	松戸市	○			国の制度に準じて行なっていく
8	野田市	○			対象者の利用意向を把握し、介護保険のサービスでは提供できない場合や、障害福祉サービスと比較し極端にサービスが不足することが無いように、個々の実態に即した対応を行っております。また、平成30年4月から共生型サービスの運用が開始されたため、同様に実態に即した対応をしてまいります。
9	茂原市	○			
10	成田市			○	介護保険にはないサービスや介護保険の上限以上のサービスが必要とされる場合は、個別のニーズ等を勘案して、障害福祉サービスを継続利用できることとしています。
11	佐倉市			○	
12	東金市	○			介護保険法及び健康保険法の給付を優先とした上で、障がい者の状況に応じて、必要な障害福祉サービスを提供しています。
13	旭市			○	国の動向を注視。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	法に基づく原則として，介護保険を優先する(介護保険にない同行援護，訓練系サービス，移動支援以外)こととしていますが，個々のケースの状況に対応しています。
16	勝浦市			○	介護保険サービスで対応できないサービスについては考慮する。
17	市原市	○			原則として介護保険サービスが優先されますが、やむを得ない理由により障害福祉サービスの継続利用が可能となっております。
18	流山市			○	介護保険優先ではありますが、利用者の状況を見ながら対応しています。
19	八千代市	○			65歳を迎えた障害者が介護保険と同等のサービスを利用する場合には，原則として介護保険優先となりますが，一律に移行するのではなく，障害の特性に応じて障害福祉サービスが必要な方については，継続して利用いただいています。今後も一律に介護保険優先とせず，実施していきます。
20	我孫子市	○			障害福祉サービス利用者の65歳到達時の対応については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険給付を優先しています。しかしながら、一律に介護保険を優先するものでなく、利用者の状況を十分調査の上で必要なサービスの利用につなげていきます。
21	鴨川市	○			サービス利用者の状況を個別にアセスメントし、介護保険サービスでは十分でない等の状況がある場合には、障害者福祉サービスを利用できるようにしています。
22	鎌ヶ谷市		○		ケースやサービスの内容により検討します。
23	君津市			○	国の制度に準じて行っていく。
24	富津市			○	国の通知文に沿った基準で対応する。
25	浦安市			○	障がい特性に起因するものは、継続利用可能としている。
26	四街道市	○			国では、65歳以上は介護保険が優先ではありますが、当市においては必要に応じて、また障害特有の制度は、障害福祉サービスの継続利用を実施しています。
27	袖ケ浦市	○			国の施策方針に準じています。
28	八街市			○	介護保険の申請手続きをしていただき、非該当であれば、障害サービスの利用を可能としている。 障害福祉サービス特有のサービスについては継続利用を認めている。
29	印西市			○	障害者総合支援法に基づいて実施しているため。
30	白井市			○	平成30年度の制度改正で、介護保険移行者への負担軽減措置や、通いなれた事業所の継続利用をしやすくする施策が導入されています。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	国の制度に準じて実施します
33	匝瑳市	○			ケースごとに対応している
34	香取市			○	優先にはなるが、必要に応じて障害の特性のサービスについては、利用できる場合がある。また、介護保険移行後の個人負担を助成する制度がある。
35	山武市			○	聞き取り調査を行い、ケースによっては継続利用している。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	介護給付費等に係る支給決定事務等(事務処理要領)に基づき個別に対応している。
38	栄町			○	介護保険優先の概念は変更しない。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町			○	
42	大網白里市	○			
43	九十九里町			○	障害特性により対応
44	芝山町			○	県の補助金を受けて実施している事業のため、県の制度に準拠している。
45	横芝光町		○		原則として介護保険制度が優先ですが、介護保険サービスにおいて従来受けていたサービスが受けられない場合など、個々の状況に応じ、ケアプランを考慮した上で障害福祉サービスの継続利用を決定している。
46	一宮町	○			受給者の状況に応じて対応する。
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	国が定めているところであり、制度の推移を見守っている。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	国の政策に準じている
53	御宿町		○		状況により併用することはある
54	鋸南町		○		
	県合計	18	7	29	
	%	33.3	13.0	53.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【保育】1

No.	市町村名	35．子どもたちのいのちを守り、発達を保障するため、保育所、放課後学童クラブの職員配置の現行基準を引き下げず、運営基準を向上して下さい。また、職員の処遇改善を図って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント47
1	千葉市	○			障害児保育における加配、医療的ケアが必要な子どもへの対応職員の配置を実施しております（保育所）。 令和2年度4月より、職員の処遇改善を実施しました（放課後学童クラブ）。
2	銚子市			○	放課後は引き下げなし、市独自の処遇改善は難しい。
3	市川市	○			保育所の配置については、現行の基準とし、処遇については、改善を実施しております。
4	船橋市	○			会計年度任用職員に関して、休暇制度や期末手当支給等の処遇改善を行っております。保育所等の職員配置については、現行の配置基準を維持しながら、引き続き保育の質の確保に努めてまいります。職員の処遇改善については、非正規を含め常勤保育士を対象として、給与の上乗せ補助を実施しております。 放課後児童クラブの職員配置については、国の基準省令において従うべき基準から、令和2年4月に参酌化されましたが、児童の安全を確保するため、船橋市の条例上、職員数の運営基準を引き下げず、引き続き、設備及び運営に関する基準を向上させるよう努めてまいります。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			
8	野田市	○			保育所については、国や県による保育士の処遇改善に係る様々な取組については、待機児童の解消や保育士確保などの問題解決には至っていない現状がある中で、市においても、障がいの疑いのあるグレーゾーンの児童に対応するため、各事業所に対し加配に係る賃金の実費を補助することや保育士就労に対する奨励金支給事業など、保育士の負担軽減による保育士の確保対策として新たな仕組みを構築しているところです。市ができる保育士確保対策については、十分な財源が確保できない中でも、賃金の引き上げに限らず、様々な処遇改善の取組を引き続き検討してまいります。 学童指導員について、国は配置人数や資格要件を緩和し、「従うべき基準」から「参酌する基準」に変更しましたが、学童保育所は、年齢や発達の状況が異なる児童を同時にかつ継続的に育成支援を行う場所であり、共働き世帯の増加や女性の社会進出等の保育ニーズの拡大により、入所する児童も年々増加する現状があることから、当面は、「保育の質」や「児童の安全」を確保するために現状の配置人数を維持していきます。また、計画的に放課後児童支援員の研修を受講させていきます。
9	茂原市		○		・保育所及び学童保育の職員配置の現行基準を引き下げる考えはありません。 ・認可保育施設の運営基準については法令で定めているところですが、「運営基準の向上」とは具体的に何を指すのか不明です。 ・処遇改善については、民間保育施設の保育士の給与の補助を行っている他、公立の臨時・非常勤保育士が今年度から会計年度任用職員となり、給与の額が増加したところです。今後も引き続き改善を図ってまいります。
10	成田市		○		国・県及び他市の状況に注視し検討することとします。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	児童の安全・安心の確保、職員の負担軽減等考慮し、保育の質の低下がないように運営している。
13	旭市	○		○	・民間施設に対して保育士処遇改善事業を県と市で実施している。（実施した、実施する．子育てセクション）・現行基準のままとする（しない．教育セクション）
14	習志野市	○			引き続き、国基準を超えた基準を維持してまいります。 今後も国の職員配置基準に基づき児童会運営を行ってまいります。また、会計年度任用職員制度移行に伴う処遇改善も実施いたしました。
15	柏市	○			支援を要するお子さんには，保育士加配をして，保育の充実を図っています。また，平成29年度から，市内の私立認可保育施設（保育園・こども園等）に勤務する保育士（正規・非正規フルタイム）に対し，処遇改善を実施しています。 こどもルーム（放課後児童クラブ）の指導員の配置については，現行基準を維持するとともに，特に支援を要する児童に対しては加配を行っています。また，指導員の処遇については，直近では平成28～30年度，令和2年度に時給単価の上乗せを行うなど，改善に努めています。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			職員配置基準は引き下げておりません。私立保育施設は処遇改善として、令和2年度から正職員等の月額給与改善額を2万円から3万円に拡充しております。
18	流山市	○			保育所については、保育士の加配に対して、補助金を交付し保育の質の確保に努めています。また、本市の事業として私立保育所等に勤務する正規保育士を対象に月額43千円の処遇改善を実施しています。 学童クラブにおける職員配置の現行基準の引き下げは考えておらず、現行基準を継続します。また、職員の処遇改善は継続して図っていきます。
19	八千代市	○	○		公立施設は現行国の配置基準以上の人員配置となっており，今後も現状の維持に努めてまいります。処遇改善については，他市の給与水準等を参考に各市職員職種の給与等を定めているため，保育士のみ改善を行うことは難しいと考えます。（職員課） 放課後学童クラブの職員配置の現行基準は維持しており，職員の処遇改善は各運営事業者で異なります。（子育て支援課）
20	我孫子市	○	○		放課後児童クラブの職員配置については、児童数に応じて適切に配置しています。また、職員は今年度から会計年度任用職員となり、移行の際処遇等の見直しを行いましたので、現時点では考えておりません。保育所も含め適切な職員配置を維持していきます。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市	○			【保育所】平成29年度より保育士処遇改善事業を実施しております。 【放課後児童クラブ】現行基準に基づき適正な運営を行っております。
23	君津市		○		保育園で待機児童が発生している主因として保育士不足が挙げられる。職員の処遇が改善され、保育士や学童保育支援員の確保に結び付けられるような制度の導入について検討していく。
24	富津市		○		放課後支援員等の職員配置については、基準の見直しは予定していない。 また、職員の処遇改善を図った事業者に対し、引き続き改善に要した費用の一部を補助する。
25	浦安市	○			私立保育園等の職員の配置基準以上に配置した場合には、補助金を交付しており、運営基準の向上を図っています。 また、私立保育園等の正規及び非正規の保育士に対し、賃金に上乗せする保育士等処遇改善補助事業を実施しています。
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			すでに県の保育士処遇改善事業補助金により、保育士の処遇改善に要する経費について、県及び市が負担をすることで処遇改善を図っております。 放課後児童クラブの職員の配置は現行の基準を引き下げずに運営を行っています。
28	八街市	○			市独自の基準は定めていないため①とした
29	印西市	○			
30	白井市		○		職員配置については、国基準や実状に適した配置が必要であり、運営基準の向上については児童の安全を最優先に考え努めていきます。 保育士の処遇改善については、主なものとして給与の上乗せとなる補助金の交付を行っています。 学童保育所職員の処遇改善については、運営委託事業者の基準を考慮しつつ、検討していきます。
31	富里市		○		
32	南房総市	○			支援員の配置を行っている
33	匝瑳市		○		
34	香取市	○			現行の職員配置基準で運営を継続している。会計年度任用職員制度導入により勤務条件等を改善した。
35	山武市	○			運営状況に合わせた人員配置を行っている
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			基準条例の改正なし。制定当時の従うべき基準により、現在も運用。
38	栄町	○			児童クラブについては、現在も配置基準以上の職員で対応している保育所に関しては、国の基準に準じる
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			
44	芝山町	○			保育所については、現行基準より多く職員を配置している。放課後児童クラブについては、委託しており、現行基準に沿っている。職員の処遇については、改善できるよう努めている。
45	横芝光町	○	○		放課後児童クラブ指導員配置については、国の基準に基づき指導員を配置している。 保育士に対する処遇改善については、県・町から保育士等処遇改善事業補助金を交付し、処遇改善対策を講じている。 放課後児童クラブ指導員については、今後検討。
46	一宮町		○		子どもたちの安全面を考え、現行基準の引き下げは行わないが、運営基準向上については、安全面と職員配置数等のバランスを考慮しつつ検討事項としたい。 また、職員の処遇改善については、役場の会計年度任用職員制度による対応としたい。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			国基準に従って運用。令和2年度から会計年度任用職員制度を導入。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	現行の基準を下げる予定はありません。また、処遇改善を必要とする小規模保育等を運営する事業所はありません。
52	大多喜町		○		園児・児童が心身ともに健やかに育成されるように、今後も運営基準の向上に努めていきたい。
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			
	県合計	35	19	4	
	%	64.8	35.2	7.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【防災・減災・定住促進】1

No.	市町村名	36. 大規模災害の被害の抑止・減少を図り、住民のいのちを守る次の対策を講じて下さい。 ① 仮称「家具転倒防止金具(器具)取付工事助成制度」を創設ないし拡充し、金具(器具)含めた取り付け工事を助成の対象とし、工事については地元の建設技能者・技術者や事業者に発注すること。 ※家具固定をすることでケガの半数を防ぎ、避難路の確保ができること、減災防災の意識向上が期待できます。(総務省・東京消防庁)			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント48
1	千葉市			○	高齢者及び障害者等で家具転倒防止金具の取付けが困難な方を対象とし、金具等の取付け費用について助成を行っております。取付事業者の要件として、千葉市内に事業所を有する事業者又はその事業者等で構成される団体としております。
2	銚子市	○			設置工事業者は障害福祉事業所と締結し、障害者の工賃向上を図っている。 また、高齢者向けの工事については、仕事の確保の観点から、シルバー人材センターを指定事業者としている。
3	市川市	○			本市では、「家具転倒防止器具等取付費補助金交付事業」を実施しております。
4	船橋市			○	大地震発生時は、まずは身を守ることの重要性を、機会をとらえて周知しているところであり、家具転倒防止器具の購入費及び取付費用については、自主防災組織の防災資機材購入費補助金の対象として、取り付けの促進に努めております。
5	館山市			○	家具転倒防止金具については、加入する自主防災組織が、館山市コミュニティ事業補助金(防災施設等整備事業)を活用し、購入することが可能です。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			家具転倒防止器具等取付費助成事業(高齢者・障害者が対象)
8	野田市	○			65歳以上で構成する世帯もしくは障がいのある方が属する世帯に対し、たんすなどの木製家具に市が用意した家具転倒防止器具を無償で取り付けています。 なお、器具の取付作業は、野田市シルバー人材センター、千葉土建野田支部、野田市建築業組合に委託しています。
9	茂原市			○	家具を固定することは、災害弱者が災害から身を守る手段のひとつであると考えており、今後も啓発に努めていきます。なお、助成制度につきましては、現在のところ創設する予定はございません。
10	成田市			○	災害に対する自助の取り組みとして、転倒防止のための対策事例、対策用品などの情報を広く提供してまいります。
11	佐倉市			○	自助対策の一環として、市民自身で対応をお願いしたいと考えております。
12	東金市			○	
13	旭市			○	国県の新たな補助制度の設立や他の自治体の動向を注視したい。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	家具転倒防止器具等の購入費及び取り付け費用として1万円を限度に助成制度を実施していますが，近年実績がないため今後は周知に努めていきます。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	家具転倒防止金具(器具)につきましては、各御家庭内での防災対策(自助)となりますことから、自己負担での対応をお願いしております。
18	流山市			○	
19	八千代市		○		家具転倒防止金具(器具)の取付けの必要性について，引き続き周知啓発に努めます。また，取付工事助成制度の創設については，近隣市の状況などを調査したところ，助成制度を創設している自治体は少ないことから，他市の動向を注視しながら必要に応じて関係部局とも連携し検討してまいりたいと考えます。
20	我孫子市			○	家具転倒防止対策等の、災害時における室内の安全確保は、自助(各家庭)で実施していただくものであるため、助成制度の予定はありません。
21	鴨川市		○		家具の転倒防止対策については、各家庭に配布して市の防災マップや広報誌などで周知している。 補助制度については、国・県からの補助金・指針等の発表があった場合に実施を検討する。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	災害から自分の身を守る自助のひとつであるため、防災訓練や防災講演会等で周知をしている。
24	富津市			○	家具転倒防止対策は自助の観点からも、各世帯で積極的に取組んでもらいたいため、出前講座等で広報しており、助成制度は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			リフォーム補助金の対象です。
27	袖ヶ浦市			○	高齢者等の家具転倒防止器具取付事業については、自ら家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者世帯等の取付作業を支援することが趣旨であるため、器具費用の助成は考えておりません。また、取付工事は、高齢者が生きがいを持って就労できる場を確保する観点からシルバー人材センターに依頼しており、今後も変更の予定はありません。
28	八街市			○	災害対策における自助・共助・公助について、市民の安全を守るためには、市民一人ひとりが日頃から自分の身を守るための自助の取組と、自分たちの街を自分たちで守るための共助の取組を実践していくことが重要であり、そのためには自助・共助の重要性を市民に理解していただく必要がございます。また、家具転倒防止策につきましても、自助の重要な取組であると認識しております。今後におきましても、家具転倒防止金具(器具)取付工事助成制度につきまして、災害弱者に対する減災対策として、引き続き、調査・研究してまいりたいと考えております。
29	印西市		○		
30	白井市			○	災害による被害を最小限にするためには、自助・共助・公助の連携が重要であり、住民の皆様には日頃から「自助」(自分の身は自分で守る)、「共助」(自分たちの地域は自分たちで守る)の意識を持っていただくようお願いしています。このことから、現在のところ家具転倒防止金具取り付けに関する公的助成は考えておりませんが、家具転倒防止金具の重要性について「なるほど行政講座」や「しろい暮らしの便利帳」、「広報しろい」等で周知を図っているところです。
31	富里市	○			
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	啓発による周知で、助成までは考えていない。
35	山武市			○	
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			
38	栄町			○	家具転倒防止金具(器具)取付工事助成制度の導入については、現在のところ予定していません。日頃から、震災の心構えや備えについて広報やHPを活用して啓発活動を行っています。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町			○	町民のニーズがなく、現段階では検討していない。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町	○			助成制度について、調査研究したいと思います。
45	横芝光町			○	自助の意識啓発を行います
46	一宮町	○			対象者限定あり。(高齢者世帯など) 地元業者優先の件については考えていない。(発注者は申請者個人)
47	睦沢町		○		
48	長生村	○			長生村災害用器具購入費補助金交付要綱で対応
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		町内の需要等を把握しつつ実施を検討
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			助成の実績はないが、現在実施している補助事業である「住宅リフォーム事業」の中で対象事業として推進していく考え。
	県合計	14	7	32	
	%	25.9	13.0	59.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【防災・減災・定住促進】2

No.	市町村名	36. 大規模災害の被害の抑止・減少を図り、住民のいのちを守る次の対策を講じて下さい。 ②「一室耐震化」など簡易な改修工事への助成を行なうこと。 ※建物の倒壊による被害は瞬時に人の命を奪うということにつながることから、少しでも耐震強化された住宅を早急にふやし、少なくとも命が奪われない現実的な対応としての簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等の助成を行なうこと。			コメント49
		実施した 実施する	検討する	しない	
1	千葉市	○			平成28年度から耐震シェルター設置の助成を行っております。
2	銚子市			○	簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等の部分的な耐震改修工事についての助成は、実施しない。
3	市川市	○			街づくり推進課にて「あんしん住宅助成制度」により、実施しております。
4	船橋市			○	現在は建築物そのものの耐震性を進めていくことを優先していきたいと考えております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	一室耐震化については、建築指導課では、実施する予定はありません。
7	松戸市			○	簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等については耐震改修を行っていない住宅において、大きな地震時に一時的に身を守るひとつの方法として有効と考えますが、松戸市耐震改修促進計画は建築物本体の耐震診断と耐震改修の促進を図ることを基本方針としております。
8	野田市			○	一室耐震化などの簡易な改修工事については、住宅そのものの耐震性を向上させることにはならないことから、現時点では実施する予定はありません。
9	茂原市			○	「一室耐震化」については、建物の「倒壊しない」という状態を「上部構造評点」という指標で評価しております。耐震診断による上部構造評点1.0という指標は、建物全体が「一応倒壊しない」という最低限の値を示すものであり、「住民の生命と財産を守る」ということを最優先に配慮した数値となっております。簡易な耐震改修、一部補強工事を行った建築物の数値的安全評価が出来ないことから、建築物耐震改修補助制度の中では対応いたしかねます。また、耐震シェルターに関しては、市と合わせて当該補助金の交付機関となっている国や県も、建築物以外を交付対象としない見解であることから、茂原市においても建築物の耐震補助制度の中では対応いたしかねます。
10	成田市			○	簡易耐震化については、耐震相談時のアンケート及び他自治体の実績を確認し、必要性について調査しましたが、実績や要望がほとんど確認できなかったため、創設する予定はございません。
11	佐倉市	○			「一室耐震化」の補助として、「耐震シェルター設置リフォーム工事」補助制度を実施しています。
12	東金市			○	耐震性能を確保する基準は上部構造評点を1.0以上にすることであり、一室耐震化などの簡易的な改修工事では、1.0以上の確保ができない場合があるため、補助は実施しません。
13	旭市			○	現行のリフォーム補助金の中で一室改修について助成できる内容であるため、十分と考える。
14	習志野市			○	耐震シェルター設置等は、地震による建物の倒壊を前提としており、2次被害の危険性も想定されることから、本市では、木造住宅の建物全体の耐震化を優先的に取り組んでおります。
15	柏市		○		柏市耐震改修促進計画の趣旨からは，昭和56年5月31日以前に建築され，倒壊のおそれがある住宅の耐震化を図ることが最優先と考えますが，平成28年の熊本地震では平成12年5年31日以前に建築された住宅にも被害がみられたことから，これらについても耐震化が図られるよう助成対象の拡充をしました。なお，簡易的・部分的な耐震改修では，改修していない箇所からの倒壊により周囲の住宅・避難路などに被害を及ぼすおそれもあることから，耐震化の推進という本来の趣旨を鑑みて建物本体の耐震改修に対する助成を優先的に取り組む考えです。
16	勝浦市		○		需要及び財政状況とともに検討する。
17	市原市	○			平成28年度から人命確保が可能な耐震シェルターや防災ベッドの設置補助事業を実施しております。
18	流山市			○	耐震関連の助成については、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を重点的に実施します。
19	八千代市			○	検討した結果，実施予定無し。
20	我孫子市	○		○	本市の木造住宅の耐震対策については、「地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止する」ことを目指し、旧耐震基準(S56.5.31以前)で建築された木造住宅を対象に、耐震診断、耐震改修工事の助成制度を実施し、住宅そのものの耐震性の向上を重点的に進めたいと考えています。そのため、耐震シェルター等の助成制度を創設する予定は、現在のところありません。なお、一部屋補強等の部分的な耐震改修工事については、住宅リフォーム補助制度において対象としています。
21	鴨川市		○		国・県からの補助金・指針等の発表があった場合に実施を検討する。
22	鎌ヶ谷市			○	自治会回覧や地域防災訓練での助成制度に関する広報活動を積極的に行い、耐震診断・改修補助の利用率を向上させ、建物全体の耐震化を図ってまいります。なお、倒壊により道路を閉塞するおそれのない建築物については、耐震シェルター等について、今後調査・研究したいと考えております。
23	君津市			○	住宅そのものの耐震性を向上させることを優先に、一応倒壊しない評点以上となることを条件に取り組んでいることから、実施しません。
24	富津市			○	家屋全体を耐震化することで　倒壊を防ぎ、緊急輸送路の確保や火災の延焼拡大防止となり、安全な街づくりを優先
25	浦安市			○	簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等、部分的な補強を行うと、建物全体のバランスが崩れることにより、逆に耐震性が低下し、構造上、不適格な建物となる恐れがあるため、部分的な補強の助成を行うことは考えていません。
26	四街道市	○			リフォーム補助金の対象です。
27	袖ヶ浦市			○	本市では住宅全体を耐震化することにより、居住者の人命確保及び倒壊、火災等による近隣住宅への二次的被害の抑止になることから、一部屋補強などの簡易な耐震化についての助成制度は考えておりません。
28	八街市	○			八街市定住促進住宅リフォーム工事補助金の対象工事であるため。
29	印西市			○	
30	白井市			○	平成23年度から実施の耐震改修工事費助成は、評点(Iw値)1.0以上になるように改修することを要件としており、一室耐震化の検討は行っていません。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	耐震診断・耐震設計を経ずに行う一室耐震化は安全性が十分とは言えないばかりか、公衆安全の観点からはむしろ危険側に作用する恐れもあるため、通常の耐震診断・耐震改修による対策を優先させるべきと考えます。
35	山武市			○	建物の全体における耐震性の向上を目的としていることから、一部耐震等、限られた部分においての助成は実施していません。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			
38	栄町			○	耐震改修は、特に対応を要する昭和56年以前に建築された木造住宅のみとしております。また、国・県の補助制度を活用して、住宅そのものの耐震性を向上させることを優先的に取り組んでいることから簡易な改修工事は考えておりません。
39	神崎町			○	目標耐震化率を達成することが重要と考えており、住宅そのものの耐震性を向上させることを優先する
40	多古町			○	
41	東庄町			○	町民のニーズがなく、現段階では検討していない。
42	大網白里市		○		「一室耐震化」では必ずしも建物全体の耐震性が向上するものではないこと、千葉県も当面の方針として住宅そのものの耐震性の向上を最優先に掲げていることから、当面は現行制度を維持してまいりたいと考えます。　なお、耐震防災に資する効果的な施策の研究には今後も引き続き取り組んでまいります。
43	九十九里町		○		
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	自助の意識啓発を行います
46	一宮町		○		木造住宅耐震改修費補助金の申請実績が無いことから現在制度を休止している。「一室耐震化」、「簡易耐震」、「一部屋補強」、「耐震シェルター」についても現在実施の予定はないが、今後、国や県の補助制度の見直しの際には合わせて検討していく。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	近隣の状況を注視する
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町	○			住宅リフォーム助成制度にて対応
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		住宅耐震助成については、現在 診断のみとなっており、工事等の助成について今後検討していきたい。
	県合計	9	10	35	
	%	16.7	18.5	64.8	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【防災・減災・定住促進】3

No.	市町村名	37. 住宅リフォーム助成制度の創設拡充、若しくは再開をして下さい。住宅リフォーム助成制度は、定住化促進と地域経済振興にとっても有意な制度です。その際には耐震化など他の工事の制度利用を条件とすることはしないで下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント50
1	千葉市			○	一般的な住宅リフォームは、所有者の責任において行うべきものと考えており、本市での住宅リフォーム助成制度の実施は考えておりません。
2	銚子市	○			住宅リフォーム助成制度は創設済み。耐震改修工事助成制度の利用は条件としていない。
3	市川市	○			街づくり推進課にて、既存住宅の良質化を目的とする「あんしん住宅助成制度」として実施しており、耐震化など他の工事の制度利用を条件とはしておりません。
4	船橋市		○		
5	館山市			○	館山市移住促進のための住宅リフォーム補助金については、平成27、28年度において実施済みである。その実績を踏まえ、平成29年度から移住者向け家賃助成に切り替えた。
6	木更津市	○			木造住宅の耐震改修工事に合わせて実施されるリフォーム工事に要する費用の一部を助成していますが、耐震化を図ることを目的としているため、リフォームのみ助成制度は考えておりません。空家リフォームは、耐震を条件にしていません。
7	松戸市			○	平成26年度より、松戸市木造住宅耐震改修助成事業の補助金を受けて行う耐震改修工事と併せて当該木造住宅のリフォーム工事を行う者に対し、当該リフォーム工事に要する費用の一部について補助を行っています。 住宅政策課においては耐震改修に伴うリフォーム助成以外は検討しておりません。
8	野田市			○	国の耐震改修の助成制度に基づき、耐震改修工事の助成を行なっていますが、リフォーム助成制度については、現時点では実施する予定はありません。
9	茂原市		○		現在行っている耐震改修工事と同時に行うリフォーム補助については、茂原市耐震改修促進計画に基づいた耐震診断、改修の効果的な促進を目的としています。限られた財源の中で、国や県の補助を併用しているものであることから、耐震化を条件から外すことは対応できませんが、リフォーム補助の創設については、現在、検討しているところです。
10	成田市			○	現在、住宅耐震化補助、バリアフリー対策補助、太陽光発電等省エネ補助、合併浄化槽設置費補助等を実施しており、目的を定めた住宅関連の補助は今後も進めていきますが、対象を限定しない一般的な住宅リフォームに対する補助に関しては、実施する考えはありません。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		平成25年度から平成30年度まで事業を実施していましたが、財政再建が喫緊の課題であることから、当該事業については財政状況が好転するまで当面の間休止することと判断しました。
13	旭市	○			予算額や対象者数について、昨年度より拡充しており、広く市民に活用されている。
14	習志野市	○			住宅リフォーム助成制度は実施しておりませんが、住宅修繕あっせん制度や住宅相談を実施しています。
15	柏市			○	現在耐震，バリアフリー，省エネなどの助成事業を行っておりますが，今後も事業の優先順位を踏まえ，予算の範囲内で実施してまいります。
16	勝浦市		○		需要及び財政状況とともに検討する。
17	市原市			○	住宅リフォームへの助成については、耐震改修工事費や一定の条件を満たす高齢者・重度身体障がい者への住宅改造工事費の助成など、目的に応じた支援制度を各部局で整備実施しております。加えて、空家の利活用を促進する支援方策について研究してまいります。
18	流山市			○	住宅は個人資産であるため、住宅リフォームに公的補助を行って経済振興策としていくことは考えていません。しかし高齢者及び障害者を対象とした住宅改造助成制度は市内事業者施行を条件としています。
19	八千代市	○			目的を鑑みて，条件の付加は補助制度実施の上で，必須と考えている。
20	我孫子市	○			住宅リフォーム補助制度は、市への定住化促進及び住環境の向上並びに市内の住宅関連産業の活性化を図るため、平成23年8月からスタートし、令和2年度も引続き実施しています。その際、子育て・単身者世帯への優遇や市外からの移住促進、また市東部地区への人口増をより推進させるため、制度の拡充に取り組んできました。また、耐震改修等の助成と併用を可能としており、それぞれの対象に分けて申請をしていただいています。
21	鴨川市	○			令和元年度まで実施した。今年度はリフォーム補助金は終了し、被災住宅への支援へシフトしている。
22	鎌ヶ谷市			○	定住施策として、住宅リフォーム助成制度を創設することは、現在のところ予定しておりません。
23	君津市			○	安全安心なまちづくりを推進するため、耐震改修と併せて行うリフォーム工事に要する費用の一部について補助を実施しております。
24	富津市			○	住宅家屋の耐震化を優先しているため耐震リフォームのみ補助対象としている。
25	浦安市		○		
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市			○	平成25年度より耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事について助成を行っています。木造住宅の耐震改修の促進を優先するため、リフォーム工事のみの助成は考えておりません。
28	八街市	○			令和2年度より、八街市定住促進住宅リフォーム工事補助金として制度継続しており、他の制度利用を条件とはしていません。
29	印西市			○	
30	白井市	○			平成24年度より時限的に住宅リフォーム助成制度を開始し、2度の期間延長を経てまいりましたが、R1年度事務事業評価結果に基づき、事業の見直しを行った結果、前期基本計画が満了するR2年度をもって本事業の廃止が決定し、広報しろい(R1.12/15号)や市HPで周知を行いました。
31	富里市	○			
32	南房総市				
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	都市整備課で実施していた耐震改修促進のためのリフォーム助成は、耐震改修助成上限額の拡充により役割を終えたため廃止した。
35	山武市	○			既に市では住宅リフォーム助成制度を実施しています。現段階において、耐震化など他の工事の制度利用を条件としてはおりません。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			
38	栄町	○			住宅リフォーム補助制度については、平成24年度から既に取り組んでおり、耐震化工事やバリアフリー工事等を条件としていません。
39	神崎町	○			昨年度から全町民を対象として範囲を拡大し、耐震化等の条件は付してない
40	多古町	○			
41	東庄町	○			H29.4.1より三世代ファミリー定住支援事業を施行した。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		
44	芝山町	○			H31.4.1より事業開始
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		補助金の事後追跡調査を理由に昨年度をもって住宅リフォーム補助制度を休止している。制度を利用するにあたり、他工事の制度利用を条件とはしておらず、他の補助制度の併用も認めているが、工事内容が他の補助制度対象と重複しないことが条件となっていた。移住定住促進の観点からも今後の制度再開を積極
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			多くの人が活用できるよう予算確保につとめる他の工事の制度の利用を条件としていない
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			住宅リフォーム助成制度にて対応
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	令和元年度までに一定の効果が得られたため
54	鋸南町	○			他の制度利用を条件とせず事業を実施している。
	県合計	29	8	16	
	%	53.7	14.8	29.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【防災・減災・定住促進】4

No.	市町村名	38. 被災時の早急な復旧・復興のため次の対策を講じて下さい。 ① 被災住宅への迅速な対応ができるよう、県と市町村が連携して、早急な被害状況と住民の要望の把握に努めること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント51
1	千葉市	○			
2	銚子市	○			
3	市川市	○			・市川市地域防災計画(震災編/風水害等編)において、千葉県との協力体制や、各対応本部による被害状況等の把握について定めています。また、大規模災害発生時、災害廃棄物対策組織を設置し、被災状況等の調査及び把握に努め、千葉県と直ちに連絡を取り、必要に応じて支援要請することとしております。火災については、発生後速やかに原因調査を行い罹災証明書を発行します。 ・令和3年1月23日に千葉県広域消防相互応援協定に基づく合同訓練の実施を予定しています。千葉県消防広域応援隊相互の技術及び連携活動能力の向上を図ることを目的に実施するものです。
4	船橋市	○			災害時には千葉県から船橋市役所に派遣される連絡員を通して、被害状況等の把握等について県との情報共有を図ってまいります。
5	館山市	○			災害救助法による住宅の応急修理事業および、一部損壊向けの住宅修繕緊急支援事業を実施している。8月より、修理が進んでいない被災者に対し、アンケート調査や電話等により現状をおよび、助言を行う。
6	木更津市	○			
7	松戸市				災害発生時は災害対策本部内に情報・運用支援班を設置し、市民からの通報などから被害状況の把握に努めてまいります。また国や県とも連携し、情報収集を行い、住民の要望を把握するように努めてまいります。
8	野田市	○			災害発生後は国や県と連携し被害状況の把握を行い、住民からの要望や相談につきましては総合相談窓口を開設して対応いたします。
9	茂原市	○			被害調査については、市から県に要請し、応援職員を派遣してもらい、被害調査を共同で実施しました。
10	成田市	○			災害時に収集した情報は、速やかに担当部署に伝達し、関係機関との連携を図りながら、早急な復旧となるよう取り組んでおります。
11	佐倉市	○			被害状況の早期把握、住民の要望把握に努めました。
12	東金市	○			
13	旭市	○			
14	習志野市		○		
15	柏市	○			本年7月に，県からの災害時等における情報連絡員(リエゾン)の派遣について県と話し合いを行い，その内容に関して情報共有しました。
16	勝浦市	○			2019年台風15号に関する被災住宅について、国県の補助制度と連動し支援事業を行った。
17	市原市	○			県との間で、情報連絡員の派遣における体制を整備し連携の強化を図り、早急な被害状況等の把握ができる体制の強化を図りました。なお、昨年の災害では、借上げ住宅制度の創設や竜巻被害を受けた地区等への災害廃棄物の戸別収集、宅地に流入した土砂の撤去、被災家屋の無償撤去、被災宅地の補修工事費の補助について市独自の施策を実施するなどの取組を行いました。
18	流山市	○			
19	八千代市		○		千葉県と連携し要望等の把握に努めてまいります。
20	我孫子市	○			迅速に対応しています。
21	鴨川市	○			昨年度発生した一連の災害を教訓に、県との連携を強化し、被害状況調査等を行うための受援体制の構築を図る。
22	鎌ヶ谷市		○		
23	君津市	○			令和元年房総半島台風等では県との連携とともに、復旧・復興を迅速に進めるため被災者支援窓口を開設するなど体制を強化した。
24	富津市			○	
25	浦安市		○		
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市	○			令和元年台風15号等の災害対応の経験を踏まえ、千葉県地域防災計画が改訂され、市町村の被害状況や人的・物的支援ニーズの把握等を行うための県の情報連絡員となる職員を事前選定することが定められるとともに、市町村への県の情報連絡員の派遣基準も整理されました。県の情報連絡員との情報交換を密に行い、早急な被害状況の把握と住民要望の把握に努めてまいります。
28	八街市	○			早急な被害状況の把握についてですが、市では大規模な災害時には災害対策本部を立ち上げ、住民からの通報や、職員によるパトロール等により家屋・道路・倒木等の被害状況を把握し、速やかに県に報告しているところです。今後、災害時には県の職員が情報連絡員として派遣されることとなっており、県との連絡を密にし、災害対応に努めてまいりたいと考えております。公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供，受付時、工事がいつになるかわからない被災者や工事業者　が見つからない被災者からの相談に対し、県と連携し、国・県が作成した業者紹介用パンフレットによる紹介を実施した。
29	印西市	○			
30	白井市		○		早期に被害状況及び住民要望を把握できるように県と連携を図り、体制の整備に努めていきます。また、罹災発生後において、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下、崩落などから市民の安全を確保するため、応急危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、白井市地域防災計画及び千葉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに即した市被災建築物応急危険度判定罹前計画を定めており、毎年4月末日までにその年度の判定実施体制計画一覧表を県へ送付しています。
31	富里市	○			
32	南房総市				
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市	○			市として、県からの制度等、情報収集に努め、出来る限り早い段階で相談窓口の開設や広報やチラシ、ホームページなど住民周知に努めました。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			
38	栄町	○			災害発生時等(見込まれる場合含む)において、町の災害対応状況の把握や連絡調整等を円滑に行うため、県より情報連絡員が派遣されている。
39	神崎町	○			罹災証明により把握
40	多古町	○			
41	東庄町		○		廃校になった学校用地があるため、被災住宅用地については問題ない。発災時は早期に被害状況を把握し、民間借り上げ等を活用しながら、住宅確保に努める。
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		
44	芝山町	○			被災情報については、県防災システムに随時入力。住民要望については、把握方法等工夫を要す。
45	横芝光町		○		
46	一宮町	○			災害発生時は防災担当等庁内で連携を図り、被災状況を迅速かつ適切に把握することに努め、県の関係部局とも密な連携を構築し、必要な補助金等を確保することにより被災者の要望実現を目指していく。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			発災後の災害調査を実施、状況で応急危険度判定を県へ要請
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			
	県合計	41	10	1	
	%	75.9	18.5	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【防災・減災・定住促進】5

No.	市町村名	38. 被災時の早急な復旧・復興のため次の対策を講じて下さい。 ② 屋根等の高所におけるボランティアは危険を伴うことから、危険作業は建設業者等へ依頼するよう促すこと。また、有償応急処置における費用負担をすること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント52
1	千葉市			○	昨年の台風では、被災した屋根へのブルーシート設置作業については、大変危険であるため、専門の業者に依頼するよう、各区役所等でブルーシートを配布する際や市ホームページにおいて、注意喚起を行いました。また、費用負担については、個人で対応していただきます。
2	銚子市	○			高所作業はボランティア活動になじまないことから、昨年度は自衛隊や消防署職員によるブルーシートの展張作業を行なった。
3	市川市	○		○	・危険作業は建設業者等へ依頼するよう促す→実施(災害時支援協定締結業者等と連携) ・有償応急処置における費用負担→しない(災害弔慰金等の支給を実施することにより生活再建支援を実施するため)
4	船橋市	○			
5	館山市			○	高所における災害ボランティアは危険なことから、建築関係者や講習を受けているなど経験のあるボランティアに依頼している状況です。
6	木更津市	○			令和元年台風第15号・第19号・10月大雨での高所の作業は、自衛隊・消防を中心にブルーシートの設置を実施。38－③で修繕補助を実施しているため、有償応急処置の費用負担はしていない。
7	松戸市				
8	野田市	○			屋根へのブルーシート等の展張については、令和元年台風19号では一部を自衛隊が実施しており、災害発生時は同様に依頼を行うことや、消防や消防団、関係団体と連携して対応してまいります
9	茂原市	○			被災者に対しては千葉県が設置した千葉県ブルーシート展張対応窓口がある旨の周知を図った。費用負担については現在のところ考えておりません。
10	成田市	○			・被災した屋根等の応急処置(ブルーシート張り)については社会福祉法人成田市社会福祉協議会のボランティアセンターで対応していましたが、主に県外からの専門業者によるボランティアが処置に当たっておりました。また、市内の一般ボランティアにおいても高所作業経験者を専門業者の補助として当てていました。 ・また、昨年秋の台風第15号等の被害に対する応急処置の補助制度は実施しており、広報なりた、市のホームページ等で周知しました。
11	佐倉市	○			屋根等の高所における作業は、ボランティアに依頼するとともに、商工会議所を通じて市内業者の紹介を行いました。
12	東金市			○	高所作業についてボランティアでは危険を伴うため、十分考慮して対応する。また、有償処置における費用負担は現在考えてない。
13	旭市			○	ボランティアに関しては基本的に危険を伴う作業は実施させないこととしているため、専門家に頼むよう依頼者へ促している。費用負担については国の制度や周辺自治体の動向を注視したい。
14	習志野市		○		
15	柏市	○			柏市建設関連防災ネットワークと協定を結んでおります。処置にかかった費用は公費負担となります。
16	勝浦市			○	周知したが、費用負担しない
17	市原市	○			危険作業は建設業者等の利用を促しております。また、令和元年度台風においては避難行動要支援者に対し、自衛隊等の支援を受けブルーシートによる応急処置を実施しました。今後も費用負担方策については研究してまいります。
18	流山市	○			費用負担については行っていません。
19	八千代市			○	被災住宅の修繕工事については，建設業協会を案内している。なお，応急処置については，被災住宅修繕緊急支援事業補助制度の対象外である。
20	我孫子市	○			昨年の台風等で被災した住宅に「我孫子市被災住宅修繕支援事業補助制度」により、補助金を交付しました。
21	鴨川市		○		昨年の台風被害に伴う屋根のブルーシート展張は、自衛隊及びボランティアの方のうち、現に建設業に勤務している方又はその経験がある方に依頼をしていた。また、必要な物は市が提供した。有償応急処置における費用については、国・県からの補助金・指針等の発表があった場合に実施を検討する。
22	鎌ヶ谷市		○		
23	君津市	○			
24	富津市			○	
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	屋根等の応急処置に伴うブルーシート展張作業については、災害ボランティアセンターや自衛隊、消防本部の協力により対応してまいります。
28	八街市	○			国・県が作成した業者紹介用パンフレットによる紹介を実施した。また、災害救助法に基づき、被災住宅の応急修理による支援を行った。
29	印西市	○			
30	白井市			○	県やNPO法人主催の消防団・ボランティア団体・協力事業者等向け「ブルーシート展張講習会」等の各種講座の斡旋を行い、支援者の安全確保に努めていきます。また、費用負担については、災害の規模等により、都度の検討が必要と捉えています。
31	富里市			○	昨年度、自衛隊に依頼し対応したが、建設業者等の業務が多忙となった際には、対応が遅れると思われるので難しいと考える。費用負担については、ボランティア等へ依頼することを前提としている。
32	南房総市				自分の生命・財産は、自分で守ることが原則であることから、費用負担については実施しない。また、高所作業については個人で行わないよう周知を図っている。
33	匝瑳市	○			
34	香取市				
35	山武市	○			都市整備課で実施している住宅応急修理事業については、一部損壊の損壊程度10%以上の住宅被害を受け、応急修理をすることで継続して居住し、自らの資力で修理が出来ない方を対象とした支援制度であり、応急修理業者に支援を行うものとなります。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町		○		被災者から相談があった際は、町商工会や建設協同組合を紹介する。なお、公費負担については現在のところ考えていない。
39	神崎町	○			危険作業は消防、自衛隊、建設業者へ依頼
40	多古町	○			
41	東庄町	○			令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨への被害に対して、東庄町被災住宅修繕緊急支援事業を施行した。
42	大網白里市	○			有償応急処置については未実施
43	九十九里町		○		
44	芝山町	○			費用負担については、自己負担とする。
45	横芝光町		○		専門技術のある方に依頼するよう啓発します
46	一宮町	○			県から情報提供のあった業者等を紹介。 費用負担については考えていない。
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	応急処置は自己負担
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町		○		長南町被災住宅修繕緊急支援事業にて対応検討
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	
	県合計	26	9	17	
	%	48.1	16.7	31.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【防災・減災・定住促進】6

No.	市町村名	38. 被災時の早急な復旧・復興のため次の対策を講じて下さい。 ③ 住民が普段の生活を取り戻すことができるよう、修繕等にかかる費用について十分な補助をすること。また、住民に対し、十分に周知すること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント53
1	千葉市	○			令和元年の一連の大型台風による被害について、災害救助法に基づく応急修理や被災者住宅補修緊急支援事業を実施しました。 また、広報等での周知と共に、被災者に対し郵送で制度案内を実施しました。
2	銚子市	○			令和元年台風15号及び19号により住宅が被災した方に対して、応急修理及び被災住宅修繕緊急支援事業を実施した。また、この事業について、広報、ホームページ、隣組回覧にて市民に周知した。
3	市川市	○			街づくり推進課にて「被災住宅修繕支援事業」により、実施しました。
4	船橋市	○			
5	館山市	○			災害救助法による住宅の応急修理事業および、一部損壊向けの住宅修繕緊急支援事業を実施している。 市の広報誌やホームページで再三にわたって周知を行っている。
6	木更津市	○			災害救助法による応急修理の場合のみ
7	松戸市				
8	野田市	○			被災者の生活の確保については、災害弔慰金等の支給や生活福祉資金の貸し付けを行うほか、一定の規模を超えた災害が発生したときは被災地再建支援金を支給し再建の支援を行います。
9	茂原市	○			災害救助法による応急修理制度とは別に、市独自の被災住宅修繕補助金、生活再建借上げ住宅、賃貸生活補助金、利子補給制度を実施しました。
10	成田市	○			昨年秋の台風第15号等の被害に対する修繕の補助制度は実施しており、広報なりた、市のホームページ等で周知しました。
11	佐倉市	○			国・県の補助制度などを利用し、修繕費に係る費用について補助しました。
12	東金市	○			令和元年台風15号からの一連の災害の被災住宅に対し、修繕費用の補助を実施しています。また、広報・回覧・ホームページで引き続き補助制度の周知に努めてまいります。
13	旭市	○			令和元年の台風被害については、国県の主導により、補助事業を実施している。周知についても定期的に広報・回覧・HPにより実施している。
14	習志野市	○			被災住宅修繕緊急支援事業として、令和元年度に発生した一連の台風等の被災者に対して、上限50万円までの補助を実施した。
15	柏市	○			令和元年台風15号，台風19号及び10月25日の大雨による被災住宅を対象とし，屋根又は外壁等の修繕工事に要した費用の一部を補助する事業を令和元年度及び2年度に実施しています。補助事業の周知については，広報かしわと柏市ホームページを活用し，さらに各近隣センターに案内パンフレットを配架しています。
16	勝浦市	○			2019年台風15号に関する被災住宅について、国県の補助制度と連動し支援事業を行った。
17	市原市	○			国、県と連携し、目的に応じた支援制度による補助に努めてまいります。また、広報紙、ウェブサイト等により周知が行き届くよう努めてまいります。
18	流山市	○			令和元年台風15号、19号10月25日大雨で被災した住宅の修繕費用について補助制度を創設し、費用の20%（限度額50万円）の補助をしました。
19	八千代市	○			令和元年12月より，被災住宅修繕緊急支援事業補助制度を創設し，広報，HP，自治会回覧等で周知を図っている。
20	我孫子市	○			昨年の台風等で被災した住宅に「我孫子市被災住宅修繕支援事業補助制度」により、補助金を交付しました。
21	鴨川市	○			被災住宅修繕緊急支援事業補助金
22	鎌ヶ谷市		○		令和元年に発生した台風により、屋根などに被害のあった住宅の所有者が行う修繕工事について、国、千葉県の補助金を利用し、補助を実施いたしました。補助制度の開始に当たり、広報紙及び市ホームページなどで広報活動を行うとともに、補助の利用には被災証明書の発行が必要となっていることから、被災証明書の申請時に補助制度の説明を行い、また、補助制度策定前に被災証明書を発行した方には、補助制度の告知に関するポスティングにより補助制度の周知を行いました。今後も令和元年台風などの甚大な災害が発生した場合は、住宅の被害にあわれた方が行う修繕工事に対する補助について、国、千葉県が災害時に実施する補助制度などの情報を的確に把握し、被災者が行う住宅の復旧支援を迅速に対応してまいります。
23	君津市	○			被災者支援相談窓口により、被災住宅の応急修理や修繕支援を実施しました。また、り災証明を受けた人に対し修繕等の支援制度に関する申請手続きの案内を郵送しました。
24	富津市	○			国・県と連携し住宅の応急修理・修繕緊急支援事業を実施した。
25	浦安市		○		
26	四街道市	○			被災住宅支援事業補助金制度で対応しました。
27	袖ケ浦市	○			本市では令和元年度の台風による被災住宅の修繕に対する補助を行っており、9月30日を申請期限として現在も受付を行っております。 制度の周知につきましても、広報紙やホームページなどあらゆる広報媒体で周知を行うとともに、り災証明書取得者に対し、直接、案内を送付しております。
28	八街市	○			令和元年・2年において、八街市被災住宅修繕緊急支援事業補助金を実施。災害救助法に基づき、被災住宅の応急修理による支援を実施した。周知については、市HP・市広報紙・罹災証明書交付時に制度案内用パンフレットの配布を実施し、周知を行った。
29	印西市	○			
30	白井市	○			昨年の台風15号及び19号では被災した住宅の屋根、外壁等の修繕工事に対する支援事業を実施しており、周知の方法は、発災後約2か月までにり災証明書を発行した市民に対し、ダイレクトメールで情報提供し、その後にり災証明を発行した市民に対しては、都度窓口で案内を行いました。その他、本補助金の案内について市HPに掲載をしています。
31	富里市		○		国や県の動向を見ながら検討する。
32	南房総市				補助については、国や県の制度による修繕制度があり、上乗せ補助は考えていない。
33	匝瑳市	○			令和元年台風第15号等について被災住宅緊急支援事業補助金制度創設
34	香取市				
35	山武市	○			被災住宅の支援制度として、被災者住宅再建資金利子補給、賃貸型応急住宅の入居、住宅応急修理、被災住宅修繕緊急支援事業補助金などの制度を実施しており、相談窓口の開設や広報やチラシ、ホームページなど住民周知に努めました。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			
38	栄町	○			国・県の補助金を活用し、被災住宅修繕緊急支援事業として、被災された住家に対し修繕費用の一部補助を実施しています。 なお、本事業については、広報紙やHPなどで広く周知しました。
39	神崎町	○			県と協力し、被災住宅の修繕に係る費用の補助を実施した
40	多古町	○			
41	東庄町	○			令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨への被害に対して、東庄町被災住宅修繕緊急支援事業を施行した。
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			令和元年の台風については被災住宅の修繕に係る補助を行った。補助制度については回覧、ホームページにより住民に周知した。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			長生村被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱で対応
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			長南町被災住宅修繕緊急支援事業にて対応
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			国・県の事業を活用し、被災住宅修繕緊急支援事業補助金を補助した。
54	鋸南町	○			
	県合計	47	3	1	
	%	87.0	5.6	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【防災・減災・定住促進】7

No.	市町村名	38. 被災時の早急な復旧・復興のため次の対策を講じて下さい。 ④ 災害の規模により個人の備蓄では不十分なことが予想されることから、県と市町村が連携して、災害に備えた水や食糧、生活必需品、医薬・医療品や防災資機材の備蓄を十分に用意すること。併せて県と市町村が連携した必要備蓄の試算をすること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント54
1	千葉市	○			
2	銚子市	○			防災備蓄物資は、大規模災害に備え市と県で一定量を備蓄している。そのほか、民間事業者と物資提供協定を締結しており、備蓄体制を整備している。
3	市川市	○			県は、本市からの要請または需要を推定の上、物資供給を行うことになっています。 ※市川市地域防災計画(地震編/風水害等編)より
4	船橋市	○			市長公室:平成29・30年度に実施した防災アセスメント調査等から備蓄目標を定め、必要な食料等の備蓄を進めているほか、企業等とあらかじめ協定を締結し、災害時に必要な物資を調達する体制を整備しております。　保健所:医薬・医療品について、今年度中に配備予定
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市				飲料水、食料、生活必需品、防災資機材等につきまして、可能な限り備蓄に努めてまいります。また、県と情報共有しつつ連携強化に努めてまいります。
8	野田市	○			野田市地域防災計画では、災害時の避難者数や必要となる備蓄品を想定していて、市の備蓄はその計画に基づき行っております。また、今年度からは、国・県が行うプッシュ型支援などの支援を より的確にするため、都道府県や市町村の備蓄を国が一元管理する「物資調達・輸送調整等支援システム」の運用が始まりましたので、これまで以上に連携した災害対応が実施できるよう整備を行っております。
9	茂原市		○		災害初期の対応は主に市で実施しますが、長期化に及ぶ場合等、市単独で対応できない時は、県と連携を取り、必要に応じて要請できる体制を検討します。
10	成田市	○			計画的な整備に努めるとともに、国・県の公的支援や協定に基づく民間企業の支援など、あらゆる手段を講じ、備蓄体制の整備に取り組んでおります。また、防災アセスメント調査に基づき備蓄計画を策定しております。
11	佐倉市		○		防災備蓄品については、国や県の補助制度などを利用し、検討してまいります。
12	東金市		○		
13	旭市	○			旭市では県の想定ではなく、独自の想定に基づき備蓄を進めている。
14	習志野市	○			
15	柏市		○		県との連携については，検討してまいります。 市としましては，被害想定調査の結果に基づいた備蓄目標を立て，計画的な配備を進めてまいります。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			
18	流山市	○			
19	八千代市	○			千葉県と連携し災害に備えた備蓄を行ってまいります。また，現在の八千代市備蓄計画が令和2年度までの期間となっているため，今年度中に令和3年度からの次期備蓄計画を策定いたします。策定にあたっては発災から3日間における被災者等の生命維持に最低限必要な物資の品目及び備蓄数量を決定してまいりますが，千葉県の備蓄計画も参考としながら策定してまいります。
20	我孫子市		○		県と連携していきます。
21	鴨川市	○			食料・飲料の備蓄は毎年必要数購入している。また、昨年の災害を教訓に、防災資機材を追加購入し充実を図った。さらに、今年度は感染症対策用備蓄を必要数購入した。県と連携した必要備蓄の試算については、内閣府が本年4月から運用開始した「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、県・市お互いの備蓄状況の把握している。
22	鎌ヶ谷市		○		
23	君津市	○			水・食料や簡易トイレなど生活必需品及び発電機等の防災資機材の備蓄に努めている。
24	富津市		○		防災情報システムによる県を含めた連携について検討していく。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、避難所のニーズと必要な物資の発注、物資到着状況の確認を一元的に行うことができるよう、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」が機能強化され、これまでの情報共有の範囲を国と都道府県に加えて市町村や避難所まで に広げられました。このシステムにより、避難所の物資ニーズを国・都道府県・市町村で共有できるようになっており、災害時の国からのプッシュ型の物資支援の意思決定が迅速に行えるようになっており、災害時には国、県、市町村が連携をして必要物資の調達ができるようになっております。
28	八街市		○		現在、市では各避難所に設置している備蓄倉庫に水や食料、毛布等の備品を避難者のための3日分を備蓄目標として整備に努めているところですが、簡易ベッドやプライバシーを確保するための間仕切り等の資機材も十分には用意できていない状況です。このような状況もあり、市民に対しまして、自助・共助の取り組みとして、最低3日分、できればローリングストックを含めた1週間分の食料及び飲料水の備蓄の必要性を啓発しているところでございます。市では民間企業等の協力を得て、災害時応援協定の締結による食料等の確保にも努めてまいりたいと考えております。県との連携につきましては、県と市町村の間でお互いに何を備蓄しているかがわかるような「物資調達・輸送調整等支援システム」が導入されました。 今後、このシステムを活用し、市で必要な備蓄品をよく検討し、必要備蓄の試算について調査・研究してまいりたいと考えております。
29	印西市		○		県・市それぞれの備蓄品の情報交換をしています。
30	白井市		○		令和元年度の防災アセスメント調査による被害想定結果を踏まえて、災害発生時から混乱期の3日間に必要な備蓄に努めていきます。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	自分の生命・財産は、自分で守ることが原則であることから、費用負担については実施しない。ただし避難所用の備蓄については整備済。
33	匝瑳市		○		
34	香取市	○			H30策定の備蓄計画により実施中
35	山武市		○		
36	いすみ市	○			
37	酒々井町		○		・水や食料については、十分備蓄している。 ・防災資機材として、新たに間仕切りや大型冷風機等の購入を予定している。 ・生活必需品について、おむつ(乳幼児・高齢者)、トイレットペーパー、タオル等は備蓄している。全てのものを備蓄することは難しいことから、最低限の必要なものについて検討する。 ・医薬・医療品が必要な状況になった場合については、保健所と連携することとしており、町独自での備蓄は考えていない。
38	栄町	○			物資調達・輸送調整等支援システムの活用に取り組んでいる。(国・県と町との間で、物資の調達輸送等に必要な情報を共有することで、災害が発生した場合に支援物資の実現が可能となるシステム)
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町		○		一次的な水や食糧については、確保済み。(町水道の貯水槽や給食センターの活用含め)発電機投光器等の資機材については、避難所運営に支障がない程度の備蓄あり。医薬・医療品は東庄病院と連携しながら確保に努める。生活必需品については、日本赤十字社からの配布品や町商店連盟等と連携しながら確保に努める。今後も県と連携しながら、備蓄量の試算を行い、必要数を確保できるように努める。
42	大網白里市		○		
43	九十九里町	○			町において備蓄計画に基づき、備蓄食料・飲料水等についての確保に努めている。また、千葉県内外の市町村やホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストア等と協定を締結し、災害時に必要となる物資について要請できる体制を構築している。更に、本年度から運営開始となった「物資調達・運輸調整等支援システム」により国・県・市町村間で物資の在庫等の情報を共有し、必要数の調整を迅速且つ円滑に行えることが期待できる。
44	芝山町	○			備蓄内容については、必要数、ニーズを考慮した配備に努めている。
45	横芝光町		○		県との連携を進めます
46	一宮町	○			備蓄物資については、購入以外にも各民間業者と協定を締結し、災害時に迅速に用意できるよう備えている。また、県とはシステムを通じて必要物資の状況共有、要請を行っている。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			食料等については備蓄中千葉県のシステムに備蓄について報告済近隣の店舗との災害協定を締結
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	31	20	2	
	%	57.4	37.0	3.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞1

No.	市町村名	39. 生活保護制度は憲法25条に基づく国民の権利であり、利用申請にあたっては法の基本原則を遵守し、保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われる行為も厳に慎み、適切に運用するよう次のことを行って下さい。 ① 新型コロナウイルス感染拡大の下で、厚生労働省発出4月7日付事務連絡及び5月26日付事務連絡の内容を周知徹底し、速やかな保護決定と弾力的運用を行うこと。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント55
1	千葉市	○			国通知の内容は周知徹底し、通知に基づいて、速やかな保護決定と弾力的な運用を行っております。
2	銚子市	○			
3	市川市	○			当該事務連絡について、所内で周知を徹底し、主旨に沿った運用を行っております。
4	船橋市	○			事務連絡の内容については課内の職員に文書を回覧し、周知しております。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			適切に運用している
8	野田市	○			当該通知の留意事項のとおり、適切に対応しております。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			実施しています。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			事務連絡に基づき実施
13	旭市	○			適切に対応している。
14	習志野市	○			新規の申請について、面接を30分目安とし、必要書類は後日郵送でも可とした。訪問調査については、マスクを着用し訪問時間についても短時間としました。
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			今回の国の通知による要件緩和等の情報については、生活困窮者の方の相談窓口となっている、いちはら生活相談サポートセンター、市原市社会福祉協議会等に周知し情報の共有を図り、相談者に説明を行っております。また、保護決定についても法定期間である14日以内の決定に努めております。
18	流山市	○			厚生労働省からの通知に沿って対応しています。
19	八千代市	○			新型コロナウイルス感染症に関する対応につきましては，国，県から発出される通知に基づき，適切に対応してまいります。
20	我孫子市	○			平時から適切な制度運用に努めているが、コロナ禍により被害を受けた相談者に寄り添いながら相談支援を行っている。
21	鴨川市	○			CWに内容を周知徹底し、取り組んでいる。
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市	○			
24	富津市	○			自立相談支援機関に対しても周知を図り、保護の申請相談時から弾力的運用に努めた。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市	○			申請に対しては速やかな決定を心がけております。
28	八街市	○			
29	印西市	○			相談者が申請意志を示した場合、申請書を交付・受理しており、申請権を侵害しない様留意しています。
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			自立相談支援機関との連携により適切に対応している。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
42	大網白里市	○			
	県合計	37	0	0	
	%(37市)	100.0	0.0	0.0	
	%(54市町村)	68.5	0.0	0.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞2

No.	市町村名	39. 生活保護制度は憲法25条に基づく国民の権利であり、利用申請にあたっては法の基本原則を遵守し、保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われる行為も厳に慎み、適切に運用するよう次のことを行って下さい。 ② 窓口での対応、相談員は社会福祉士または社会福祉主事の有資格者とすること。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント56
1	千葉市		○		窓口での対応、相談員は、社会福祉主事の有資格者の配置に努めております。無資格者については、通信課程を受講し、資格取得に努めております。
2	銚子市	○			
3	市川市	○			人事異動により社会福祉主事任用資格のない者が配属された場合を想定し、当該資格取得に係る研修費用を予算計上しております。
4	船橋市	○			本市福祉事務所における現業を行う所員及び面接相談員は、基本的に社会福祉士又は社会福祉主事の資格を満たしております。 船橋市では生活保護に関する相談、面接、ケースワークについては社会福祉士及び社会福祉主事の資格を持った職員が行っております。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市			○	
8	野田市	○			相談は専門の面接相談員が、不在の場合には複数年の経験を有する社会福祉士又は社会福祉主事が相談業務を行っております。無資格者が対応することはありません。
9	茂原市	○			相談、ケースワークは有資格者が行っております。
10	成田市	○			実施しています。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	資格を有しない者については資格取得に努めるが全員有資格者とすることは困難
13	旭市	○			適切に対応している。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			
16	勝浦市			○	
17	市原市	○			保護の相談については、社会福祉士等の資格を持つ専門の相談員を採用し対応しております。
18	流山市	○			相談業務に携わる者は、社会福祉士及び社会福祉主事が担っています。
19	八千代市	○			生活保護の相談は，社会福祉士又は社会福祉主事の有資格者にて対応しております。
20	我孫子市	○			窓口での対応は、有資格者を配置している。
21	鴨川市	○			資格のない者は取得している。
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市	○			
24	富津市	○			生活保護の担当職員は全員、社会福祉主事の有資格者を配置している。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ケ浦市	○			未資格者については通信教育にて資格の取得をしております。
28	八街市	○			
29	印西市	○			保護係係員は全て有資格者です。
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			社会福祉主事任用資格の取得について市で積極的に取り組んでいる。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			人事異動により新任者等の無資格者については、通信課程にて資格取得をしています。
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
42	大網白里市	○			
	県合計	33	1	3	
	%(37市)	89.2	2.7	8.1	
	%(54市町村)	61.1	1.9	5.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞3

No.	市町村名	40.「生活保護のしおり」は、生活保護法、実施要領に基づき作成し、生活保護8つの扶助及び8つの加算、一時扶助、移送費、勤労控除及び新規就労控除、未成年者控除等を説明し、その金額を明記したものに改善して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント57
1	千葉市	○			「生活保護のしおり」は、生活保護法、実施要領に基づき、作成・見直しを行っております。一時扶助、移送費、勤労控除及び新規就労控除、未成年者控除等の記載の実施に努めます。
2	銚子市	○			毎年届出に関する文書送付済
3	市川市			○	扶助の種類は明記しております。扶助額については相談者に応じて異なるため、適用される扶助や加算等について個別に説明しております。
4	船橋市	○			わかりやすい内容にするため、適宜改正を行っています。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			適切に運用している
8	野田市			○	「生活保護のしおり」は、制度の概要についてご理解いただけるよう、基本的な事項について簡潔に説明しているものです。加算や一時扶助などは、その対象が多岐にわたり、勤労控除は収入の額や就労している人数によって細かく規定されていることから、生活保護について分かりやすく説明することを目的とした「しおり」へは記載せず、相談時と保護開始時等に随時ご説明しております。
9	茂原市			○	扶助、一時扶助、控除については記載しておりますが、金額の記載を行う予定はございません。
10	成田市		○		「生活保護のしおり」には、要保護者に分かりやすい内容を掲載するよう心がけていきます。
11	佐倉市	○			金額の明記については検討中
12	東金市			○	金額については個々のケースにより異なるため一律の表記が困難。担当ケースワーカーが該当世帯に適宜案内することで対応
13	旭市	○			随時変更していく。
14	習志野市	○			基準額(金額)については、生活保護基準額表をしおりと同様、被保護者に配布し周知しています。
15	柏市	○			金額については明記していません。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			平成29年4月に「生活保護のしおり」の見直しを行い、生活保護の8つの扶助の種類と内容について明記したところです。各種加算は、生活保護法に基づく個別的な特別需要を補てんするための設定であり、一時扶助は、特定状況下における臨時の需要に対応しているところです。そのため、世帯の状況に応じて特別需要が予想される場合に、その都度説明をしているところであり、勤労控除を含め、金額は毎年の基準改訂時に、変更が予想されるため、しおりに載せておりません。
18	流山市	○			平成30年度に「生活保護のしおり」を改めました。
19	八千代市	○			本市では，制度の概要を周知するため，なるべく明瞭・簡潔にまとめた「生活保護のしおり」の他に，保護を受給される方に向けた制度の利用についての事項をまとめた「生活保護を受給されるみなさんへ」という冊子を作成しております。 2017年の要請を受けて，「生活保護のしおり」に8つの扶助，8つの加算，金額を掲載しております。
20	我孫子市		○		紙面の都合上、各種金額までは明記していないが、できるだけ正確でわかりやすいしおりを作成し、相談者に渡して説明をしている。
21	鴨川市		○		別紙にて、明記することを検討中。
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市		○		
24	富津市	○			加算等については世帯の実態に応じて支給されるため、相談時に詳細を別途案内している。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市		○		他市の状況を把握し、調査研究してまいります。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市		○		近隣市町村の動向を鑑み、検討する。
33	匝瑳市		○		
34	香取市		○		金額以外の説明や記載は記入済み。
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
42	大網白里市		○		
	県合計	19	11	7	
	%(37市)	51.4	29.7	18.9	
	%(54市町村)	35.2	20.4	13.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞4

No.	市町村名	41. ケースワーカーの担当世帯数は、「標準数(80)」を上限とし、可能な限り60世帯とすることでケースワーカーの負担を軽減し、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント58
1	千葉市		○		ケースワーカーの担当世帯数については、今後も「標準数(80)」を上限とした適正配置に努めます。
2	銚子市	○			
3	市川市		○		引き続き、標準数以下の配置となるよう定数管理部門に要望してまいります。
4	船橋市	○			生活保護受給者の実勢に応じて、ケースワーカー等の人員増の要望を、人事所管課へ毎年要望しております。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	受給者は増加傾向にあり、ケースワーカーの担当件数も増加しているため、専任の面接相談員を雇用している
8	野田市		○		ケースワーカーの標準数については、国・県の指導の下、人事当局と協議してまいります。
9	茂原市			○	標準数の遵守を心がけております。
10	成田市	○			標準数を満たすケースワーカーを配置しておりますが、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるよう、適正な人員配置の要望等を今後も行っていきます。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	社会福祉法に基づき、適正にケースワーカーを配置する
13	旭市	○			適正に配置されている。
14	習志野市			○	社会福祉法第16条に「現業員の定数は被保護世帯数80世帯につき1人（市町村）又は65世帯に一人（都道府県）を標準」とすると規定されており、これを超える増員は予定しておりません。
15	柏市	○			ケースワーカーの不足について人員要望を行いました。また，適切な援助が出来るよう新規配属職員に対し毎年研修を実施し，法律や知識の習得を図っています。
16	勝浦市	○			
17	市原市		○		本市のケースワーカーの担当世帯数は、標準数(80)を超えているため、標準数に近づけるよう関係部門と協議を行ってまいります。
18	流山市		○		「標準数」の範囲で対応しておりますが、60:1となることは困難と考えています。
19	八千代市	○			被保護世帯数の増加など保護の動向を見据え，毎年，国が示す標準数を超えないよう，人事担当部署に地区担当員の増員要望を行い，地区担当員の負担の軽減，ひいては生活保護受給者に対してより適切な支援が行えるよう努めていきます。
20	我孫子市		○		人事当局と協議しながら、CWの人数確保については努力している。
21	鴨川市			○	国の示す基準に従う。
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市			○	
24	富津市	○			平成27年度に1名増員し、担当する世帯数は標準数以内となっている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市		○		ケース数の推移を注視し必要により人事担当へ要望してまいります。
28	八街市		○		
29	印西市	○			令和2年6月末の被保護世帯数は307世帯。CW数は4人で標準数には達していません。
30	白井市		○		
31	富里市			○	
32	南房総市		○		標準件数には満たないが被保護世帯数について増加傾向にあるので増員を検討したい。
33	匝瑳市		○		
34	香取市		○		H31.4月よりケースワーカーを1名増員。
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
42	大網白里市	○			
	県合計	15	12	10	
	%(37市)	40.5	32.4	27.0	
	%(54市町村)	27.8	22.2	18.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞5

No.	市町村名	42. 無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への生活保護利用者の安易な誘導をやめ、基本的人権を尊重する生活保護行政に改善して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント59
1	千葉市	○			国の通知により、直ちに居宅生活が困難な者の場合には、保護施設や無料低額宿泊所等の入所を検討することとされているため、本市においても、実施要領や通知に基づき、適正な生活保護を実施しております。
2	銚子市	○			
3	市川市	○			無料低額宿泊所等の入所については、居宅生活の可否等を適切に判断の上、行っております。
4	船橋市	○			生活保護受給者の自立助長を目的として、適正に判断しております。
5	館山市			○	
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			当該施設への誘導を行うことはない
8	野田市	○			本人からの入居希望がある場合を除き、入居させておりません。また、市から積極的に入居を勧めたり利用することは、今後もありません。
9	茂原市	○			居住地は生活保護申請者又は被保護者に選択、確保して頂いております。
10	成田市	○			安易に低額宿泊所等に誘導せず、生活保護利用者の意思、病歴、就労意欲等を総合的に勘案した上で、提案しており、基本的人権を尊重しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	現在のところ実施する予定はございません。
13	旭市	○			適正に実施している。
14	習志野市	○			
15	柏市			○	国の基準に準じます。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度を創設することについては、他市町村の動向について注視してまいります。
18	流山市	○			人命・人権を優先しており、安易な誘導は行っていません。
19	八千代市				要請にあるような安易な誘導は，一切行っておりません。
20	我孫子市	○			被保護者の居住場所について緊急に手配する際は、本人の状況と希望を優先して調整している。
21	鴨川市	○			SSSに入居したものに対し転居指導をしている。
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市	○			
24	富津市	○			本人の意向を慎重に確認し、安易な誘導のないよう適切に対応している。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	本人の意志により適切に行っています。
28	八街市	○			
29	印西市	○			相談者・保護受給者の状況を踏まえ、本人とも話し合った上で適切な居所・施設を提案しています。
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市	○			
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
42	大網白里市	○			
	県合計	30	0	6	
	%(37市)	81.1	0.0	16.2	
	%(54市町村)	55.6	0.0	11.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞6

No.	市町村名	43.「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント60
1	千葉市			○	本市ホームページ上に掲載し、広く市民に周知しております。
2	銚子市		○		市ホームページで公開中
3	市川市			○	保護のしおりは生活保護制度の概要を記載したもので、生活支援課の窓口に設置するとともに、本市のホームページに掲載しております。生活に困窮する方からの相談は生活支援課に入りますので、その際は相談者の世帯構成や収入を踏まえた上で適用できる扶助の種類や支給額等の詳細について丁寧な説明に努めています。
4	船橋市			○	船橋市のホームページでどなたでも閲覧できるようにしております。
5	館山市		○		
6	木更津市		○		
7	松戸市		○		当機関だけの問題ではないため、他部署と連携をはかり進めていきたいと考える
8	野田市		○		生活保護の相談などが増えている状況にもありますことから、生活保護の相談があった際に、制度の概要を説明するための資料がございますので、ホームページの拡充とあわせて掲載するように検討してまいります。
9	茂原市	○			市内公共施設に設置いたしております。
10	成田市		○		支援を必要とする生活困窮者が相談につながるよう心がけていきます。
11	佐倉市		○		
12	東金市			○	相談があった場合にはその都度、しおりを渡している。またホームページにもしおりを掲載している
13	旭市			○	担当課窓口に設置してあり、誰でも見ることができる。
14	習志野市			○	生活保護法の趣旨として他法他施策の優先活用があります。それらを活用しても救済できない場合に適用される「最後の砦」といった内容であることから、生活保護のしおりと広報紙等とは性格が違うものであるため、設置は考えておりません。
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			本市では、市のウェブサイトに生活保護について掲載しており、その中で制度の案内や保護の相談申請手続き、保護受給中の権利や義務についてなどを案内し、広く多くの方に見ていただけるよう努めているところです。
18	流山市	○			窓口に設置しました。
19	八千代市			○	生活保護のしおりにつきましては，課の窓口に設置し，相談の有無に関わらず誰でも受け取れるようにしています。
20	我孫子市	○			生活保護の簡易な案内と申請書を相談室窓口前のラックに配備し、誰でも手に取れるようにしている。
21	鴨川市	○			実施している。
22	鎌ヶ谷市			○	相談者に対し、希望する場合に配布しています。
23	君津市			○	
24	富津市	○			誰でもすぐに手に取れるよう社会福祉課前の什器に設置している。
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市		○		他市の状況を把握し、調査研究してまいります。
28	八街市	○			
29	印西市			○	広報誌と同じ場所への設置は検討していませんが、生活困窮者自立支援相談窓口などには配置しています。
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市		○		近隣市町村の動向を鑑み、検討する。
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	生活保護の担当窓口にのみ設置
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
42	大網白里市	○			
	県合計	12	12	13	
	%(37市)	32.4	32.4	35.1	
	%(54市町村)	22.2	22.2	24.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞7

No.	市町村名	44. 低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度を作って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント61
1	千葉市			○	低所得者や障害者に対するエアコンの設置費用や電気料金の助成制度については、低所得者や障害者以外の方との公平性の観点から、考えておりません。
2	銚子市			○	保護の家具什器費で対応中電気料金は2類に含まれる。
3	市川市	○		○	○障害者について【しない】生活保護受給者については、保護開始時等一定の場合に、一時扶助における家具什器費として支給が可能となっております。電気料金の助成については県や他の自治体との連携が必要と考えております。 ○低所得者について【実施した、実施する】一部実施です。生活保護受給者については、保護開始時等一定の場合に、一時扶助における家具什器費として支給しております。電気料金の助成については県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	現状では生活困窮者自立支援事業に関して、市単の事業は必要と考えておりません。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	エアコンの設置費用は認定している
8	野田市			○	生活保護費は、法第8条において「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定されており、その額については、最低限度の生活の需要を満たす額とされております。基準の設定は国が対応する話であり、市独自で制度を作る必要はないものと考えます。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	低所得者や障がい者に対する助成制度や年金制度が既にありますので、家電製品や光熱水費に特化した助成制度を作ることは考えておりません。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	現在のところ実施する予定はございません。
13	旭市			○	市単独での実施は難しいと考える。
14	習志野市			○	生活保護法下においては市町村等が助成する金銭については、収入として取り扱わなければならないため、制度上対応することは出来ません。
15	柏市			○	国の基準に準じます。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度を創設することについては、他市町村の動向について注視してまいります。
18	流山市			○	現在のところ、実施する予定はありません。
19	八千代市			○	低所得者に対するエアコンの設置費用や電気料金の助成制度の創設につきましては，現在，考えておりません。(生活支援課) 障害者のある方に対し，現在，エアコンの設置費用や電気料金の助成につきましては考えておりません。(障害者支援課)
20	我孫子市			○	現在は国の通知に基づいた対応を行っており、独自の助成制度を作る予定はないが、必要な方には資金貸付制度の紹介等を行っている。
21	鴨川市			○	エアコンについては困難。電気料金については電力会社が行うべき。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	生活保護受給者に対しては、家具什器費による冷房器具の購入について案内している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。なお、電気料金については最低生活費に含まれていることから新たに助成することは考えておりません。
28	八街市			○	生活保護法で対象となる者には申請に基づき支給している。また、障がい者については、社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」の利用を願いたい
29	印西市			○	
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	問42と同一内容
34	香取市			○	現在国の制度が無いため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	国の動向を見守ります。
36	いすみ市			○	
42	大網白里市			○	法定受託事務のため
	県合計	1	1	36	
	%(37市)	2.7	2.7	97.3	
	%(54市町村)	1.9	1.9	66.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【生活保護・貧困対策】 ＜町村への要請＞1

No.	市町村名	45. 生活困窮者等からの相談には、明らかに要件を欠く場合を除き、電話等であっても速やかに県と協議をして対応することとし、独自の判断で申請権の侵害と誤解されるようなことは行わないで下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント62
37	酒々井町	○			
38	栄町	○			
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
43	九十九里町	○			県と連携を図り対応
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			日頃から実施機関との連携を密にして対応しています。
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			
	県合計	16	1	0	
	%(17町村)	94.1	5.9	0.0	
	%(54市町村)	29.6	1.9	0.0	

【生活保護・貧困対策】 ＜町村への要請＞2

No.	市町村名	46.「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント63
37	酒々井町	○			
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町			○	
43	九十九里町		○		県と連携を図り対応
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○		
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		県と協議し検討する
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町		○		実施機関と協議します。
53	御宿町			○	「しおり」は生保が決定したら県から渡しているため保有無し。『生活保護を相談される方へ』は相談した方に渡しています。
54	鋸南町		○		
	県合計	5	9	3	
	%(17町村)	29.4	52.9	17.6	
	%(54市町村)	9.3	16.7	5.6	

【生活保護・貧困対策】 ＜町村への要請＞3

No.	市町村名	47. 低所得者や障害者に対しエアコンの設置費用や電気料金の助成制度を作って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント64
37	酒々井町			○	社会福祉協議会の貸付制度等をご案内している。
38	栄町			○	町単独での助成制度は考えていない。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		県、近隣市町村の動向を見ながら対応していく。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	予定無し
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	財政的に町単独での助成は難しいと思われます。
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	0	2	15	
	%(17町村)	0.0	11.8	88.2	
	%(54市町村)	0.0	3.7	27.8	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【就学援助・子育て支援】1

No.	市町村名	48. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。 ① 就学援助制度について、入学説明会及び学期ごとにお知らせし、あわせて申請書を配布して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント63
1	千葉市	○			新入生は各学校が開催する入学説明会で、在校生には年度末に学校を通じて年1回「お知らせ、申請書」を全員に配付しております。また、各区役所等の窓口にも「お知らせ」を配架しているほか、「ちば市政だより」で年3回周知し、ホームページからも申請書を印字できるようにしております。
2	銚子市	○			一部実施。(新入生の保護者説明会で文書を配布。また、学期ごとにお知らせしている。)
3	市川市			○	お知らせについては、入学式や4月の新学期に加え令和元年度より、9月の新学期にも配布しております。また、小学校1年生につきましては、入学前に実施される就学時健康診断の際に就学援助の支給項目の一つである新入学児童生徒援助費(いわゆる入学準備金)の前倒し支給をするため、全員の方に申請書を配付しておりますので、制度を知るきっかけになっていると考えます。また、市川市のホームページにも「就学援助費のお知らせ」を掲示しております。 申請書につきましては、各家庭により申請理由や、添付書類も異なることから、丁寧な説明と確認をすることで、就学援助制度の理解や速やかな支給を目指しておりますので、現状では、このまま継続をしていく予定です。
4	船橋市	○			毎年4月及び9月に保護者全員に就学援助の案内を配付しており、その他に広報誌、学校だより、メール配信により周知を図っております。 申請書につきましては、学校、市役所、船橋駅前総合窓口センターで配付しており、市ホームページからも取得可能としており、市民の利便性向上に努めております。
5	館山市		○		4月当初に全員に対し，制度のお知らせを配布しています。新入学児童に対しては，就学通知発送時と入学説明会において，制度のお知らせをしています。なお，申請書は各校及び教育委員会に常備しており，希望者に随時配布しています。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市	○			学校を通じ、学期ごとに市内全児童生徒に「就学援助制度のお知らせ」を配布し、周知を図っています。また、お知らせ配付後に、就学援助の申請を希望した者についても別途申請書類を配布しています。
9	茂原市	○			入学説明会及び学期ごとのお知らせについて、実施しております。
10	成田市			○	制度の周知については学校からのチラシ配付や広報なりた、また入学説明会及び学期ごとに周知しています。申請書については、学校や教育委員会窓口、市HPからも入手可能です。
11	佐倉市			○	在校生向けに3学期、新入学説明会、年度当初の申請時期において、お知らせしております。
12	東金市			○	入学説明会、入学時、学年末及び学校だよりで周知しています。なお、申請窓口が教育委員会となっているため、申請用紙の配付は行っていません。
13	旭市			○	制度については、学校を通じて保護者全員に周知し、援助を要する保護者へ申請書を随時配布している。
14	習志野市	○(一部)			小中学校の入学説明会、学校便り等でお知らせしています。申請書は、ホームページよりダウンロードできます。
15	柏市			○	在校生には年度末，新入生には入学時に，転入生には転校時に，学校から保護者に直接書類をお渡しするなどきめ細かく対応しております。 学期ごとの配付の場合，すでに認定となっている人が誤って二重申請をするなどの混乱が生じる可能性も考えられるため，学期ごとに書類を配付することは検討しておりません。
16	勝浦市	○		○	
17	市原市			○	入学説明会及び4月に全家庭へお知らせしております。制度を利用できる所得基準が世帯状況により異なるため、それ以降は個別に相談を受けた上で申請書を配付しております。
18	流山市	○			就学時健康診断において、ご案内をしています。
19	八千代市	○		○	毎年，4月に小中学校の全世帯に対して，就学援助制度の案内文書の配布を行い，学校だよりに制度の案内記事を掲載しております。また，市広報紙及び市ホームページにおいても制度の周知を行っております。 毎年11月に行われる就学時健康診断においても，制度の案内文書を配布し，入学前の幼児の保護者に対しても制度の周知を行っております。 申請書につきましては，保護者からの申し出により随時配布を行っており，また市ホームページに掲載し利用できるようにしているため，学期ごとに配布することは考えておりません。
20	我孫子市	○			
21	鴨川市	○			入学説明会で就学援助制度のチラシを配付しています。
22	鎌ヶ谷市			○	就学時健康診断、入学時、進級時などの機会にお知らせしております。また、市ホームページや、子育てをサポートする担当課が作成するハンドブックにも情報を掲載しております。
23	君津市		○		現在、1学期のみ配布しています。学校から支払いが遅れがちな保護者に周知をお願いしていますが、よりよい周知方法について検討します。
24	富津市		○		就学前健康診断、入学説明会、ホームページ、回覧板(教育かわら版2月号)、広報ふっつにて周知した。
25	浦安市		○		郵送で新1年生に配布している。
26	四街道市			○	制度の周知は例年半年毎に行っており、本年度はコロナ対応で3回配布予定。申請書の配布は必要に応じて随時行っています。
27	袖ケ浦市			○	制度の案内については、入学説明会及び始業式・入学式に全児童生徒の保護者に周知しております。申請書は申請希望者へはすぐにお渡しできるよう学校に準備してございます。また、市公式ホームページよりダウンロードすることが可能です。
28	八街市			○	
29	印西市	○			
30	白井市			○	就学援助制度に関するお知らせは、全保護者へ文書で配布しており、あわせて市の広報やホームページでも周知に努めています。なお、毎年度申請が必要になるため、継続申請見込者に対しては、各学校を通じて、申請を促しています。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	学校を通じて申請を随時受付している。
33	匝瑳市		○		新入生には、1月発送の入学通知に同封してお知らせしています。また、9月に全校児童生徒に配付しています。申請書については希望者に随時配布しています。
34	香取市	○			年2回(2月、9月)に児童生徒全員に周知しています。申請書は学校・教育委員会窓口でお渡ししています。
35	山武市			○	入学前の就学時健康診断や学校だより、市ホームページに掲載し、周知しています。申請書は各学校及び教育委員会で希望者に配布しており、ホームページ上からもダウンロード可能です。
36	いすみ市	○			入学説明会時に全員にお知らせを配布
37	酒々井町		○		入学説明会でお知らせ。
38	栄町			○	入学説明会・就学前健診の時に説明をしている
39	神崎町	○			
40	多古町			○	
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			学期ごとにお知らせしています。申請書については、継続申請者には年度末に郵送配布し、新規申請者には各学校・教育委員会で随時配布しています。また、ホームページからもダウンロードできるようにしています。
43	九十九里町			○	制度については、入学説明会や学校だより、保護者面談等でお知らせし、申請は随時、学校や教育委員会において配布、受付している。
44	芝山町		○		入学説明会には実施している。
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			
49	白子町	○			
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町		○		
53	御宿町	○			就学時健診で配布
54	鋸南町		○		
	県合計	24	11	21	
	%	44.4	20.4	38.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】2

No.	市町村名	48. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。 ② 少なくとも生活保護基準の1.5倍までの世帯を対象にし、所得で判断して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント64
1	千葉市		○		現在、生活保護基準の1.0倍を用い、総所得額と比較しています。平成25年8月に国の生活保護基準が見直された際に見直し前の基準で対応しており、保護者への影響がでないよう配慮しております。今後、国や他政令指定都市の動向を注視し、適切に対応してまいります。
2	銚子市	○			生活保護基準の1.5倍までの世帯を対象に、総合的に判断している。認定要件はいくつかあるが、ケースバイケースで判断。
3	市川市			○	認定基準は各市町村ごとで決まっており、その基準根拠は、一部例外はありますが、世帯の収入又は所得が対象となります。市川市では、世帯の所得が生活保護基準の1．1倍未満としております。これは、収入に換算すると1．5倍程度となり、近隣市と比べても遜色がない水準となっているため、現状を維持していきたいと考えております。
4	船橋市	○			総収入の1.5倍以下の世帯を対象としております。
5	館山市		○		今後の生活保護基準の変更に合わせて検討します。なお，認定審査については，所得で判断しています。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	平成30年度から世帯の収入を生活保護基準の1.5倍までの範囲の者を就学援助費の支給対象としています。そのような中、この基準を世帯の所得で判断した場
9	茂原市			○	所得で判断しておりますが、基準の見直しについては現在のところ考えておりません。
10	成田市			○	生活保護基準の1.3倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した額を基準とし、世帯員の所得とその他収入の合計額で審査しています。
11	佐倉市			○	生活保護基準の1．3倍未満の世帯を対象とし、所得で判断しております。
12	東金市			○	1.3倍までの収入で妥当と判断しています。
13	旭市			○	所得のみで生活困窮の判断をすることは困難である。
14	習志野市			○	
15	柏市	○			生活保護改定前の平成25年4月時点の生活保護基準額を算定の基礎として用いており，収入額が当該基準額の1.5倍までの世帯を対象としています。なお，自営業者は収入額ではなく，所得額により審査しています。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	生活保護基準の1.2倍を基準としております。
18	流山市			○	現在のところ、実施の予定はありません。
19	八千代市	○		○	本市の就学援助認定基準は，合計所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯を対象としています。また児童扶養手当受給世帯については2.0倍未満の世帯としております。認定基準の引き上げについては現在のところは考えておりません。
20	我孫子市	○			
21	鴨川市			○	生活保護基準で判断していません。
22	鎌ヶ谷市			○	令和元年度から審査対象を世帯の総所得額とし、生活保護基準の1.2倍未満の世帯に対して援助を行っております。
23	君津市			○	他自治体の状況を勘案し、認定基準を定めております。
24	富津市			○	
25	浦安市			○	国の保護基準の引き下げ前を用いているため
26	四街道市			○	生活保護基準の1.5倍までを基準にしているが、収入額(控除前)で判断しています。
27	袖ヶ浦市	○			生活保護基準の1．5倍の世帯を対象としています。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	所得のみならず、各家庭の状況を総合的に勘案した上で、認定の可否を判断することとしています。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市		○		現状は1.3倍までで、所得により判断しています。
34	香取市			○	世帯の収入金額が生活保護基準の1.5倍以内を審査基準としています。
35	山武市			○	生活保護基準の1.2倍未満を対象とし、所得で判断しています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	平成28年度に生活保護基準の1.3倍以下の世帯まで対象を拡大しており、現状の基準が妥当と考えます。
43	九十九里町		○		
44	芝山町			○	
45	横芝光町		○		基準を設けていない
46	一宮町		○		
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	
49	白子町	○			
50	長柄町			○	
51	長南町		○		近隣市町村の動向を見ながら検討していく。
52	大多喜町			○	収入で判断しているが、対象については近隣市町村の動向による。
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	12	9	34	
	%	22.2	16.7	63.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】3

No.	市町村名	48. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。 ③ 入学準備金について、支給額を実態に応じて増額し、入学前の12月末までに支給するよう改善して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント65
1	千葉市	○			令和元年度末に実施した入学準備金について、国の改正にあわせ支給額を増額しております。 支給時期につきましては、小学校入学準備金は未就学児への支給であるため、受付・審査・認定等事務処理が必要であるため3月支給を予定しておりますが、今後必要な時期に必要な支給が行えるよう調査研究してまいります。
2	銚子市		○		支給額は国基準と同額に改正予定。小学校入学予定者については、1月に支給予定。
3	市川市			○	支給額については、毎年度、文部科学省より「要保護児童生徒援助費補助金の予算単価」が示されており、これに基づいて決定しております。 支給時期につきましては、中学校1年生に対しては、小学校6年生時の3月に支給をしております。小学校1年生に対しては、小学校入学前の3月を支給予定としております。支給時期については、就学援助は市川に住民登録があり、市川市の公立小学校・義務教育学校に入学する必要があります。12月末までの支給では、保護者等の転勤等で市外転出の場合、返金をしていただく必要が発生する場合もあるため、そのリスクを少しでも少なくすることから年度末の支給としているところです。
4	船橋市	○			入学準備費について、平成31年度、令和2年度と増額を行ったところです。支給時期につきましては、入学前のできるだけ早い時期に支給できるよう努めております。
5	館山市		○		今年度，国の補助額の増額に伴い，市の援助額も増額しました。国の補助額を基準にしているため，一律の額を支給しています。より早い時期に支給出来るよう検討します。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市	○			令和元年度から入学準備学用品費の支給額を増額しています。また、支給時期については、児童生徒の転出入や学区外就学等により、住所や就学先が変動することがあるため、就学先等が最終的に決定する2月頃の支給としています。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	支給額については、国の要綱に合わせて市の規則を改正し増額しています。支給時期については、保護者の申請期限を鑑みて3月中旬に支給しています。
11	佐倉市			○	入学前の支給を例年3月に実施しております。
12	東金市		○		
13	旭市	○			平成29年度から実施し、2月に支給している。
14	習志野市	○(一部)			
15	柏市	○	○		入学準備金の支給額については，国庫補助単価まで増額を予定しています。支給時期については，中学校入学準備金の支給時期を今年度より昨年度の2月支給から10月に前倒しして実施する予定です。未就学児への就学前入学準備金については，現状，入学前の2月に支給しているところです。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	現時点では2月支給が適切であると考えております。
18	流山市			○	中学校の入学準備金については、小6に12月中に支給しています。小学校の入学準備金は、就学時健康診断（11月頃実施）でご案内し、申請を12月中に受付し、1月中に支給しています。
19	八千代市	○		○	新入学児童生徒学用品費につきましては，今年度に支給額の増額を行いました。また30年度入学児童生徒より前倒し支給を行っております。本市では就学時健康診断で入学準備金前倒し支給の案内と申請書を配布しているため、就学児健康診断が終わった12月から申請を受け付け，3月に支給をしております。12月支給については現在のところ考えておりません。
20	我孫子市			○	現時点では2月支給が適切だと考えています
21	鴨川市			○	生活保護の支給月と合わせ3月に支給することとしています。
22	鎌ヶ谷市		○		就学援助制度の費目としての入学準備金学用品費については、3月に支給しております。
23	君津市		○		現在、2月に支給しています。早期の支給を検討します。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	増額については実施。支給時期は1月末で実施。
26	四街道市			○	新入学学用品費は増額を行い、2月下旬に支給してます。入学前に支給要件に該当しなくなった場合や市外に転出した場合は返還を求めているので、これ以上早い時期の支給は考えていません。
27	袖ヶ浦市			○	支給額については、国の単価にあわせ、引き上げております。支給時期については、事務処理の都合上、12月末までの支給は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	12月末発送の入学決定通知書に就学援助のお知らせを同封し、申請を受け、認定の可否を決定したのち、支給していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		支給額については、国の要保護児童生徒援助費補助金の額に合わせています。支給時期については、入学通知発送後に申請期間を設け、2月末までに支給しています。
34	香取市			○	11月に実施する就学時健診から申請を受付け、まとまり次第年度内に支給しています。支給額については、国が定める限度額と同額です。
35	山武市	○			令和元年度から入学準備金を1万円増額しました。 入学前の2月末までに支給します。
36	いすみ市			○	国庫補助金（要保護児童生徒援助費補助金）の補助単価に準じて支給額を変更している。3月に支給。
37	酒々井町		○		現在は、2月末支給。
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	国が示した要保護児童生徒援助費補助金の予算単価が増額される度に、入学準備金を含めた対象経費の支給額を増額してまいりました。 また、平成28年度から入学前の支給を実施していますが、12月末までの支給は、他の自治体への転出の可能性があり、「入学前」として少し早いものと考えます。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	入学する学校が決定する1月末～2月上旬に支給するようにしている
46	一宮町	○			支給額については、国の要保護児童援助費補助金に合わせて増額実施。12月末までの支給については、入学前児童は例年10～11月の就学時健診時に制度説明しており、申請から支給までの時間的余裕がない。又、早期支給については支給後の住所異動(転出)も想定されるため事務処理上困難と判断する。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	平成28年度から入学準備金の3月支給を開始。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		近隣市町村の動向を見ながら検討していく。
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		支給時期を検討する
54	鋸南町		○		
	県合計	10	18	28	
	%	18.5	33.3	51.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】4

No.	市町村名	48. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。 ④ クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を実施して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント66
1	千葉市			○	政令指定都市では、クラブ活動費等は対象外としている市が多いこと、また活動内容により経費が異なることから一律の支給額設定が難しいため対象外としております。
2	銚子市	○			一部実施。(クラブ活動費については、中学校1・2年生を対象に支給済み。)その他については、当該経費としての支給は困難。
3	市川市			○	生徒会費、PTA会費については既に支給しています。 クラブ活動費については、入・退部が児童生徒の自由意志であること、また、所属するクラブによって負担額が異なるなど、公平な援助の観点から、現状では支給項目の追加は、難しいと考えます。
4	船橋市	○			平成30年度からクラブ活動費を支給し、昨年度より新たに卒業アルバム代の支給を実施しております。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	準要保護児童生徒に限らず、小学校はクラブ活動費及び生徒会費を徴収していないこと、また、中学校では部活動費を徴収しない学校があることから、当該費用は支給対象としておりません。なお、クラブ活動費については、全国大会、関東大会及び県大会に出場した際の交通費等を準要保護を含む全ての児童生徒に各種大会生徒派遣補助金として支給しています。
9	茂原市			○	
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	生徒会費、PTA会費は免除しています。クラブ活動費に対する費用支援は「部活動推進交付金」等を学校に配当し、引き続き対応してまいりたい。
13	旭市	○			平成29年度から一部実施している。(クラブ活動費)
14	習志野市			○	
15	柏市	○	○		PTA会費は実施済みです。その他の費目については，クラブ活動費及び生徒会費の支給の可否も含めて本市における受給者の実情に即した制度の充実を検討してまいります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	現行の認定基準での支給科目の追加は困難であると考えております。
18	流山市	○			令和元年度から実施しています。
19	八千代市			○	クラブ活動費，生徒会費，PTA会費につきましては，現在支給することは考えておりません。
20	我孫子市	○			
21	鴨川市			○	他の自治体の動向を注視していきますが、現在は予定していません。
22	鎌ヶ谷市		○		就学援助制度の費目としてのクラブ活動費等の支給については、他市の状況を見ながら検討してまいります。
23	君津市			○	他自治体の状況を勘案し、対象費目を定めております。
24	富津市			○	
25	浦安市			○	全員が加入するものでないため。
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	支給費目の拡充については現在のところ考えておりません。
28	八街市	○			
29	印西市		○		クラブ活動費は支給している。
30	白井市			○	クラブ活動、生徒会費、PTA会費の支給は、現時点では考えていません。
31	富里市		○		
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市		○		クラブ活動費は中学1・2年生に支給しています。生徒会費、PTA会費は引き続き予算要望しています。
35	山武市			○	
36	いすみ市	○			クラブ活動費を支給している
37	酒々井町		○		クラブ活動費は支給対象。
38	栄町			○	
39	神崎町			○	平成28年度より部活動費を支給
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		財政状況や他自治体の動向を踏まえ、引き続き検討したいと考えます。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	交通災害共済や日本スポーツセンター掛金の保護者負担を援助している
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			PTA会費のみ実施
48	長生村	○			クラブ活動費以外は実施済。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町		○		近隣市町村の動向を見ながら検討していく。
52	大多喜町	○			クラブ活動の県大会時のバス代等は支給している。
53	御宿町	○			クラブ活動費を支給
54	鋸南町		○		
	県合計	18	15	22	
	%	33.3	27.8	40.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】5

No.	市町村名	49. 小中学校の給食を無償化して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント67
1	千葉市		○		給食費の無償化については、国や政令市等の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。
2	銚子市			○	当該経費としての支給は、困難。
3	市川市			○	小学校から中学校に通う子が3人以上いる場合、第3子以降の給食費を無償化しています。
4	船橋市			○	
5	館山市			○	学校給食法に基づき施設設備及び運営に要する経費は市が負担し、食材購入に要する経費は保護者に負担していただいています。なお、経済的理由などにより給食費の負担が困難な世帯については、生活保護や就学援助などによる給食費の支援をしています。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	学校給食法第11条により必要な施設整備に関する経費並びに人件費、光熱水費など給食運営に係る経費は市の負担、それ以外の経費は保護者負担となっており食材料費のみを給食費としていただいている。引き続き法令に基づいた学校給食運営を実施してまいりたい。
8	野田市			○	給食費については。市独自の米代の補助制度により、保護者負担を軽減しています。また、経済的に困窮している世帯に対しては、就学援助費により全額補助していることから、給食費の無償化については検討していません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	施設費用や調理委託料、光熱水費などは市が負担しておりますので、児童・生徒が食べる食材分については保護者の方に負担いただきたい。
11	佐倉市			○	就学援助制度により、経済的な事情で支払いが困難な方を対象に全額を支給している。人件費や光熱水費を含めた市の負担は大きな割合となっているので、現在の就学援助制度や市の負担を継続しながら学校給食を運営していく
12	東金市			○	学校給食法により、食材費については保護者の負担が基本と考えております。なお、今般の地方創生臨時交付金を活用し、幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒の保護者に対して、給食費2か月分相当の経済支援を実施する予定です。
13	旭市			○	H29年4月から子育て世代を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の一つとして、第3子以降の給食費無料化を実施している。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	経済的に困窮している世帯には，就学援助制度による学校給食費の無償提供を実施しています。 学校給食の無償化には，多額，かつ恒久的な財源が必要となるため，子育て支援において優先すべき施策とするかは，慎重に判断する必要があると考えています。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	給食費の無償化を図るためには、多額の経費が必要となり、この財源をはじめ、受益者負担の観点や子育て支援の観点等から、総合的に検討をする必要があるため、今後の国や他市の動向等を確認しながら調査研究してまいります。
18	流山市			○	給食費は保護者が負担すべきと考えています。
19	八千代市		○		小中学校の学校給食費を無料にすることについては，多大な予算（費用）が必要となることから，現段階では実施する考えはありません。今後も県内市町村の状況を注視し，必要に応じ検討してまいります。
20	我孫子市			○	第三子以降分補助実施
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	学校給食費の軽減については、就学援助制度の枠内で対応したいと考えております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	学校給食費は、今後も学校給食法第11条第2項の規定により、保護者に負担していただきます。なお、低所得者等については、生活保護、準要保護制度により、学校給食の実費分は支給されています。
27	袖ケ浦市			○	学校給食費は近隣市と比較して安価に設定しています。受益者負担の原則からも学校給食費の無料化の実施は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		第三子無償化を検討中
30	白井市			○	学校給食の無料につきましては、今のところ考えていません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	学校給食にかかる経費のうち、食材料の購入にかかる経費のみを学校給食費として、保護者の皆様に負担していただいています。
33	匝瑳市		○		令和2年度から、小中学校の給食費を引き下げるとともに、18歳未満の子のうち第3子以降の小中学生を全額免除に拡大し、一層の負担軽減を図りました。引き続き、国や県内自治体の動向を注視してまいります。
34	香取市			○	学校給食法において、食材料費は保護者の負担と定められているためです。
35	山武市			○	学校給食法第11条により学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とし、規定する経費以外の学校給食に要する経費は、児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担となっています。幼稚園については、少子化対策として市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯の園児及び第3子以降の園児の給食費を免除しています。小中学校については、子供の貧困対策として生活保護世帯や就学援助制度に該当する世帯の児童生徒の給食費を公費負担としています。各種支援制度がある上で、保護者の費用負担をお願いしています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	平成29年9月から第3子以降学校給食費無償化事業を開始した。
38	栄町	○			令和元年4月分の給食費より第3子以降の児童生徒の給食費を無料化
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	市単独で小学生に月500円、中学生に600円の補助金を支給し、また、就学援助を受けている場合は、全額援助しております。厳しい財政状況を踏まえ、現状の補助制度を維持することが妥当と考えます。
43	九十九里町			○	学校給食法に基づき運営しているため法を順守する必要がある。学校給食法第11条第2項に「施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費（食材の購入費用）は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と規定されております。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		近隣の状況を見ながら慎重に見極めたい。
47	睦沢町	○			令和2年度から主食部分を無償化
48	長生村			○	現時点、無償化は考えていない。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	
54	鋸南町	○			保育所も実施した。
	県合計	9	9	36	
	%	16.7	16.7	66.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【消費税・社会保障改革推進法・マイナンバー制度】1

No.	市町村名	1．消費税を5%に引き下げること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント68
1	千葉市			○	税制については、公平・中立・簡素の原則を基本としつつ、国において、社会経済構造の変化等を踏まえて総合的な観点から検討されるものであります。 このことから消費増税の本市の影響などを含め、国の動向を注視してまいります。
2	銚子市			○	
3	市川市			○	消費税については、その全額を社会保障制度の充実及び安定化のための財源とするとされていることから、今後も国の動向を注視していきたい。
4	船橋市			○	消費税の税率改正につきましては、国の施策であり、国に対し要請する考えはございません。
5	館山市			○	
6	木更津市				該当課なし
7	松戸市			○	今後も増加が見込まれる社会保障経費に対応するものであるため。
8	野田市			○	
9	茂原市			○	制度に沿った対応をいたします。
10	成田市			○	消費税の税率引き上げは国の政策であり，国民的な議論によって検討されるべき課題であると考えます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	
13	旭市			○	国の施策であり市としての意見はない。
14	習志野市			○	国は、急速な少子高齢化が進む中、社会保障の充実・安定化とそのための安定財源確保、財政健全化の達成を同時に図るという観点から、いわゆる「社会保障と税の一体改革」を進めており、その財源として消費税の引き上げによる増収分を、全て社会保障に充てるものとされております。 この引き上げ分の一部は地方消費税交付金として地方に交付され、本市においても医療や介護、子育て支援などの増加する社会保障費の財源として活用されていることから、減税しないことについて妥当な判断であると考えております。
15	柏市			○	消費税率の維持（消費税率を引き下げしないこと）は，今後の社会保障の維持向上に必要と考えています。
16	勝浦市				
17	市原市			○	消費税の増税は、社会保障の充実・安定化と財政再建を目的とした「社会保障と税の一体改革」によるものであることから、引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	消費税については国税であるため、地方としては意見を申し述べる立場にはございません。
19	八千代市			○	子育て支援，年金や医療，介護などの社会保障費用は，少子高齢化に伴い急激に増加しており，現在では国の財政でも大きな部分を占めています。 一方で，税収は歳出に対して大幅に不足しており，現在では国の歳入の約4割を国債の発行に頼るという厳しい状況にあります。 社会保障と税の一体改革においては，消費税率の引上げによる増収分を全て社会保障の財源に充てることとされており，安定財源を確保することで，社会保障の充実・安定化と将来世代への負担の先送りの軽減を同時に実現することとするものです。こうしたことから，現時点で国への要請等は検討していません。
20	我孫子市			○	消費税率の改定については、国会において十分な議論が行われ、今後の経済情勢を見定めながら国が適切に判断していくものと考えます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	消費税増税については、少子高齢化により現役世代の負担が高まる中、社会保障の財源確保に必要なことだと認識している。
24	富津市			○	国の施策として行うものであり、富津市単独での消費税引き下げの要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	消費税については、国が消費税率を設定するものであることから、国の動向を注視してまいります。
28	八街市			○	
29	印西市				所掌の事務がないため回答できません。
30	白井市			○	消費税法において決定していることから、引き下げは困難と考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市				当市の事務分掌に該当ありません。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	消費税は社会保障関連政策に活用されている重要な財源であり、社会保障を充実させるためには削ることのできない財源であるためです。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	現行制度の推移を見守りたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	0	1	49	
	%	0.0	1.9	90.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【消費税・社会保障改革推進法・マイナンバー制度】2

No.	市町村名	2.「社会保障制度改革推進法」は「自助・共助」を基本としており、日本国憲法25条と相容れず、現行の社会保障制度を解体しようとする内容であり、廃止すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント69
1	千葉市			○	
2	銚子市			○	
3	市川市			○	社会保障制度改革推進法では公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策等の社会保障制度の改革に関する基本方針が定められており、これに基づき政府において必要な措置が講じられているものと考えております。つきましては、直ちに廃止を求めるものではないと考えます。
4	船橋市			○	「社会保障制度改革推進法」につきましては、国の施策であり、国に対し要請する考えはございません。
5	館山市			○	
6	木更津市				該当課なし
7	松戸市				
8	野田市			○	生活保護制度につきましては、国・県の指導の下、法に基づき適切に運営しておりますので、要請はいたしません。
9	茂原市			○	廃止にあたっては、国が慎重に審議すると考えておりますので、市では要望する予定はございません。
10	成田市			○	社会保障制度の構築は国の政策であり，国民的な議論によって検討されるべき課題であると考えます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	
13	旭市			○	国の施策であり市としての意見はない。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	社会保障制度の役割は，相互に連携して支え合い，それでもなお困窮する場合には必要な生活保障を行うものです。「社会保障制度改革推進法」は自助・共助及び公助が適切に組み合わさるよう留意し，国民が自立した生活を営むことができるよう支援していくものであり，柏市が廃止を要請することは難しいと考えます。
16	勝浦市				
17	市原市			○	引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市		○		団体から要望があったことを伝えることは可能です。
19	八千代市			○	社会保障制度改革推進法に基づく社会保障制度改革については，急速に進展している少子高齢化に対応しようとするものであり，「日本国憲法25条と相容れず，現行の社会保障制度を解体しようとする内容」とは一概に言えないため要請は考えておりません。
20	我孫子市			○	社会保障政策は国の専権事項であると考えており、国がその役割を担うべきものと捉えています。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視していまいります。
23	君津市			○	
24	富津市			○	法律と憲法の整合性について判断する立場ではない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度や、少子化対策などについて持続可能な社会保障制度の確立を図るために定められた法律であり、当該法律に基づく進捗状況等については今後も引き続き、国の動向を注視したいと考えております。
28	八街市			○	
29	印西市				国策のため回答できません。
30	白井市			○	社会保障制度改革推進法では、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、給付の重点化及び運営の効率化を両立することを基本としており、社会保障制度の充実・安定化が図られるものと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市				
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	現行制度の推移を見守りたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	0	4	45	
	%	0.0	7.4	83.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【消費税・社会保障改革推進法・マイナンバー制度】3

No.	市町村名	3. マイナンバー制度は中止し、制度は廃止すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント70
1	千葉市			○	
2	銚子市			○	
3	市川市			○	マイナンバー制度は、社会保障分野において不正受給の防止やサービスを必要とする方へのきめ細かな支援を可能とするものであることから、直ちに廃止を求めるものではないと考えます。
4	船橋市			○	マイナンバー制度につきましては、住民票を有する一人一人に番号を付番し、行政の効率化や国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現を目指すための制度になります。マイナンバー制度により、個人の所得状況や様々なサービス受給状況が把握しやすくなり、よりきめ細やかなサービスや、本当に支援を必要としている方へのサービスを行うことが可能となるなど、社会保障施策がより推進されることをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	制度は法律等に基づき国内全域を対象としているものであり、個別市町村ではなく国等において検討されるものと考えております。
7	松戸市			○	国の実施する制度であり、本市から制度の廃止要請はいたしません。
8	野田市			○	
9	茂原市			○	所得等の正確な把握により給付と負担の公平化及び行政事務の効率化が図られるとともに、将来的には市民の利便性向上に寄与することも見込まれますので、現時点では制度の廃止を要請することは考えておりません。
10	成田市			○	番号法では、国、自治体、地方公共団体情報システム機構等にそれぞれの役割を定めていますので、その範囲において自治体も一定の事務を行う必要があるものと認識しています。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	
13	旭市			○	国の施策であり市としての意見はない。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	本市では，マイナンバー制度による情報連携の本格運用が平成29年11月から開始されたことを受け，一部の事務手続について添付書類の省略を行っているほか，マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアにおける住民票・戸籍・税関係の証明書の交付サービスを実施しており，マイナンバー制度が市民の利便性の向上に寄与している現状を踏まえると，制度自体の中止について国に要請する考えはありません。
16	勝浦市			○	
17	市原市				回答不可
18	流山市			○	マイナンバー制度は、国の法律によりすでに成立しており運用が始まっています。本市においても、マイナンバー制度に対応したシステムの改修など完了し、通信の暗号化や外部から侵入されない独立したシステムの構築などにより情報セキュリティを確保しています。
19	八千代市			○	社会保障・税番号制度は，社会保障・税制度の効率性・透明性を高め，国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。 本市としては，国が推進する社会保障・税番号制度の業務を円滑に実施するとともに，他の行政機関等と連携し，社会保障・税番号制度を運用していきます。
20	我孫子市			○	社会保障の公平性の実現、国民の利便性向上・行政の運用効率化等のため国が推進する事業であるため
21	鴨川市			○	国の制度であり、また必要な制度だと認識しています。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	マイナンバー制度については、国や他の地方公共団体との情報連携等が行われており、本市では行政サービスへの利用を開始していることから、制度廃止を要請する考えはありません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	個人番号の指定及び通知等については、市町村が処理する法定受託事務となっているため、法の基本理念にのっとり、引き続き取り組んでいきます。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市				
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国の制度に従い対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	マイナンバーカード制度は、法令の規定に基づき実施しているものであり、より公平な社会制度の基盤となるものであることから、「制度の中止及び廃止」について要請していくことは困難です。
43	九十九里町			○	
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	現行制度の推移を見守りたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	0	0	51	
	%	0.0	0.0	94.4	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【医療】1

No.	市町村名	4. 後期高齢者の窓口負担の原則2割化はやめ、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置の復活により、高齢者が安心して医療を受けられるようにすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント71
1	千葉市			○	21大都市会議における国への要望の中で、窓口負担割合を変更する場合には、必要な医療を受ける機会の確保の観点や低所得者等への十分な配慮と被保険者に対する丁寧な説明を取り上げる予定です。「特例軽減」の見直しは、現役世代との公平性を保ち制度の持続性を高める観点から段階的に行われたものと理解しております。
2	銚子市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会において要望している。
3	市川市	○			令和2年8月6日付けで全国後期高齢者医療広域連合協議会より国に提出している要望書に窓口負担及び特例軽減措置があるため、今後の国の動向を注視していく。
4	船橋市			○	窓口負担割合については、詳細が示されていないため、現時点で要請等は考えておりません。特例措置については、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ維持を要望しております。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に、均等割の軽減特例が見直される対象者の中には、年金不受給者や課税世帯に属する者も含まれ、年金生活者支援給付金の支給を受けられない者が存在するため、国による救済措置を講じること及び定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充することを要望しています。
8	野田市			○	後期高齢者医療制度における窓口負担の引上げ、保険料軽減措置の見直しについては、全国市長会の「国民健康保険制度等に関する提言」において、見直しにあたっては十分配慮するよう要望しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	暫定的な措置として実施されてきましたが、更なる高齢化が進展するなか、世代間の負担公平を図る観点から見直しが行われております。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	全国市長会において、低所得者に十分配慮することを提言しています。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会及び全国市長会から国に対し、低所得者に配慮するよう要望しています。
15	柏市			○	後期高齢者医療保険の負担割合及び保険料の軽減措置については，本市にその決定権がないため，ご要望に関する措置は実施できません。本年末に予定されている国の最終報告を考慮し，千葉県後期高齢者医療広域連合と連絡を密に，確実な対応を図ってまいります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	後期高齢者医療制度の保険者は、千葉県後期高齢者医療広域連合であり、国に対する要請についても、広域連合の中で決定されるものです。その中で、全国後期高齢者医療広域連合協議会より、保険料の軽減特例及び窓口負担のあり方について要望済です。
18	流山市	○			後期高齢者医療窓口負担割合および後期高齢者医療保険料特例軽減措置については、千葉県後期高齢者医療広域連合を通じて検討していただく様要望します。窓口負担割合については、国の動向を注視します。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		高齢者に過度の負担とならないよう引き続き千葉県後期高齢者医療広域連合を通じて国へ要請したいと考えています。
21	鴨川市			○	国の方針に従います。
22	鎌ヶ谷市			○	全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対し要望しております。
23	君津市			○	制度の安定的な持続のためには財源の確保が重要であり、その方策のひとつとしてやむを得ないと考えます。
24	富津市		○		
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	国では、医療保険制度改革の一環として、現役世代との公平性の観点と、高齢者にも一定の負担を求めるために、当該特例軽減措置の段階的廃止や窓口での負担割合について検討しているところであります。引き続き、国の動向を注視したいと考えております。
28	八街市			○	法及び広域連合の規定に従う。
29	印西市			○	国の動向を注視していきます。
30	白井市			○	千葉県後期高齢者医療広域連合の動向を注視していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ厚生労働省に対し、現行制度の維持・検討を要望している。
35	山武市			○	慎重な検討を要請済
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国において、医療保険制度改革の議論が進められているので、その動向を注視していきます。
38	栄町			○	国の制度に従い対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	全国後期高齢者医療広域連合協議会から国への要望書の内容に注視していきます。
42	大網白里市			○	国で検討中であるため、今後の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		2割化については、令和4年度までに実施できるように法制上の措置を講じるとされていますが、被保険者への影響が大きいため、今後の動向に注視します。また、特定軽減措置復活については、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、国へ要望をしています。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		広域連合の制度の状況を注視しながら検討したい
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	高齢化が著しい自治体はやむを得ない
	県合計	8	13	33	
	%	14.8	24.1	61.1	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【医療】2

No.	市町村名	5. 18歳未満の子ども医療費の無料化を国の制度として実施すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント72
1	千葉市	○			市として独自に要請するとともに、指定都市市長会などを通じ国制度として子ども医療費助成制度を創設することを求めております。
2	銚子市	○			子ども医療費助成制度創設について要望
3	市川市	○			全国一律の制度とするために、法律の整備を要望しております。
4	船橋市	○			中核市市長会、県市長会などを通じて、自治体間の制度の格差を是正し、全国一律の国による子ども医療費助成制度を創設するよう要望しております。
5	館山市		○		
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			国における子ども医療費助成制度の創設を県を通じて要望している。
8	野田市	○			子ども医療費助成制度は、都道府県による市町村への補助事業として実施されており、各自治体によって助成内容が異なっています。 この制度は、子どもの医療に要する費用を助成することで、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減をはかることを目的としていることから、本制度の目的に鑑み、地域間において格差が生じることのないよう医療費を無料化とし、全国一律の制度として、国の責任において実施すること、地方が単独負担する取り組みに対して、国は医療費負担軽減措置に伴う国保の国費減額措置廃止を未就学児までではなく、中学校3年生まで対象範囲を拡大することなど、県、千葉県市長会、東葛行政懇談会等を通じて、国に要望しているところです。
9	茂原市	○			機会をみて要望していきたい。
10	成田市			○	団体を通じての要請を検討いたします。
11	佐倉市			○	子ども医療費助成制度の国による制度化については、県や全国市長会から要望しているところであり、今後も動向を注視してまいります。
12	東金市	○			国による子ども医療費制度の創設について、千葉県市長会を通して要望しています。
13	旭市		○		国制度としての実施が望まれるが、県下統一基準での実施が必要と思われる。
14	習志野市			○	県の補助制度であり、県に対し助成制度の拡大について要望を提出しておりますので、国への要望は考えておりません。
15	柏市	○			医療費助成制度については，自治体間で対象年齢や所得制限の有無等の助成要件に格差が生じていますが，居住地域にかかわらず等しく安心して子どもを産み育てることができる環境を保障するのは，国の責務であり，国における喫緊の課題である少子化対策にもつながることから，子ども医療費助成制度を国において創設するよう，中核市市長会等を通じて要望しています。 子ども医療費の自治体間格差を無くすために国が全国一律の制度を作ることは良いかもしれませんが，公費で賄われる以上，将来的な負担は子ども達が背負っていくことから，対象年齢の拡大について慎重な議論が必要であると考えます。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	子どもに関する医療費助成につきましては、国の事業とするよう千葉県や全国市長会からも要望しておりますことから、その動向を注視してまいります。
18	流山市			○	県の15歳年度末までの通院・入院費助成の実現を最優先としており、国に対して医療費の無料化を求めることは現状では考えていません。
19	八千代市			○	現在，自治体ごとに様々な基準で実施している子ども医療費助成事業を，国による新たな公費助成制度の創設によって全国共通の枠組みの中で実施するよう千葉県市長会を通じて国に要望しています。
20	我孫子市	○			子どもの医療費助成について、国の責務として制度を創設することを継続して要望しています。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国、県の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	県の基準や県内市町村の動向を注視したい。
24	富津市		○		現行助成対象の国の制度創設について、機会を捉え要望を行っている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
27	袖ケ浦市	○			本市では、課税状況に応じた一部負担はありますが中学生まで医療費助成を実施しています。18歳未満の子ども医療費の無料化を実施することは考えていませんが、全国一律の制度として、医療費を無料化することを、国の責任において実施するよう働きかけるよう県において要望されています。
28	八街市	○			国による子ども医療費助成制度の創設について、県を通じて要望しているが、各細目については要望していない。
29	印西市		○		
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市		○		国が制度としての実施が可能かを含め検討する必要がある
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	対象年齢を18歳の年度末までに拡充し、自己負担金は入院１日・通院１回300円、調剤は無料としている。
35	山武市	○			千葉県市長会R3予算要望
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	現行上、県の制度のため動向を注視している。
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		国として制度化していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町			○	Ⅰ-5でコメントに記載したとおり、負担額も検討しているため、現段階では要請する予定はない。
45	横芝光町		○		国の動向を注視していく。
46	一宮町	○			千葉県町村会を通して医療費助成の拡大を要望した。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国・県の動向を注視していく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	17	15	22	
	%	31.5	27.8	40.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【医療】3

No.	市町村名	6．WHOが推奨しているおたふくかぜについて、予防接種法による定期接種に追加すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント73
1	千葉市	○			
2	銚子市			○	現在、国で検討していると聞いている。
3	市川市			○	おたふくかぜの定期予防接種化について、国が検討しているため、改めて本市から要請の予定はありません。
4	船橋市			○	国で定期接種化に向けた検討が行われているため、国の動向を注視してまいります。 なお、令和2年4月1日より、平成31年4月2日以降に生まれた1歳児を対象に、おたふくかぜ任意予防接種事業を開始しました。市民税非課税世帯および生活保護世帯は接種費用を全額助成、それ以外は3,000円を助成しております。
5	館山市			○	国の動向を注視していきたいと考えています。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			H25年度から早期の定期接種化と財源確保について、国、県に要望している。 なお、ロタウイルスワクチンは令和2年10月1日から定期接種となる予定。
8	野田市			○	当該接種については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で継続して検討がされている。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市	○			定期外の予防接種については、定期化するよう国に要望しております。
11	佐倉市			○	2018年3月11日に予防接種推進専門協議会から定期接種化に関する要望書が提出され、国の部会において継続審議されております。
12	東金市			○	国の動向を見守りたい。
13	旭市			○	国の動向を見て対応する
14	習志野市		○		国が副反応の状況等に関する審議を進めているところであるため、国の動向を注視してまいります。また、国が定期接種化した際には、速やかに実施できるよう準備してまいります。
15	柏市		○		柏市としては補助制度を設けているため，定期化については国の動向を注視していきたいと考えています。
16	勝浦市			○	国の制度に基づき判断する。
17	市原市			○	厚生労働省所管の「厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会」等において、おたふくかぜの定期予防接種化について検討されているところではあります。今後の国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	国の定期接種化への動向を踏まえて、市として対応していきます。
19	八千代市		○		おたふくかぜの定期予防接種化につきましては，国の，予防接種・ワクチン分科会でも検討されていることから，今後も国の動向を注視してまいります。
20	我孫子市			○	おたふくかぜは、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において予防接種法による定期接種に追加することについて、現在検討中であるため動向を注視してまいります。従来より検討されていたロタウイルス感染症は、今年度10月より法定接種となっています。
21	鴨川市		○		市独自で実施するには難しいため予防接種の効果や安全性を考慮し、国の予防接種対策に準じたいと存じます。
22	鎌ヶ谷市			○	国の「予防接種に関する基本的な計画」の対象となっているワクチンであり、定期接種化について継続検討されております。
23	君津市			○	国の動向に準じて行っていく
24	富津市			○	副作用等改善され、高い安全性が確保された中で定期接種化の要望へつながると考えている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	定期接種への追加は副反応や効果、財源等の検証を国が十分行った上で実施すべきと考えます。
27	袖ケ浦市			○	予防接種法に基づき実施しているため、今後国の動向を注視していきます。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		関係法令及び国の指針に準じて実施していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	予防接種法に準じて対応します。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で継続して検討が続けられているため見守りたい。
35	山武市		○		
36	いすみ市			○	既に任意予防接種として無料で 実施している
37	酒々井町			○	定期接種の予防接種を実施します。国の動向を注視していきます。
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		定期接種化については、国の財政補助を要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町		○		現在、おたふくワクチンについては、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、ワクチンの安全性が審議されているため、審議内容を注視し、今後検討したい。
46	一宮町		○		国の動向を見ながら管内で協議する。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		町任意予防接種事業として実施している
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	3	19	32	
	%	5.6	35.2	59.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【医療】4

No.	市町村名	7. 妊産婦の医療費窓口負担の無料化を国の制度として創設すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント74
1	千葉市			○	厚生労働省の「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」において「妊産婦の健診や診療の評価等の在り方」が議論されていることから、その状況を注視してまいります。
2	銚子市		○		今後の状況による。
3	市川市			○	妊産婦医療費の無料化については、他のサービスの充実が図られていることから、国に要請する予定はございません。
4	船橋市			○	妊婦健診、産婦健診の全額公費助成化の要請は、現時点では考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視し、他制度への影響等を調査研究していきます。
8	野田市			○	国の動向を見て対応していきます。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	妊婦健診と違い、保険診療の適用となるため。
13	旭市			○	国の動向を見て対応する。
14	習志野市			○	妊産婦に対する保健・医療体制の在り方については、中央社会保険医療協議会で有識者を含め議論され、令和2年度より新たな制度を創設したところです。市として、妊産婦医療費負担について国に要望することは、検討していません。
15	柏市			○	引続き国・県の動向を注視して参ります。
16	勝浦市		○		
17	市原市		○		妊産婦の全ての保険医療費窓口負担の無料化に係る制度創設の要請については、他市の動向も注視しながら検討いたします。
18	流山市			○	要望について行う予定はありません。
19	八千代市			○	現在のところ国への要請等は検討していませんが，今後につきましては，県内市町村の状況や動向を注視してまいります。
20	我孫子市		○		妊産婦の医療費の無料化に関しては、医療制度に関わる広域的な問題であるため、機会を捉えて近隣市と連携していきます。
21	鴨川市			○	市独自で実施するには難しいため、必要に応じて検討し国の対策に準じたいと存じます。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国、県の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	県や他市町の動向を注視したい
24	富津市			○	既に厚生労働省が実施する妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会で話し合われているため、要請しない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国への要請は、考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市				現在、千葉県において、妊産婦の医療費窓口負担の助成を実施している自治体はありません。 県及び他自治体の動向を注視していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査14回分104,000円を助成している
35	山武市		○		
36	いすみ市			○	妊婦健診として助成はしている
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		国として制度化していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	Ⅰ≪1. 医療≫6. に同じ
46	一宮町		○		国の動向を見ながら管内で協議する。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	0	17	36	
	%	0.0	31.5	66.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【医療】5

No.	市町村名	8．難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント75
1	千葉市			○	臨床調査個人票（診断書）及び小児慢性特定疾病医療意見書の作成に関する公費助成は検討しておりません。
2	銚子市		○		新たな制度の創設などは市の財政再建後に検討する
3	市川市			○	申請窓口が県の保健所となるので、県で対応すべき事項と考えております。
4	船橋市			○	
5	館山市			○	
6	木更津市				該当課なし
7	松戸市			○	難病医療費助成については、千葉県の事業となるため、新規の手続きおよび更新の手続きで必要な診断書も県に提出となる。本市においては、その助成を受けている方に対して援護金を支給している。
8	野田市			○	国に対しても新たな要請を行うことは考えていない。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市			○	本市対応は№7で回答したとおりであり、国に対して要請を行うことは考えておりません。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	県の助成制度であり、それに付随する助成対象の拡大となるため、自治体ごとに対応するものではないと考えます。
13	旭市			○	市単独での実施は難しい。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	千葉県内でも公費助成をしている市町村は無く，現在のところ予定はしておりません。国において検討課題としていると聞いており，情報収集等して参ります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	指定難病医療費助成制度（小児慢性特定疾病医療費助成制度を含む）は、県の所管事務でありますことから、臨床調査個人票（医療意見書を含む）の作成費用に対し、本市が独自に助成制度を創設することについては予定しておりません。なお、他市町村の動向について注視してまいります。
18	流山市			○	県の制度として実施している事業であり、市として要望することは考えておりません。
19	八千代市			○	指定難病医療費助成制度は，国が定め，都道府県・指定都市が受付窓口の事業であること，また，本市におきましては，難病者援護金制度を実施していることから，国に対し，要請することは考えておりません。
20	我孫子市			○	市では難病についての事務を行っていないため、要望を上げることは困難です。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	他の制度を含め、診断書に係る費用は自己負担としている。特定疾患（難病及び小児慢性特定疾患等）患者に対しては、市独自に入院見舞金の制度を設けている。
24	富津市			○	難病医療費助成窓口が県であり、窓口が複数あると利用者にとって利用しづらい懸念があるため考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	難病医療費助成（小児慢性特定疾患）の医療費助成については、H28.11.17に千葉県に要望をしました。臨床調査個人票（診断書）の料金への公費助成について国への要請はしません。
27	袖ヶ浦市			○	診断書に対してということではありませんが、難病（小児慢性特定疾患を含む）の方には、通院や入院日数に応じて公費助成（見舞金支給）を行っています。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	当面は県の動向を注視していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	難病医療は県の指定になります。小児慢性疾患について市単独で保護者へ見舞金の助成を行っており、既に医療費助成が充実しています。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	県事業のため
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	都道府県・指定都市が実施する公費助成制度であり、実施主体が検討すべき事案であると考えます。
43	九十九里町			○	県が対応
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	Ⅰ≪1．医療≫7．に同じ
46	一宮町		○		国の動向を見ながら管内で協議する。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町				
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	県
54	鋸南町		○		
	県合計	0	9	43	
	%	0.0	16.7	79.6	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【自治体病院】1

No.	市町村名	9．公立病院を設置する自治体への地方交付税措置の見直し（①再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置を重点化する一方で、通常の新設、建て替え分を削減 ②交付税算定基礎を許可病床数から稼働病床数へ変更など）をやめ、自治体病院の健全な運営とその役割が果たせるよう引き続き地方交付税の拡充を図ること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント76
1	千葉市			○	
2	銚子市		○		医師確保が困難であるなど地域の実情に合わせた交付税措置があってもよいのではないかと考える。
3	市川市			○	市川市では、自治体病院を設置していないため、該当しない。
4	船橋市			○	
5	館山市				
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		地方交付税制度は総額との関係で、個別の事項を取り上げても全体としての効果は不明確であると思われるため、要請するかどうかを含め検討する。
8	野田市			○	野田市には自治体病院はありません。
9	茂原市		○		地方交付税の算定方法について機会が有れば要望していきます。
10	成田市		○		
11	佐倉市				該当なし
12	東金市			○	本制度の見直しは、病院の実態に沿った内容となっているものと考えます。 ※見直しの内容と実態とがかけ離れるような状況にならないよう、国による地方財政措置全般の動向等を注視していきます。
13	旭市			○	①再編・ネットワーク化は予定されていないため。②現行制度で特に問題ないため。
14	習志野市			○	本市では、病院を所有しておりません。
15	柏市			○	現時点で交付税算定上，柏市としては左記見直しについての影響はありません。病院事業について適切な財政需要を把握するほか，安定した経営基盤の強化に努めてまいります。
16	勝浦市			○	
17	市原市		○		本市には、千葉県循環器病センターがありますので、現行の医療体制に影響が及ぶようであれば検討してまいります。
18	流山市				
19	八千代市				本市に自治体病院はありません。
20	我孫子市			○	本市は自治体病院を運営しておりませんが、地域医療を支える医療体制の整備のために、公立病院等への財政支援等について広域的な問題として近隣市と連携していくことが必要と考えています。
21	鴨川市			○	医療機関のあり方は、地域の実情によるところが大きいことから、それらを踏まえた交付税の算定（建替えや運営など）が行われるよう要請を行った。
22	鎌ヶ谷市				公立病院がないため、無回答とします。
23	君津市		○		
24	富津市		○		他の君津地域三市と調整検討する。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	当市に該当施設はありません。
27	袖ケ浦市			○	国への要請は、考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市				本市には自治体病院はありません。
30	白井市				当市は自治体病院を有していないことから判断できません。
31	富里市				
32	南房総市				
33	匝瑳市	○			
34	香取市		○		香取おみがわ医療センターは、建て替えを終了し、許可病床と稼働病床も同数となっているため、国等の動向を注視してまいりたい。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町				
38	栄町				
39	神崎町				本町には自治体病院がありませんので回答を控えます
40	多古町		○		
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町		○		地域の実状及び将来の医療資源を考慮して、安定して医療が提供できる体制を維持していくためには地方交付税の拡充は必要だと考えられる。
46	一宮町		○		国の動向を見ながら管内で協議する。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		広域的に検討を行う。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町				
	県合計	1	1	1	
	%	1.9	1.9	1.9	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【自治体病院】2

No.	市町村名	10. 公立・公的424(後に440)病院に対する「再編・統合」の「再検証」要請を白紙撤回し、医療提供体制を後退させることのないようにすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント77
1	千葉市			○	
2	銚子市			○	ある程度の集約(再編・統合)は、安定的に医療を提供するためには必要と考える。
3	市川市			○	市川市内には、「再編・統合」の「再検証」を要請されている病院はない。
4	船橋市			○	
5	館山市				
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	松戸市立総合医療センター及び東松戸病院は「再編・統合」の対象外です。
8	野田市			○	野田市には自治体病院はありません。
9	茂原市			○	白紙撤回は難しいものと考えております。
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	公立病院改革の推進については、国の方針に沿って対応することが地域医療の確保と充実につながるものと考えます。 ※国の方針と地域医療の実態とがかけ離れるようなことにならないよう、国の動向等を注視していきます。
13	旭市			○	地方独立行政法人であるため。
14	習志野市			○	本市では、病院を所有しておりません。
15	柏市			○	「市立柏病院のあり方」に関する答申で示された同病院に期待される役割，将来像の実現に向けて，経営基盤の強化や医療体制の整備・充実を図ってまいります。
16	勝浦市				
17	市原市		○		本市には、千葉県循環器病センターがありますので、現行の医療体制に影響が及ぶようであれば検討してまいります。
18	流山市				
19	八千代市			○	本市に当該再検証の対象となる公立・公的病院がないことから，要請は考えておりません。
20	我孫子市			○	本市は自治体病院を運営しておりませんが、地域医療を支える医療体制の整備のために、広域的な問題として近隣市と連携していくことが必要と考えています。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市				公立病院がないため、無回答とします。
23	君津市		○		
24	富津市		○		医療提供体制の後退とならないよう、県、医師会及び他の君津地域三市と調整検討する。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	当市に該当施設はありません。
27	袖ケ浦市			○	国への要請は、考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市				本市には自治体病院はありません。
30	白井市				当市は自治体病院を有していないことから判断できません。
31	富里市				
32	南房総市				
33	匝瑳市		○		
34	香取市		○		香取おみがわ医療センターは、再検証要請対象医療機関とされていないため、国等の動向を注視してまいりたい。
35	山武市		○		
36	いすみ市			○	対象医療機関に該当しない
37	酒々井町				
38	栄町				
39	神崎町				本町には自治体病院がありませんので回答を控えます
40	多古町			○	
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町		○		地域の実状を考慮して医療提供を維持することが必要であり、統廃合や再編などによる医療提供の後退は避けるべきだと考えられる。
46	一宮町		○		国の動向を見ながら管内で協議する。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		広域的に検討を行う。
49	白子町			○	
50	長柄町				
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町				
	県合計	1	21	19	
	%	1.9	38.9	35.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】1

No.	市町村名	11. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営が悪化している介護事業所へ財政的な支援をすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント78
1	千葉市	○			大都市介護保険担当者長会議を通じて要望しています。
2	銚子市			○	今のところ、大きく経営悪化となった介護事業所はないものと考えている。
3	市川市			○	持続化給付金等の政策を試作しております。
4	船橋市	○			
5	館山市			○	実施されている
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		今後のコロナウイルスの状況を見ながら実施を検討する。
8	野田市		○		感染拡大による介護事業所の利用者の自粛状況や経営状況について、アンケートや聞き取りを行ったほか、介護報酬の毎月の推移を確認しており、引き続き介護事業所の実態把握に努めてまいります。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	国の方針等に基づき、適宜対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	地方創生臨時交付金にて既に対応している
13	旭市			○	制度化されている。
14	習志野市			○	持続化給付金や令和2年度第2次補正予算における各種支援があります。
15	柏市		○		
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	新形コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、感染対策にかかった経費を補助しております。
18	流山市			○	雇用調整助成金や報酬の取り扱い等で対応していただいていると考えます。
19	八千代市			○	国において，企業支援として，持続化給付金，雇用調整助成金，無利子無担保融資を行っていることから，国への要望は検討しておりません。
20	我孫子市			○	国により持続化給付金等の支援制度がある事から現時点では要請しません。
21	鴨川市			○	国が実施を予定している新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による「感染症対策の徹底支援」や「介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給」等の実施状況等を注視し、今後の対応を検討する。
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	
24	富津市			○	現状要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市		○		
27	袖ケ浦市			○	県において、介護事業所に対するサービス継続支援事業や感染症対策支援事業等を実施する予定となっていることから、現在のところ市として要請することはありません。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	既知のとおり国が実施することを公表しています。
31	富里市		○		
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	動向を注視していきます
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	市独自での実施は困難。
43	九十九里町		○		国として支援していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町		○		国の支援制度を見守っていきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	国において財政支援に関する交付金を制度化済
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				
	県合計	2	15	35	
	%	3.7	27.8	64.8	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】2

No.	市町村名	12. 介護事業所へマスクや衛生材料などの提供を国の責任で実施すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント76
1	千葉市			○	すでに実施されているため。
2	銚子市			○	緊急包括支援事業に含まれている
3	市川市		○		国からの情報提供や物資等の援助があれば、支援に協力しているところであります。
4	船橋市	○			
5	館山市			○	実施されている
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市			○	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための物資支援（マスク・フェイスシールド等の防護具）については、国が県を通して段階的に、各自治体へ備蓄用に配布するとしています。 このため、市が提供を受けた段階で、介護事業所への配布について適正に対応します。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	国の方針等に基づき、適宜対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	地方創生臨時交付金にて既に対応している
13	旭市			○	制度化されている。
14	習志野市			○	令和2年度第2次補正予算において、マスク等の購入など、感染症対策実施のためのかかり増し費用に対する助成があります。 マスクについては希望する事業所へ配布する旨が示されています。
15	柏市			○	既に実施済みです。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	定期的にマスクの配布を行っております。
18	流山市	○			令和2年4月に全国市長会として提供体制の確保について要望しています。
19	八千代市			○	手指用エタノールについては，事業所への優先購入の仕組みを国が構築しております。国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」により県が施設でクラスターが発生した際に対応する備蓄をすることとしています。また，県においては衛生用品等に関する事業を今後行うこととしております。
20	我孫子市			○	国により新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの有償による優先供給と布マスクが各事業所へ配布されが行われているため要請しません。
21	鴨川市			○	地方創生臨時交付金を活用し、介護保険事業所等へマスクや手指消毒薬品等を配布した
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	マスクが配布され、優先供給スキームが確立されるなど、様々な支援が行われていることから、今後も国の高校を注視していきたい。
24	富津市			○	現状要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市		○		
27	袖ケ浦市			○	県において、介護事業所に対するサービス継続支援事業や感染症対策支援事業等を実施する予定となっていることから、現在のところ市として要請することはありません。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	既知のとおり国が実施しています。
31	富里市	○			県を通じて意見や要望を行った。
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		必要な場合は、県や市長会を通じて要請していきます。
43	九十九里町		○		国として実施していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町	○			
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町		○		国の支援制度を見守っていきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	国において現在も実施中
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町				国事務
	県合計	6	12	34	
	%	11.1	22.2	63.0	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】3

No.	市町村名	13. 介護職員の処遇改善は介護報酬の加算ではなく、交付金で実施すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント79
1	千葉市			○	
2	銚子市			○	交付金は、介護職員の高い離職率や低い賃金水準などで人員不足が深刻化したことにより実施したもので、交付金（税金）で介護職員の給与の一部を負担することが適当ではないことも加算になった理由。
3	市川市			○	平成29年度の介護報酬改定において介護職員処遇掲園加算の拡充が図られていることから、交付金での実施は検討しておりません。
4	船橋市			○	介護職員の処遇改善については、国が主体となって進めていくべきであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国の動向を注視しながら、基準に沿って実施をしていきたいと思います。
8	野田市			○	介護職員の処遇改善については、処遇改善交付金制度（平成23年度廃止）に代わり、平成24年度から介護報酬の加算が創設されています。また、令和元年度の消費税増税に合わせ、介護職員等特定処遇改善加算が創設されさらなる処遇改善の仕組みが創設されています。よって、介護保険法を順守します。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	現在の枠組みの中で、適宜対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市		○		介護職員の処遇改善は必須と考えるため，加算にこだわらず実施されるよう，引き続き国に要望してまいります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	国は処遇改善加算を交付金から介護報酬の加算に変更しました。今年度は消費税増税に伴いさらなる充実が図られました。
18	流山市			○	制度の安定維持のため養成する予定はありません。
19	八千代市			○	介護従業者の処遇改善のために実効性のある対策を講じることを，全国市長会が令和2年6月に全国会議員及び関係府省等へ要請していることから，交付金で実施することを国に要請する考えはございません
20	我孫子市			○	受益者負担の考えから要請しません。
21	鴨川市			○	介護保険の報酬から確実に介護職員の給料に上乗せできる制度として創設されたため考えていません。
22	鎌ヶ谷市	○			市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しております。
23	君津市			○	介護職員処遇改善加算の拡充がされ、介護職員等特定処遇改善加算が創設されていることなどから、今後も国の動向を注視していきたい。
24	富津市			○	現状要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	加算については、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものであり、さらに令和元年度10月より新たに介護職員等特定処遇改善加算が創設されたことにより、介護職員の賃金改善が進められていると考えております。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	サービス提供実績に対する報酬として位置付けることが合理です。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	動向を注視していきます
35	山武市			○	国の動向を注視します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	市独自で対応できるものではない
43	九十九里町		○		国として実施していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	1	3	49	
	%	1.9	5.6	90.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】4

No.	市町村名	14. 介護保険財政の公費負担割合を引き上げること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント80
1	千葉市	○			大都市介護保険担当課長会議において、国負担の引き上げについて要請しております。
2	銚子市			○	介護保険制度は、給付と負担の関係を明確にするために社会保険方式としている。保険料が過大とならないように一定(50%)の公費負担があるが、これ以上の公費負担の増額は給付の負担との関係から適切ではない。
3	市川市	○			国へ要望しました。
4	船橋市	○			令和2年6月3日付、第90回全国市長会議決定重点提言において要望しております。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市			○	国費負担割合を引き上げることについては、県市長会に対して国に要望していただくよう要望しました。
9	茂原市	○			県市長会を通して昨年度も要望しております。
10	成田市		○		社会保障に対する負担が増加しており、負担が困難となっている高齢者が増えていることから、国の社会保障制度改革の動向に注視した上で、要望を検討していきたいと考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			市の負担が増加し続けているためです。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	公費負担を引き上げることは、本市の財政に与える影響も大きいことから、現状では困難であると考えます。
18	流山市	○			令和2年度全国市長会として被保険者の保険料負担が過重とならないよう国費負担割合の引き上げを要望しています。
19	八千代市	○			国庫負担割合を引き上げることを，全国市長会が令和2年6月に全国会議員及び関係府省等へ要請しています。
20	我孫子市			○	介護保険制度の趣旨を鑑み要請はしません。
21	鴨川市			○	公費につきましては、国、県が関係していることから、引き上げについては難しいと考えます。
22	鎌ヶ谷市	○			市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しております。
23	君津市			○	公費による低所得者への保険料軽減も拡充されていることから、今後も国の動向を注視していきたい。
24	富津市	○			
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度であり、高齢者が増加する中で制度を維持していくためには、被保険者についても応分の負担が必要と考えます。そのような状況の中で、被保険者には過度の負担とならないよう所得に応じた保険料を設定しており、かつ保険料体系も定期的に見直しがされていることから、公費負担割合引き上げの要望は考えておりません。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市		○		社会保障一体改革の中で、国の負担割合を引き上げていただけるよう機会があれば検討していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	動向を注視していきます
35	山武市			○	国の動向を注視します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		国として実施していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町	○			平成25年度に要請。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町		○		
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	15	6	32	
	%	27.8	11.1	59.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】5

No.	市町村名	15. 特別養護老人ホームの整備のための国の補助金を復活すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント81
1	千葉市			○	
2	銚子市			○	県の老人福祉施設整備補助金を活用
3	市川市		○		本市の特別養護老人ホームの整備については、市の補助金の他、県の補助金を活用しております。
4	船橋市			○	市補助金で対応しているため
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	特別養護老人ホームの施設整備については、県及び市の補助事業となっています。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	現在の枠組みの中で、適宜対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	県からの補助制度があることから、国への要請は考えておりません。
15	柏市			○	市単独補助を実施しています。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	特別養護老人ホーム施設整備補助金は県が主体となって交付しております。
18	流山市			○	県の補助金を活用しています
19	八千代市			○	広域型（定員30人以上）は県費補助金，地域密着型（定員29人以下）は千葉県介護施設等整備事業交付金により施設整備費に対する補助があることから，要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	国の財源を活用し県が基金を設立した中で補助金交付を行っているため、要請しません。
21	鴨川市		○		財源には限りがあり、また他の補助金との整合性もあるため、国の動向と方針を注視していきます。県補助事業とそれ以外の予防と生活支援拠点の整備を望みます。
22	鎌ヶ谷市	○			市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しております。
23	君津市			○	地域医療介護総合確保基金による補助金制度が創設されている。
24	富津市			○	特別養護老人ホームの整備を考えていないため、要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	公的介護施設については計画的に整備していくことが必要であり、介護保険事業計画に適合するものについては現在も補助制度があることから、国への要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	特別養護老人ホームの設置予定がないことから、要請しません。
31	富里市		○		
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	動向を注視していきます
35	山武市			○	千葉県の補助事業になっています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	国交付金を活用した県の補助あり。
43	九十九里町		○		国として実施していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町	○			
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町	○			実質、国からの支出はある。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	
	県合計	3	8	42	
	%	5.6	14.8	77.8	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】6

No.	市町村名	16. 補足給付の対象から外れる入所者について、施設入所が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、国として必要な対策を講じること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント82
1	千葉市	○			昨年度大都市民生主管局長会議において、低所得者の利用料等（居住費等の負担を含む）については、その所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど、国において必要な措置を講ずるよう要請いたしました。
2	銚子市			○	所得及び資産の状況等をしん酌したものであり、補足給付の対象から外れたことで施設入所が継続できなくなるとは考えにくい。
3	市川市	○			国へ要望しました。
4	船橋市			○	補足給付の対象については、国において適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を高めるために国が示した基準で見直しが行われているので、今後の国の動向を注視してまいります。
8	野田市			○	国により、負担増の激変緩和の配慮措置として、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設定するよう公益社団法人全国老人福祉施設協議会などの関係団体に対して協力依頼しております。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	保険給付費が高騰しており負担能力に合わせたご負担をお願いすることは、制度を維持する上で、必要なことであると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	補足給付は，低所得の方を対象としているためです。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	預貯金等の負担能力がある場合には、補足給付の対象外とし、一定の公平性を確保するために改正されたものと理解しております。
18	流山市	○			令和2年度全国市長会として保険料や利用料の軽減策について財政措置を含め抜本的な見直しを行うこと、認知症対応型共同生活介護について補足給付の対象とすることを要望しています。
19	八千代市			○	介護保険法施行規則第83条の5第4号に規定する要件に該当しない市民税課税世帯であれば，ご負担いただくことが可能な費用と考えていますことから，国に要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	制度改正の趣旨に鑑み、現在は対策をとる予定はありません。
21	鴨川市			○	補足給付の対象につきましては、国の制度の基づき、「激変緩和による配慮措置」を行います。
22	鎌ヶ谷市	○			市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しております。
23	君津市			○	本制度は、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、費用負担の公平性を図るためのものと認識している。
24	富津市	○			
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度であり、制度を維持していくためには、負担の公平化を図ることが必要です。補足給付見直しは、負担の公平化を図るための措置として実施されたものと理解していますので、国に対する要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	補足給付の制度改正は、資産のある者に対する変更であり、今後の状況把握に努めていきます。
31	富里市		○		
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	既存の制度で一定の配慮がなされています。在宅で生活をしている方との公平性を保つためにも、やむを得ないものと考えます。
43	九十九里町		○		国として実施していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町			○	食費や居住費について在宅で生活している人との公平性を踏まえ検討しない。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				該当なし
	県合計	5	5	42	
	%	9.3	9.3	77.8	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】7

No.	市町村名	17. 補足給付の資産要件導入や2割負担、3割負担の導入によって生じている問題点、利用者、家族の抱えている困難を伝え、制度の改善を要請すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント83
1	千葉市	○			昨年度大都市民生主管局長会議において、低所得者の利用料等(居住費等の負担を含む)については、その所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど、国において必要な措置を講ずるよう要請いたしました。
2	銚子市			○	介護保険制度の持続や高齢者世代内での負担の公平性の観点からやむを得ないと考える。
3	市川市	○			国へ要望しました。
4	船橋市			○	補足給付の資産要件導入や2割負担、3割負担導入については、国において適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を高めるために国が示した基準で見直しが行われているので、今後の国の動向を注視してまいります。
8	野田市			○	利用者の負担能力に応じた介護保険制度であるため、介護保険法を順守します。
9	茂原市		○		今後の利用者等の動向を踏まえ必要に応じて対応してまいります。
10	成田市		○		負担能力に合わせたご負担をお願いすることは、制度を維持する上で、必要なことでありますが、改善すべき制度上の問題点等がある場合は、改善を要請したいと考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	資産要件は，単身で1,000万円，夫婦で2,000万円以下となっていること，2割及び3割負担者についても一定以上の収入がある方を対象としているため，制度の改善要請は考えておりません。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	介護需要の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続可能なものとするため、見直しが行われたと考えております。
18	流山市			○	介護保険制度維持のため一定以上の所得や資産のある方に負担を求めるのは制度維持のためにやむを得ないものと考えます。
19	八千代市			○	夫婦で2千万円(配偶者がいない場合は1千万円)以上の流動性の高い資産を所有する者が補足給付の対象外となること，及び一定以上の所得のある者が2割又は3割負担となることは，介護保険制度の持続可能性を高め，負担能力に応じた負担を求めるという観点から，やむを得ないものと考えていることから，国に要請する考えはございません。
20	我孫子市				制度改正の趣旨に鑑み、現在は要請する予定はないが、制度改正による影響を把握します。
21	鴨川市			○	担当課としても、利用者の経済的負担、身体的負担等、介護者の抱えている心配事についても多様化していますので、福祉総合相談センターの専門職と連携を図り、生活支援にも力を入れていきます。
22	鎌ヶ谷市	○			市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しております。
23	君津市			○	本制度は、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、費用負担の公平性を図るためのものと認識している。
24	富津市			○	現状要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度であり、高齢者が増加する中で制度を維持していくためには、被保険者についても応分の負担が必要と考えます。このようなことから要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	制度の維持のため、必要な措置と判断しています。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		必要な場合には、県や市長会を通じて要請していきます。
43	九十九里町		○		国として制度化していただけるよう要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村		○		実態を把握してから検討する。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	3	9	40	
	%	5.6	16.7	74.1	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【介護保険】8

No.	市町村名	18. 国が定める評価指標による自治体への保険者機能強化推進交付金によるインセンティブを付与することを行わないよう要請すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント84
1	千葉市			○	「保険者機能強化推進交付金」は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組みを支援するために創設されたものであることから、様々な取組みを実施するよう努めてまいります。
2	銚子市			○	保険者機能強化による自立支援・重度化防止の取組が、地域課題の問題意識を高め、地域特性に応じた取組につながることが期待される。
3	市川市			○	高齢者が増加している中、介護保険制度の持続可能性を高めるために、要介護状態となることを予防するための事業を充実していくことが必要であることから、必要な制度であると考えます。
4	船橋市			○	保険者機能強化推進交付金によるインセンティブが付与されることで高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みが推進すると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	自治体の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金のため、順守します
9	茂原市			○	
10	成田市			○	市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されてたものであり、地域の特性に応じた取組の推進に資するものであると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	その予定はありません。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	国が自治体の自立支援・重度化防止等の取組を支援するものであり、保険者が評価指標による自己点検を行うことにより、地域包括ケアシステムの推進につながると理解しております。
18	流山市	○			令和2年度全国市長会として自治体の取り組みが評価されるよう地域の実情を反映した評価方法とするよう要望しています。
19	八千代市			○	保険者が地域の課題を分析して，高齢者の自立支援，重度化防止に取り組むことを推進するために制度化されたものであり，今後，国においても指標の見直し等，本制度の有効性について議論されるものと考えられますので，国へ要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	適正なサービス利用を実施する必要があるため。
21	鴨川市			○	今後内容について確認してまいります。
22	鎌ヶ谷市	○			市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しております。
23	君津市			○	本交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止及び保険者機能の強化に向けて創設されたものと認識している。
24	富津市			○	現状要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	財政的インセンティブ付与の規定整備については、自立支援や重度化防止等の取組を推進することを目的としたものであり、各種事業達成状況について、客観的な指標を設定して評価することとされています。指標の設定については、適正なサービス利用の阻害につながらないことが前提であると示されており、国に対する要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	交付金が高齢者福祉事業など被保険者のために活用されています。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市				必要な場合には、県や市長会を通じて要請していきます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	2	4	46	
	%	3.7	7.4	85.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【介護保険】9

No.	市町村名	19. 生活援助の訪問回数が多いケアプランの事前提出や地域ケア会議での検証の実施をしないこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント85
1	千葉市			○	よりよいプラン作成に向けた検証の場を設ける趣旨であり、利用制限のために実施するものではないため。
2	銚子市			○	利用者の自立支援・重度化防止の観点からより良いサービスを提供することを目的としているため、検証は必要と考える。
3	市川市			○	ケアプランの提出で状況等の確認を行っている
4	船橋市			○	国での議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から実施されるものであり、国に対し要請する考えはありません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	今後も国の動向を注視しながら、基準に沿って実施をしていきたいと思います。
8	野田市			○	居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助型）をケアプランに位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由をケアプランに記載するとともに、ケアプランを市町村に届け出ることが義務付けられましたが、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、生活援助型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではないため、実施するものです。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	利用者の自立支援に資するため、ケアマネジャーに加え、多職種による検証を行う意義があると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	地域ケア会議では，利用者は様々な事情を抱えていることを踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、介護支援専門員の視点だけではなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の再検討を促すものです。生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではありません。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村への届出が義務付けられたものであり、利用者の自立支援にとってより良いサービスにつながるものと認識しております。
18	流山市	○			法の趣旨に基づき対応しています。
19	八千代市			○	生活援助の訪問回数が多いケアプランを提出させ，地域ケア会議等において検証することは，利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から必要であるため，国への要請は考えてございません。
20	我孫子市			○	サービス利用を実施する必要があるため。
21	鴨川市			○	介護保険の適正化を目的とする制度であることから、今後の制度運営について注視していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	本件は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、必要に応じてケアプランの是正を促していくことが適当との趣旨から制度化されたものと認識している。
24	富津市			○	現状要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、状況に合った適切なサービスが提供されていることが重要であり、ケアプランの確認は必要であると考えております。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	必要性があり、実施しています。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		必要な場合には、県や市長会を通じて要請していきます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	国の制度に従う。
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であるため。検証は必要であると考える。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	1	2	50	
	%	1.9	3.7	92.6	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】1

No.	市町村名	20．国民健康保険制度は憲法25条に基づく皆保険制度であり、被用者保険制度と格差のない平等の制度への改善を求めること。そのための財源として全国知事会が要望している「公費の1兆円の投入」を早期に実現すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント86
1	千葉市			○	他の医療保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、抜本的な制度改革を実現することを指定都市国保・年金主管課長会議において要望しているところです。 公費の拡充につきましては、国民健康保険制度改革により、毎年3,400億円の財政支援が行われ、財政基盤の強化が図られているほか、令和2年度には予防・健康づくりを推進するため、保険者努力支援制度が500億円が拡充されておりますが、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が必要であると認識しております。本市としても、他政令指定都市と連携して、国に対し、引き続き、公費拡充の要望をしてまいります。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、要望している。
3	市川市	○			国保制度改善強化全国大会(主催団体に全国知事会も入っている)に参加し要望を行っている。
4	船橋市	○			全国知事会、市長会を通じて財政基盤の充実・強化について要望しております。
5	館山市			○	すでに全国知事会が要望している。今後の広域化の動向を確認していく。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			医療費の増加に耐え得る財政基盤の確立を図るため、全国知事会を通じて県から国に対し要請をしていると聞き及んでおります。本市においては、県に対して公費拡充を求める要請をしております。
8	野田市			○	国民健康保険制度への公費投入の更なる拡充については、全国市長会が「国民健康保険制度等に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市	○			1兆円ではありませんが、公費の拡充について全国市長会通じて要望しております。
10	成田市	○			全国市長会などを通じて国庫負担の引上げなどを要望しております。
11	佐倉市	○			全国市長会を通じて要望しております。
12	東金市			○	全国知事会等の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	全国市長会等を通じて財政支援の拡充を要望しています。
15	柏市		○		国の動向を注視してまいります。
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市	○			財政支援の拡充については、全国知事会や全国市長会を含めた関係団体の関係者で開催されました「国保制度改善強化全国大会」において要望が採択され、本市も千葉県国民健康保険団体連合会千葉支部を通じて要請を行っております。
18	流山市	○			国民健康保険制度の安定的な運営のために、必要な財政措置を確実に講じるよう要望していきたいと考えています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市	○			市としても保険料の負担増とならないように、更なる公費の拡充を市長会等を通して要望していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	市長会等から要請するため、市単独では要請しません。
22	鎌ヶ谷市			○	公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を全国市長会で要望しております。
23	君津市	○			財政支援の拡充については、全国市長会を通して要望しております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			将来にわたって持続可能な制度として維持していくため、また、今般の国保制度改革が実効あるものとなるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するなど財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図るため、全国市長会などを通じて引き続き国に対し要望してまいります。
28	八街市			○	全国市長会等を通じて要望しております。
29	印西市			○	財政基盤の強化について全国市長会等で要望しているため。
30	白井市			○	平成30年度から県が国保財政運営の責任主体となり、財政基盤の充実・強化が図られているところですが、国の状況を注視していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			市長会、知事会を通じて要望。
35	山武市			○	国と県に財政的責任があると認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	全国知事会の動向を注視していきます。
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	15	13	25	
	%	27.8	24.1	46.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】2

No.	市町村名	21. すべての加入者が病気やケガ、出産時の休業補償として「傷病手当」「出産手当」を受けられるようにすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント87
1	千葉市			○	休業補償は保険者が個々の事情に応じて任意に行うことができることとされており、一律に法定給付化するよう求めることは考えておりません。
2	銚子市			○	「傷病手当」「出産手当」は任意給付とされており、本市では新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金以外の給付を行っていない。
3	市川市			○	「傷病手当」「出産手当」ともに医療費ではないため。
4	船橋市			○	現時点では考えておりません。
5	館山市			○	国保制度の性格上難しいと考える。全国的にも行っていない。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視しながら調査研究を行っていきます。
8	野田市			○	保険給付が増えることは、被保険者の国民健康保険料負担をさらに増やすことにつながることから、要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市			○	国等における本制度への取り組みを注視してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国保の被保険者の性質上、休業補償はそぐわないと考えます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	傷病手当金等については国保財政の状況等を考慮し国において検討すべき内容と考えます。
15	柏市			○	被保険者の就業形態が多種多様であり疾病に伴う収入減少や労務不能の判定が不明確なケースが多いことや厳しい財政状況のなか，更なる保険料への財政負担は厳しいと考えます。
16	勝浦市			○	財源の担保がないため、要請はしない。
17	市原市			○	医療費が年々増加している中で、保険給付と保険料負担を検討する必要があることから、今後の国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	出産手当等の支給は困難ですが、現行の保険給付等で対応していきます。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	傷病手当金の任意給付については、一般会計繰入金と国保財政の状況のバランスを考慮すると即時対応は難しいと考えます。なお、広域化による事務の運用の統一化が求められている点からも国・県の動向に注視していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	国の方針に従います。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	新たな給付は更なる財政負担を招くものと考えます。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	財政上余裕がある場合に支給される任意給付であり、現時点においては、任意給付として支給することは考えておりません。
28	八街市			○	傷病手当金等においては任意給付となるため、現状の国保財政状況では支給は困難である。 新型コロナウイルス感染症における傷病手当金については、国からの指針に基づき実施する。
29	印西市			○	実施するための財源根拠がない。
30	白井市			○	休業補償としての出産手当の給付については、国保財政の状況を考慮すると困難と思われますが、国の動向を注視していきます。傷病手当の給付については、白井市国民健康保険条例の支給基準に基づき支給を行います。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	税負担の公平性や他の加入者の負担増となることなど慎重な取り扱いが求められます。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		コロナに対する傷病手当は実施済み
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国保財政上は厳しいが、今後国の動向を注視していきます。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	財源確保等の問題あり。国の動向に注視していきます。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		町の財政状況を勘案しながら、国の制度の推移を注視していく。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守る。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	1	8	45	
	%	1.9	14.8	83.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】3

No.	市町村名	22. 国保料(税)を応能負担にするため、均等割、平等割は廃止すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント88
1	千葉市			○	全ての被保険者が保険料を負担することが、国民皆保険を維持する上で、不可欠であり、その構成には応益割も必要と考えております。
2	銚子市			○	法令、条例に基づき算定する。
3	市川市			○	自営業者や被用者保険未加入の給与所得者等に過度な応能負担を求めることになり、被保険者間の負担公平性を損ねること、誰でも保険給付を受けられるためにも、被保険者全体で制度を支えるため応益割(均等割、平等割)継続は必要不可欠であり、応益割廃止を要望する考えはありません。
4	船橋市			○	一昨年度から都道府県ごとに所得水準から応能・応益の割合を決定することになりました。応能負担を原則とすることは考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	保険料の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることが被保険者全体で制度を支えるという観点から必要です。また、被保険者間の負担の公平性を確保するためにも必要であることから、応能負担とすることや均等割と平等割を廃止することは考えておりません。
8	野田市			○	保険料については、被保険者全体で制度を支えるという観点から、負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることが重要であると考えております。
9	茂原市			○	
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国民健康保険税は、不均一で偶発的な保険事故に対しての、いわゆる保険救済のために充てられるものであり、受益に対する負担が当然考慮されなければならず、このような見地から、応能原則と応益原則の二本立てで算定する方式が取られています。このことから応益部分にあたる均等割と平等割を廃止することは難しいと考えます。ただし、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度を創設すること」を全国市長会を通して要請しているところです。
13	旭市			○	法令により保険税は応能割と応益割で構成する旨定められているため。
14	習志野市			○	国保財政の状況等を考慮し国において検討すべき内容と考えます。
15	柏市			○	保険料は経済的負担能力に応じて賦課されるべきものであることは理解していますが，応能割のみとした場合，中間所得者層に対する負担が重くなることから，応能割と応益割のバランスを取りながら保険料の算定を行ってまいります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	国民健康保険の加入者については、会社員などが加入する被用者保険とは異なり、所得の把握が難しいことや、応能負担だけでは一部の人の負担が重くなりすぎる恐れも考えられることから、今後の国民健康保険制度の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	応能負担、応益負担については適正に配分していきます。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		当市では、現状すでに応能負担の割合が60%を超えています。今後の賦課割合については標準保険料の結果を見ながら検討していきます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	地方税法に基づくものと考えます。
24	富津市			○	地方税法第703条の4の規定により、応能割、応益割の両方で課税することとなっている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	負担の公平性を確保しながら、将来にわたって安定的な国保財政運営を図る必要があると考えており、均等割、平等割を廃止し応能負担を原則とする考えはありません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	保険税の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが公平性の観点から必要であると考えています。今後も応能割と応益割で賦課徴収を行っていきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	財源確保等の問題があり、国の動向を注視していきます。
35	山武市			○	被保険者所得等状況に応じて応益分を軽減するなど適切に対応している。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	保険税の賦課は、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスが重要と考えるから。
42	大網白里市			○	厚生労働省のガイドラインで示されている構成割合を基本としています。
43	九十九里町			○	国の法改正が必要と思われる。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守る。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	0	8	46	
	%	0.0	14.8	85.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】4

No.	市町村名	23. 18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント89
1	千葉市	○			政令指定都市国保・年金主管課長会議などを通じて国に対して要請しております。
2	銚子市	○			全国市長会を通じ、国に対し要請しており、国の動向を注視していく。
3	市川市			○	低所得者に対し、所得及び加入者数に応じて均等割額・平等割額の7割、5割もしくは2割を軽減する制度が設けられているので、18歳未満の子どもに係る均等割額の減免を要望する考えはありません。
4	船橋市	○			千葉県市長会を通じ、関係府省に要望しております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視しながら調査研究を行っていまいります。
8	野田市	○			国と地方が協議する国保基盤強化協議会において、18歳以下の子どもへの均等割に係る軽減措置の導入について議論が行われております。野田市としては、国の責任において制度化されるよう、全国市長会を通して要望しているところです。
9	茂原市	○			全国市長会を通じて要望しております。
10	成田市	○			全国市長会を通じて子どもに係る均等割を軽減する支援制度創設を要望しています。
11	佐倉市	○			全国市長会を通じて要望しております。
12	東金市	○			全国市長会を通じて「子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度を創設すること」を要請しています。
13	旭市			○	法令に基づく減免・減額制度以外では納税相談等により個別に対応している。
14	習志野市	○			全国市長会等を通じて要望しています。
15	柏市	○			子どもの均等割額の減免措置を柏市独自で行うことについては，財源を他の加入者の保険料に求めることなどを考慮すると慎重にならざるを得ません。一方で，子育て支援の拡充は我が国全体の課題であることから，全国市長会などを通じて国への要望活動を行ってまいります。
16	勝浦市	○			子どもの均等割軽減措置導入については国への要望事項として他自治体からも要求があり、国の動向を注視し適正に対応したい。
17	市原市	○			子どもに係る均等割保険料の軽減につきましては、全国知事会や全国市長会から国に要請しております。また、令和元年度に開催されました「国保制度改善強化全国大会」においては、要望が採択されたところです。
18	流山市			○	保険料の減免については、現行のとおり実施していきます。
19	八千代市	○			
20	我孫子市		○		地方単独医療費助成については、国庫補助金等による保険者の負担軽減は必要であると考えます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	子どもに係る均等割保険料の軽減について全国市長会で要望しております。
23	君津市	○			全国市長会を通して要望しております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	年齢等に着目した保険税の減免については、医療制度改革の状況等を踏まえた上で、その実施について、国の動向を注視したいと考えております。なお、子どもの保険税均等割額の軽減については、全国市長会などを通じ支援制度の創設について要望を行っております。
28	八街市			○	全国市長会等を通じて要望しております。
29	印西市			○	全国市長会等で要望している事項であるため。
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源確保等の問題があり、国の動向を注視していきます。
35	山武市			○	国の対応を注視する。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	国の動向を注視し、制度に従って対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		近隣市町の動向を踏まえつつ、減免による町財源への影響を考慮し検討する。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			国庫負担・補助金増額の際に総括的に求めているが、具体的な事項として今後要請していく。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守る。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	18	8	27	
	%	33.3	14.8	50.0	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】5

No.	市町村名	24. 地方単独医療費助成に伴う国庫負担金減額措置を廃止すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント90
1	千葉市	○			いわゆる地単カットの廃止については、指定都市国保・年金主管課長会議などを通じて国に対して要請しております。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、要望している。
3	市川市			○	今後も、県及び他市の動向を注視はしていきます。
4	船橋市			○	全国市長会を通じて、減額措置の廃止を要望しております。
5	館山市		○		
6	木更津市	○			県や市長会を通じて要望している。
7	松戸市			○	平成30年4月1日から未就学児までの医療助成にかかる減額調整措置は廃止となりました。
8	野田市			○	地方単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額措置については、すでに廃止された未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置だけでなく、すべての地方単独事業実施に係る減額措置を廃止するよう、全国市長会が「国民健康保険制度等に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市	○			全国市長会を通じて要望しております。
10	成田市	○			子ども医療費助成に伴う減額措置については、全国市長会を通じて廃止を要望しています。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			全国市長会から国へ要請しています。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市	○			全国市長会等を通じて要望しています。
15	柏市		○		国の動向を注視してまいります。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			
18	流山市	○			減額措置の廃止について、引き続き要望していきたいと考えています。
19	八千代市	○			
20	我孫子市		○		地方単独医療費助成については、国庫補助金等による保険者の負担軽減は必要であると考えます。
21	鴨川市			○	市長会等から要請するため、市単独では要請しません。
22	鎌ヶ谷市			○	全国市長会で要望しております。
23	君津市	○			全国市長会を通して要望しております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			医療制度改革の状況等を見守りながら、国の動向を注視したいと考えております。
28	八街市			○	
29	印西市			○	全国市長会等で要望している事項であるため。
30	白井市			○	一部の減額措置が廃止となっており、引き続き国の動向を注視していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			市長会、知事会を通じて要望。
35	山武市			○	療養給付費等負担金に関しては、国・県からの通知に基づき処理しており、地単事業の財源構成に関しては県の指示に従っている。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	市長会と町村会などがすでに要請し、検討に入っています。なお、減額措置の一部は廃止されています。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	国・県の動向を注視していきます。
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		市長会、町村会で要請していると聞いており、今後の国等の動向に注視していきたい。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			国庫負担・補助金増額の際に総括的に求めているが、具体的な事項として今後要請していく。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	18	13	22	
	%	33.3	24.1	40.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】6

No.	市町村名	25. 保険者努力支援制度は、社会保障制度としての国保制度に基づき、医療費抑制や徴収の強化にはならないよう見直すこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント91
1	千葉市			○	保険者努力支援制度は、保険者としての努力を行う自治体に対し、適正かつ客観的な指標に基づき交付金を交付することで国民健康保険の財政基盤を強化するものです。評価指標の中では、短期保険証交付時に納付相談の機会を設ける方針か、資格証明書は特別な事情の有無を確認したうえで交付する方針か、などといった項目もあり、保険者の適正な取組を評価するものとなっております。
2	銚子市			○	国の制度に従って対応する。
3	市川市			○	今後も、県及び他市の動向を注視はしていきます。
4	船橋市			○	保険者努力支援制度の評価項目については、国において全国の状況をみながら適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	制度については、毎年国が検討し改善を図っている。今後の動向を見たい。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国から示される評価指標に基づき、事業を実施してまいります。
8	野田市			○	保険者努力支援制度は、被保険者の健康づくり、医療費適正化や保健事業等に対する取組を評価し、基準を達成した保険者に対して国庫補助金を交付する制度であり、国保の財政基盤強化のために、積極的に取り組む必要があると考えます。
9	茂原市			○	国が示す評価指標に基づき事業を実施します。
10	成田市		○		周辺自治体と連携を取りながら、適切に対応してまいりたいと考えます。
11	佐倉市		○		
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	保険料負担を抑制するためにも、医療費の適正化と収納率の向上が必要です。
15	柏市		○		保険者努力支援制度は，医療費の適正化等の課題に対し積極的な取組を行い財政基盤を強化することが目的です。今後も適正な保険制度の運営を目指してまいります。
16	勝浦市		○		今後国に対して要望を行う事とする。
17	市原市			○	千葉県国民健康保険運営方針に、保険料収納率の向上に努めることとされており、本市においても負担の公平性の観点等から収納率の向上に努めているところですので、保険料の収納について保険者努力支援制度で評価していただきたいと考えております。なお、徴収につきましては、被保険者の個々の実情を十分に勘案して、適切な取り扱いを行ってまいります。
18	流山市			○	引き続き国の実施基準に基づき交付申請し、適正な国民健康保険制度の運営に努めてまいります。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		地方団体のモラルハザードを防ぐため、保険者努力支援制度は必要なものと受け止めています。ただし、その内容や実施方法については熟慮のうえで行っていただきたいと思います。
21	鴨川市			○	国の方針に従います。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	保険者努力支援制度の成果指標は、毎年国において見直しが行われているため、今後もその動向を注視してまいります。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市	○			国のインセンティブ改革では、国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受動行動をとること等を目指すとされており、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要とされております。
28	八街市			○	
29	印西市			○	国の動向を注視していきます。
30	白井市			○	制度の持続性と公平性の観点から、医療費の適正化と徴収率の向上に努めていきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	国保制度の健全運営のために実施する事業への評価と考えている。
35	山武市			○	国の努力者支援制度の評価指標に基づき、国保運営するよう努めている。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国の動向を注視し、制度に従って対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	国から示される評価指標に基づき、事業を実施する。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		被保険者の健康増進・病気予防を基本とし、特定健診や健康教室等で健康面での意識改革を図りながら進めていきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		医療費の適正化が目的であり、抑制をかけることではないと考えられる
	県合計	2	16	36	
	%	3.7	29.6	66.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】7

No.	市町村名	26. 自治体の自治権を尊重し、統一保険料の強要は行わないこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント92
1	千葉市			○	現段階では市町村ごとの医療費水準などのバラつきがあるため、保険料の統一はすぐには困難であること考えております。 将来的な保険料水準については県を中心として引き続き検討を進めてまいります。
2	銚子市			○	2018年度から国保広域化制度が始まったばかりで、制度がよりよいものになるように国の動向を注視していく。
3	市川市			○	県内での保険料格差もあるが、県の今後の運営方針を注視していきます。
4	船橋市			○	保険料水準の統一については、千葉県国保運営方針の見直しに当たり、県と市町村との間で議論を深めていくものと認識しております。
5	館山市			○	統一保険料の方が被保険者にとっては不公平がないと考える。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国民健康保険制度の詳細な設計にかかわる事柄は、本来、国が責任を持って対応すべきものと考えているため、国・県の動向を注視してまいります。国民健康保険制度の詳細な設計にかかわる事柄は、本来、国が責任を持って対応すべきものと考えているため、国・県の動向を注視してまいります。
8	野田市			○	保険料負担の公平性の観点から、県内市町村の保険料水準の統一化が必要であると考えております。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	国等における今後の動向を注視してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国、県の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	国として検討すべきものと考えます。
15	柏市			○	統一保険料の導入により，財政状況の良し悪しによる保険料と医療給付の公平性が保たれると考えます。
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市			○	保険料水準の統一につきましては、国からは都道府県単位での統一を目指すとされており、千葉県国民健康保険運営方針の中で引き続き検討とされていくことから、県の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	「千葉県国民健康保険運営方針」基づき、適正な保険料水準設定となるよう努めてまいります。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	広域化に伴い、将来的には統一保険料は必要になると考えます。国・県の動向を注視していきます。
21	鴨川市			○	国の方針に従います。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	保険料の統一については、県において慎重に検討が行われているところであり、その動向を注視してまいります。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市			○	県での検討に注視していきます。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	財源確保等の問題があり、国の動向を注視していきます。
35	山武市			○	保険料率については、県の運営方針に基づき作業部会で議論されているが、強要の意思はないものと認識している。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国保財政運営の責任主体である県の国保運営方針に従います。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		県の動向を注視しつつ、検討する。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	受ける医療は、被保険者の居住地域によって違いはないことから統一は必要と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	0	11	43	
	%	0.0	20.4	79.6	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】8

No.	市町村名	27．44条減免の適用拡大のため、自治体への補填率を引き上げること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント93
1	千葉市			○	現行の制度は交付金の対象となっていますが、特段の問題があるとは考えていないことから、国への要請は考えておりません。
2	銚子市			○	国の制度に従って対応する。
3	市川市			○	財源確保の問題があるため。
4	船橋市			○	現時点では考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国から示される評価指標に基づき事業を実施します。
8	野田市			○	自治体への交付金の補助率引き上げが、減免の適用拡大につながるとは考えられないことから、要請は考えておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	国として検討すべきものと考えます。
15	柏市		○		国や県の動向を注視してまいります。
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市			○	医療費が年々増加している中で、保険給付と保険料負担を検討する必要があることから、今後の国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	必要な財政措置については、引き続き要望していきたいと考えています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市	○			公費の負担拡充につきましては、国保制度の安定化を図るうえで必要と考えます。市長会を通じて国へ要望していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	市長会等から要請するため、市単独では要請しません。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視してまいります。
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の動向を注視対応していきます。
29	印西市		○		
30	白井市			○	国の基準を参考としていることから、今後においても国の動向を注視し対応していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源確保等の問題があり、国の動向を注視したい。
35	山武市			○	国の補助要件を鑑みながら、適切に運用する必要があると認識している。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	国の動向を注視していきます。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	2	13	39	
	%	3.7	24.1	72.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】9

No.	市町村名	28. 健康保険証へのマイナンバーの拡大は行わないこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント94
1	千葉市			○	国は、被保険者が医療機関でマイナンバーカードを提示することで保険診療を受けることができるよう準備を進めていますが、それが実施された後も、従前どおり保険証の提示で保険診療を受けることができます。 被保険者にとっては、保険証の提示かマイナンバーカードの提示かを選択でき、利便性が向上するため、拡大を行わないよう要請することは考えておりません。
2	銚子市			○	国の制度に従って対応する。
3	市川市			○	国、県、他市の動向を踏まえている状況です。
4	船橋市			○	状況をみながら適切な対応を行うものであると考えます。
5	館山市			○	被保険者にもメリットがあると考える。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国から示される方針等に基づき事業を実施します。
8	野田市			○	マイナンバーを活用した資格確認については、国保を含む全ての健康保険の資格情報の一元管理が可能となり、事務管理の効率化につながることから、要請は考えておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の動向を注視してまいります。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	国として検討すべきものと考えます。
15	柏市			○	利用者サービスの向上につながる取組であると考えます。
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市			○	国は、マイナンバー制度を活用し、健康保険証として利用できる受付を開始しました。この運用は、「国民の利便性の向上」や「医療機関等の効率化」を図ることを目的に推進されていることから、今後の国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	R3.3(予定)からの利用開始に向けて準備を進めてまいります。
19	八千代市			○	
20	我孫子市			○	今後マイナンバーカードによる資格確認が開始されますが、マイナンバーと診療が紐づくことはないと判断しています。
21	鴨川市			○	国の方針に従います。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	国の通知に基づき対応する予定です。
24	富津市			○	被保険者の利便性の向上や、事務量の軽減・コストの削減に効果が見込まれるため。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	被保険者の利便性を高める事業と捉えています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	過誤調整事務の軽減や特定健診データの閲覧など有効と考える。
35	山武市			○	国・県の動向を踏まえながら適切に対応する必要がある。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国の制度に従い対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	国の動向に注視していきます。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	国の動向を注視したい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	1	7	46	
	%	1.9	13.0	85.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【障害者福祉】1

No.	市町村名	29. 障害者総合支援法の第7条(介護保険優先原則)を廃止し、「介護保険」「自立支援給付」のどちらかを障害者本人が選択できるようにすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント95
1	千葉市			○	国会や社会保障審議会で議論されております。
2	銚子市		○		受給している障害福祉サービスが介護保険サービスにない場合は継続利用・移行期間について柔軟に対応している。
3	市川市			○	障害者相談支援法第7条に基づき、保険及び他の法令を優先とする給付を行います。
4	船橋市			○	国から、一律に介護保険を優先せず個々に判断するよう通知されていることから、法律改正を求める考えはございません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国の制度に準じて行なっていく
8	野田市	○			保育士の処遇の改善や全ての保育施設を安定的に運営できるよう、公定価格の引き上げについて、国に対して働きかけることを県へ要望しております。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	介護保険にはないサービスや介護保険の上限以上のサービスが必要とされる場合は、個別のニーズ等を勘案して、障害福祉サービスを継続利用できることとしています。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	介護保険優先の原則はあるものの、事務取扱い上は障がい者の状況に応じて障害福祉サービスを提供することとされています。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	法に基づく原則として，介護保険を優先する(介護保険にない同行援護，訓練系サービス，移動支援以外)こととしていますが，個々のケースの状況に対応しています。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	原則として障害者総合支援法に基づいて検討していくものと考えます。
18	流山市			○	介護保険優先ではありますが、利用者の状況を見ながら対応しているため、要請する予定はありません。
19	八千代市			○	65歳到達により障害福祉サービスと同等の介護保険サービスを利用する場合には，介護保険が優先となりますが，一律に移行するのではなく，障害の特性を勘案し，障害福祉サービスを継続する場合もあります。現行において，障害のある方に対して必要なサービスを提供できる状況にあるため，介護保険サービス又は障害福祉サービスを選択できるようにすることについて，国に要望する予定はありません。また，障害者総合支援法において，高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する内容が含まれていることから，利用の希望があれば対応していきます。
20	我孫子市			○	現行の障害者総合支援法においても、障害福祉サービス利用の65歳到達時の対応については、一律に介護保険を優先するものではなく、利用者の状況を十分調査の上で必要なサービスの利用に繋げているため、要望は行いません。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	国の方針に従っております。
23	君津市			○	介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられないと判断した場合には、自立支援給付を支給するなどの対応を行っている。
24	富津市			○	現状、要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	国は介護保険が優先ではあるが、当市では、個々の状況を勘案し、必要に応じて、また障害特有の制度は、障害福祉サービスの利用を実施しているため要請は行いません。
27	袖ケ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	介護保険の申請手続きをしていただき、非該当であれば、障害サービスの利用を可能としている。
29	印西市			○	障害者総合支援法に基づいて実施しているため
30	白井市			○	平成30年度の制度改正で、介護保険移行者への負担軽減措置や、通いなれた事業所の継続利用をしやすくする施策が導入されています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		国の動向を注視していく
34	香取市			○	国の動向を注視して参りたい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	介護保険優先原則は、変更しない。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	障害特性により対応
44	芝山町				介護保険優先であるが、併給も実施している。
45	横芝光町		○		保険料財源のある介護保険サービスが優先されるべきと考えます。対応は《1,障害福祉》№34のとおり。また、平成30年度の制度改正で、65歳以上になっても使い慣れた事業所のサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されました。
46	一宮町			○	受給者の状況に応じて対応している。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国が定めているところであり、制度の推移を見守っている。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町			○	現在のところ、不都合は感じない。
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	
	県合計	1	7	45	
	%	1.9	13.0	83.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【保育】1

No.	市町村名	30. 新型コロナウイルス感染対策を行いながら子育て支援や保育内容の充実が可能となるよう、①保育基準(面積・配置基準)を大幅に引き上げること。②保育所の公定価格を引き上げること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント96
1	千葉市			○	本市においては、すでに国基準に上乗せて保育基準を引き上げています。
2	銚子市			○	①しない　②検討する
3	市川市			○	現行の配置基準の中で、徹底した新型コロナウイルス感染症対策を講じて参ります。
4	船橋市			○	施設整備等の対策は進めていますが依然として保育所等待機児童がいる現状では、面積基準等の引き上げは難しいと考えます。 本件については、公定価格において措置をするというよりも、各種補助金により実施すべきものと考えます。なお、国においてすでに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にかかる補助事業を実施しております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		
8	野田市			○	住宅扶助、冬期加算など、生活保護の扶助額については、法に基づき実施しておりますので、市として当事者や関係者の意見を聞く場を設けることはいたしません。
9	茂原市			○	①既存の保育施設の部屋数を増やす等の対処をせずに、面積基準のみを引き上げた場合、預かれる園児数は減少し、待機児童が増加するのではないか。 ②なぜ公定価格の引き上げにより対応する必要性があるか、要請の趣旨が不明です。なお、保育施設において新型コロナウイルス感染症予防対策のため必要経費が増大することは認識しており、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費（マスク、手指消毒薬、空気清浄機等の購入費用）を補助しているところです。
10	成田市			○	現行基準の範囲で、新型コロナウイルス感染対策を行いながら、子育て支援や保育内容の充実が可能となるよう取り組む。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	①施設規模、保育士数等に限りがあるため、現状の定員を維持することを前提とすれば適当でない。 ②公定価格は公費と保育料が相関するものであり、単に「引き上げ」だけを求めることは適当でない。
13	旭市			○	保育士配置基準引上げは、人材確保から面積基準引上げはハード事業となり費用面から迅速な実施は難しい。感染対策については、マスク・消毒液・体温計等ソフト面を中心に補助金等を活用し充実を図る。
14	習志野市			○	既存施設の基準適合性等に課題があるため、要請いたしません。
15	柏市		○		①面積基準を引き上げると既存園舎にて保育できる人数が減り，待機児童が増えてしまうため，困難。また，配置基準が大幅に引き上がった場合，基準を遵守するための保育士の確保が困難であると考えます。 ②公定価格の引き上げについては，機会を見て，県より国への要請をお願いしたいと考えます。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	保育基準の大幅な引き上げは、事業者負担が増えることから要望いたしません。また公定価格については、民間保育施設からの要望もなく、市費の負担も増えることから要望いたしません。
18	流山市	○			保育所については、保育士の加配についての補助金制度の拡充を県に要望しました。また、公定価格の基準となる地域区分の引き上げを国に要望しました。
19	八千代市		○		国・県基準に準拠する
20	我孫子市			○	①県認可基準に基づき認可定員を決めていることにより、基準を引き上げると保育の受け入れができなくなる。 ②国が見直しを行っている。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	基準や公定価格の引き上げにより、コロナ禍における充実した保育の実施が期待できるが、現行では国や県の動向に注視しつつ、基準に従うこととしたい。
24	富津市		○		保育基準、公定価格について新型コロナウイルス感染症対応など、新しい生活様式に関連した国の動向に応じて検討する。
25	浦安市			○	待機児童がいる状況で、面積基準を引き上げることはできないものと考えます。また、新型コロナウイルス感染対策における保育基準の引き上げを要請しないので、公定価格においても同様と考えます。
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	①保育基準の大幅な引き上げを行うと、既存施設の定員減により待機児童のさらなる増加につながることから考えておりません。 ②公定価格の引き上げについては国の動向を注視してまいります。
28	八街市			○	園舎面積等から定員を算定しているため、引き上げた場合、増築等の措置が必要となるため難しいと考える。
29	印西市		○		①については、基準の引き上げにより、現在在籍している園児の預かりができないなど、問題が生じるため、実施することは不可能と考えます。②については、現在も毎年公定価格の引き上げが行われている状況であるため、必要に応じて要請を検討します。
30	白井市	○		○	①要望する予定はありません。 ②については、例年、全ての保育施設が安定的に運営でき、地域の実態等を十分勘案し、適切に設定してもらえるよう国へ要望しています。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	町独自で「家庭での保育の協力要請」を発令し、利用人数を減らすことで面積確保や保育士の配置基準の引き上げに努めた。また、保育を利用する人数が減少しても公定価格の減額は行っていない。
38	栄町			○	国の基準に準ずる
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町			○	新型コロナウイルス感染対策について、現状、できる限りの対策を行っている。また、配置基準もⅠ-35でコメントしたとおりなので、要請をする予定はない。
45	横芝光町		○		国及び県の動向を注視していく。
46	一宮町			○	保育施設数に限りがあり、保育が必要な児童数のバランスから面積・配置基準の制度改正だけでは解決できないと考える。また、公定価格についても当面は現状を把握しつつ国の動向を注視したい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国・県の動向を注視していく。
49	白子町		○		
50	長柄町				
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	国の施策の動向により対応
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	2	14	38	
	%	3.7	25.9	70.4	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【生活保護】1

No.	市町村名	31．2013年以来の生活保護基準引き下げと冬季加算、住宅扶助引き下げは、当事者の声を聞かずに強行されました。今後、当事者の実態を無視した引き下げは行わないこと。当事者及び関係者の意見を聞く場を設けること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント97
1	千葉市	○			生活保護基準等の制度の見直しにあたっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるように要望しております。
2	銚子市			○	国の動向を見守る。
3	市川市			○	県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	法定受託事務であるため、国で定めた基準額に基づき、適正実施に努めております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	住宅扶助、冬期加算など、生活保護の扶助額については、法に基づき実施しておりますので、市として当事者や関係者の意見を聞く場を設けることはいたしません。
9	茂原市			○	基準改定にあたっては、国が慎重審議しているものと考えております。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	生活保護基準は国において一般世帯との均衡を図り定期的に見直しを実施しているため、生活保護基準に基づき適正に実施する
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	保護基準の決定は、生活保護法第8条に厚生労働大臣が定めるとされているため、要請は考えていません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	生活保護基準及び住宅扶助基準、冬季加算は、生活保護法による保護の基準に基づき定められたものであることから、今後も国の動向を注視してまいります。
18	流山市		○		国からの受託事務であるため、法に準じることになりますが、当事者及び関係者の意見をお伺いする用意はしています。
19	八千代市			○	生活保護基準の見直しは，一般国民の消費水準と生活扶助基準の均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を踏まえ，政府経済見通しの民間最終消費支出の見通しを基に，時々の社会情勢を総合的に勘案するとして，国の社会保障審議会生活基準部会において，専門的かつ科学的な見地から，全国消費実態調査のデータ等を用いて多角的な検証，評価を受け実施されていますことから，国への要請は考えておりません。
20	我孫子市			○	決まった政策、金額の中で自立助長を促す支援を継続している。
21	鴨川市			○	国の示す基準に従う。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	生活保護法による保護の基準に従い、適正な保護の実施に努めている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国において様々な施策が検討されているところであり、その動向を注視していきます。
28	八街市			○	
29	印西市			○	生活扶助基準は、国民の消費動向等を総合的に勘定し改定されているものと認識しているため。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	国の動向に注視してまいります。
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	当町は生活保護に関する権限が無いため要請しません。
39	神崎町				実施機関が千葉県(香取健康福祉センター)のため、そちらで回答を求めていただきたい
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	法廷受託事務のため
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関(千葉県)にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	実施責任者である県にて検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	2	3	45	
	%	3.7	5.6	83.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【生活保護】2

No.	市町村名	32．就労支援問題は、労働市場状況を無視して期限を区切った就労を指示し、指導指示違反での廃止が行なわれています。就労問題は生活保護利用者の意思を尊重し、自主的に取り組めるようにすること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント98
1	千葉市			○	指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上必要なもので、実現の可能性があることが必要となっているため。
2	銚子市			○	従来から意思を尊重した丁寧な支援を実施済
3	市川市			○	当市においては、対象者の意向、経歴、資格、性向等を踏まえた就労支援を行っており、ご指摘のような廃止事例はありません。
4	船橋市			○	期限を区切った指導指示は行っておりません。生活保護受給者の実態に合致した適切な支援を行っております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市			○	就労支援につきましては、就労支援員によるハローワーク等への同行支援をはじめ、被保護者の意思に沿う形での支援を実施した上で、法に基づく判断をしております。
9	茂原市			○	安易に指導指示違反での廃止は行っておりません。
10	成田市			○	生活保護利用者の意思を尊重した就労支援を実施しており、労働市場状況を無視した就労指導は行っていません。市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	設問のような件で廃止をしている案件はない。就労については主治医への病状調査により就労の可否を判断し適切に行っている
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	習志野市の就労指導・文書による指導指示は、法第4条27条に基づき、被保護者の社会的状況を十分に考慮した上で行っています。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	本市では、専門の就労支援員を配置するとともに、ハローワークとの密接な連携のもと就労支援を行っており、支援にあたっても、医師の診断等に基づき、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行っております。今後も適切な支援に努めます。
18	流山市		○		法第1条・第27条「実施の態度」のバランスを鑑み運用いたします。
19	八千代市			○	就労支援については，本人の同意のもと，本人の意思を踏まえて行うものとする旨，国からも通知されていることから，要請を行う必要はないと考えております。
20	我孫子市		○		市ではハローワークと協定を結び、就労支援員と連携して被保護者や要保護者の就労支援を行っている。
21	鴨川市			○	自主的に取り組んでいる。
22	鎌ヶ谷市			○	ハローワークと連携し、生活保護利用者の意見を尊重し、就労支援を行っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	概ね3から6ヶ月を目安に就労指示を行っているが、期限内に就労に結びつかなかったことによる廃止は行っていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	自立の助長は生活保護法の目的のひとつです。就労については、本人の意思や有効求人倍率等の労働市場状況を把握し、指導しております。
28	八街市		○		
29	印西市			○	当市では本人の心身の状況を踏まえ、被保護者就労支援事業等も活用しながら就労支援を行っています。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	国の動向に注視してまいります。
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	被保護者の生活実態や健康状態などを考慮し、利用者主体とした就労支援を現業員又は就労支援員により行っています。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	当町は生活保護に関する権限が無いため要請しません。
39	神崎町				実施機関が千葉県（香取健康福祉センター）のため、そちらで回答を求めていただきたい
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	実施責任者である県にて検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	3	7	40	
	%	5.6	13.0	74.1	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】3

No.	市町村名	33. 生活保護制度に対する国の責任を堅持するとともに、生活保護に関する扶助費、人件費等を全額国庫負担とすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント99
1	千葉市	○			全額国庫負担については要望しております。
2	銚子市			○	自治体負担1/4で、地方交付税で賄えている。
3	市川市			○	県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市	○			令和2年6月30日に全国市長会を通じて関係官庁へ提言を行っております。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市			○	生活保護業務の運営につきましては、法に基づき、国県の指導の下、適切に運営してまいります。要請はいたしません。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		生活保護扶助費については国3/4、市1/4の負担となっており、被保護者の増加に伴い、市の負担も増加している。全額、国の負担としてもらいたい面もある
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	生活保護に関する扶助費は、生活保護法第75条に国が4分の3を負担することになっており、人件費は、地方交付税により措置されています。ともに国により算定されるため要請は考えていません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市		○		生活保護制度は、憲法第25条に基づく「国家責任の原理」を基礎として、国が最低生活の保障責任を負っているものと考えております。生活保護に要する費用の全額国庫負担につきましては、他の自治体の動向を注視してまいります。
18	流山市	○			法定受託事務であることから、扶助費の全額国庫負担が国の責務と解しており、今後も国へ働きかけをしていきます。
19	八千代市			○	被保護者の増加に比例して扶助費も増加の一途であり，市の財政へも大きな負担となっています。全額国庫負担とすることは，一見，自治体の財政負担が軽減されるように思われますが，国の財政が圧迫されれば地方交付税や地方消費税交付金など，国と地方の税収配分の見直しなどにより，自治体財政の悪化につながりかねません。したがって，今後の社会保障制度の在り方など，国の動向を注視していきます。
20	我孫子市	○			制度に対する国の責任を堅持することについては、機会があるごとに要望したい。
21	鴨川市		○		扶助費について検討する。
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市			○	
24	富津市			○	国庫負担金交付要領に従い、支弁した費用について交付請求している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			全国市長会から国に要請しています。
28	八街市			○	
29	印西市	○			当市から直接要請はしていませんが、既に全国市長会から要請をしています。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	当町は生活保護に関する権限が無いため要請しません。
39	神崎町				実施機関が千葉県（香取健康福祉センター）のため、そちらで回答を求めていただきたい
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	実施責任者である県にて検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町			○	直接、影響のない問題です。
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	11	9	30	
	%	20.4	16.7	55.6	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】4

No.	市町村名	34. ケースワーカーやスーパーバイザー（査察指導員）対し、定期的に生活保護法の趣旨等の研修を行うこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント100
1	千葉市			○	既に開催されており、本市においても受講しています。
2	銚子市			○	CW・SV研修は毎年実施済
3	市川市	○			新任のスーパーバイザー及びケースワーカーについては県の研修を受講しております。その後は、スーパーバイザーにあっては週に一度の査察会議において実例を通じて資質の維持向上につとめ、ケースワーカーにあっては経験年数に応じた研修を別途実施しております。
4	船橋市			○	国、県が主催する研修会に参加しております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	既に実施されている
8	野田市			○	国や県が主催する経験年数等に応じた研修機会については、可能な限り活用するとともに、研修成果を共有することで、制度に対する習熟を図っており、新たに要望する考えはありません。
9	茂原市			○	新任のケースワーカー、スーパーバイザーに対しては県の研修が行われております。
10	成田市	○			福祉事務所内で定期的に生活保護法の趣旨等の研修を行っています。国での研修の実施については、市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	すでに研修等には参加している
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	法定受託事務を執行するにあたり、新規でケースワーカーや査察指導員に着任した者は、国や県の主催する研修が執り行われ、また、その他にも年に一度基準改定や実施要領の改正に伴う説明会等が執り行われております。
15	柏市			○	研修開催あります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	ケースワーカーやスーパーバイザーに対する研修は現在、国や県において定期的に実施されております。
18	流山市	○			定期的に内部での研修を含めた会議をおこなっています。また、外部研修にも参加をしています。
19	八千代市			○	国，県等による，生活保護法に関する研修は開催されておりますことから，要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		機会があるごとに生活保護関連の研修を受講する機会を確保している。また、毎週の診断会議での検討が庁内研修と同じ効果を生んでいる。
21	鴨川市			○	回数は少ないが行われている。
22	鎌ヶ谷市			○	定期的に各種研修に参加しております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室、千葉県社会福祉協議会主催の研修会に積極的に参加している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市	○			
29	印西市			○	当市から要請はしませんが、国や県が実施する研修に出席し、法の適正運用に努めています。
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市			○	研修には積極的に参加している
33	匝瑳市			○	現行の研修制度を活用
34	香取市			○	現在も県や国で研修会が開催されている。
35	山武市			○	査察指導員研修及び現業員の研修に参加しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	当町は生活保護に関する権限が無いため要請しません。
39	神崎町				実施機関が千葉県（香取健康福祉センター）のため、そちらで回答を求めていただきたい
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	県で実施
48	長生村			○	実施責任者である県にて検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町			○	直接、影響のない問題です。
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				
	県合計	6	4	39	
	%	11.1	7.4	72.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】5

No.	市町村名	35．2･3級地を廃止し、全国一律1級地にすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント101
1	千葉市			○	該当自治体が要望すべき事項であるため。
2	銚子市			○	物価水準に地域差あり
3	市川市			○	県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	船橋市は既に1級地であるため要請いたしません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	当市は1級地のため
8	野田市			○	生活保護業務の運営につきましては、法に基づき、国県の指導の下、適切に運営してまいります。要請はいたしません。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	生活保護基準に基づき適正に実施する
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	級地区分や最低生活費等の「保護の基準」については、GDPや完全失業率など複雑な要素から国が算定するものであり生活保護法第8条に厚生労働大臣が定めるとされているため、要請は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	各級地の基準につきましては、生活保護法による保護の基準に基づき定められたものであることから、市としては今度とも国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	生活保護法8条2項（基準及び程度の原則）により合理的に定められているものと理解をしています。
19	八千代市			○	生活保護基準の見直しは，一般国民の消費水準と生活扶助基準の均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を踏まえ，政府経済見通しの民間最終消費支出の見通しを基に，時々の社会情勢を総合的に勘案するとして，国の社会保障審議会生活基準部会において，専門的かつ科学的な見地から，全国消費実態調査のデータ等を用いて多角的な検証，評価を受け実施されていますことから，国への要請は考えておりません。
20	我孫子市			○	制度で決められた級地の中で、本人の自立助長を中心に据えた支援を行っている。
21	鴨川市			○	国の示す基準に従う。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	生活保護法による保護の基準に従い、適正な保護の実施に努めている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市			○	級地の設定等については、国において地域状況を勘案して設定されているものと認識しているため。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	国の動向を見守る
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	国の動向を見守ります。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	当町は生活保護に関する権限が無いため要請しません。
39	神崎町				実施機関が千葉県（香取健康福祉センター）のため、そちらで回答を求めていただきたい
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	法廷受託事務のため
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	実施責任者である県にて検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				
	県合計	1	1	47	
	%	1.9	1.9	87.0	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【生活保護】6

No.	市町村名	36. 生活保護利用者にエアコンの設置費用と夏季手当を支給するよう制度改善すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント102
1	千葉市			○	平成30年7月から家具什器に冷房器具が加えられたことや、生活福祉資金の貸付利用により対応可能と考えております。
2	銚子市			○	新規利用世帯へのエアコンの支給は実施済であり、既存世帯については、過去に県へ意見を提出済
3	市川市	○			一部実施です。エアコンの設置費用は一時扶助における家具什器費として支給しております。 新たな手当については、県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	エアコンの設置費用については、生活保護制度により条件がありますが支給されております。 夏季手当については国に対しての要請は考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	エアコンの設置費用については認定している
8	野田市			○	エアコンの設置費用につきましては、国の通知に基づき支給をしています。 夏季手当につきましては、冬季加算がありながら夏季加算が支給されない根拠が不明確であることなどから、千葉県に夏季加算の要望をしております。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	生活保護基準に基づき適正に実施する
13	旭市			○	国の制度に従う。
14	習志野市			○	平成30年7月に厚生労働省から実施要領の一部改正が通知され、それらの中に条件付ではありますが、生活保護受給者の熱中症対策として冷房器具の設置費用について認められたところであります。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	暖房器具や冷房器具の購入、設置に係る費用につきましては、生活保護の一定の基準内において給付の対象となっております。なお、夏季手当につきましては国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	市単独事業として、令和2年度にエアコン設置費用の助成を行いました。
19	八千代市			○	生活保護の実施におきましては，厚生労働省の定める，「生活保護法による保護の基準」及び「生活保護法による保護の実施要領」に基づき実施しており，該当者については案内の実施，支給手続きを行っております。冷房器具につきましては，成30年10月1日施行の「生活保護法による保護の実施要領」の改正により，家具什器費の支給対象品目に追加され，本部分については平成30年7月1日から適用されていることから，実施要領に基づき，適切に対応してまいります。
20	我孫子市		○		熱中症の心配が強く、必要な世帯にはエアコンの設置が出来るよう機会があれば働きかけていきたい。
21	鴨川市		○		国の財政状況をみながら検討したい。
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	
24	富津市	○			平成30年度及び令和元年度にすべての被保護者を家具什器費の支給対象とすること及び夏季加算の創設について国へ要望済みである。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市	○			令和元年度に引き続き、令和2年度も千葉県を通じ、夏季加算の創設を要望しました。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	国の動向を見守る
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市		○		冷房器具の設置については、支給要件が示されており、基準内での支給の取扱いをしていますが、昨今の夏季の気温等の傾向を踏まえて、冷房器具の設置費用の支給要件の緩和等について要望することを検討します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	当町は生活保護に関する権限が無いため要請しません。
39	神崎町				実施機関が千葉県（香取健康福祉センター）のため、そちらで回答を求めていただきたい
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	法廷受託事務のため
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町		○		生活保護は県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	実施責任者である県にて検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				
	県合計	3	5	41	
	%	5.6	9.3	75.9	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】7

No.	市町村名	37．低所得者や障害者に対しエアコン設置費用や電気料金の助成制度を創設すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント103
1	千葉市			○	低所得者や障害者に対するエアコンの設置費用や電気料金の助成制度については、低所得者や障害者以外の方との公平性の観点から、考えておりません。
2	銚子市			○	電気料金は2類に含まれる
3	市川市	○		○	○障害者について　生活保護受給者については、保護開始時等一定の場合に、一時扶助における家具什器費として支給が可能となっております。電気料金の助成については県や他の自治体との連携が必要と考えております。 ○低所得者について　生活保護受給者については、エアコンの設置費用は支給しております。電気料金の助成については、県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	現状では生活困窮者自立支援事業に関して、市単の事業は必要と考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	生活保護についてはエアコンの設置費用は認定している
8	野田市			○	低額所得者等からエアコンを設置することができないとの相談があった場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度を紹介することとしております。 また、電気代等の生活費の相談については、今まで同様生活保護の相談で対応してまいります。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の動向を注視します。
13	旭市			○	市単独での実施は難しい。
14	習志野市			○	生活保護法下においては市町村等が助成する金銭については、収入として取り扱わなければならないため、要請は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度を創設することについては、他市町村の動向について注視してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。また、本件に係る低所得者の助成に関しては、現行の制度の範囲で対応するものと理解をしています。
19	八千代市			○	低所得者に対するエアコンの設置費用や電気料金の助成制度創設について，現在，国への要請は考えておりません。（生活支援課） 障害者のある方に対し，現在，エアコンの設置費用や電気料金の助成につきましては考えておりません。（障害者支援課）
20	我孫子市		○		熱中症の心配が強く、必要な世帯にはエアコンの設置が出来るよう機会があれば働きかけていきたい。
21	鴨川市			○	エアコンについては困難。電気料金については電力会社が行うべき。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	平成30年度及び令和元年度にすべての被保護者を家具什器費の支給対象とすること及び夏季加算の創設について国へ要望済みである。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。なお、電気料金については最低生活費に含まれていることから新たに助成することは考えておりません。
28	八街市			○	生活保護法で対象となる者には申請に基づき支給している。 また、障がい者については、社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」の利用を願いたい。
29	印西市			○	生活保護受給者で障がいのある人の家庭にエアコンが設置されていない場合は、購入費及び設置費への扶助がありますことや、電気料金については、保護費で給付がされているため
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	国の動向を見守る
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	当町は生活保護に関する権限が無いため要請しません。
39	神崎町				実施機関が千葉県（香取健康福祉センター）のため、そちらで回答を求めていただきたい
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町		○		県、近隣市町村の動向を見ながら対応していく。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	実施責任者である県にて検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				
	県合計	1	3	47	
	%	1.9	5.6	87.0	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【年金】1

No.	市町村名	38. 年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント104
1	千葉市			○	年金制度の持続可能性を高め、現役世代の負担水準の適正化と将来世代の給付水準の確保を図るため、国で改定方法の見直しを行ったものであり、その動向を注視してまいります。
2	銚子市			○	国の動向を注視していく。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市			○	「マクロ経済スライド」については、国において多角的な視点で論議されることが公平な制度の構築に必要なものだと考えていることから、国の動向を注視してまいります。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国庫負担分があるものの、公的年金制度は世代間扶養の仕組みによって成り立っている制度のため、受給者と現役世代バランスをとるため、現状、マクロ経済スライドはやむをえない制度であると考えます。現行のルールを実施しないと若い世代の年金や制度そのものの存続が危惧されます。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	「マクロ経済スライド」は、公的年金制度の持続の可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するために必要と聞いています。また、年金制度の在り方については国において検討すべきと考えています。国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市	○			全国市長会等を通じて、将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、適切な見直しを行うよう要請しています。
15	柏市			○	年金保険料を納めている現役世代人口の減少と年金給付費が増加傾向にある現状を鑑みると，世代間で支えあう年金制度を維持していくためにやむを得ない措置と考えます。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	国では、少子高齢化が急速に進行する中、平成16年の年金制度改正において、国庫負担割合を1/2へ引き上げるなど財源の拡充を図った上でマクロ経済スライドを導入し、将来世代の負担が過重にならないよう給付と負担のバランス調整を行っており、公的年金の財政検証等において定期的な検証が行われています。将来に渡って年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保することは最も重要な課題であり、現在全国市長会を通じて「持続可能で安心できる年金制度の構築」について要望しているところでありますことから、引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	マクロ経済スライドについては、国が議論し決定されるものと認識しています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請することを検討します。
21	鴨川市			○	国民年金は国からの法定受託事務であり、全国一律の制度なので、市単独の要請は考えていない。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	国の施策のため、富津市単独での要望は行わない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせて行きたい。
29	印西市		○		
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		少子化による現役被保険者の減少という問題等も含め、今後の動向を見守りたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守る。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	3	9	41	
	%	5.6	16.7	75.9	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【年金】2

No.	市町村名	39．65歳の年金支給開始年齢を引き上げないこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント101
1	千葉市			○	今後も、国の動向を注視してまいります。
2	銚子市		○		国の動向を注視していく。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市			○	年金の支給開始年齢については、国において多角的な視点で論議されることが公平な制度の構築に必要なものだと考えていることから、国の動向を注視してまいります。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			全国市長会より国に対して、持続可能で安心できる年金制度の構築を図ることと要請を行っている。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	国において「年金の支給開始年齢を65歳から引き上げを検討する。」といった内容を検討しているということは把握していません。なお、年金制度の在り方については国において検討すべきと考えています。国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市	○			全国市長会等を通じて、将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、適切な見直しを行うよう要請しています。
15	柏市	○			同様の趣旨のことについて，全国市長会から要望しています。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	国では、令和元年の公的年金の財政検証の中で、受給開始時期の選択肢の拡大等について検証・検討を行い、今年行われた制度改正の中で、令和4年より、繰り下げ受給可能な年齢が現在の70歳から75歳に引き上げられるなど、高齢者の就労の拡大等を踏まえ一人ひとりの状況に合わせた年金受給開始時期の選択肢の拡大が図られているところでありますことから、同財政検証を含め、引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	国は、経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2019で、70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わないとし、骨太方針2020においても、骨太方針2018・2019等に沿った社会保障制度の基盤強化を進めるとしています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請することを検討します。
21	鴨川市			○	国民年金は国からの法定受託事務であり、全国一律の制度なので、市単独の要請は考えていない。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	国の施策のため、富津市単独での要望は行わない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせて行きたい。
29	印西市		○		
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		制度の状況を注視しながら、国の動向を見守りたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守る。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	4	10	39	
	%	7.4	18.5	72.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【年金】3

No.	市町村名	40. 年金は隔月支給ではなく、毎月支給にすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント102
1	千葉市	○			年金を毎月支給にすることについては、指定都市国保・年金主管部課長会議などを通じて国に対して要請しております。
2	銚子市	○			取りまとめ先の全国都市国民年金協議会へ要望事項として提出している。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市	○			全国都市国民年金協議会を通じて要望しております。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			年金受給者へのサービスの改善につながることから、全国都市国民年金協議会へ要望を提出した。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	毎月支給への変更は、国において判断すべきと考えます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	持続可能な年金制度の運営を目指す中で、費用対効果等の検討が必要かと思われます。
15	柏市	○			同様の趣旨のことについて，松戸地区国民年金協議会を通じて，全国都市国民年金協議会へ要望しています。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	年金の支給月につきましては、平成元年の年金制度改正により、年4回から年6回となり、その後約30年が経過していることから制度として定着しているものと考えております。
18	流山市			○	国民年金制度改善については、全国都市国民年金協議会を通じて毎年国へ要望書を提出しているところです。しかし、年金の毎月支給などの制度全般に係る要望については、国への要望に至っていない状況から、公的年金制度については、国政の場で議論されるべきものと考えています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請することを検討します。
21	鴨川市			○	国民年金は国からの法定受託事務であり、全国一律の制度なので、市単独の要請は考えていない。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	国の施策のため、富津市単独での要望は行わない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせて行きたい。
29	印西市		○		
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		年金生活者の生活状況を考慮し、物価の上昇や今後の状況に応じて検討したい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守る。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	7	10	36	
	%	13.0	18.5	66.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【年金】4

No.	市町村名	41．全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分月3．3万円をすべての高齢者に給付すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント103
1	千葉市			○	制度的無年金者が未だ存在していることから、制度的無年金者に対する救済を早急に検討されるよう、政令指定都市会議を通じて、国に要望しております。
2	銚子市			○	国の動向を注視していく。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市	○			無年金者および低年金受給者への最低保障の検討を全国都市国民年金協議会を通じて要望しております。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			低年金受給者及び無年金者への対応は、年金生活者支援給付金等の救済策を講じているが、今後も救済策を講じて欲しい旨、全国都市国民年金協議会へ要望を提出した。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	年金制度の在り方については国において検討すべきと考えています。国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	現行の年金制度においては、保険料を主財源とした社会保険方式と考えており、給付についても国での対応と考えます。
15	柏市	○			同様の趣旨のことについて，松戸地区国民年金協議会を通じて，全国都市国民年金協議会へ要望しています。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	これまで全国市長会を通じて無年金者等に対する救済措置について国に要望してきたところであり、その後国では、平成29年8月に年金の受給資格期間を25年から10年に短縮したとともに、令和元年10月には低年金者等の生活を支援するために年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」が創設されました。このように、現在国において、無年金者や低年金者に対する取組みが進められておりますことから、引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	最低保障年金制度については不明確な状況です。また、所得が低い年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金制度が昨年10月から開始されました。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請することを検討します。
21	鴨川市			○	国民年金は国からの法定受託事務であり、全国一律の制度なので、市単独の要請は考えていない。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	国の施策のため、富津市単独での要望は行わない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせて行きたい。
29	印西市		○		
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		国の動向を注視しながら、必要に応じ対応したい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守る。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	4	9	40	
	%	7.4	16.7	74.1	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【年金】5

No.	市町村名	42. 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント104
1	千葉市			○	国において、年金積立金運用の在り方について、検討を加えているところであり、その動向を注視してまいります。
2	銚子市			○	国の動向を注視していく。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市			○	年金積立金の運用については、国において多角的な視点で論議されることが公平な制度の構築に必要なものだと考えていることから、国の動向を注視してまいります。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			全国市長会より国に対して、持続可能で安心できる年金制度の構築を図ることと要請を行っている。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	年金積立金は、長期にわたり資産を保持し、株式などの複数の資産に分散投資し、安定的に運用されていると聞いています。 今後の国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市			○	国が安定的な運用を行うべきものと考えています。
15	柏市	○			同様の趣旨のことについて，全国市長会から要望しています。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	国では、平成16年の年金制度改正以降、概ね向こう100年間の年金財政の均衡を見通した上で、将来世代の年金給付に積立金を充てることとしており、公的年金の財政検証等において定期的な検証が行われています。また、積立金の運用については、長期的な観点から資産構成割合を定め安全かつ効率的に運用を行うこととしており、平成13年の市場運用開始以降約57兆5千万円の運用益をあげるなど、将来に渡って持続可能な年金制度の安定化に役立っておりますことから、同財政検証を含め引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	株式に限らず、積立金の運用は法律に「安全かつ効率的に行わなければならない」と規定されています。なお、公的年金制度については、国政の場で議論されるべきものと認識しています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請することを検討します。
21	鴨川市			○	国民年金は国からの法定受託事務であり、全国一律の制度なので、市単独の要請は考えていない。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	国の施策のため、富津市単独での要望は行わない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせて行きたい。
29	印西市		○		
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守る。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	5	7	41	
	%	9.3	13.0	75.9	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【医療】1

No.	市町村名	1．不足している看護師確保のため、既存の養成校の定員枠を拡大し、県立の養成学校を新設すること。あわせて他県に比較して低い「保健師等修学資金貸付額」を大幅に増額すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント105
1	千葉市			○	
2	銚子市		○		ここ数年、県内の私立大学で看護学部が開設されており、その動向を踏まえて検討したい。
3	市川市		○		市内の看護師不足状況を踏まえた必要な措置を要請していきます。
4	船橋市	○			看護師の確保を進展させるよう国へ働きかけること、また、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政的支援を行うことを、千葉県に要望しております。
5	館山市		○		館山市を含む安房地域においても医療資源の確保は課題となっています。県内における看護師確保のための制度拡充に向けた要請について、必要に応じて検討していきます。
6	木更津市	○			地域医療を支えるため、地域の看護学校、病院附属看護学校への支援をしています。君津中央病院企業団附属看護学校へは、負担金を支出し定員を倍増させるなど、地域医療の充実を図りました。
7	松戸市			○	
8	野田市			○	看護師等確保のため、「保健師等修学資金貸付事業」の貸付枠の拡大をしており、県の動向を見守りたい。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		保健医療圏全体で医師・看護師不足となっており、本市においては、看護師確保策として独自の奨学金制度を構築し、安定的な確保に努めているところであり、引き続き県とも連携しながら、看護師確保に向けた取組を進めます。
13	旭市	○			様々な機会を通じて要請している。
14	習志野市			○	私立で新規に養成しているところであるため、今後の動向を注視してまいります。
15	柏市	○			平成22年11月に東葛飾・葛南地域の7市長懇談会として，医師・看護師の確保体制の要望書を提出しています。但し，養成学校，養成校の定員増加，保健師等修学資金貸付金増額については要請は行っていません。
16	勝浦市		○		医師・看護師不足については市長会を通じて要望した経緯あり
17	市原市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	令和3年度に県内において新たに大学の看護学部が開設予定であること，また，千葉県保健師等修学資金貸付金について予算増額を行っている等，県において一定の取組が行われていることから，要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		看護師等の養成については、本来の病院機能を発揮するために大変重要なことであると認識しており、また、保健師・看護師・助産師の学生実習を受け入れて協力しています。広域的な問題であるため、機会を捉えて近隣市と連携して取り組んでいきます。
21	鴨川市	○			本市でも看護師修学資金貸付事業を実施していますが、県においても専門職の養成や「保健師等修学資金貸付金」の拡充等に積極的に取り組むように要請したい。
22	鎌ヶ谷市			○	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議や保健所管内地域医療構想意見交換会等において、地域の実情に応じた意見等を申し出たいと考えております。
23	君津市		○		
24	富津市	○			医師・看護師の確保及び地域医療の充実については、千葉県市長会が県内の要望をとりまとめ県に要望している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	継続的に看護師等確保のための事業が実施されており、要請は考えておりません。
27	袖ケ浦市			○	県において、看護師確保を目的とした事業を継続して実施していることから、予算増額の要請は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		今後の状況により要請することが適当であるか検討していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	市単独事業として、H22年度より看護師確保対策として8千万の基金を設立し看護師等修学資金の貸付を継続している。H31年度までに65名の貸付を実施している。
33	匝瑳市		○		
34	香取市	○			令和2年度千葉県当初予算編成に対する千葉県市長会の要望事項として提出されている。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		町として看護師養成修学資金を実施してりますが、千葉県においても看護師確保・養成を要望していきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	独自の奨学金貸付制度を活用している。
46	一宮町		○		長生郡市産科医療等検討会で看護師等の確保、また奨学金についても協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	8	23	23	
	%	14.8	42.6	42.6	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【医療】2

No.	市町村名	2. 医師確保対策事業の拡充と予算の増額、「千葉県医師不足病院医師派遣促進事業」の改善を図り、県の責任で医師を確保し、派遣すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント106
1	千葉市			○	
2	銚子市		○		千葉県の医師及び看護師数は、人口10万人当たりで比較すると、いずれも全国平均を大きく下回っている。また、同じ県内でも医師及び看護師の偏在があり、その解消が本市のみならず香取海匝保健医療圏が抱える課題と考える。
3	市川市		○		県の医師確保策の手法を精査し、必要な措置を要請していきます。
4	船橋市	○			医師の確保を進展させるよう国へ働きかけること、また、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政的支援を行うことを、千葉県に要望しております。
5	館山市		○		県内の自治体病院において、多大な医療格差が生じることの無いよう、必要に応じて意見を伝えていきたいと考えています。
6	木更津市	○			医師の人材確保・定着や、地域における医師の偏在解消のための支援制度の構築や強化を要望しました。
7	松戸市	○			質の高い医療を提供するために、医療の高度化・複雑化や患者の医療ニーズなど、医療現場の実態に即した総合的な整備計画を策定していただき、診療報酬の見直しなど資金面での支援も併せた、医療全体に効果的な制度の整備を要望しております。また、「千葉県医師不足病院医師派遣促進事業」につきましては、診療体制充実の観点から、検討してまいります。
8	野田市			○	県では継続して事業を行っていることから動向を見守りたい。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	
12	東金市	○			保健医療圏全体で医師・看護師不足となっており、本市においても、本制度を活用しているところであり、引き続き要請を行います。
13	旭市	○			様々な機会を通じて要請している。
14	習志野市			○	県では、枠を拡大したところであるため、今後の動向を注視してまいります。
15	柏市	○			平成22年11月に東葛飾・葛南地域の7市長懇談会として，医師・看護師の確保体制の要望書を提出し，国や県レベルでの迅速かつ抜本的な医師・看護師の供給体制の整備を要望しました。
16	勝浦市		○		医師・看護師不足については市長会を通じて要望した経緯あり
17	市原市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	千葉県では，令和元年度において医師確保関連事業の予算の増額が図られ，一定の取組が行われていることから，要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		医師の確保については、本来の病院機能を発揮するために大変重要なことであると認識しています。広域的な問題であるため、機会を捉えて近隣市と連携して取り組んでいきます。
21	鴨川市		○		公立病院等では医師の確保が困難な状況です。医師確保対策事業の強化し、積極的な医師の派遣を要請したい。
22	鎌ヶ谷市			○	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議や保健所管内地域医療構想意見交換会等において、地域の実情に応じた意見等を申し出たいと考えております。
23	君津市	○			
24	富津市	○			医師・看護師の確保及び地域医療の充実については、千葉県市長会が県内の要望をとりまとめ県に要望している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	継続的に医師確保のための事業が実施されており、要請は考えておりません。
27	袖ケ浦市			○	県において、医師確保を目的とした事業を継続して実施していることから、予算増額の要請は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		今後の状況により要請することが適当であるか検討していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			令和2年度千葉県当初予算編成に対する千葉県市長会の要望事項として提出されている。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町	○			
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		千葉県に協議要望してまいります。
44	芝山町			○	
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	
	県合計	13	21	19	
	%	24.1	38.9	35.2	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【医療】3

No.	市町村名	3. 地域に必要な医療・介護体制が整備されるよう医療・介護・福祉関係機関や各地域医療圏域等からの意見を踏まえ、「千葉県地域医療構想」を見直すこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント107
1	千葉市	○			
2	銚子市		○		千葉県が主催する「香取海匝地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」において、各課題について検討・協議を行っている。 本市は、「銚子市立病院新改革プラン（平成29年3月策定）」において回復期リハビリテーション病棟の開設を計画しており、香取海匝保健医療圏の実情にあった病床の適正化に努めていきたいと考える。
3	市川市	○			市民に必要な医療が提供できるよう必要な医療が提供できるよう必要な医療病院機能・病床機能の充実を図るため、会議等で要請していきます。
4	船橋市	○			地域に必要な医療・介護体制の構築に向け、必要に応じて、千葉県に対して要望しております。
5	館山市		○		地域の実情に応じた医療機関の病床機能の分化や連携の推進が図られ、市民が安心して質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、必要に応じて意見を伝えていきたいと考えています。
6	木更津市			○	県が策定する計画などに対して、地域の実情が反映されるよう要望していくことは、引き続き検討してまいります。
7	松戸市		○		地域のニーズに沿った医療・介護体制が整備されるよう、適宜、地域医療構想調整会議で要請してまいります。
8	野田市			○	「東葛北部地域保健医療連携地域医療構想調整会議」において必要に応じて協議していく。
9	茂原市		○		地域の実情に則した制度となるよう、検討していきます。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		地域医療構想の策定にあたっては、保健医療圏ごとの調整会議において、関係者の意見を聴きながら検討が進められているところであり、地域ごとに異なる課題を的確に把握していただく必要があると考えます。
13	旭市	○			様々な機会を通じて要請している。
14	習志野市		○		県主催の会議等で、機会をとらえて伝えていきたいと考えております。
15	柏市	○			千葉県が策定する「千葉県地域医療構想」に地域の実情が反映されるよう，千葉県主催の地域保健医療連携・地域医療構想調整会議に参加し意見交換を実施しています。
16	勝浦市		○		千葉県の動向による
17	市原市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	千葉県の「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」におきましては，二次医療圏ごとに地域の医療・福祉・行政等の関係者が出席し，意見交換，情報共有等を図りながら地域における保健医療体制の整備，地域医療構想の推進等に関し必要な協議を行っておりますことから，要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		地域の医療・介護体制の整備については、広域的な問題であるため、東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の意見を注視し、機会を捉えて近隣市と連携して取り組んでいきます。
21	鴨川市		○		各医療区域毎に必要な病床数を定めていますが、地域実態等を踏まえながら病床機能の整備・拡充が図られるよう要請したい
22	鎌ヶ谷市			○	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議や保健所管内地域医療構想意見交換会等において、地域の実情に応じた意見等を申し出たいと考えております。
23	君津市		○		
24	富津市			○	2025年に向けた地域医療構想については、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議等踏まえた中で、丁寧に調整が行なわれ、需用に応じた適切な医療提供体制や病床数となっていくと考えている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	県保健医療計画として見直しがされており、当面、要請は考えておりません。
27	袖ヶ浦市			○	県の地域医療医療構想では、地域の関係者の意見を聴くことになっていることから、継続して協議をしてまいります。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		今後の状況により要請することが適当であるか検討していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	千葉県保健医療委計画(平成30年4月策定)は、必要に応じた見直しが行われている。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		千葉県に協議要望してまいります。
44	芝山町			○	
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	7	28	18	
	%	13.0	51.9	33.3	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【医療】4

No.	市町村名	4.「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」においては、既存の病床数の削減をせず、地域住民の実態、地域の医療・介護・福祉関係機関の意見・要望を尊重し、必要な病院・病床機能の整備・拡充を図ること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント108
1	千葉市	○			
2	銚子市		○		No.3のコメントと同じ
3	市川市	○			市民に必要な医療が提供できるよう必要な医療が提供できるよう必要な医療病院機能・病床機能の充実を図るため、会議等で要請していきます。
4	船橋市	○			地域に必要な医療・介護体制の構築に向け、必要に応じて、千葉県に対して要望しております。
5	館山市		○		患者の流入など、地域の実情や今後の動向を踏まえ、関係者の意見・要望を尊重し、地域の医療介護ニーズに対応するために望ましい体制が構築されるよう、必要に応じて意見を伝えていきたいと考えています。
6	木更津市	○			県が策定する計画などに対して、地域の実情が反映されるよう要望していくことは、引き続き検討してまいります。
7	松戸市		○		「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」に出席し、必要な意見や要望を提出してまいります。
8	野田市			○	「東葛北部地域保健医療連携地域医療構想調整会議」において必要に応じて協議していく。
9	茂原市		○		地域の医療を担う小規模病院で、急性期病床を削減することは、地域の救急医療の崩壊に繋がるため、機会をみて要望していきたい。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		地域医療構想の策定にあたっては、保健医療圏ごとの調整会議において、関係者の意見を聴きながら検討が進められているところであり、地域ごとに異なる課題を的確に把握していただく必要があると考えます。
13	旭市	○			様々な機会を通じて要請している。
14	習志野市		○		県主催の会議等で、機会をとらえて伝えていきたいと考えております。
15	柏市	○			病床配分等の機会を捉えて，整備・拡充に係る意見を千葉県に提出しています。
16	勝浦市		○		現状を踏まえ、必要があれば検討する
17	市原市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	千葉県の「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」におきましては，二次医療圏ごとに地域の医療・福祉・行政等の関係者が出席し，意見交換，情報共有等を図りながら地域における保健医療体制の整備，地域医療構想の推進等に関し必要な協議を行っておりますことから，要請は考えておりません。
20	我孫子市	○			過去、病院で増床計画がある際は、市から強く後押しする意見書を提出し、病床数確保が緊急の課題である旨を伝え、要望しました。地域医療体制の整備については、広域的な問題であるため、今後も近隣市と連携して取り組んでいきます。
21	鴨川市		○		地域の実態、地域の医療・介護等関係機関の意見を尊重し、必要な病院・病床機能の整備・拡充が図られるよう要請したい。
22	鎌ヶ谷市			○	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議や保健所管内地域医療構想意見交換会等において、地域の実情に応じた意見等を申し出たいと考えております。
23	君津市		○		
24	富津市			○	2025年に向けた地域医療構想については、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議等踏まえた中で、丁寧に調整が行なわれ、需用に応じた適切な医療提供体制や病床数となっていくと考えている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	印旛地域においても調整会議が開催され、議論されていく予定です。
27	袖ケ浦市			○	県の地域医療医療構想では、地域の関係者の意見を聴くことになっていることから、継続して協議をしてまいります。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		今後の状況により要請することが適当であるか検討していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市		○		
34	香取市		○		地域保健医療連携・地域医療構想調整会議で協議。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		千葉県に協議要望してまいります。
44	芝山町			○	
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	現状の稼働率が低いため
	県合計	9	27	17	
	%	16.7	50.0	31.5	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【医療】5

No.	市町村名	5. 子どもの医療費助成について、市町村が行う子ども医療費助成事業に対し、県の助成を3分の2に増やし市町村へ財政的支援を行なうこと。また、所得制限をなくし、通院の対象年齢を15歳年度末まで拡大し、将来的に通院、入院とも18歳年度末まで、所得制限なく、無料として制度化できるよう検討すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント109
1	千葉市	○			千葉県市長会を通じて、通院の助成対象年齢を中学校3年生まで拡大するよう要望しております。
2	銚子市	○			
3	市川市	○			補助率の引上げや助成対象者の拡大を要望しております。また、法律の整備を国に要望するように、県に対しても要望しております。
4	船橋市	○			県市長会などを通じて、県の助成を3分の2に増やし市町村へ財政的支援を行なうことや、所得制限をなくし、通院の対象年齢を15歳年度末まで拡大するよう要望しております。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			千葉県に対し、子ども医療費助成について、県の補助率を現行の2分の1から3分の2に増やすこと、また、所得制限を撤廃し通院の対象年齢を15歳年度末まで拡大することについて、要望いたしました。
8	野田市	○			子ども医療費助成制度は、県の制度では、通院については小学3年生までを助成対象とし、入院については中学3年生まで助成対象を拡大しているが、多くの市町村において通院も中学3年生までを対象に助成し、中には高校3年生まで助成している地域もあり、県の制度との間に格差が生じています。 この結果、他の子育て支援策とのバランスを考慮することなく都市間競争の材料になっている状況であり、令和2年8月より未就学児までの自己負担金を無料とし、大きな負担となっています。そのため、県に対して、補助率を2分の1から3分の2に引き上げること、助成対象について通院・調剤についても中学3年生まで拡大し未就学児までの自己負担金を無料とすること等を要望しているところです。
9	茂原市			○	県の助成内容についての質問であり、市町村では検討できません。県からの助成の拡充については機会があれば要望します。
10	成田市			○	団体を通じての要請を検討いたします。
11	佐倉市			○	子ども医療費助成制度の対象年齢拡大や所得制限の撤廃、補助率の拡大については、県市長会から要望しているところであり、今後も動向を注視してまいります。
12	東金市			○	市町村間の均衡を図るため、県としてさらなるこども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ることを要望しました。
13	旭市	○			市において、他に優先すべき要請事項がある場合もあるため毎年行うのは難しいが、今後も上記に加え18歳年度末まで、現物給付による助成を要請したい。
14	習志野市	○			県に対し、助成制度の拡大について要望を提出いたしました。
15	柏市	○			子ども医療費助成については，県内市町村ごとの独自の財政負担に基づき，対象年齢や所得制限の有無等の助成要件に格差が生じています。本来，国による同一水準の助成により保証されるべきものであり，県においては国に対して要望を行うとともに，県内市町村の格差解消のため，15歳までの助成対象拡大と所得制限の廃止等について千葉県市長会等を通じて毎年県へ要望しています。
16	勝浦市		○		千葉県の動向による。
17	市原市			○	子どもに関する医療費助成につきましては、国の事業とするよう千葉県や全国市長会からも要望しておりますことから、その動向を注視してまいります。
18	流山市			○	現状で、所得制限は設けず、市民税所得割非課税世帯を無料とし、通院・入院とも15歳年度末まで助成していることから、本制度の継続実現を最優先としています。このため、助成増額の要望は現段階では考えていません。
19	八千代市			○	現在，市単独事業となっている小学校4年生から中学校3年生までの通院・調剤について，県に制度化を要望しています。
20	我孫子市	○			子どもの医療費助成について、国の責務として制度を創設することを継続して要望しています。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国、県の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	県内市町村の動向を注視したい。
24	富津市		○		県の補助制度の拡充について、機会を捉え要望を行っている。
25	浦安市			○	「県の助成を対象年齢15歳までにすること」及び「県の負担割合を3分の2にすること」については、広域要望で要請した。
26	四街道市			○	今後の県の動向を注視してまいります。
27	袖ヶ浦市	○			子ども医療費助成について、県の助成額を3分の2に引き上げ、所得制限の限度額の撤廃、通院・調剤の助成対象を中学校3年生まで拡大するよう、千葉県市長会において要望されています。
28	八街市	○			通院の対象年齢を15歳年度末まで拡大することについては県に要望しているが、各細目については要望していない。
29	印西市		○		
30	白井市	○			子ども医療費助成制度については、県内のみならず全国統一の制度としていただくよう、市長会や知事との意見交換会にて要望しています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	県の財政状況及び全国的な少子化傾向を踏まえる必要がある
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	対象年齢を18歳の年度末までに拡充し、自己負担金は入院1日・通院1回300円、調剤は無料としている。
35	山武市		○		
36	いすみ市			○	
37	酒々井町	○			H30年度「知事と市町村長との意見交換会」時に所得制限撤廃及び通院の対象年齢15歳に引き上げを要請済みです。
38	栄町		○		
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		千葉県に協議要望してまいります。
44	芝山町				Ⅰ-5でコメントに記載したとおり、負担額も検討しているため、現段階では要請する予定はない。
45	横芝光町		○		県の動向を注視していく。
46	一宮町	○			千葉県町村会等を通して医療費助成の拡大を要望した。また、今年度の知事と市町村長との意見交換会にも助成拡大の要請を行う予定である。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	県の動向を注視していく。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	15歳年度末までの通院入院無料
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	16	17	20	
	%	29.6	31.5	37.0	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】1

No.	市町村名	6．地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金に、介護職員の人材確保のための措置を講ずること。2025年までに不足するとされる介護人材23，000人の確保の具体策を講じること。介護職養成校の実態調査を行い、必要な支援策を講じること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント110
1	千葉市	○			介護人材確保は本市としても重要な課題と認識しており、県と連携して状況把握を行い、現在実施中の施策（研修費補助、就職説明会開催、介護職員交流会など）の拡充等を進めてまいります。
2	銚子市			○	千葉県介護人材確保対策事業を実施している。
3	市川市			○	介護職員の人材確保については全国的な問題であることから、国及び県の人材確保事業について状況を注視しながら検討していきます。
4	船橋市	○			処遇改善の措置については、要望しておりますが、そのほかの措置についても、要請いたします。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		人材育成・確保のための措置は講じている。
8	野田市			○	県においては、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保対策事業費の補助金交付を実施しています。市では、介護人材の確保・定着のため、「就業促進のための研修支援事業」及び「介護人材マッチング機能強化事業」の補助対象となる事業を実施しています。 ◎市が実施する事業 ・介護職員研修受講料等助成事業（介護職員初任者研修、実務者研修等の受講費用を一部助成） ・介護職員合同就職相談会（市内に事業所のある介護事業者が、介護職員を目指す方への就職相談会を合同で実施） ・県の補助対象外となりますが、介護職を体験する機会を提供する体験就労事業を元年度から実施しています。 なお、介護職養成校の認可については、国又は県の管轄となりますので、適切に対応していると考えています。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市			○	県の方針等に基づき、適宜対応してまいります。
11	佐倉市		○		
12	東金市			○	千葉県において、介護人材確保対策事業を行っています。
13	旭市		○		
14	習志野市			○	基金については、平成27年度より対象となっております。人材確保については、県の取り組みに協力するとともに、多様なサービスの担い手を創出していきます。
15	柏市			○	平成27年度から，地域医療介護総合確保基金を活用した「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」が実施されており，柏市もこの補助金を活用して人材確保事業を実施しています。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	介護従事者確保に関する事業につきましては、既に基金の対象事業であり、県・市・介護事業者・養成校の協働により、介護人材確保に努めてまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	千葉県では，地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金を活用し，介護職員の人材確保のための補助金制度を設けております。また，千葉県高齢者保健福祉計画において，養成校に係るデータの掲載もあり，調査等を行っているものと考えられるため，県への要請は考えてございません。
20	我孫子市			○	当基金を活用した、千葉県介護人材確保対策事業費補助金が制定されています。
21	鴨川市		○		「量の確保」と「質の向上」の両面から十分検討し進めてまいります。
22	鎌ヶ谷市			○	既に実施されております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	介護に従事する人材を確保する為の補助金交付が実施されており、現状で他の要請を行うことは考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	地域医療介護総合確保基金においては、介護従事者の確保に関する事業も既に対象事業とされていることから、今後の基金を活用した事業について注視していきます。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	県は千葉県外国人介護人材支援センターを設置するなど取り組みを進めています。また、市で介護職員初任者研修に対し、助成しています。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	
35	山武市			○	平成29年度より市の介護人材対策として、就業促進のため、介護人材確保対策（地域医療介護総合確保基金）に係る補助金を申請済みのため。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	すでに県が講じている医療介護総合確保基金を活用した措置に従います。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		介護人材不足については、市においても課題であるため、県等への要請を検討します。
43	九十九里町		○		千葉県に協議要望してまいります。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	千葉県で介護人材確保対策事業を実施。
46	一宮町	○			令和元年度および平成28年度に要請。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であるため。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	4	17	32	
	%	7.4	31.5	59.3	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】2

No.	市町村名	7. 外国人技能実習生について県として実態を把握すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント111
1	千葉市	○			今後、市内、県内の労働人口が大きく減少する見込みであり、研修、実習等を通じて必要な技術を身につけた外国人技能実習生の活用を検討するためにも、その実態把握を県に求めていきます。
2	銚子市			○	県は、外国人介護職就業促進事業として新規に留学生受入プログラムによりマッチング支援や学費等の支援を行っている。
3	市川市			○	県として適正に外国人技能実習生の実態把握に努めていると考えておりますので、状況を注視していきたいと考えております。
4	船橋市	○			外国人人材の把握を要請いたします。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		
8	野田市			○	技能実習生の受入については、外国人技能実習機構が許可した監理団体が、講習や実習先となる介護事業所との調整を行うこととなっていることから、県への要望は実施しません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	県の方針等に基づき、適宜対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	
13	旭市		○		
14	習志野市			○	千葉県では、「外国人介護人材の受入に係るアンケート」を実施しており、外国人介護職員の実態把握及び各施設関係者の意識調査を行っています。
15	柏市		○		県では，外国人介護人材の受入に係る調査を実施しており，実態の把握に努めているようです。さらなる実態把握が要請される状況となりましたら，要望して参ります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	県では、外国人介護職員や介護分野への就職を目指す留学生が生活や仕事上の悩みについて相談できる「千葉県外国人介護人材支援センター」をオープンしております。
18	流山市			○	介護保険事業所に対しては平成30年に実態把握のためのアンケートを実施しました。
19	八千代市			○	千葉県高齢者保健福祉計画において，外国人技能実習生に関する記述があることから，対応するものと考えられるため，県への要請は考えてございません。
20	我孫子市			○	県が研修を実施しているため、要請はしません。
21	鴨川市		○		県の動向等を注視してまいります。
22	鎌ヶ谷市			○	県の動向を注視してまいります。
23	君津市			○	
24	富津市			○	実態把握が困難なため。
25	浦安市			○	
26	四街道市		○		
27	袖ケ浦市			○	外国人技能実習生の実態把握に関しては、県は既に外国人介護人材支援センターを開設するなど、外国人介護人材に係る取り組みを始めていることから、現在のところ市として県へ要請することはありません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	県は千葉県外国人介護人材支援センターを設置するなど取り組みを進めています。県への要望等の調査があった際は検討します。
31	富里市			○	
32	南房総市				
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		必要であれば県等への要請を検討する
43	九十九里町		○		千葉県と連携しながら検討します。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	県の対応について動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	県において外国人技能実習生に関するアンケート調査実施済
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町				
	県合計	2	14	36	
	%	3.7	25.9	66.7	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】1

No.	市町村名	8．国民健康保険制度は憲法25条に基づく皆保険制度であり、被用者保険制度と格差のない平等の制度への改善を求めること。そのための財源として全国知事会が要望している「公費の1兆円の投入」を早期に実現すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント112
1	千葉市			○	他の医療保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、抜本的な制度改革を実現することを指定都市国保・年金主管課長会議において要望しているところです。 公費の拡充につきましては、国民健康保険制度改革により、毎年3,400億円の財政支援が行われ、財政基盤の強化が図られているほか、令和2年度には予防・健康づくりを推進するため、保険者努力支援制度が500億円が拡充されておりますが、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が必要であると認識しております。本市としても、他政令指定都市と連携して、国に対し、引き続き、公費拡充の要望をしてまいります。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、財政支援の拡充を要望している。
3	市川市	○			国保制度改善強化全国大会にて要望を行っています。
4	船橋市			○	全国知事会、市長会を通じて財政基盤の充実・強化について要望しております。
5	館山市			○	すでに全国知事会が要望している。今後の広域化の動向を確認していく。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			医療費の増加に耐え得る財政基盤の確立を図るため、全国知事会を通じて県から国に対し要請をしていると聞き及んでおります。本市においては、県に対して公費拡充を求める要請をしております。
8	野田市			○	国民健康保険制度への公費投入の更なる拡充については、全国市長会が「国民健康保険制度等に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	県が検討するものと考えております。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	全国知事会等の動向を注視していきます。
13	旭市			○	県の動向を注視する。
14	習志野市			○	全国市長会等を通じて財政支援の拡充を要望しています。
15	柏市		○		国の動向を注視してまいります。
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市	○			財政支援の拡充については、県においても全国知事会を通じて、要請を行っているところです。
18	流山市	○			安定的な運営のために、必要な財政措置を確実に講じるよう要望していきたいと考えます。
19	八千代市			○	
20	我孫子市	○			市としても保険料の負担増とならないように、更なる公費の拡充を市長会等を通して要望していきたいと考えています。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	既に社会保障制度改革推進本部の決定により確約した財政支援について、今後も確実に実施するよう全国知事会で要望しております。
23	君津市			○	全国市長会を通して国に要望しております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	将来にわたって持続可能な制度として維持していくために、公費負担の拡大と国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充及び強化について、市から国に対し要望しており、県から国への要望については、県の判断と考えます。
28	八街市			○	全国市長会等を通じて要望しており、県の動向を注視してまいりたい。
29	印西市			○	
30	白井市			○	国の所掌であり、県や市に対する要請ではないと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			市長会、知事会を通じて要望。
35	山武市			○	国と県に財政的責任があると認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	県の判断に任せます。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	全国知事会の動向を注視していきます。
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	10	13	30	
	%	18.5	24.1	55.6	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】2

No.	市町村名	9．コロナウイルス感染下の医療保険制度として何が必要か、「被保険者(県民)」「市町村」「医療機関」などから「それぞれが直面している課題とその対応、要望など」を集約すること。その結果に基づき、国に「働きかけ」を行い、県としてもそれらの課題にただちに対応するとともに、それぞれの「主体」に明らかにすること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント113
1	千葉市			○	新型コロナウイルス感染症対策等に伴う制度見直し及び財政措置については、政令指定都市と連携して、国に対し要望しております。
2	銚子市		○		広域化後の県と市町村の話し合いの場である千葉県国民健康保険連絡会議での議論を注視し、必要に応じて検証するよう要請していく。
3	市川市		○		開催が未定となっている幹事会等、開催時にコロナ関連の議題等が行われる予定です。
4	船橋市			○	中核市市長会において傷病手当金の支給対象の拡大(被用者に限定しない)等、地方に対する支援について要望しております。 また、コロナウイルス感染下における課題は、国保制度に限らず、医療保険制度全体にかかわる問題であり、国において解決すべきと考えております。
5	館山市			○	コロナ禍の混乱に拍車をかけるだけと考える。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	新型コロナウイルス感染症ついては、国、保険者(都道府県・市町村)、関係機関が新型インフルエンザ等対策特別措置法を始めとする関係法令に基づきたそれぞれの権限において対応するものと考えております。
8	野田市			○	医療保険制度の課題については、県が適切に対応するものと考えております。
9	茂原市			○	
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		
13	旭市	○			PCR検査体制の強化。
14	習志野市		○		新型コロナウイルス感染症の影響で被保険者の保険料負担が急増することがないよう要望したいと考えています。
15	柏市		○		医療保険制度として必要な事項について情報収集を行い，適切に対応してまいります。
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市			○	県では、市町村やパブリックコメント等で寄せられた意見やコロナ禍の影響を踏まえ、平成30年度に策定した千葉県国民健康保険運営方針の中間見直し作業を行っているところですので、その動向を注視してまいります。
18	流山市			○	引き続き国や県の動向を注視してまいります。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		今後も要望を集約し、国に働きかけをすることは必要と考えます。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	国や県において、調査等が適切に行われると考えております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	新型コロナウイルス感染症に対し、PCR検査について、市として県に要望を行っておりますが、保険者としては、国・県の動向を注視してまいります。
28	八街市			○	県及び他自治体の動向を注視してまいります。
29	印西市		○		
30	白井市		○		市の課題解決にあたって、必要に応じて県に対し要望を行いたいと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	県運営協議会の動向を注視したい。
35	山武市			○	感染者に対する傷病手当金の創設・運用、コロナ影響減に対応した保険税の減免制度の創設等、国・県からの通知に基づき、適切に対応している。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	県の判断に任せます。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町		○		
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		近隣市町村並びに県との情報把握に努める。
47	睦沢町		○		
48	長生村				質問の主旨が不明なため、回答できない
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	1	24	27	
	%	1.9	44.4	50.0	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】3

No.	市町村名	10．県単位化から3年が経過し、「策定」時に比べ、国保加入者、経済、社会状況は大きく変化し、とりわけ制度創設の背景にあった「低所得者が多い」「保険料負担が重い」という問題はいっそう深刻化し、被保険者のいのちと健康、くらしを直撃している。制度創設がこうした問題の解消に役立ったのか、市町村と共同して、検証し、被保険者や医療関係者から、説明会や納付相談時の面談やアンケートなどで聴き取ること。あわせて「パブリックコメント」等を行うこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント114
1	千葉市			○	国民健康保険事業の広域化や公費拡充が実施されたことに伴い、本市の保険料は平成30年度においてマイナス改定となりました。しかし、1人当たりの医療費は医療技術の高度化などにより、今後も増え続ける見込みであり、それに併せ保険料も同様の傾向となることが見込まれることから、県主催の連絡会議等を通じて、引き続き議論してまいります。
2	銚子市		○		県の動向を注視し、必要に応じて検証について要請する。
3	市川市		○		次期運営方針の策定に向け、県にて調整を行っています。
4	船橋市			○	検証につきましては、千葉県国保運営方針の中間見直しを今年度中に行うため、市町村の意見を踏まえつつ、必要に応じた見直しがされるものと認識しております。
5	館山市			○	今後の国保広域化の動向を確認したい。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国民健康保険の都道府県化は国による制度改正であるため、市はその効果検証をする立場にございません。
8	野田市			○	県単位化に関する検証については、県が適切に実施すると考えております。
9	茂原市			○	制度創設の効果等について、県主催の連絡会議で議論してまいります。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		
13	旭市			○	県の動向を注視する。
14	習志野市			○	国保財政の課題については連絡会議等を通じて千葉県と共通認識を図っていきます。
15	柏市		○		他市の状況や関係機関との意見交換等の機会を活用して情報収集に努めてまいります。
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市			○	県では、市町村やパブリックコメント等で寄せられた意見や広域化後の国保の現状を踏まえ、平成30年度に策定した千葉県国民健康保険運営方針の中間見直し作業を行っているところですので、その動向を注視してまいります。
18	流山市			○	料金改定など市民生活に関わる事案については、パブリックコメントを実施します。
19	八千代市			○	
20	我孫子市	○			30年度からの毎年約3,400億円の財政支援の拡充が実施されたことにより、国保の抜本的な財政基盤の強化が図られているものと捉えていますが、問題の解決に役立ったのかについては、国・県に検証するように要望していきたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	国保運営方針の見直しを行う中で、県において調査等が適切に行われると考えております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	県単位化については、国の施策に従います。また、県単位化について、説明会や納税相談時に聞き取る予定はありません。パブリックコメントを行う予定もありません。
28	八街市			○	県及び他自治体の動向を注視してまいります。
29	印西市		○		
30	白井市		○		千葉県と各市町村が連携して検討に向けて取り組んでいきたいと考えています。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	県運営協議会の動向を注視したい。
35	山武市			○	県は国保運営方針に基づいて、検証していくものと認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	行われると期待しています。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町		○		
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○		
46	一宮町		○		近隣市町村と協議しながら検討していきたい
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	2	25	26	
	%	3.7	46.3	48.1	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】4

No.	市町村名	11．平成30年度、令和元年度の市町村ごとの保険料（税）の引き上げ、引き下げの状況に基づき、保険料を引き下げるための施策を講じること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント115
1	千葉市	○			市町村ごとの保険料の引き上げ、引き下げの状況については、毎年、県において調査しています。国保制度の広域化後も、1人当たりの医療費は医療技術の高度化などにより、今後も増え続ける見込みであり、それに併せ保険料も同様の傾向となることが見込まれることから、引き続き国保事業への公費の増額について指定都市国保・年金主管部課長会議などを通じて国へ要請しているところです。
2	銚子市		○		国保特会の財政状況を勘案しながら、検討する。
3	市川市			○	国保税の激変緩和措置を講じているため。
4	船橋市			○	広域化に伴い、保険料負担が急激に増加することのないよう激変緩和措置が講じられているところです。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	可能な限り国保事業財政調整基金を活用し、引き続き保険料率の引き上げ抑制に努めます。
8	野田市			○	各市町村の保険料等の状況及び引き下げるための施策等については、県が適切に実施すると考えております。
9	茂原市			○	県主催の連絡会議で議論してまいります。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			激変緩和措置や県繰入金の考え方は、今後も県と協議します。
13	旭市			○	県の動向を注視する。
14	習志野市			○	保険料負担の急増とならないよう配慮を求めていきます。
15	柏市			○	保険料収入は国保財政を運営していく上で基幹的な財源であり将来に渡って安定的な財政運営を図っていくためにも適正な保険料の設定を行う必要があります。
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市	○			
18	流山市	○			国保広域化に伴う保険料であり、適正額と考えます。
19	八千代市	○			
20	我孫子市	○			当市の保険税状況については県に情報提供していのすので国または県からその様な情報が提供されるものと見込んでいます。また、広域化によって保険税ができるだけ上がらないよう、国の動向を注視し状況に応じて要望していきたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	激変緩和等の措置がされているため。
23	君津市			○	急激な保険料（税）の上昇に対しては、激変緩和措置等により、県において、適切な対策が講じられていると考えております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	保険税軽減対象の拡大を行い、低所得者の負担軽減を図っており、現状において市独自の施策を講じる予定はございません。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	低所得者に対する保険税の軽減制度を設けて運用しており、保険税の引き下げについて県に要請することは考えていません。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	急激な引き上げにならないよう一定の基準を設けて激変緩和措置が講じられている。
35	山武市			○	県は国保運営方針に基づいて、検証していくものと認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	行われると期待しています。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	令和元年度に資産割を廃止し、他の税率はそのままなので税負担は軽くなっている。
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		県の動向に注視しながら、検討していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	保険税率については県下で統一化することが課題であると考えているため。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			
54	鋸南町			○	実施する場合、全市町村で調整が必要と考えられる
	県合計	8	20	25	
	%	14.8	37.0	46.3	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】5

No.	市町村名	12.「財政運営の責任主体」として廃止した県単独の補助金を復活・充実すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント116
1	千葉市			○	広域化に伴い、公費のほとんどは県の国保特会で受け入れる構造となり、給付費を賄うための保険料から、県に支払う納付金を賄うための保険料となりました。県が市町村へ請求する納付金は、県内の給付費を賄うためのものであり、公費の受け入れを加味して算定されます。市の国保特会にて、公費の受け入れはほとんどなくなったものの、今後も増え続ける見込みである医療費、保険料に対応するため、公費を増額する必要があると認識しております。そのため、国保事業への公費の増額については、指定都市国保・年金主管部課長会議などを通じて国に対して要請しております。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、要望している。
3	市川市		○		開催が未定となっている幹事会等にて、県の国保財政状況を聞く事等を予定しています。
4	船橋市			○	県単独の補助金については、県内の財政状況を鑑みた施策が必要であり、県に対し要請することは考えておりません。
5	館山市			○	県繰入金として残っていると認識している。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			県単独の補助金の新設による国民健康保険財政の支援を要望しております。
8	野田市			○	県補助金については、県が適切に検討するものと考えております。
9	茂原市			○	県が県内の財政状況を鑑み、検討するものと考えます。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	県の動向を注視していきます。
13	旭市			○	県の動向を注視する。
14	習志野市			○	県として検討すべきものと考えます。
15	柏市		○		県の動向を注視してまいります
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市			○	国には、制度改正に係る公費投入の確実な実施及び財政強化策を講じることを要請しております。また、千葉県には、国保財政の責任主体となっておりますので、廃止された補助金ではなく、平成30年度からの新たな制度の下、財政負担について機会を捉えて要請してまいります。
18	流山市			○	現行に従います。
19	八千代市	○			
20	我孫子市	○			国保制度の広域化に伴い従来の県単独の補助金制度が変わっています。市町村は保険税への負担増が抑制されるように、保険者努力支援制度(県分)を活用するとともに、更なる公費負担の拡充について国・県に対して要望していきたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	県からの交付金等については、県単位化により納付金の減額の財源等になっております。
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	広域化に伴い、交付金が整理されました。県独自の補助金の復活は要望いたしません。県の施策に従います。
28	八街市			○	県の動向を注視してまいります。
29	印西市		○		
30	白井市			○	県の所掌であり、市に対する要請ではないと考えています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源確保等の問題があり、県の動向を注視したい。
35	山武市			○	県繰入金(2号分)での交付項目を満たすよう努めることで、県から補助を確保するようにしている。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	県の判断に任せます。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	県の動向を注視していきます。
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		精査しながら県への要望を検討する
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	5	19	29	
	%	9.3	35.2	53.7	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】6

No.	市町村名	13．滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、暮らし、健康に十分配慮した「収納対策の支援」をすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント117
1	千葉市			○	広域化後も滞納処分は市町村の役割となっています。 また、滞納世帯に対しては、納付資力の有無を見極めたうえで、差押えや処分停止を行うなど、適正に対応しております。
2	銚子市	○			県は、千葉県国民健康保険運営方針に基づいて実施している。
3	市川市			○	広域化以前より、県による保険者指導、研修会などを開催して収納対策の支援がなされており、今後、収納対策アドバイザーの派遣も含めた継続的な支援が得られると考えています。
4	船橋市			○	県は支援を実施していると考えております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	県は滞納処分について保険者指導を実施しております。
9	茂原市			○	千葉県国民健康保険運営方針に記載のとおり、市町村が行う収納対策の支援を受けているものと考えております。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	県の運営方針で、被保険者の所得や生活状況など個々の実情を十分に勘案することを基本とし、市町村の行う収納対策を支援することとしています。
13	旭市			○	県の動向を注視する。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	滞納処分の実施については、千葉県国民健康保険運営方針において、被保険者の所得や生活状況など個々の実情を十分に勘案して、適切な取り扱いをすることが重要であるとされております。
18	流山市			○	最低生活費を考慮した差押を行い、生活困窮者に対しては執行停止処分を行っています。
19	八千代市			○	
20	我孫子市		○		状況に応じて検討していきたい。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	国保運営方針に基づいて実施しております。
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市				県に対する要望のため、不答
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	市に対する要請ではないと考えています。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	収納率向上に対する指導・助言、収納職員の能力向上に対する研修や説明会を開催している。
35	山武市			○	県は国保運営方針に基づいて、市町村の意見を徴収し対応していると認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			被保険者の人権や生活状況、健康状態等を考慮した上での滞納処分実施をしている。
38	栄町			○	県の判断に任せます。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市	○			
43	九十九里町		○		近隣市町と連携を図りながら検討してまいります。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		県の動向に注視しながら、検討していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		近隣の市町の動向を確認し検討したい。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	3	21	29	
	%	5.6	38.9	53.7	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【障害者福祉】1

No.	市町村名	14．重度心身障害者(児)医療費助成制度については、一部負担金をなくし、65歳以上で新たに重度障害者となった人と精神障害者への助成を一刻も早く実施し、精神障害については1・2級を対象とすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント118
1	千葉市			○	精神障害者保健福祉手帳1級所持者については令和2年8月診療分から対象とされました。2級所持者については重度障害者には含まれないため対象とするよう要請する予定はありません。
2	銚子市		○		原則、県の補助制度に準ずる
3	市川市			○	本市といたしましては、県の基準のとおり実施してまいりたいと考えております。
4	船橋市			○	令和2年8月1日より、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象といたします。
5	館山市			○	精神障害1級については対象としたところである。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	県基準により令和2年8月1日から1級かつ65歳未満で手帳取得した者に限り対象とし、2級は対象外とした。
8	野田市			○	千葉県や近隣市町村の動向を踏まえて、65歳以上で新たに助成対象の障がい者手帳が交付された方は、国が実施する後期高齢者医療制度で対応しております。精神障害については令和2年8月より精神障害者保健福祉手帳1級について千葉県重度心身障害者医療費助成の対象となっております。
9	茂原市			○	令和2年8月1日診療分から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者に追加しました。
10	成田市			○	本市対応はNo33で回答したとおりであります。一部負担金については、一定以下所得の方は無料となっており、また他の医療費助成制度にも同様の負担があることから、妥当であると考えております。県の対応については今後も注視してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	県の動向を注視します
13	旭市			○	一部負担については現行のままとする。
14	習志野市			○	精神障がいは1級のみ実施しています。
15	柏市			○	本医療費制度は一定以上の収入のある方は，一部負担金(300円)はあるものの，低所得者(市民性所得割非課税)の方は無料となっています。 また，65歳以上で重度障害者になった方は，加齢に伴う疾病になることが多く，そのような方は，障害者施策ではなく，高齢者施策として，国の後期高齢者医療制度(原則1割負担)での対応が望ましいと考えています。 精神障害者の医療費助成については，1級(1級取得時65歳未満)は令和2年8月診療分より助成が開始されました。上記以外の方は，市単事業の精神障害者入院医療費助成制度(医療費の1/2助成)を通じて，引き続き，医療費負担が重い，入院医療費の負担軽減に努めていきます。
16	勝浦市			○	精神障害1級は対象とした。65歳以上については介護保険で対応する。
17	市原市			○	本制度を持続可能な事業としていくため、一定の所得がある方からは、引き続き一部負担金を徴収いたします。65歳以上の重度障がい者に関しましては、後期高齢者医療に特例で加入することができ、医療費の自己負担額が1割に軽減されることから、現行制度を継続してまいります。令和2年8月1日より精神障害1級を対象としたところです。2級の方については、今回対象外としたところであり、当面の間は対象とする予定はありません。
18	流山市	○			県要綱に準じて本市条例により一部負担金を求めるとともに、65歳以上の方については、後期高齢者医療で対応します。また、精神保健福祉手帳1級所持者については令和2年8月診療分から実施、2級所持者は現行の償還払で対応しています。
19	八千代市	○			千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い八千代市においても制度改正を行い，令和2年8月1日より精神保健福祉手帳1級を取得されている方につきましては重度心身障害者(児)医療費助成制度の対象となりました。 今後も県内市町村の状況や県の動向に注視していきます。
20	我孫子市		○		これまで県に対して精神1級を対象にするよう要望したことで、令和2年8月から県では精神1級が対象になりました。重度心身障害者(児)医療費助成制度についても、一部負担金や65歳以上で新たに重度障害者となった方への助成を実施できるよう、要望を検討します。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	県と同様の方針で実施しております。
23	君津市			○	令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級を対象に追加した。今後も県の基準に準じて行っていく。また、精神障害者には市独自の制度で医療費を助成している。
24	富津市		○		千葉県の補助基準の改正により、重度心身障害者(児)医療費助成制度に精神障害1級が対象者として加えられたところである(2級は対象外となっている)。
25	浦安市			○	既に1級は対象としている
26	四街道市			○	重度心身障害者(児)医療費助成制度については、県の要綱に準じて運用しているため、要請は行いません。 なお、県の要綱改正により、令和2年8月～精神障害1級を対象とした。なお、市の単独助成で、精神保健福祉手帳の取得者で、自立支援医療(精神通院)を利用する者については、手帳の程度に関係なく、精神通院の医療費の自己負担分の2分の1を助成しており、今後も継続します。
27	袖ヶ浦市			○	65歳以上で新たに重度障害者となった方は，加齢による疾病もあることから，障害福祉施策ではなく，国の後期高齢者医療制度で対応すべきと考えます。 精神障害1級の方については、令和2年8月から助成の対象となりました。また、市独自の医療費助成制度により、殺または手帳の所持にかかわらず、精神障害の医療費を助成しております。
28	八街市			○	精神障害者手帳1級所持者を対象とした
29	印西市			○	65歳以上で重度障害者となった人と精神障害者保健福祉手帳1級については既に対象としております。精神障害者保健福祉手帳2級は、他の手帳の身体3級、療育Bの1と同じ中程度の区分であるため本制度の趣旨に該当せず対象とはならないと考えます。また、一部負担金は県基準より減額をおこなっております。
30	白井市			○	一部負担金は所得に応じた徴収としており、低所得の方からは徴収していません。65歳以上で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。精神障害者への助成については、1級が令和2年8月1日から対象になっています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	精神障害者1級のみ実施
34	香取市		○		県基準に揃え、障害者福祉手帳1級を対象とした。県の動向を注視して参りたい。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	1級については実施済。2級については実施しない
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	8/1から1級を対象に加えた
42	大網白里市			○	一部負担金については、平成27年度の制度改正に伴い導入されたものであることから、要請を行う考えはありません。
43	九十九里町			○	精神障害1級のみ対応
44	芝山町		○		精神障害者1級への助成は、実施中
45	横芝光町			○	一部負担は、同一医療保険世帯のうち市町村民税所得割非課税世帯は無料となっている。65歳以上の方は後期高齢者医療制度で対応する。精神障害1級は令和2年8月から対象となった。
46	一宮町		○		精神障害1級のみ対象となっているため、県、近隣市町村の動向を見ながら対応していく。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	村は一部負担金はなく、65歳以上の新たな1級精神障がい者は対象としている。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町			○	結核・精神医療費助成を町独自で実施している。
52	大多喜町			○	令和2年8月から精神障害者1級を対象としている。
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			精神障害者は対象とした
	県合計	3	9	42	
	%	5.6	16.7	77.8	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【保育】1

No.	市町村名	15. 新型コロナウイルス感染対策を行いながら、子育て支援や保育内容の充実が可能となるよう、県独自に職員の上乗せ配置をすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント119
1	千葉市		○		本市においては、すでに国基準に上乗せして保育基準を引き上げております。
2	銚子市			○	
3	市川市			○	現行の配置基準の中で、徹底した新型コロナウイルス感染症対策を講じて参ります。
4	船橋市			○	市単独で公定価格の各種加算等により必要となる職員数を超えて職員を配置する場合の補助を実施しており、現行の補助内容において、目的を達成できるものと考えます。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		
8	野田市		○		新型コロナウイルス感染防止対策については、今後の感染拡大の状況を注視しつつ、更に感染症防止の徹底を図るための臨時の休園や休所をはじめ、利用児童や保育士等の職員に感染者が発生した場合においても、保育を維持可能な方策を検討するとともに、職員の上乗せ配置に限らず必要に応じて県への要請を検討してまいります。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	現行基準の範囲で、新型コロナウイルス感染対策を行いながら、子育て支援や保育内容の充実が可能となるよう取り組む。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	千葉県独自の事業として、私立の保育所・認定こども園での保育士等の配置改善事業が実施されている。
13	旭市			○	民間保育所に対して、定数を超える保育士の配置について、県補助を財源に市から補助金を交付し、保育内容の充実を図っている。また、公立保育所も定数を超えた保育士の配置を実施している。
14	習志野市			○	既に国基準を超えた配置基準となっています。
15	柏市		○		保育士の人材確保が困難であることも踏まえ，状況を見て検討してまいります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	別名目ですが、既に上乗せ配置の補助金が措置されています。また、待機児童が解消していないため、更なる配置改善を行うことで待機児童数の増加が懸念されます。
18	流山市	○			保育士の加配についての補助金制度の拡充を県に要望しました。
19	八千代市			○	学童保育は各委託事業者で職員の配置を行っているため千葉県に対して要請は行いません。
20	我孫子市		○		市内各園の感染予防対策の状況により、要望していく
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	市内公立園では独自に保育士の配置基準に上乗せを実施しております。
23	君津市			○	職員配置の基準が改善されることにより、コロナ禍における充実した保育の実施が期待できるが、現行では国や県の動向に注視しつつ、基準に従うこととしたい。
24	富津市		○		新型コロナウイルス感染症対応など、新しい生活様式に関連した動向に応じて検討する。
25	浦安市			○	職員の配置基準の上乗せについては、保育士確保が難しい現状もあり、事業者に負担をかけることとなると思われます。
26	四街道市			○	
27	袖ケ浦市			○	すでに県の保育士配置改善事業補助金により、保育士定数を超えて配置される保育士を設置するに要する経費について、県及び市が負担することで配置改善を図っております。
28	八街市			○	現状においても保育士の不足が生じていることから、上乗せした場合の保育士確保が難しいと考える。
29	印西市		○		処遇改善補助金が創設されていますので、職員の増員配置に向けた拡充などを検討します。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	
35	山武市		○		
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	子育て支援センターを休館にすることで、そこに従事する職員を保育園や学童保育所へ派遣し、町独自で上乗せ配置を行った。
38	栄町			○	国基準に準ずる
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町			○	Ⅰ-35でコメントしたとおり、基準より多く配置しているため、要請する予定はない。
45	横芝光町		○		県の動向を注視していく。
46	一宮町			○	保育現場等の現状を把握しつつ、当面は県の動向を注視したい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	県の動向を注視していく。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	県の施策の動向により対応
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	1	19	34	
	%	1.9	35.2	63.0	

介護保険アンケート 1

No.	市町村名	1. 2020年4月1日の第1号被保険者数	2. 要介護(要支援)認定者数について									
			2019年(令和元年)度(単位:人)									
			要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
1	千葉市	252,125	6,874	5,145	12,019	11,006	6,602	5,284	4,811	3,763	31,466	43,485
2	銚子市	22,293	394	441	835	933	811	633	570	286	3,233	4,068
3	市川市	104,354	2,342	2,760	5,102	3,285	3,582	2,701	2,149	1,623	13,340	18,442
4	船橋市	153,746	3,574	4,259	7,833	5,858	5,265	3,879	3,219	2,447	20,668	28,501
5	館山市	18,157	639	430	1,069	1,105	515	410	332	267	2,629	3,698
6	木更津市	37,737	960	948	1,908	1,191	1,093	911	827	602	4,624	6,532
7	松戸市	127,400	2,849	3,056	5,905	3,658	4,608	3,241	2,739	1,961	16,207	22,112
8	野田市	46,989	1,002	1,423	2,425	1,365	1,466	1,183	897	662	5,573	7,998
9	茂原市	29,065	611	549	1,160	951	780	637	622	505	3,945	4,655
10	成田市	30,535	282	651	933	854	993	715	585	307	3,454	4,387
11	佐倉市	55,417	1,232	1,494	2,726	1,150	1,140	931	1,031	703	4,955	7,681
12	東金市	17,240	235	354	589	400	551	421	369	259	2,000	2,589
13	旭市	19,826	269	300	569	673	552	471	475	309	2,480	3,049
14	習志野市	40,679	1,284	704	1,988	1,835	1,007	881	782	567	5,072	7,060
15	柏市	109,672	2,913	2,201	5,114	3,968	2,697	2,159	1,923	1,431	12,178	17,292
16	勝浦市	7,444	49	138	187	189	331	224	195	124	1,063	1,250
17	市原市	80,195	2,039	1,676	3,715	2,949	2,221	1,817	1,789	1,148	9,924	13,639
18	流山市	46,001	1,271	829	2,100	1,982	1,294	1,045	924	757	6,002	8,102
19	八千代市	50,121	1,197	1,277	2,474	1,804	1,451	1,104	893	696	5,948	8,422
20	我孫子市	40,157	947	774	1,721	1,625	1,078	797	726	534	4,760	6,481
21	鴨川市	12,420	185	334	519	498	489	375	344	189	1,895	2,414
22	鎌ヶ谷市	30,729	743	653	1,396	1,160	777	730	591	391	3,649	5,045
23	君津市	26,095	523	608	1,131	847	810	638	618	379	3,292	4,423
24	富津市	16,478	268	408	676	488	595	467	479	272	2,301	2,977
25	浦安市	29,820	843	566	1,409	802	623	448	476	356	2,705	4,114
26	四街道市	27,046	573	606	1,179	719	557	471	456	313	2,516	3,695
27	袖ヶ浦市	17,099	305	319	624	551	398	338	323	229	1,839	2,463
28	八街市	20,801	314	312	626	633	466	422	394	244	2,159	2,785
29	印西市	3,021	371	437	808	636	505	403	368	301	2,213	3,021
30	白井市	16,774	208	315	523	489	395	317	280	194	1,675	2,198
31	富里市	13,846	160	154	314	270	259	216	213	135	1,093	1,407
32	南房総市	17,100	417	447	864	542	635	420	449	321	2,367	3,231
33	匝瑳市	12,323	273	218	491	514	313	349	298	219	1,693	2,184
34	香取市	26,985	418	491	909	865	724	494	586	347	3,016	3,925
35	山武市	17,645	268	370	638	421	546	501	413	279	2,160	2,798
36	いすみ市	15,253	324	339	663	574	436	423	375	204	2,012	2,675
37	酒々井町	6,645	133	118	251	213	132	106	87	62	600	851
38	栄町	7,848	93	130	223	172	150	132	114	98	666	889
39	神崎町	2,038	24	56	80	94	87	59	62	23	325	405
40	多古町	5,323	107	57	164	177	139	134	125	69	644	808
41	東庄町	5,192	100	116	216	127	140	123	117	99	606	822
42	大網白里市	15,752	228	371	599	367	454	339	326	298	1,784	2,383
43	九十九里町	6,120	43	114	157	123	233	169	144	116	785	942
44	芝山町	2,469	16	35	51	39	92	88	70	42	331	382
45	横芝光町	8,387	126	204	330	223	282	220	216	144	1,085	1,415
46	一宮町	3,964	47	57	104	126	100	92	76	68	462	566
47	睦沢町	2,790	48	52	100	73	90	62	55	47	327	427
48	長生村	4,783	25	46	71	91	167	159	96	87	600	671
49	白子町	4,463	94	78	172	114	142	98	110	93	557	729
50	長柄町	2,728	16	27	43	62	113	80	48	55	358	401
51	長南町	3,339	37	64	101	129	112	93	79	64	477	578
52	大多喜町	3,747	67	73	140	131	121	124	108	59	543	683
53	御宿町	3,700	18	35	53	78	89	51	44	33	295	348
54	鋸南町	3,618	26	55	81	149	167	130	139	54	639	720
合計		1,685,494	38,404	37,674	76,078	59,278	49,375	38,715	34,537	24,835	206,740	282,818

介護保険アンケート 2

※は別表参照

No.	市町村名	3. 介護保険料の市町村独自の軽減・免除制度					4. 利用料の市町村独自の軽減・免除制度			
		○ある ×ない △検討中	実施 年月日	2019年度 実績(件)	あれば具体的に	新型コロナウイルス感染の影響で介護保険料を減免した件数 (令和2年(2020年)6月1日現在)	○ある ×ない ●検討中	実施 年月日	2019年度 実績(件)	あれば具体的に
1	千葉市	○	2000/9/1	209		0	×			
2	銚子市	×				0	×			
3	市川市	○	2001/4/1	127	世帯の生計を維持することが困難な方に対して、最大90%減額する。	0	○	2003/4/1	538	世帯の生計を維持することなどが困難な方に対し、利用料の2分の1を助成する。
4	船橋市	○	2000/10/1	226		67	○	2004/4/1	2,014	低所得者を対象に居宅サービスに係る自己負担の40%を助成
5	館山市	○	2000/10/1	1,541	台風災害による減免が1540件その他1件	0	○	2019/9/9	247	台風災害(住家が半壊以上の被害)による利用料免除
6	木更津市	×				0				
7	松戸市	○	2001/4/1	270	災害などにより生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずると認められる者	0	○	2005/10/1	37	社会福祉法人等の利用負担軽減制度
8	野田市	○	2003/4/1	0	*1	0	○	2003/4/1	4	*2
9	茂原市	○	2001/10/1	1,265	*7	0	○	2019/4/1	136	昨年の大雨災害の被災者に対して利用料減免を実施しています。
10	成田市	○	2000/4/1	10	東日本大震災による避難者、拘禁者、生活困窮者	0	○	2011/4/1	15	令和元年台風第15号、第19号等の被災者
11	佐倉市	○	2000/4/1	7	台風による災害減免	0	○	2000/4/1	2	台風による災害減免
12	東金市	○	2019/7/1	1	台風による被害	0	×			
13	旭市	○	2005/7/1	0		0	×			
14	習志野市	○	2001/11/21	7		0	×			
15	柏市	○	2005/4/1	50	低所得者減免	0	○	2001/4/1	655	低所得のかたを対象に20種類の居宅サービスについて利用者負担金の一部を助成しています。
16	勝浦市	○	2001/10/1	0		44	○	2006/4/1	1,058	
17	市原市	○	2000/4/1	242	低所得者:17件、災害:218件、刑事施設収容:7f	0	×			
18	流山市	○	2008/10/8	9		0	×			
19	八千代市	×					×			
20	我孫子市	○	2000/4/1	4	火災減免・収監による減免・東日本大震災による	0	○	2011/3/11	2	東日本大震災による減免
21	鴨川市	×		–	–	0	×		–	-
22	鎌ヶ谷市	○	2000/4/1	1	所得段階が第2段階で、世帯の収入、資産の状況等を勘案し、第1段階へ引き下げる措置を行っている。(申請が必要)	0	×			
23	君津市	×		0		0	×		0	
24	富津市	×		0		0	×		0	
25	浦安市	○	2001/1/1	2	東日本大震災に被災されたため	0	×			
26	四街道市	○	2016/8/9	3	台風による住宅の半壊による減免	0	○		0	
27	袖ケ浦市	○	2004/4/1	87	*3	0	○	2006/4/1	0	*4
28	八街市	○	2002/7/1	0		0	×			
29	印西市	×				0	×			
30	白井市	×				0	○	2001/7/1	2	社会福祉法人以外の事業者による減免に対する助成
31	富里市	×		0		1	×			
32	南房総市	×				0				
33	匝瑳市	○	2006/6/1	11		0	×			
34	香取市	×					×			
35	山武市	○	2011/4/1	41	*5	0	○	2020/3/10	8	*6
36	いすみ市	○	2008/7/1	0		0	○	2012/7/2	0	
37	酒々井町	○	2020/6/26	0		0	×		0	
38	栄町	×				0	×			
39	神崎町	○	2020/2/1	0		0	×			
40	多古町	×		3		0	×		0	
41	東庄町	○	2019/11/1	1	対象:台風15号により罹災した被保険者	0	×			
42	大網白里市	×				0	○			
43	九十九里町	○	2003/11/1	2	震災、風水害、火災その他の災害等、収入が著しく減少した場合等、施設に拘禁されていた場合等、その他の場合に該当	0	×			
44	芝山町	×					×			
45	横芝光町	△			新型コロナの影響による保険料減免についての条例改正案を、9月議会に上程。		×			
46	一宮町	×				0	×			
47	睦沢町	×					×			
48	長生村	×				0	○	2009/4/1	29	
49	白子町	×				0	×			
50	長柄町	×		0		0	×		0	
51	長南町	×				0	×			
52	大多喜町	×				1	×			
53	御宿町	×		0		0	×			
54	鋸南町					0	×			
合計		29		4,119			18			

介護保険アンケート 3

※は別表参照

No.	市町村名	5. 補足給付								6. 特別養護老人ホームの待機者			
		①2019年8月の見直しで対象外になった人数	②2019年8月現在の補足給付対象者			③入居中の居住費・食費の市町村独自軽減策				年月日現在	① 人数	①の内で要介護1の人数	①の内で要介護2の人数
			第1段階	第2段階	第3段階	○ある ×ない ●検討中	実施年月日	2019年度実績（件）	具体例				
1	千葉市	0	2,580	852	371	×				2020/4/1	1,970	82	154
2	銚子市	0	36	236	308	×				2020/1/1	381	9	27
3	市川市	-	321	496	1,335	×				2020/1/1	243		
4	船橋市	14	280	654	2,011	×				2020/4/1	590	7	24
5	館山市	16	33	164	273	×				2020/6/1	139	10	6
6	木更津市	不明	74	397	506	×				2020/1/1	319	0	5
7	松戸市	92	296	598	1,602	○	2005/10/1	37	社会福祉法人等の利用負担軽減制度	2020/7/1	973	11	4
8	野田市	16	63	312	676	○	2007/4/2	4	*8	2020/1/1	473	18	72
9	茂原市	0	37	240	346	×				2020/1/1		5	10
10	成田市	0	37	267	346	×				2020/1/1	220	0	0
11	佐倉市	9	64	222	687	×				2020/1/1	317	0	0
12	東金市	6	23	163	200	×				2020/1/1	145	0	0
13	旭市	0	38	454	303	×				2020/1/1		19	17
14	習志野市	5	82	145	480	×				2020/1/1	419	4	9
15	柏市	0	170	460	1,314	×				2020/6/1	724	3	7
16	勝浦市	8	9	111	119	×				2020/7/1		4	9
17	市原市		167	551	1,092	×				2020/8/1	704	0	0
18	流山市	28	45	162	436	×				2020/1/1	296	0	0
19	八千代市	10	89	187	539	×				2020/1/1	320	0	1
20	我孫子市	0	79	147	470	○	2010/9/30	19	認知症高齢者グループホームの入居費用の助成	2020/7/1	365	15	27
21	鴨川市	0	242	230	21	×		-	-	2020/2/17	179	0	0
22	鎌ヶ谷市	0	66	154	429	×				2020/1/1	212	6	11
23	君津市	4	51	289	392	×		0		2020/1/1	186	1	10
24	富津市	0	19	285	231	×		0		2020/4/1	207	4	16
25	浦安市	不明	30	95	207	×				2020/1/1	224	7	12
26	四街道市	1	37	130	368	×				2020/1/1	130	5	13
27	袖ヶ浦市	0	18	149	228	×				2020/1/1	136	3	2
28	八街市	0	47	199	230	×				2020/1/1	74	6	9
29	印西市	6	19	249	375	×		0		2020/1/1	117	5	7
30	白井市	把握していない	19	96	217	×				2020/7/1	91	1	1
31	富里市	若干名	26	83	96	×				2020/1/1	65	1	4
32	南房総市		26	269	276							193	
33	匝瑳市		25	220	141	×				2020/1/1	207	12	8
34	香取市	0	51	438	288	×				2020/7/1		31	39
35	山武市	3	41	288	273	×				2020/7/1	175	5	12
36	いすみ市	10	20	222	258	×				2020/7/1	146	19	22
37	酒々井町	0			44	×		0		2020/7/1	35	3	7
38	栄町	1	4	59	72	×				2020/1/1	61	0	0
39	神崎町									2020/4/1	24	1	4
40	多古町	0	13	103	57	×		0		2020/1/1	110	0	0
41	東庄町	2	15	103	65	×				2020/7/1	55	3	7
42	大網白里市	6	16	129	191	×				2020/1/1	73	0	2
43	九十九里町	1	10	84	71	×		0		2020/7/1	16	0	0
44	芝山町					×				2020/1/1	34	0	0
45	横芝光町	0	13	118	109	×				2020/7/1	135	3	18
46	一宮町	5	2	35	59	○		10	グループホーム家賃助成事業：対象者は、月に2万円の助成を実施	2020/7/1	31	1	2
47	睦沢町	1	1	50	40	×				2020/1/28	21	1	1
48	長生村	1	5	48	67	×				2020/1/1	24	0	1
49	白子町	1	5	72	58	×				2020/7/1	30	0	3
50	長柄町	1	4	30	34	×		0		2020/1/1	19	0	0
51	長南町	0	1	64	65	×				2020/1/1	18	0	1
52	大多喜町	1	12	67	69	×				2020/1/1	30	0	0
53	御宿町		4	54	62	×				2020/1/1	39	8	5
54	鋸南町	0	61	79	7	×				2020/2/1	75	0	5
	合計	248	5,426	11,309	18,514						11,577	506	594

介護保険アンケート 4

No.	市町村名	7. 介護認定者の障害者控除の認定									8. 65歳以上の介護保険料普通徴の内、滞納のある人数（2020年6月1日現在、前年度）期でも滞納のある人）	9. 保険料滞納を理由とする給付制限（2020年6月1日現在）	
		①2019年度の認定書発行実績(枚)	障害者控除の認定申請を促すための申請書送付		③認定申請の発行の条件							①人数	②①の内でサービスの利用人数
			○している ×していない	件	介護認定者の内、要支援以上は基本的に発行	介護認定者の内、要支援以上は基本的に発行	医師の証明書（意見書）を提出していただき、判断	介護認定内容を元に、主治医の意見書で判断	その他の判断方法	内容			
1	千葉市	248						○			6,028	113	32
2	銚子市	255	×					○			496	16	5
3	市川市	1,164	×						○	介護認定者の内、65歳以上かつ要介護1以上であり、次の自立度に該当する場合は基本的に発行している。（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上、障害高齢者の日常生活自立度A1以上）	2,351	5	1
4	船橋市	1,371	○	217				○			3,442	46	16
5	館山市	54	×					○			435	8	6
6	木更津市	265	×						○	*9	1,253	0	
7	松戸市	245	×					○			2,641	0	0
8	野田市	68	×					○			581	10	4
9	茂原市	361	○	1,039				○			834	6	3
10	成田市	273	×					○			722	7	6
11	佐倉市	525	○	358				○			人数は把握していない	5	2
12	東金市	47	×					○			417	0	0
13	旭市	15	×					○			491	4	2
14	習志野市	430	×					○	○		765	5	0
15	柏市	360	○	96				○			2,393	34	13
16	勝浦市	22	×					○			138	0	
17	市原市	543	×						○	認定調査票および主治医意見書の両方で判断している。	2,404	84	28
18	流山市	302	○	221				○			515	1	0
19	八千代市	171	×					○			1,173	4	1
20	我孫子市	520	○	598				○			591	0	0
21	鴨川市	5	×	-							273	2	1
22	鎌ヶ谷市	25	×					○			827	0	0
23	君津市	469	×	0				○	○	要介護1以上の認定を受けている者（申請による）	654	0	0
24	富津市	175	×					○	○	要介護1以上の認定者の申請に基づき、要介護度及び認定調査表に基づき認定している	588	7	3
25	浦安市	704	○	2,044					○	原則、要介護1以上の申請者に対して介護認定時の認定調査票及び主治医意見書を確認し、発行しています。	812	7	3
26	四街道市	79	×						○	要介護1～5認定者かつ主治医の意見書で判断	528	0	0
27	袖ヶ浦市	237	×						○	要介護1又は2は「障害者」、要介護3は要介護認定時の心身の状態により「障害者」又は「特別障害者」、要介護4又は5は「特別障害者」に該当します。	403	3	0
28	八街市	81	×					○			789	24	3
29	印西市	36	×					○			448	3	1
30	白井市	118	×					○			132	4	1
31	富里市	60	×					○			472	5	5
32	南房総市	91						○			464	2	0
33	匝瑳市	62	×					○			231	1	0
34	香取市	539	×					○			704	7	0
35	山武市	67	×					○			645	0	
36	いすみ市	41	×					○			351	0	0
37	酒々井町	18	×						○	介護認定時の認定調査及び主治医の意見書で判断している。	175	0	0
38	栄町	15	×					○			87	0	0
39	神崎町	19	×					○			36	0	0
40	多古町	36	×					○			74	0	0
41	東庄町	44	×					○			39	1	1
42	大網白里市	70	○	介護認定更新対象者にお知らせを送付		○					392	9	4
43	九十九里町	18	×	0				○			307	0	0
44	芝山町	12	×					○			47	0	
45	横芝光町	475	○	979				○			191	5	4
46	一宮町	13	×					○			41	0	0
47	睦沢町	43	×					○			41	0	0
48	長生村	46	×	0				○			70	0	0
49	白子町	42	○	41				○			128	0	0
50	長柄町	5	×					○			73	0	0
51	長南町	18	×					○			148	0	0
52	大多喜町	5	×								60	0	
53	御宿町	2	×			○		○			67	1	0
54	鋸南町	2	×							確定申告時に案内している	10	0	
合計		10,911	10	5,593	0	2	0	43	10		37,977	429	145

介護保険アンケート 5

※は別表参照

No.	市町村名	10. 2020年6月1日での利用料が2割負担及び3割負担になる見込みの人数			11.「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況(2020年6月1日現在)											
					①訪問型サービスの実施内容											
					Ⅰ. 現行相当サービス				Ⅱ. 緩和基準サービス(訪問型A)				Ⅲ. 住民主体サービス(訪問型B)			
		2割負担	3割負担	利用者の実態及び寄せられている声	状況	単価(円)	事業所数	利用者負担	状況	単価(円)	事業所数	利用者負担	状況	単価(円)	事業所数	利用者負担
1	千葉市	3,255	2,237	制度の周知が足りない、発送が遅い、などの意見をいただいております。	確保	1回当たり 2,950円～3,160円 ※10割の額(目安)	200	1割、2割、3割	確保	1回当たり 2,784円 ※10割の額(目安)	165	1割、2割、3割	確保		3	任意設定
2	銚子市	130	79	合計所得や世帯構成員の変動について説明を行い、理解いただいている。	確保	現行相当	16	現行相当	確保	1時間 1,600円、30分	2		未定			
3	市川市	1,292	1,304	把握しておりません。			70									
4	船橋市	2,358	1,690	*10	確保	国が定める額(100%)	119	1割から3割	確保	現行相当の90%	35	1割から3割	未定			
5	館山市	188	81	*11	確保	国が定める単価	14		実施しない				実施しない			
6	木更津市	314	200	把握はしていない。	確保	利用回数等により異なる		単価、負担割合により異なる	確保	2287	2	228	未定			
7	松戸市	1,551	1,181	特に相談等はありません	確保	10.7	89	1割から3割	確保	別紙参照	4	別紙参照	確保		4	1時間500円～1000円
8	野田市	393	338	2割3割負担となった利用者からの意見や要望はありません。実態については、給付実績から把握が可能です。												
9	茂原市	291	144	実態把握については実施しておりません。また、利用者からの相談等についても現在のところございません。	確保		35	現行と同様	確保	回数単価	3	現行と同様	未定			
10	成田市	191	195	*12	確保	国が定める単価	32	1割～3割	確保	国が定める単価のおおむね8割相当	3	1割～3割	未定			
11	佐倉市	610	403	実施済み	確保	国基準と同等	66	1～3割	確保	国基準と同等	2	1～3割	一部確保	団体への一部補助のため、単価設定なし	6	実施主体が定める額
12	東金市	102	89		確保	確保	41	1割又は2割又は3割	確保	1回につき 225単位	4	1～3割	確保	団体の決めた単価	1	団体で定める単価
13	旭市	113	61	特に声はない。	確保	確保	22	1～3割	未定				未定			
14	習志野市	580	446	*13	確保	(週1程度)12,704円 (週2程度)25,387円 (週2超)10,270円	19	1～3割		(週1程度)12,466円 (週2程度)22,438円 (週2超)34,243円	6	1～3割	確保		0	お茶代等実費負担
15	柏市	1,408	999	*14	確保	12212	89	1021	確保	10211	31	1021			69	各団体が設定
16	勝浦市						5		実施しない				実施しない			
17	市原市	665	446	*15	確保	1,254円～3,975円	49	1割～3割	未定				一部確保	270000	1	0
18	流山市	700	531	利用負担についてはパンフレット等を利用してご理解をいただいております。	確保	旧介護予防訪問介護と同等	39	サービス費用の1割～3割	確保	204	7	サービス費用の1割～3割	確保	各団体で設定	2	各団体で設定
19	八千代市	631	444	実態は把握していません。負担割合が増えた方のなかで負担が増えるといった声や判定方法の問い合わせがあります。	確保	10.7	44	定率	未定				未定			
20	我孫子市	554	365	利用者人数のみは把握をしているが、実態の把握は行っていません。	確保	国基準	20	国基準	確保	1400	1	国基準	未定			
21	鴨川市	74	40		確保	国基準	14	国基準	実施しない				実施しない			
22	鎌ヶ谷市	304	196	すべて把握は出来ておりませんが、ケアマネージャー等から聞き取りをしております。	確保	確保	42	1割～3割	確保	国と同じ	6	1割～3割	未定			
23	君津市	244	144	把握していない	確保	確保	42	1～3割	未定				未定			
24	富津市	1,060	1,213	実態の把握が困難なため、把握していない。	確保	単位数×10.21円	28	1割又は2割	未定				未定			
25	浦安市	344	406	*16	確保	国が定める単価と同額	31	利用者負担割合に基づく	未定				確保	サービス提供団体が指定	0	サービス提供団体が指定
26	四街道市	315	181	特段ありません。	確保		27		確保		5	205	未定			
27	袖ケ浦市	109	80	利用者の実態の把握はしていない。寄せられている声は、2割または3割負担となった理由についての問合せとなっております。	確保	月1回 1,192単位 月3回 2,342単位 月2回 3,715単位	38	1割～3割	確保	45～60分 225単位	5	1割～3割	確保		0	各団体が設定
28	八街市	85	68	把握していない。相談があった際は、制度の周知と高額介護サービス費支給事業と合わせて説明していきたいと考えております。	確保	1/W程度1172単位 2/W程度2342単位 2/Wを超える利用3715単位	11	1/W程度1197円 2/W程度2392円 2/Wを超える利用3793円	未定				未定			
29	印西市	163	8	割合が変わった事で問い合わせがあった場合は、本人の所得や同世帯の65歳以上の人の収入で判定になることを説明しています。	確保	1168	26		未定				未定			
30	白井市	168	125	把握していない	確保	週1回1172単位 週2回2342単位 週2回超3715単位	20	週1回1222円 週2回2441円 週2回超3872円	確保	一体型224単位 基本型177単位 (それぞれ1回当たり)	15	一体型234円 基本型185円 (それぞれ1回当たり)	確保	実施主体が決定する。	*18	実施主体が決定する。
31	富里市	56	42	現時点で切迫した相談等は無し	確保	確保	20	1～3割	未定	9,930～31,480円/月	0	1～3割	未定			
32	南房総市	98	41	なし	確保		32		未定				未定			
33	匝瑳市	70	49		確保		22	介護保険給付に準ずる	未定				未定			
34	香取市	119	66	特になし	確保	1,655(週1回) 3、393(週2回)	31	1～3割	未定				未定			
35	山武市	82	42		確保		43	1割～3割	確保		5	1割～3割	確保		0	
36	いすみ市	228	183	特になし	確保	現行相当	12	1・2・3割	実施しない				実施しない			
37	酒々井町	40	40		確保		3		未定				未定			
38	栄町	65	27		確保	週1回 12,212円/月	9	負担割合証で確認 (1割～3割)	確保	週1回 10,510円/月	2	1割～3割	未定			
39	神崎町	16	7	特段なし	確保	確保	2	1～3割	実施しない				実施しない			
40	多古町	15	14	負担割合について、説明を求められるケースもあるが、制度を説明のうえ、理解を得ている。	確保	国が定める単価	2	1～3割	未定	－	－	－	未定	－	－	－
41	東庄町	19	13	特になし	確保	1,172単位	6	1～3割	実施しない				実施しない			
42	大網白里市	121	61	把握していない。特になし。	確保	確保	33	1割～3割	一部確保	確保	4	250円	確保	なし	2	200円
43	九十九里町	23	0	聞いあわせなし	確保	確保	6	1割～3割負担	確保	訪問型独自サービスコード表のとおり(1単位10円)	6	1割～3割負担	未定			
44	芝山町	4	12		確保	予防サービスと同額	3		実施しない				実施しない			
45	横芝光町	50	18		確保				未定				未定			
46	一宮町	36	20	*17	確保	旧介護予防訪問介護と同単価	9	1割、2割又は3割	確保	旧介護予防訪問介護の9割相当	6	1～3割	未定			
47	睦沢町	13	7	-	確保	確保	9	1～3割	実施しない				実施しない			
48	長生村	23	8		確保				未定				未定			
49	白子町	20	10	未実施	確保	確保	24	1割	未定				未定			
50	長柄町	12	9	特になし	確保	確保	7	収入により1割～3割負担	確保	1時間220単位	7	収入により1割～3割負担	未定			
51	長南町	16	12	制度改正時には「どうしてこのような改正が行われるのか」といった意見があったが、現在は意見等は寄せられていない	確保	国の定める単価	2	負担割合に応じた割合	未定				未定			
52	大多喜町	11	15		確保	国に準ずる	8	1～3割	実施しない				実施しない			
53	御宿町	26	11	実態把握済み。	確保	介護予防サービス相当	12	1～3割	未定				未定			
54	鋸南町	34	10	把握している。	確保	確保	4	介護給付の利用者負担割合	実施しない				確保	500	1	200
合計		19,389	14,411				1,547				326				89	

介護保険アンケート 6

No.	市町村名	11.「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況(2020年6月1日現在) ②通所型サービスの実施内容											
		Ⅰ．現行相当サービス				Ⅱ．緩和基準サービス(通所型A)				Ⅲ．住民主体サービス(通所型B)			
		状況	単価(円)	事業所数	利用者負担	状況	単価(円)	事業所数	利用者負担	状況	単価(円)	事業所数	利用者負担
1	千葉市	確保	1回当たり 4,058円～4,175円 ※10割の額(目安)	205	1割、2割、3割	確保	1回当たり 3,513円 ※10割の額(目安)	5	1割、2割、3割	確保	—	8	任意設定
2	銚子市	確保	現行相当	22	現行相当	未定				未定			
3	市川市			94				10					
4	船橋市	確保	国が定める額(100%)	146	1割から3割	確保	現行相当の80%又は75%	9	1割から3割	未定			
5	館山市	確保	国が定める単価	22		しない				しない			
6	木更津市	確保	利用回数等により異なる		単価、負担割合により異なる	未定		0		未定		0	
7	松戸市	確保	10.45	117	1割から3割	未定				未定			
8	野田市												
9	茂原市	確保	現行と同様	39	現行と同様	未定				未定			
10	成田市	確保	国が定める単価	55	1割～3割	一部	国が定める単価のおおむね8割相当	1	1割～3割	未定			
11	佐倉市	確保	国基準と同等	105	1割～3割	未定	－	－	－	未定	団体への一部補助のため、単価設定なし	0	実施主体が定める額
12	東金市	確保	週1回程度(要支援1)1655単位	29	1割又は2割又は3割	しない				確保	団体の決めた単価	1	団体で定める単価
13	旭市	確保	国基準単価	34	1割～3割	確保	国基準単価	2	1～3割	未定			
14	習志野市	確保	(要支援1)17,443円 (要支援2)35,762円	36	1割又は2割又は3割	確保	(要支援1)16,442円 (要支援2)30,355円	3	1割又は2割又は3割	確保		0	お茶代等実費負担
15	柏市	確保	16996	103	1700	しない				しない			
16	勝浦市			5		しない				しない			
17	市原市	確保	1,730円～3,546円	38	1割～3割	未定				未定			
18	流山市	確保	旧介護予防訪問介護と同等	41	サービス費用の1割～3割	しない				確保	各団体で設定	5	各団体で設定
19	八千代市	確保	10.45	52	定率	未定				未定			
20	我孫子市	確保	国基準	37	国基準	未定				未定			
21	鴨川市	確保	国基準	14	国基準	しない				しない			
22	鎌ヶ谷市	確保	国と同じ	75	1割～3割	未定				未定			
23	君津市	確保	確保	93	1～3割	未定				未定			
24	富津市	確保	単位数×10.21円	32	1割又は2割	未定				未定			
25	浦安市	確保	国が定める単価と同額	35	利用者負担割合に基づく	確保	国が定める単価の85%程度	1	利用者負担割合に基づく	未定			
26	四街道市	確保		62		確保		3	283	未定			
27	袖ケ浦市	確保	要支援1　週1回　1,655単位 要支援2　週1回　1,697単位 要支援2　週2回　3,393単位	45	1割～3割	未定				確保		0	各団体が設定
28	八街市	確保	支援1 1655単位 支援2 3393単位	32	支援1 1679円 支援2 3441円	未定				未定			
29	印西市	確保	1647	52		未定				未定			
30	白井市	確保	事業対象者及び要支援1　380単位 要支援2　391単位 (それぞれ1回当たり)	43	事業対象者及び要支援1　393円 要支援2　404円 (それぞれ1回当たり)	確保	要支援1　266単位 要支援2　273単位	3	要支援1　275円 要支援2　282円	未定			
31	富里市	確保	16,550～33,930円/月	32	1～3割	未定	13,200～27,050円/月	0	1～3割	未定			
32	南房総市	確保		41		未定				未定			
33	匝瑳市	確保		25	介護保険給付に準ずる	未定				未定			
34	香取市	確保	1,172(週1回)2,242(週2回)	50	1～3割	未定				未定			
35	山武市	確保		46	1割～3割	確保		3	1割～3割	確保		0	
36	いすみ市	確保	現行相当	14	1・2・3割	確保	現行相当×0.9	2	1・2・3割	しない			
37	酒々井町	確保		5		未定				未定			
38	栄町	確保	週1回　16,996円/月	20	負担割合証で確認(1割～3割)	確保	要支援1、事業対象者14,820円 要支援2　30,390円	1	1割～3割	未定			
39	神崎町	確保	確保	6	1～3割	しない				しない			
40	多古町	確保	国が定める単価	6	1～3割	未定	－	－	－	未定	－	－	－
41	東庄町	確保	1,655単位	9	1～3割	確保	年間委託契約	1	1回200円	しない			
42	大網白里市	確保	確保	39	1割～3割	一部	なし	1	2000円	確保	なし	1	100円
43	九十九里町	確保	確保	5	1割～3割負担	確保	サービスコード表のとおり	5	1割～3割負担	未定			
44	芝山町	確保	予防サービスと同額	6		しない				しない			
45	横芝光町	確保				未定				未定			
46	一宮町	確保	旧介護予防通所介護と同単価	12	1割、2割又は3割	確保	1，973円/回、人	3	1回　200円	未定			
47	睦沢町	確保	確保	12	1～3割	しない				しない			
48	長生村	確保				確保		1	100円/1回	しない			
49	白子町	確保	1655	23	1割	未定				未定			
50	長柄町	確保	週1回の場合月額1880単位	7	収入により1割、2割、3割負担	未定				未定			
51	長南町	確保	国の定める単価	5	負担割合に応じた割合	未定				未定			
52	大多喜町	確保	国に準ずる	5	1～3割	しない				しない			
53	御宿町	確保	介護予防サービス相当			未定				未定			
54	鋸南町	確保	旧介護予防通所の単価	7	介護給付の利用者負担割合	しない				しない			
合計				2094				54				15	

介護保険アンケート 7

No.	市町村名	12. 介護予防・日常生活支援総合事業の実績について（2020年（令和元年）6月1日現在）				
		①介護保険相当サービスに		②基準緩和サービスに移行した人数		③住民参加型サービスのメニューと利用者人数
		予防訪問介護	予防通所介護	予防訪問介護	予防通所介護	
1	千葉市	400	3,046	1,866	208	訪問支援：0　通所支援：16
2	銚子市	160	128	5	0	銚子プラチナ体操45団体 508人 ふれあい交流サロン4か所　参加延べ2,299人
3	市川市	739	1,009	－	17	－
4	船橋市	1,172	1,502	14	6	0
5	館山市	232	208	0	0	0
6	木更津市	383	425	2	0	0
7	松戸市	不明	不明	不明	不明	○訪問型生活支援サービス（訪問A）・・・利用者数66人（6月分） 内容：老計10号の範囲内 ○訪問型困りごとサービス（訪問B（D））・・・利用者数12人（6月分） 内容：老計10号の範囲外も可（本人居室以外の清掃、外回り清掃等）
8	野田市	299	366	0	0	なし
9	茂原市	0	0	0	0	該当なし
10	成田市	139	288	4	0	0
11	佐倉市	510	1,007	6	0	（サービスメニュー）住民相互の助け合いにより行われる、買い物援助、調理、ごみ出し、電球の交換、庭木の剪定、草取り、障子及び網戸張替え・布団干し、階段の掃除などの支援等：（利用者数）回答時点では未把握
12	東金市	102	91	6	-	掃除2人、ゴミ出し1人
13	旭市	102	283	未実施	149	未実施
14	習志野市	357	436	0	7	0
15	柏市	859	1,402	50	0	・サービスのメニュー：ゴミ出し，草取り，庭木の剪定，調理，外出付添い等，各団体により 様々 ・R1年度の各団体利用者数の合計：2226名
16	勝浦市	55	40	0	0	0
17	市原市	572	663	0	0	住民主体訪問型サービス（訪問型B） メニュー：居宅内における家事、屋外における除草作業又は買い物の代行等　利用者数：25人
18	流山市	0	0	0	0	訪問型サービスB（草刈、障子の張り替えなどの生活支援）：通所型サービスB（軽体操、カフェなどの集いの場） 訪問型サービスD（訪問型サービスBと一体的に行う移送前後の生活支援）　利用者数　令和2年6月1日現在　延べ　3人
19	八千代市	—	—	—	—	—
20	我孫子市	281	380	3	0	
21	鴨川市	234	151	0	0	0
22	鎌ヶ谷市	252	410	12	0	0
23	君津市	176	277	0	0	0
24	富津市	114	171	0	0	0
25	浦安市	234	326	0	3	0
26	四街道市	154	317	16	0	0
27	袖ヶ浦市	86	89	9	0	訪問型サービスB：掃除、洗濯、食事準備、ゴミ出し、電球交換、話し相手等　0人 訪問型サービスD：通院や買い物の送迎前後の付き添い、支援、通いの場への送迎等　0人 通所型サービスB：体操、茶話、レクリエーション、認知症予防　等　0人
28	八街市	104	151			
29	印西市	104	217	0	0	
30	白井市	総合事業開始から3年が経過しており、移行した人数の把握はしていない。				令和2年度から住民主体による介護予防・生活支援サービス事業を実施，実績は現時点では0人。
31	富里市	72	86	0	0	0
32	南房総市					
33	匝瑳市	26	52			
34	香取市	182	305	0	0	0
35	山武市	111	121	7	0	0
36	いすみ市	156	198	0	10	0
37	酒々井町	50	61	0	0	0
38	栄町	42	70	4	39	—
39	神崎町	移行済	移行済	0	0	0
40	多古町	21	56	0	0	0
41	東庄町	17	39	2	21	0
42	大網白里市	把握していない	把握していない	把握していない	把握していない	ゴミの収集、ラジオ体操、公民館を利用してのカラオケ、折り紙、しり取りゲーム、裁縫等を行っている参加人数は毎回10人程度（月3回）
43	九十九里町	把握しておりません。	把握しておりません。	把握しておりません。	把握しておりません。	実施していません。
44	芝山町	5				
45	横芝光町	0	0	0	0	貯筋運動（いきいき百歳体操）　3地区54人（延べ1,632人）　元気はつらつ運動教室　41回（2会場）　実人数173人　延人数1,905人
46	一宮町	6	15	20	61	0
47	睦沢町	6	7	－	－	－
48	長生村	13	12	0	0	
49	白子町	37	23	0	0	0
50	長柄町	0	0	1	0	0
51	長南町	23	15	0	0	0
52	大多喜町	24	24	0	0	別の事業として高齢者サロン運営補助を実施。9団体に対して年間3万円を上限として助成。
53	御宿町	10	11	0	0	
54	鋸南町	39	24	0	0	
	合計					

介護保険アンケート 8

※は別表参照

No.	市町村名	13. 基準緩和サービス、住民主体サービスの担い手研修について			
		①基準緩和サービスの担い手研修の実施方法	②養成人数（人）	③就労人数（人）	④中高年者にむけた入門的研修など介護の担い手の確保に関する自治体の考え方、取り組み状況など
1	千葉市	訪問介護事業所への開催案内及び市政だよりへの掲載により受講者を募集のうえ、千葉市社会福祉協議会に業務委託して実施しました。	279	100	①の基準緩和サービスの担い手研修の受講者の増加やサービス提供事業所の増加を促していきます。
2	銚子市	H28年に市職員による研修を実施	13	把握なし	地域で出来る範囲で支え合う活動を検討していく予定
3	市川市	未実施			令和2年度より介護の担い手確保のため「介護に関する入門的研修事業」を実施しております。
4	船橋市	自立に向けた支援・生活と家事、安全の確保・緊急対応・個人情報の取扱いなど、12時間程度の研修を年に3回、委託して実施している。	291	31	令和2年度より、介護に関する入門的研修を実施いたします。
5	館山市	実施なし	0	0	現状は取組予定なし
6	木更津市	地域包括支援センターと協働し訪問型サービスA事業従事者研修を開催し、市認定ヘルパーを養成した。	13	2	実施なし
7	松戸市	市主催の基本研修とサービス実施団体主催の実務者研修の両研修を受講することにより、担い手となることができる。 【基本研修】高齢社会の現状認識、介護保険制度及び訪問型サービスの理念・概要・仕組み 【実務者研修】衛生管理・秘密保持・緊急時及び事故発生時の対応等、サービスの運営に関する基準の遵守　生活支援のための知識と技術	289	不明	介護人材のすそ野を広げるため様々な人たちが、各々の可能な範囲で活躍してもらえるよう、担い手研修を実施している。 R2年度担い手研修実施状況：新型コロナウイルスのため実施なし。今後の実施予定もなし。
8	野田市				
9	茂原市	市主催にて実施しています。	19	把握なし	
10	成田市	市、介護事業所、地域包括支援センター等の職員に講師を依頼	38	3	現状では、当該取組み等は行っておりません。
11	佐倉市	市が直接実施（令和2年度未実施）	–	–	生活援助型ヘルパー養成研修や介護職員初任者研修を受講料無料で実施し、担い手を確保している。
12	東金市	市及び社会福祉法人が実施	100	1	高齢者の「介護予防」、「社会参加」、「生活支援サービスの充実」を軸に「支え合いの地域づくり」を推進しています。
13	旭市	検討中			検討中
14	習志野市	市認定ヘルパー養成講座を社会福祉協議会に委託して実施	109	2	市認定ヘルパー養成講座を年2回実施するほか、市が認める事業所内での養成研修を実施
15	柏市	講義形式（修了後任意で実習）	310	54	フレイル予防のために中高年の参加が増えることが望ましい。
16	勝浦市	0	0	0	0
17	市原市	実施していない	–	–	-
18	流山市	市が担い手養成研修（2日間）を実施　内容：介護予防・日常生活支援総合事業の意義と高齢者の生活支援・介護予防について・利用者との接し方について・高齢者の心身の特性・暮らしについて・生活支援サービスの実際について・事業所からのガイダンス　等	199	11	本市の取組みとして介護職を離職中の市民やキャリアアップを目指している市民、又は介護職に関心のある市民等を対象に、在宅介護の知識や情報、技術等を得て、介護を担うことに対して行動することにつながるための講座（ちょっともっと介護塾）を開催し、今後の介護の担い手のすそ野拡大や担い手の増加を図る。
19	八千代市	未実施	0	0	住民主体の活動の担い手養成を行ってきましたが、今後，総合事業も含めたサービスの担い手養成にも取り組む予定です。
20	我孫子市	市では実施していない。			身近な地域の通いの場で、認知症予防、筋力アップ等介護予防運動の取り組みが行えるよう、市民団体のリーダーを対象に介護予防運動の研修を実施し、地域での取り組みを支援している。
21	鴨川市		0	0	入門的研修の基礎講座を開催し、介護の担い手の確保につなげていきたい。
22	鎌ヶ谷市	市主催で市認定ヘルパー養成研修の開催。3日間合計13時間程度。研修期間内に同行訪問実施。	55	12	高齢化の進展に伴い、介護ニーズも増大する中、介護に担い手として活動できるよう、市認定ヘルパーの養成研修を実施しているところです。
23	君津市				介護人材の確保に向けて、中高年層等をターゲットにした入門的研修の実施は有効であると考えており、市としての実施に向けて調査研究してまいりたい。
24	富津市	実施していない	0	0	第8期介護保険事業計画の基礎調査にて、市民に支援してもよいと思う項目を聞き取り。 ニーズとマッチングについて検討中
25	浦安市	市で独自の養成講座を実施	29	14	元気高齢者の介護現場での活躍促進
26	四街道市	2年に1回、ヘルパー養成研修実施	10	9	担い手の確保は課題ですが、積極的な養成は行っていない。また、住民主体の支えあいの推進を生活支援体制整備事業で行っている。
27	袖ケ浦市	事業所が推薦する希望者に市独自の研修を2日間行う	6	1	介護の担い手確保は重要であると考えている。本市では訪問型Aについて、担い手研修を実施している
28	八街市				
29	印西市				
30	白井市	講義10時間と見学実習（1時間）を1回の研修を実施しています。	25	8	担い手の養成研修をきっかけに、介護職としてのステップアップやその他の活動等を紹介。就労できる事業所の紹介を行うとともに、修了者名簿を管理し、緩和型サービス提供事業者への紹介を行えるようにしています。
31	富里市	2日間の研修会を実施	3	0	未定
32	南房総市	無し			介護入門研修を実施
33	匝瑳市				
34	香取市		0	0	専門職以外が提供できるサービスを設けることを検討。生活支援体制整備事業と連携し、地域の特性を踏まえつつ効果的・効率的
35	山武市	未実施	0	0	広報誌等で、担い手の必要性等を周知している。
36	いすみ市	千葉県主催の介護予防・生活支援サービス担い手養成研修にて実施	0	0	現段階では千葉県の育成研修を活用し、今後は事業所の協力を得て介護の担い手を育成していきたいと考えています。
37	酒々井町		0	0	
38	栄町	R2実施なし	0	—	検討中
39	神崎町	未実施			
40	多古町	未実施	0	0	未実施
41	東庄町	未実施	0	0	未実施
42	大網白里市	事業所独自	把握なし	把握なし	把握していない
43	九十九里町	実施なし	0	0	ボランティアの養成を目的とした介護の入門的研修について、研修場所の提供を考えています。
44	芝山町	実施なし			
45	横芝光町	未定			県の担い手養成研修参加者、町社協による住民助け合いサービス従事者向け研修等を活用し、今後生活支援コーディネーターを中心に担い手養成研修を実施する予定。
46	一宮町	なし。	0	0	なし。
47	睦沢町	-	–	–	-
48	長生村	未実施			
49	白子町	未実施			
50	長柄町	社協に委託	22	不明	生活支援ボランティア養成講座の実施によりボランティア活動を推進したい。
51	長南町	未実施	0	0	担い手研修等については多様なサービスの方向性が決定した段階で検討していく
52	大多喜町	別の事業として地域支え愛サポーターにより在宅活動のフォローを実施。	0	0	地域で長寿高齢者を支えるという視点から介護予防ボランティアを養成してきた。この活動を通じて経験や関心を持ってもらう。
53	御宿町				R2.2介護に関する入門的研修を開催，9人参加
54	鋸南町				町単独での養成は行わず、県が委託し実施する研修を進める
合計			1,810	248	

介護保険アンケート 9

※は別表参照

No.	市町村名	13. 基準緩和サービス、住民主体サービスの担い手研修について ⑤住民主体サービスの担い手研修の実施方法	⑥養成人数（人）	⑦活動人数（人）	14. 保険者機能強化推進交付金の61項目の評価指標についての取組状況 昨年度の点数、交付金額とその使い道
1	千葉市	実施していない	—	—	・点　数:576点　・交付額:156,167千円　・使い道:1号保険料に充当し、将来の保険料の増加幅を抑制するために活用
2	銚子市	H30年に市内介護事業所職員講師による研修	40	把握なし	包括支援センターの体制整備やケアマネジメント支援、生活支援体制の整備などに取組んでいる。393点／692点、9,530,000円の交付を受け、法定負担割合とは別に介護保険特別会計に充当活用することとしているため、既存の地域支援事業へ充てている。
3	市川市	未実施			県平均は上回ったが、点が取れなかった評価指標について、今後、点を取れるよう対応していく。 また、昨年度(2019年度)は、点数510点、交付額57,146千円であった。
4	船橋市	無し	0	0	保険者機能強化推進交付金で最も評価点が高い自立支援・重度化防止等に資する施策の推進において、8割以上の施策等を実施している。 得点548点　交付額　90,711千円 地域支援事業等に要する第1号介護保険料負担分への充当
5	館山市	実施なし	0	0	指標にそった取組は進めていますが，多岐にわたった内容であるため，段階的に取り組んでいる状況です。昨年度は399点，交付金は784万1千円でした。交付金については，介護予防・日常生活支援総合事業費に充当しています。
6	木更津市	未実施	0	0	得点:356点　交付金:14,400千円　地域支援事業等の充実
7	松戸市	基準緩和サービスと同様	289	不明	昨年度の評価点数:597点　交付額:81,857千円　地域支援事業に充当した。 国の評価指標は従前から本市で実施してきた項目が多く、特段の取り組みは行っていない。
8	野田市				374点:18,829,000円 地域支援事業の充実のための費用とした。
9	茂原市	実施しておりません			点数の合計は332点で、交付金額は10,323千円です。
10	成田市	未実施	0	0	市保健福祉審議会に取組状況を報告するとともに、行政資料室等で資料を公表し、積極的に評価指標の達成を目指している。 令和元年度の点数:438点、交付金額:14、176千円、充当先:介護予防・生活支援サービス費
11	佐倉市	令和元年度は市と社会福祉協議会の共催により、住民主体のサービスを提供している団体等を講師に迎えて実施（令和2年度未実施）	－	－	点数:520点　交付額:30,836千円 既存の地域支援事業のうち介護予防及び重症化防止に資する事業に充当
12	東金市	基準緩和と同じ	100	20～30	363点、6,672千円、地域支援事業において活用
13	旭市	検討中			対応が可能なものであれば極力対応している。
14	習志野市	市認定ヘルパー養成講座を社会福祉協議会に委託し実施	21	2	約5割の点数を獲得できている。令和元年度評価点数:502点　交付金額:22,013（千円）　使い道:地域支援事業費に充当
15	柏市	柏市社会福祉協議会に委託して，新たな人材発掘を目的としたセミナーを毎年（全4回）開催している。また，既設団体の支援を目的としたフォローアップ研修も年1回開催している。	157	未把握	①583点②68,335,000円③使い道は検討中
16	勝浦市	0	0	0	2,012,000円　249点　介護保険給付の財源
17	市原市	実施していない	--	--	市原市では、64項目の評価指数のうち42項目の取り組み状況について加点となっており、合計点数は372点で31，910千円の交付金が交付となっております。使い道としては、要支援者やチェックリスト該当者に訪問・通所サービスを行う総合事業に充当しております。
18	流山市	住民主体サービスの提供者には上記 の担い手養成研修受講を義務付ける こととしています。	26	26	現在該当していない項目について、対応可能な項目について取組みを検 討中。 令和元年度の点数:376点 令和元年度の交付金:18,431,000円 使途については、地域支援事業の財 源として充当。
19	八千代市	生活支援コーディネーターが中心となり，担い手養成講座を実施。	187	12	評価指標における満点は612点で（千葉県平均は383.0点），八千代市の点数は315点，交付金額17,004,000円で地域支援事業費に充てています。
20	我孫子市	認知症予防運動研修会を年に1回実施、1回あたり3日間のコース。	20	19	312点、1,346万円、地域支援事業費の包括的支援事業費として活用した
21	鴨川市	住民主体型のサービスとしてでなく、地域内での見守りや支え合いを推進する地域ボランティアを支援しています。	0	0	369点　4,981,000円
22	鎌ヶ谷市	該当なし			現在未実施のものもありますが、保険者機能強化推進交付金の趣旨にもあるとおり、地域の特性に応じた、高齢者の自立支援、重度化防止等に取り組んでまいります。昨年度の実績としては、305点、10,192万円の交付があり、介護予防等の地域支援事業に充てています。
23	君津市	検討中			昨年度の点数:369点、交付金額:10,337,000円、使い道:介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、一般介護予防事業費
24	富津市	実施していない	0	0	令和元年度319点　交付金額5,647,000円　使用事業がなかったため、介護給付費準備基金へ積立予定
25	浦安市	実施なし	0	0	393点　12,445,000円　地域支援事業に充当
26	四街道市		0	0	324点　9,407,000円　地域支援事業の充実
27	袖ケ浦市	市が開催する各種講座、教室等を案内 住民主体サービスの担い手研修に特化した研修は現在実施していない	0	0	自立支援、重度化防止に資する施策について、特にケアマネジメント支援や在宅医療・介護連携、認知症支援、介護予防についての取組については推進が図れている。 昨年度結果については、531点、9,697千円であり、包括的支援事業費に充当した。
28	八街市				第7期介護保険事業計画をもとに、自立支援・重度化防止に向けた施策を展開していくものです。本市では、地域包括支援センターの充実を図りながら、他職種連携・在宅医療の連携につなげていきたいと考えております。令和元年度235点、交付金4，965千円。一般介護予防事業、介護予防教室等の経費に充当しております。
29	印西市				令和元年度においては、点数が337点、交付金が8,276,000円でした。 要介護者に対し、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の福祉の増進を図ることを目的とした紙おむつ給付サービスの事業費の一部として活用しております。
30	白井市	未実施	0	0	地域ケア会議、在宅医療・介護連携、総合事業、ケアプラン点検において取り組みが進んでいます。542点、9,626千円。高齢者の在宅福祉事業に充当しています。
31	富里市	未定	0	0	501点　7,366千円
32	南房総市	無し			365点、6,773千円、該当事業への充当
33	匝瑳市				点数359点。交付金4,793千円。介護予防・生活支援サービス事業費に充当。
34	香取市	H28よりサポーター養成講座の開催　令和元年度より1教室5回×2教室	63	60	402点　11,743,000円　特別給付
35	山武市	社会福祉協議会へ委託し、チラシ配布等により周知。	8	6	継続して取り組んでいる事業については、引き続き実施している。また、実現可能と思われる項目については、実施の検討をしている。 令和元年度実績　361点　6,848,000円
36	いすみ市	通所型サービスBの「住民主体による支援」は該当がありませんが、通いの場・集いの場を提供できるボランティア団体の育成はしております。	45	24	239点で、交付金は4,253,000円、地域支援事業に充てた。
37	酒々井町		0	0	348点　2,492,000円、介護予防生活支援サービス事業費等に使用
38	栄町	0	—	—	評価指標における各項目の内容を精査し、該当となるよう調整を図りながら計画的に取組んでいます。昨年の点数は425点、交付金は3,506,000円で、第1号保険料に充当しています。
39	神崎町	未実施			R01点数　612点 R01交付金　507,000円
40	多古町	未実施	0	0	373点、2,140,000円、介護予防・日常生活支援総合事業
41	東庄町	未実施	0	0	352点で交付額1,981千円。地域支援事業に充当した
42	大網白里市	把握していない	把握なし	把握なし	427点　7,152千円　介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス等）
43	九十九里町	ボランティアの養成を目的とした研修の実施を町地域包括支援センターを中心に検討中です。認知症サポーター養成講座を実施いたしました。	92	把握なし	地域包括支援センターの体制強化、認知症総合支援等に取り組んでおります。交付金の点数400点、交付金2,635,000円、地域支援事業を充実し高齢者の自立支援重度化防止、介護予防等の必要な取組みに係る経費に活用しました。
44	芝山町				871,000円　270点指標未達成の項目については可能な範囲で改善していきたい。
45	横芝光町	県の担い手養成研修参加者、町社協による住民助け合いサービス従事者向け研修等を活用し、今後生活支援コーディネーターを中心に担い手養成研修を実施する予定			評価指標に沿った対応。　令和元年度　357点　3,558千円　地域支援事業費に活用。
46	一宮町	なし。	0	0	303点。1,304,000円。　一般介護予防事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費に利用。
47	睦沢町	-	－	－	267点、768千円、地域支援事業（一般介護予防事業）
48	長生村				208点　1,415,000円　ふれあい事業
49	白子町				199点　交付金1,282千円　・地域包括支援センターの体制強化　・介護給付の適正化　・地域包括ケア「見える化」システムの活用
50	長柄町	社協に委託（基準緩和と同じ）	22	不明	373点 1,070千円、一般介護予防事業費
51	長南町	未実施	0	0	昨年度の点数は290点で交付金は1,035,000円であり、一般介護予防事業等に充当
52	大多喜町	未実施	0	0	令和元年度　470点　1,908,000円　地域支援事業に充当
53	御宿町				自立重度化防止等施策、介護給付適正化事業について積極的に取組んでいる。 432点　1,736千円　第1号被保険者負担分に充てた。
54	鋸南町	社会福祉協議会で実施	21	18	1,450千円　介護一般財源
	合計		1,091	187	

介護保険アンケート 10

※は別表参照

No.	市町村名	15. 障害福祉サービスから介護保険事業への参入状況					16. 高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減の対象者への周知	
		訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	通所療養介護	短期入所生活介護	① いつからどのようなな方法で周知するか	② いつから受け付けるか
1	千葉市	0	1	1	0	0	平成30年6月の市政だより及び同年8月より市ホームページにて制度の周知を行いました。	平成30年6月1日から申請の受付を開始している。
2	銚子市	0	0	0	0	0	1年前に対象者把握を行い、障害福祉サービスの利用状況を確認しケアマネと相談しながら個別対応を行っている。	3か月前
3	市川市			1			対象者には、勧奨通知を送付する。	随時
4	船橋市	0	0	0	0	0	今年度から、市で抽出した対象になる可能性の高い利用者に対し、鑑賞通知を送付する予定です。	今年度から受付開始予定です。
5	館山市	0	0	0	0	0	対象者がいる場合は個別に対応	該当者がいれば受け付ける。
6	木更津市	0	0	0	0	0		
7	松戸市	0	0	0	0	0	窓口は障害福祉課となっております。	
8	野田市						4で回答した「野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担軽減事業」については、平成15年4月1日から市ホームページで、平成30年度からは全戸配布の介護保険パンフレットで周知していますが、特定の方に向けて周知はしていません。	随時受け付けています。
9	茂原市		1				対象になるとわかった時点で障害福祉課から「お知らせ文書」と共に「申請書」を送付します。	
10	成田市	0	0	0	0	0	65歳になる時点で、ケアマネ等とも相談しながら、対象者には文書で案内をしている。	65歳になる年度
11	佐倉市	0	0	0	0	0	昨年度から実施しており、対象者に申請書を送付している。	実施済み
12	東金市	0	0	0	0	0	事務的な整備等が整い次第、対象者に対し、郵送により個別に申請干渉を行うことを検討している。	
13	旭市	0	0	0	0	0	障害者福祉部門と連携。	65歳
14	習志野市	0	0	0	0	0	対象者なし。	対象者がいた場合、7月初旬。
15	柏市	1	0	0	0	0	対象者については，障害福祉課から連絡があり，その時点で対象者に高齢者支援課から連絡いたします。	対象者については，障害福祉課から連絡があり，その時点で対象者に高齢者支援課から連絡いたします。
16	勝浦市	0	0	0	0	0	個別に周知	
17	市原市	－	－	0	－	－	8月頃に対象となる方に対し、障がい者支援課から勧奨通知を郵送します。	勧奨通知発送後より受け付けます。
18	流山市	0	0	0	0	0	現在、対象者の抽出に必要なデータを収集しており、対象者が確定次第、文書にてお知らせする予定です。	未確定
19	八千代市	不明	不明	0	0	不明	候補者について算定中のため，対象者の確定後にお知らせする予定ですが詳細は未定です。	未定
20	我孫子市	0	0	0	0		障害者支援課にて対応あり	
21	鴨川市	0	0	0	0	0	今年度中	今年度中
22	鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	現在まで対象者がいないため、お知らせはしておりません。今後対象者がいた場合には対応してまいります。	
23	君津市	0	0	0	0	0	令和2年5月28日付で、平成30年4月以降の対象者に対し、文書で送付した。また、今後対象となる障害者に対しては障害福祉サービスの更新時や、相談があった時に制度の説明を行っている。	受け付けは、平成30年4月の制度開始から行うこととしているが、実績はなかった。対象者への通知を行って以降は、対象者から市に申請があり、処理をしている。
24	富津市	0	0	0	0	0	パンフレットに掲載し周知を図っている。	受け付けているが、申請者はいない。
25	浦安市	0	0	0	0	0	高額医療・高額介護合算制度の額が確定した後、障害福祉サービス費（高額障害福祉サービス等給付費）を計算し、該当者全員に通知する。	通知後より受け付ける。
26	四街道市	0	0	0	0	0	対象者に対して、申請書等を送付している。	すでに受け付けしている。
27	袖ケ浦市	0	0	0	0	0	毎年8月に通知している。	通知以降。
28	八街市	0	0	0	0	0	年間の高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費が確定する8月以降(10月をめど)に障がい福祉課で対象者を絞り、書面で対象者に通知する。	通知書発送後から
29	印西市	0	0	0	0	0		
30	白井市	0	0	0	0	0	市の障がい担当課から、該当者に対して通知を送付します。通知は10月頃を予定しています。	随時受付を行っています。
31	富里市	0	0	0	0	0	障害福祉担当から対象となる人に周知	随時（対象者発生時）
32	南房総市							
33	匝瑳市							
34	香取市	0	0	0	なし	0	年1回、1年分を対象者に郵送により通知	毎年1月から3月
35	山武市	0	0	0	0	0	障害サービス利用の方が65歳到達後に介護保険申請時に説明。	
36	いすみ市	0	0	0	0	0	8月から文書にて通知予定。	申請受理後、随時。
37	酒々井町	0	0	0	0	0	対象者を抽出し、個別に通知	今年度は8月以降受付
38	栄町	0	0	0	0	0	要介護（要支援）認定申請の際に説明をする。	申請時
39	神崎町	0	0	0	0	0	特段ない	
40	多古町	0	1	0	0	0	障害担当と調整をし、対象者がいれば個々にお知らせする。。	随時。（令和元年度、対象者・利用者ともに、0人）
41	東庄町	0	0	0	0	0	町広報にて周知	各年1月1日以降
42	大網白里市	0	0	0	0	0	対象者には、個別に通知を実施している	随時受け付けている
43	九十九里町	0	0	0	0	0	障害担当係から、65歳の誕生日を迎える1年前に担当ケアマネジャーに対し、介護保険サービスへの移行と利用者負担軽減について電話や窓口でお知らせをしています。	申請があるごとに障害担当係が案内・受付をしています。
44	芝山町						対象者には窓口でお知らせしている。	
45	横芝光町	0	0	0	0	0	実施なし。	
46	一宮町	0	0	0	0	0	対象者なし。	
47	睦沢町	0	0	0	0	0	－	－
48	長生村	0	0	0	0	0	移行前に対象者を訪問し説明する。	移行の2か月前
49	白子町	0	0	0	0	0	未実施	
50	長柄町	0	0	0	0	0	要介護認定の申請時	要介護認定の申請時
51	長南町	0	0	0	0	0	当該年度において65歳到達する障害者を把握し、障害福祉サービスの利用状況等から対象者には負担軽減制度（高額障害福祉サービス等給付費）について個別説明を行う	随時受付
52	大多喜町	0	0	0	0	0	障害担当者との連携により対象者を確認。障害担当より対象者へ通知する。	
53	御宿町							
54	鋸南町	0	0	0	0	0	該当なし	
合計		1	3	2	0	0		0

介護保険アンケート 11

No.	市町村名	17. ケアプランの届け出のとりくみ、その結果について（事例含）
1	千葉市	ケアマネジメントの向上に向けて行政側から提案や助言を行うことを目的に導入されたものであり、この趣旨からすれば生活援助のみの場合に限定されるものでもないため、本市においては身体介護を伴う場合も含めて対象を広くして実施しております。 これまでに189件の届出があり（令和2年6月1日現在）、すでに160件（このうち生活援助のみの事案は43件）に対して回答を行っております。この回答では、ケアプランを作成したケアマネジャーの判断を尊重しつつ、本人の身体的状況や生活環境、そして家族などの支援者の状況などを踏まえた検証・確認を行い、必要に応じて提案や助言としておりますが、これにより必要な支援が抑制されるようなことはもってはならないとの認識をもち、十分に配慮して実施しております。
2	銚子市	該当する場合、ケアプランを提出。2019年2月から地域ケア会議（自立支援型）を開催し、多職種で検討、助言の後モニタリングまで行ったところ。
3	市川市	ホームページ、ケアマネージャー研修会で届け出るように、周知 【事例】要介護1で脳梗塞街後、左大腿骨頚部骨折で独居生活。自宅の掃除、ポータブルトイレ汚物の破棄、調理、洗濯等で生活援助の回数が多くなっている。ケアプランのチェックをしたうえで、本人の家事動作能力の再評価を促し工夫して出来る点や、ポータブルトイレの情報提供を行った。
4	船橋市	1月あたりの一定回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけているケアプランで、平成30年10月1日以降に作成または変更したものを届出ていただいております。 届出ていただいたケアプランについては検証を実施し、各専門職からケアマネジャーに助言を行いました。なお、生活援助の回数については、いずれのケースも独居や認知症、障がい等の影響により必要なサービスであり、ケアプランの見直しが必要なケースはありませんでした。
5	館山市	提出されたケアプランは，福祉専門職を含めてその妥当性を検証しています。また，必要に応じて，ケアマネジャーや医師等関係者等から意見聴取し，地域包括支援センター職員を加えて協議をしています。十分な必要性が認められなかった場合は，サービス担当者会議・地域ケア会議において，段階を経て協議することとしています。 現在のところ，必要性に疑義を生じた事案はありません。
6	木更津市	国が定める回数以上の生活援助中心型サービスをプラン一式を提出してもらいケアプラン点件を行っている。利用者の自立支援の点からも適当であり、ケアプランの内容を是正するものはなかった。
7	松戸市	昨年度の届出件数は12件でした。（期間更新も含む） 届出されたケアプランについて、市がケアマネジャーに聞取りをした上で、一定の基準をもとに検証し、プラン再検討の依頼、又は地域包括支援センターによるバックアップ、地域ケア会議による検討など、国の方針に沿って行っています。
8	野田市	
9	茂原市	届出のあった事例について担当ケアマネにヒアリングを実施し、適切なケアプランとなっているかを保険者と共に確認し、利用者にとって適切なケアプランとなるよう指導しております。
10	成田市	平成30年度、1件、該当の届け出がありました。 本市としては、介護サービスの利用を制限する趣旨としては考えておらず、届け出を基に、担当ケアマネジャー、介護サービス事業者、地域包括支援センター職員、民生委員、薬剤師、市職員が参加した個別ケア会議を実施し、ご本人の生活の支援について話し合いました。
11	佐倉市	居宅介護支援事業所及びホームページでの周知を行っている。平成30年度2件、令和元年度0件。
12	東金市	居宅介護支援事業所に該当する者について届け出を行うように指導しています。令和元年度中に届出がありましたが、1人暮らしで認知症等の理由があることから承認しています。
13	旭市	地域ケア会議で対応を協議。
14	習志野市	必要に応じてケアプランを提出してもらい、多職種による地域ケア会議にて検証を行います。 今まで数件の届出はありましたが、地域ケア会議で検証を要する事例はありませんでした。
15	柏市	対象となった翌月末までにケアプランの提出を求め、その内容を確認し、アセスメント等が足りず、利用回数の必要性がわからない場合には、確認させてもらいます。適正なサービス利用回数であれば回数を減らすことを求めてはおりません。また多職種（栄養士，理学療法士，薬剤師等）の意見を伺いその利用者の自立支援につながる可能性があれば，地域ケア会議にて助言をいただいております。昨年，1件のケアプランに対し実施しました。 87歳の男性，訪問介護と訪問看護のみの利用，体力的に少しの動作で息切れしてしまうが，自身で行いたいという気持ちが強いかた，日々の栄養摂取の状態や，持病の管理，日常動作について，それぞれの専門職にアドバイスをいただき，在宅生活を継続できるよう支援しました。5月現在も介護サービス利用されています。（回数は減らしておりません）
16	勝浦市	厚生労働省通知に準じて届出及びケアプランを提出することとしている
17	市原市	検証について、まず届け出を受けたケアプランにより利用回数の妥当性を確認します。そのうえで疑義が生じたものは、担当介護支援専門員等への聞き取りにより、その妥当性を確認します。 なおも、疑義が残るものについては介護支援専門員の視点だけでなく、地域ケア会議において検証を行います。 また、現状においてその妥当性に疑義が生じる事例はありません。
18	流山市	生活援助回数の多いケアプランへの取り組みについては、まずは課内で理由を確認し、地域ケア会議にて検討することとしています。令和元年度は1件について地域ケア会議で検討されましたが、代替え案等もなく妥当であるとの判断に至りました。
19	八千代市	八千代市においては市条例施行の2018年12月3日以降のケアプランを対象としており，実施にあたり集団指導にて周知をしました。令和元年度は1件の届出がありましたが，回数が多いことの妥当性が認められると判断した。
20	我孫子市	基準以上の生活援助を位置付けたケアプラン作成月にケアプランの届出を求め、同時にケアプラン点検を行っている。H30年度3件、H31年度3件の届出あり。
21	鴨川市	実績なし
22	鎌ヶ谷市	厚生労働大臣が定める回数を上回る生活援助中心型の訪問介護を位置付けたケアプランを作成した場合に、居宅支援事業所からの届出に基づき、多職種から構成される地域ケア会議を活用し随時ケアプランの検証を行っております。 これまで届出があったケアプランでは、その必要性が認められており、ケアプランの見直しとなったものはありません。
23	君津市	君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の規定により、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を居宅サービス計画上位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討のうえ，計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに，当該計画を市に届出していただいている。 令和元年度に届出のあった件数は，9件である。届出があったものについては，利用者の自立支援等の観点から市が確認するとともに、介護支援専門員の「気づき」を促すため、文書にて今後の計画作成（変更）に向けた助言をしている。
24	富津市	ケアプランを利用者の同意を得て交付等した月の翌月末日までに、基準回数を超える訪問介護を必要とする理由書と居宅サービス計画書の写しを提出してもらっている。
25	浦安市	該当する場合は届出を行うよう指導したが，該当したケースは1件もない。
26	四街道市	メールやホームページにて事業所に周知。令和元年度1件の届け出があった。
27	袖ケ浦市	居宅介護支援事業所から届出のあったケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止等の観点から確認を行っており、地域ケア会議の案件として、ケアプランに対する助言等を受けることを想定している。また、令和元年度に届出のあったケアプランで、訪問介護の区分について助言をしたケースがありました。
28	八街市	生活援助の回数の多い案件については、ケアマネに対して届出を求めております。地域ケア会議を開催し、必要の可否について地域関係者、介護関係者の意見を求めながら、必要性について確認しているところです。
29	印西市	
30	白井市	課題支援型地域ケア会議において該当事例を検討しています。現在、規定の回数を超えて生活援助を位置付けているケアプランの届出はありません。
31	富里市	該当になれば、地域ケア会議を開催する
32	南房総市	年間10件程度、課内包括職員と内容を検討。認知症有り独居等サービスの位置付けは必要不可欠なものと判断できる事例。
33	匝瑳市	生活援助型の自立支援の地域ケア会議に諮り、ケアプランの検討を行っている。
34	香取市	居宅介護支援事業へ届出義務化を周知・説明し、提出してもらっている。令和元年度中は4件であった。
35	山武市	平成31年度（令和元年度）は、訪問介護（生活援助中心型）回数が多い居宅サービス計画の届出書（兼理由書）が指定居宅介護事業所より2件提出があり、当方より、包括支援センター（主任ケアマネ、社会福祉士、保健師）へ出席依頼を行い、担当ケアマネ同席で地域ケア会議を行い検証を行いました。 1日2回入っていた訪問介護のサービスを見直し、改善されています。訪問介護の回数については適正化システムにおいても点検して把握しています。
36	いすみ市	地域ケア会議（ケアマネ・民生委員・包括支援センター職員など）を開催し、協議を行っている。 状況により回数を減らしたケースもある。
37	酒々井町	HPに様式を掲載した。ケアマネジャーからの相談時に提出をお願いしている。地域ケア会議で必要時に取り上げる予定。
38	栄町	介護支援専門員会議において、制度及び届出について説明を行いました。 届出件数は0件で、届出があればケアプランについてケア会議で検証を行います。
39	神崎町	システムにおいて確認はしているが、特段実施指導は行っていない
40	多古町	介護支援専門員へ届出について周知している。必要に応じてケア会議において検討する。令和元年度届出1件。ケアプラン点検の結果、サービス内容は適正であった。
41	東庄町	国始前にケアマネジャーを集め、説明会を実施した。届出についてはない
42	大網白里市	事業所から提出のあったケアプランについて、地域ケア会議で検討し、意見を事業所に通知。返還となった事例はなし
43	九十九里町	生活援助サービスと身体介護サービスを組み合わせて利用している場合はあるが、生活援助のみのサービス利用はなく、届出もありません。
44	芝山町	地域ケア会議にかけ判断
45	横芝光町	自立支援型地域ケア会議で取り組んでいる。
46	一宮町	様式を作り、該当する利用者を担当しているケアマネージャーに提出してもらっている。届出をすることで、特にペナルティーは設けていない。届出をしてもらうことで、利用者の状況把握ができる。
47	睦沢町	対象なし
48	長生村	介護保険係と包括支援センターでプランの確認を行っている。
49	白子町	ケアプラン分析データから該当者を把握。2019年度は届出1名、サービス利用の必要性が認められた。
50	長柄町	毎月国保連のデータを確認しているが回数の多いプランの案件はない。
51	長南町	現在まで国の定める利用回数を超える計画はないため届出なし
52	大多喜町	全件保険者により確認した後許可している。さらに町ケアマネ連絡会においても再度確認している。
53	御宿町	地域ケア会議において周知及びケース検討を行っている。ケアプラン点検実施マニュアルに沿って検討を実施、その後介護支援専門員との面談を行っている。ケアプランに対する指摘は随時受付、必要に応じてケアプランの修正や再提出を実施している。
54	鋸南町	ケアマネージャーに対して説明会を開催し、届け出の流れを周知した。R元実績6件
	合計	

介護保険アンケート 12

No.	市町村名	18. 介護労働者の確保に関して実施している事業。また、外国人労働者の介護への参入についてどの考え 介護労働者の確保について
1	千葉市	介護分野への従事者増及び定着を図るため、初任者研修修了者への研修費用補助、介護・福祉分野の就職説明会（ハローワークと共催）の開催、介護職員同士の交流会等を実施しています。 また、現場職員の負担軽減のため、積極的に介護ロボットを活用してもらうよう、介護ロボットフォーラムでの展示や導入事例紹介などを行っております。
2	銚子市	介護労働者として働いている方がいることは把握しているが、自治体として直接支援を行うような事業は有していない。
3	市川市	介護職員初任者研修費用助成事業 介護福祉士実務者研修費用助成事業 介護に関する入門的研修 福祉のしごと説明会
4	船橋市	合同就職説明会の開催、初任者・実務者研修の費用助成、事業所内保育施設運営費補助、介護職員宿舎借り上げ費用補助などを実施しております。
5	館山市	市内介護施設等に，現に就労している方又は研修終了後6カ月以内に就労した方を対象に，介護職員初任者研修・実務者研修の受講費助成を実施しています。
6	木更津市	介護職員初任者研修費用助成
7	松戸市	就職相談会の実施、介護職員初任者・実務者研修に係る費用助成、介護人材育成事業、介護事業所内保育施設運営支援などを実施。
8	野田市	・介護労働者の確保について、次の3つの事業に取り組んでいます。 ①就業促進のための研修支援事業として、介護職員研修を終了し、かつ市内の介護施設に就業している方に介護職員研修に要した費用の一部助成（受講料費用の1/2、5万円を限度）を実施しています。 ②介護人材マッチング事業として、介護職員の就職相談会を30年度から開催しています。本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、代替案を検討しています。 ③介護職に就いたことのない40歳以上の方を対象に、介護職を体験する機会を提供する体験就労事業を元年度から開始しました。介護事業所等で就労体験を行った方へ奨励金を支給します。また、体験就労後3か月以内に就労した方には、雇用の標榜等に応じ報償金を支給します。
9	茂原市	介護事業所と連携を図り、施設見学会や相談会を実施しています。
10	成田市	介護職員初任者研修講座を開催するなどし、介護業界への就職を希望する方への支援をしております。
11	佐倉市	未実施
12	東金市	介護人材の確保については、県の動向や市内事業者の意向を聞きながら検討をしていきます。
13	旭市	検討中
14	習志野市	事業所に対する情報等の周知や他団体が実施した取組へ参加はしたが、実施事業はありません。
15	柏市	市内に所在する施設において，採用後間もない職員や介護職として働いている外国人の方の合同入職式を開催し，介護職員間の横の繋がりを形成する介護人材就業促進・介護人材定着事業を実施しています。また，多様な世代を含めた介護人材のすそ野の拡大や，それぞれの人材層ごとの働き方の希望等へのマッチングを図ることを目的とした介護のしごと相談会も実施しています。
16	勝浦市	
17	市原市	ハローワークと共催して、介護就職フェアを開催しております。
18	流山市	介護従事者の確保策については、市内の介護事業所に従事する者に対し介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護職員実務者研修の受講費の一部を補助しています。
19	八千代市	千葉県では，地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金を活用し，介護職員の人材確保のための補助制度を設けております。本市ではこの補助制度を活用して介護職員初任者研修受講費用に対し補助事業を実施しています。
20	我孫子市	・人材確保に関する事業は未実施。（事業者実施の行事への後援等の支援、県補助金活用の周知）
21	鴨川市	未定
22	鎌ケ谷市	現在市として介護労働者の確保に関して実施している事業はありませんが、高齢化の進展に伴い増加する介護ニーズに対応するためにも介護人材の確保は重要な課題であると認識しております。
23	君津市	介護人材の確保は，喫緊の課題であると考えている。本市では，介護職員初任者研修費用助成，介護事業所内保育施設への補助を実施しているが，介護事業者を対象に独自に実施した調査でも施設等における人材の不足感は高まっており、上に記載した入門的研修の実施など更なる対策について調査研究してまいりたい。
24	富津市	市内小学校に介護福祉養成校の講師を迎えて、児童に対して高齢者疑似体験や車いす体験学習を実施し、介護への関心を高め、その重要性の理解促進を図る。
25	浦安市	市の独自事業として「介護人材確保事業」を平成28年度から実施している
26	四街道市	介護職員初任者研修、実務者研修の研修費用の半額を補助している。
27	袖ケ浦市	令和2年度より袖ケ浦市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱に基づき、介護職員の初任者研修費及び介護支援専門員の資格取得費の補助を実施しております。
28	八街市	介護人材の確保については、高齢人口の増、介護施設の増設などで人材が不足することを危惧している。本市では、介護人材の育成として講習会などを実施している。
29	印西市	条件はありますが、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修を修了し，かつ，市内の介護保険サービス事業所に就業する方に対し，経費の一部を助成する制度を設けております。
30	白井市	千葉県介護人材確保対策事業費補助金を活用し、介護職員初任者研修費の一部を補助することで、雇用の確保と安定を図っている
31	富里市	地域加算の復活の要望
32	南房総市	人材不足のため導入を検討。
33	匝瑳市	介護職員初任者研修助成事業
34	香取市	
35	山武市	介護職員初任者研修受講費用助成金事業を実施している。
36	いすみ市	千葉県介護人材確保対策事業を活用し、就業促進のための介護職員初任者研修や介護福祉士資格取得に係る実務者研修等の支援事業を昨年度から実施した。
37	酒々井町	現在、実施している事業はありませんが、将来的な介護人材不足を考えると推進していく事業と考えております。
38	栄町	介護人材の確保のため、町主催による「介護職員初任者研修」を実施している。
39	神崎町	特になし
40	多古町	介護福祉士実務者研修の実施。
41	東庄町	特になし。事業所にヒアリングした際も特に要望・意見等なかった
42	大網白里市	研修費用の補助を実施
43	九十九里町	介護労働者の確保に関して実施している事業はありません。
44	芝山町	
45	横芝光町	実施なし。
46	一宮町	町独自の事業は実施していない。
47	睦沢町	なし
48	長生村	特になし
49	白子町	未実施
50	長柄町	町で介護ボランティアの養成をしている。
51	長南町	未実施
52	大多喜町	外国人技能実習生受入れ中
53	御宿町	未定
54	鋸南町	介護職員初任者研修等受講費等助成
合計		

介護保険アンケート 13

No.	市町村名	18. 介護労働者の確保に関して実施している事業。また、外国人労働者の介護への参入についてどの考え 外国人労働者の介護への参入について
1	千葉市	今後、市内、県内の労働人口が大きく減少する見込みである中、研修、実習等を通じて必要な技術を身につけた外国人介護職員の活用についても考慮すべきと考えます。
2	銚子市	参入に頼らざるを得ない状況ではあるが、利用者とのコミュニケーション面や都市部への集中などで課題も多い。
3	市川市	外国人を介護人材として受け入れるためには、まず介護サービス事業者が受入れ制度や方法等について、理解を深める必要があると考えております。そのため、事業者に対し外国人材の受入れに関する意識調査を実施したところです。
4	船橋市	外国人人材の受入れも重要な人材確保対策の一環としてとらえており、本市としても、令和2年度に外国人介護人材の受入れに関する制度説明会を開催するほか、EPA介護福祉士候補者生受入れに係る費用の補助についても行っております。
5	館山市	介護人材不足にあたり，外国人労働者への期待も高まっていくと考えられますが，受入にあたっては，外国人労働者に対する語学や生活の支援体制の整備も重要であり，業界の状況等を注視しながら，対応を検討していきたいと考えています。
6	木更津市	全国的に介護人材の不足が予想されており、外国人介護人材の確保は重要と考える。
7	松戸市	昨年度において、市内介護サービス施設、事業所等における、外国籍介護従事者の雇用の状況および、事業所の管理者の外国籍職員の受け入れに関する意識調査を実施。 今年度については外国人人材への理解を深めるための研修会の実施を予定。
8	野田市	・外国人労働者の介護への参入について 市内において、EPA（経済連携協定）やそれ以外の理由で、外国人介護職員の受入を行っている事業所があります。就労後に介護職員初任者研修や実務者研修を受講するなど積極的に資格を取得し、スキルを高めている外国人の方も見受けられます。外国人介護職員が職場に定着していくためには、知識・技能だけでなく、生活面も含めた幅広い支援が必要となることから、外国人の受入については、介護事業者が判断すべきものと考えます。
9	茂原市	外国人労働者の参入については、実際に参入を受ける事業者の考えが大切と考えています。
10	成田市	国・県の方針等に基づき、適宜対応してまいります。
11	佐倉市	未検討
12	東金市	外国人労働者の介護への参入については、千葉県社会福祉協議会が千葉県外国人介護人材支援センターを設置するなど進展が見られるので、必要な情報提供ができるようにしていきたいと考えます。
13	旭市	必要なことと考えている。
14	習志野市	外国人介護人材の受入れについては、昨年4月から即戦力となる人材の在留資格「特定技能1号」での受け入れが始まりました。介護人材確保が必要とされるなか、事業所とのマッチングがうまくいけば貴重な人材と考えます。
15	柏市	外国人人材の受け入れに当たっては，外国人の方が日本の介護現場で働きたいと思える処遇や職場環境，日本での生活の支援体制等が整備される必要があると考えます。
16	勝浦市	
17	市原市	外国人労働者の介護への参入について、介護人材不足の解消に有益だと考えております。
18	流山市	外国人労働者の介護への参入につい は、今後益々介護職員の不足が懸念されることからやむを得ないものと考えますが、いまだ多くの課題があると考えます。
19	八千代市	千葉県高齢者保健福祉計画において外国人技能実習生に関する記述があることから，千葉県において対応していると考えております。
20	我孫子市	・外国人労働者の介護への参入については、事業者への聞き取りを行い、今後の検討課題であると認識している。
21	鴨川市	未定
22	鎌ヶ谷市	外国人労働者の介護事業への参入について、以前千葉県が入所施設を運営する法人に対して実施した外国人介護人材の受入れに係るアンケートの調査結果では、約7割が受入れに対して肯定的であるとなっております。
23	君津市	本年2月に介護事業者を対象として実施した調査では、いずれ外国人介護人材を受け入れたいと考えている事業者が約4割という状況である一方、受け入れにあたっては「日本語のコミュニケーション能力に不安」「入所者（利用者）に対する接遇に不安」との声も聴かれており、受け入れに向けては一定の支援が必要であるものと考えている。
24	富津市	外国人労働者の介護の参入については検討していない
25	浦安市	特に取り組みは行っていない
26	四街道市	特段ありません。
27	袖ケ浦市	外国人労働者については、特別な方針はありません。
28	八街市	外国人の労働者については、本市設置の特養でも、数人が介護スタッフとして従事している現状がある。外国の方も、有効な介護の担い手として期待したいと考えています。
29	印西市	離職率の高い介護業界において、既に受け入れ始めている事業所もありますので、市内の事業所の状況を確認していきたいと考えています。
30	白井市	外国人労働者の介護への参入に関する事業は現時点では行っていない。
31	富里市	各介護事業者の採用を注視
32	南房総市	資格要件を基に参入は問題ないが、交通手段や住居確保の問題あり
33	匝瑳市	現状やむを得ない。
34	香取市	
35	山武市	近隣市町村の状況を確認したうえで検討する必要があると考えている。
36	いすみ市	外国人労働者の介護への参入については、昨年度外国人技能実習制度説明会にも参加し、事業所に情報提供を行ったが、あまりいい反応ではなかった。
37	酒々井町	現在、実施している事業はありませんが、将来的な介護人材不足を考えると推進していく事業と考えております。
38	栄町	各事業所の方針に任せます。
39	神崎町	特になし
40	多古町	必要と考える。
41	東庄町	事業所にお任かせしている
42	大網白里市	参入拡大は必要だと思われる
43	九十九里町	外国人労働者の介護への参入については地域密着型サービス事業所で働いている外国人労働者から千葉県で行っている研修の申し込みがあり、受講しています。現在介護人材が不足しているため、外国人労働者の受入れについては検討しております。
44	芝山町	
45	横芝光町	介護人材確保のためにも必要と思うが、受け入れ側ともに資質の向上が重要と考える。
46	一宮町	事業所からは外国人労働者の必要性の声を聞くこともあるが、千葉県外国人介護人材支援センターが開設されたことから、動向について見守っていきたい。
47	睦沢町	なし
48	長生村	特になし
49	白子町	未実施
50	長柄町	なし
51	長南町	参入については必要不可欠であると思うが、言葉やコミュニケーションに課題があると感じている
52	大多喜町	外国人技能実習生受入れ中
53	御宿町	地域での事例はあまりないが、担い手不足の今、今後必要性が高まると思われる。
54	鋸南町	良いこと
	合計	

No.	市町村名	19. 新型コロナウイルス感染対策について、介護事業所に対して支援していること
1	千葉市	感染リスクを避けるために介護サービスの利用を控えることにより介護事業所の運営に支障が出ていることは把握しており、感染防止を図りながら事業所運営を継続できるよう、人員配置基準の緩和、サービス内容の一部簡略化、サービス提供に関して開催を義務付けられる会議等の簡素化などの特例や通所介護における代替サービスを認めてきたほか、マスクなどの衛生用品の配布や市独自の慰労金や濃厚接触者に対するサービス提供を行った事業所に対する支援金を支給する等により、従事者及び運営者の負担軽減を図ってきました。感染予防対策の周知・徹底を促すとともに、備蓄状況が厳しい事業所を優先して、マスクや消毒液などの衛生用品を提供する支援を行ってまいりました。
2	銚子市	国通知の送付のみ
3	市川市	国からの通知は、ホームページ上にて案内しております。更に、2/28・3/7・3/10・3/30・4/10・7/13・8/7に注意喚起を事業所へ通知し、3/10・7/13・8/7には、事業所内の自主点検チェックリストの案内送付し、自己点検を実施していただいております。
4	船橋市	① 介護事業継続支援事業補助金 ② 介護事業所に対する手指消毒用エタノールの配付 ③ 介護事業所に対するマスクの優先供給(有償販売) ④国通知等の周知、問い合わせ対応を行っております。
5	館山市	・マスクやフェイスシールドの配布 ・緊急時対応について，関係団体等との事前協議・調整 ・濃厚接触者等に対応する訪問介護者への支援(該当があった場合：衛生用品の支給，特別給付金の支給) ・応援給付金として各事業所へ独自の給付金を支給 ・感染防止対策や臨時的な基準緩和措置などに関する情報提供
6	木更津市	マスク及び消毒液の配布を実施
7	松戸市	介護従事者に対する支援金や感染拡大対策や事業継続のための補助金を創設し、順次手続きを行っております。 その他、介護従事者に対する宿泊施設の提供や、衛生用品の配布なども行っています。 介護従事者向けのオンライン講習会を開催し、感染予防対策の周知をはかっています。
8	野田市	・不織布マスク及び冷感マスクを希望する事業所に無償配布しています。(冷感マスクについては、入荷後、順次配布予定) ・手指消毒用エタノールが品薄状態であったことから、代替品となる高濃度エタノール製品を介護サービス事業所等に無償提供しました。 ・国及び県からの新型コロナウイルス感染拡大防止に関する通知文等を随時市のホームページに掲載し、周知を図っています。
9	茂原市	市内事業所に対し、マスク及び手指用消毒液の無償配布を実施しました。
10	成田市	本市独自の支援策として、市内の全介護サービス事業者等に対し給付金を支給いたしました。(対象事業者:90事業者、金額:1事業所につき10万円。複数のサービスを実施している場合は20万円)
11	佐倉市	①介護従事者への慰労金支給②感染予防物品購入助成
12	東金市	情報提供、マスクの配布
13	旭市	検討中
14	習志野市	地方創生臨時交付金を活用した介護サービス事業者に対する一律10万円の助成や不足するマスク・消毒薬の提供などを実施しています。
15	柏市	市で購入したマスクやアルコール等を事業者に配布しています。 国・県から発出された新型コロナウイルス感染症対策の情報や補助金等の案内を事業者向けに配信し，活用を促しています。
16	勝浦市	説明会を実施　厚労省発行の『介護保険最新情報』を各事業者へ提供
17	市原市	市内の事業所に対してマスクの配布、手指消毒用アルコールが優先的に購入することが出来るスキームの周知を行いました。
18	流山市	訪問系事業者の安全確保及び事業継続、利用者への感染拡大防止用の個人防具として、緊急貸出用の「フェイスシールド」「ガウン」「手袋」を備蓄しました。
19	八千代市	一般用マスク及びサージカルマスクの配付
20	我孫子市	マスク、消毒液の配布及び、感染症対策支援金(1事業所10万円、定員50名以上の事業所は20万円)交付
21	鴨川市	マスクや消毒薬などの支給
22	鎌ヶ谷市	マスクや消毒液など感染防止に係る物資の提供を実施しております。また、国や県からの新型コロナウイルス感染症に係る情報を随時提供しております。
23	君津市	市内の介護保険施設、介護サービス事業所に対し、4月末までに不織布マスク計17,350枚を配布をした。
24	富津市	マスク、アルコールの配布、感染症予防対策費用に関する給付金
25	浦安市	・マスクの配布 ・国や県などの通知の周知 ・通所系サービス提供事業所に補助金の交付 など
26	四街道市	感染拡大防止対策を支援することを目的として、献身的に高齢者等の介護をしている市内の介護サービス事業所に奨励金を支給した。
27	袖ヶ浦市	令和2年2月下旬～7月上旬にかけて、マスク約54,000枚、消毒液66リットルの配布を行いました。
28	八街市	市内の事業所にマスクの配布を行いました。
29	印西市	市内介護事業所に市で備蓄していたマスクを配布を希望する事業所に対し、配布しました。
30	白井市	・マスク、消毒液、手袋の配布 ・介護サービス毎に10万円の支給
31	富里市	介護保険サービス事業者に支援交付金の支給、マスクの配布
32	南房総市	マスク、消毒薬、手袋等の配布
33	匝瑳市	感染症対策支援給付金として、1介護サービス事業当たり10万円を支給。
34	香取市	マスク及び除菌水の配布並びに支援交付金を交付
35	山武市	マスクや防護服等の提供。
36	いすみ市	マスク・消毒液の配布
37	酒々井町	必要に応じて、今後、支援を行っていきます。
38	栄町	手指消毒液を配付した。
39	神崎町	特になし
40	多古町	ｻｰｼﾞｶﾙの貸与、感染対策支援金の交付。
41	東庄町	物資(マスク・次亜塩素水・除菌ジェル)の配布を実施した
42	大網白里市	情報提供や感染初期にマスクを貸与
43	九十九里町	使い捨てマスクの配布を実施しました。
44	芝山町	情報提供
45	横芝光町	高齢者・障害福祉サービス事業者支援金として、事業種別に応じ、40万円若しくは20万円を6～7月に交付。
46	一宮町	町内の事業所に対して、1日の勤務職員数に7を乗じた数のマスクを配布した。国や県からの情報を随時メールで提供した。売り上げが50%以上減少している等、対象要件に該当する町内介護事業者には町独自の支援金10万円を支給する事業を実施している。
47	睦沢町	マスク・消毒液の配布、衛生管理についての文書(チェックリスト)の配布
48	長生村	マスクの配付
49	白子町	国から示された感染症対策の情報を提供している。介護サービス事業所にマスクを配布。
50	長柄町	不足している事業所にマスクを配付した。
51	長南町	マスクの配布及び感染拡大防止対策の周知
52	大多喜町	情報交換
53	御宿町	情報提供
54	鋸南町	・感染症対策助成金を予定 ・重要度が高い情報についてはfaxで再度周知している
合計		

介護保険アンケート 15

No.	市町村名	20. 新型コロナウイルス感染拡大の影響で介護事業所が廃業するなどの実態把握
1	千葉市	新型コロナウイルス感染拡大を直接の理由として廃止した事業所はありませんが、一時的に休止した事業所が29事業所ありました(ほぼすべて再開済み)。
2	銚子市	廃業した事業所はない
3	市川市	事業所の廃業等ありましたが、廃業の原因が、直接的なものであったかは、把握できておりません。
4	船橋市	届出があったものについては把握しておりますが、こちらから廃業等の状況確認はしておりません。
5	館山市	廃業等に追られているような事業所の情報は現在ありません。
6	木更津市	新型コロナウィルス感染拡大を理由とする廃止の届け出は現段階でございません。
7	松戸市	現時点において、市が指定している事業所のうち、新型コロナウイルス感染拡大による廃業は0件です。
8	野田市	新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い廃業する介護事業所は、7月末現在ありません。
9	茂原市	指定権限を有している事業所において、現時点で廃業している事業所はありません。
10	成田市	本市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、介護事業所が廃業した事例はありません。
11	佐倉市	廃業した事業所はない。
12	東金市	調査はしていない。
13	旭市	把握している。廃業なし。
14	習志野市	廃業した事業所はありません。
15	柏市	新型コロナウィルスの影響により営業継続が困難という事由で廃止の届出のあった事業所が1件あります。
16	勝浦市	廃業者なし
17	市原市	新形コロナウイルス感染症の影響で、デイサービスの利用者が一時的に8割減った事業所がありましたが、廃業した事業所の情報は把握しておりません。
18	流山市	実態の把握はしていませんが、現時点で廃業の報告はありません。
19	八千代市	市指定の施設について，市に提出された廃止届において新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものはありませんでした。
20	我孫子市	市内で地域密着型通所介護事業所が1事業所廃業
21	鴨川市	新型コロナウイルスが原因の廃業は確認していない。
22	鎌ケ谷市	市内の介護事業所において廃業した事業はありません。
23	君津市	市内で廃業(廃止)した事業所はないが、通所介護事業所を中心に利用者自らがサービス利用を控えるケースがあるものと認識している。
24	富津市	廃業事業者はない
25	浦安市	
26	四街道市	廃業した事業所はない。
27	袖ケ浦市	廃業はありません.
28	八街市	把握していない。
29	印西市	国の緊急事態宣言以降、一部の通所介護事業所において、休業する旨、報告を受けておりますが、事業所の廃止については、伺っておりません。
30	白井市	令和2年7月27日時点で、白井市内に新型コロナウイルス感染拡大の影響により廃業した事業所はありません。
31	富里市	現時点で該当事業者無し
32	南房総市	該当なし
33	匝瑳市	事例なし。
34	香取市	指定廃止届により把握している。
35	山武市	令和2年8月1日現在、市内の介護事業所で新型コロナウイルス感染症の影響により廃業した事業所はありません。
36	いすみ市	該当なし
37	酒々井町	町内で廃業した事業所はありません。
38	栄町	把握しています。現在のところ廃業した事業所はありません。
39	神崎町	把握していない
40	多古町	各事業所において、経営状況の悪化等に係る情報は、今のところ聞こえてこない。
41	東庄町	把握しているが、休廃業等はない
42	大網白里市	特になし
43	九十九里町	廃業、休業ともに無しです。
44	芝山町	
45	横芝光町	把握している。廃業なし。
46	一宮町	2020年7月1日現在、町内で廃業している事業所なし。
47	睦沢町	1事業所(通所介護)休業
48	長生村	特に把握はしていないが、廃業したということは聞いていない。
49	白子町	廃業なし
50	長柄町	町内に新型コロナウイルス感染者はいない。
51	長南町	現時点では感染拡大の影響による廃業等の相談は受けていない
52	大多喜町	廃業の事業所無し
53	御宿町	なし
54	鋸南町	なし
	合計	

介護保険アンケート 別表

※1 ・第1号被保険者が属する世帯の生計維持者が、災害等により財産に著しい損害を受けたとき。
・第1号被保険者が属する世帯の生計維持者が、死亡または心身への重大な障がいを受けたことにより収入が著しく減少したとき。
・第1号被保険者が属する世帯の生計維持者が、事業等の休廃止、著しい損失または失業等により収入が著しく減少したとき。
・第1号被保険者が属する世帯の生計維持者が。干ばつまたは冷害とうによる農作物の不作により収入が著しく減少したとき。

※2 ・低所得者で特に生計が困難である方が、社会福祉法人等の介護保険利用者負担額軽減事業の対象にならない居宅サービス等を利用した場合、「野田市特定居宅サービス等利用者負担軽減事業」の申請により、該当する場合には利用料の一部があとから助成金として支給されます。
・対象となるサービスあり(居宅系のサービス)
・軽減割合 4分の1

※3 袖ケ浦市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱(平成16年2月27日告示第30号)により、対象要件を満たした方について、損害割合及び状況に応じ介護保険料の支払い猶予、減免等を実施。

※4 袖ケ浦市介護保険居宅サービス利用者助成金交付要綱により、対象要件を満たした方について、訪問系サービスを利用する場合に、利用者負担(1割相当分)の1/3を軽減する。

※5 災害等の事由により損害を受けたときや、生計者の傷病や事業による損失等で保険料の納付が困難な場合に、保険料について徴収猶予又は免除するものです。

※6 令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨により被災した被保険者に係る介護サービス利用者負担額について免除するものです。

※7 震災等により著しい損害を受けたり、収入が事業の休廃止等により著しく減少した者等に対して、その者から保険料を徴収することが適当でないと認めるときは、その保険料を減免することができる。

※8 4で回答した助成制度「野田市特定居宅サービス等利用者負担軽減事業」に対象者となり、デイサービスを利用した場合に食費の助成があるもの。

※9 65歳以上 要介護1以上と認定を受けた方
40歳以上65歳未満 要介護4又は要介護5と認定を受け、その中でも特に障害度が高い方(認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がランクC)

※10 2割負担導入時に、市内の居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設、グループホームを対象にアンケート調査を実施しました。その結果、回答を得た事業所を利用する2割負担者1,347人中、91人(約7%)がサービス内容等を見直したとのことでした。これらのケースについて個別に確認したところ、ケアマネジャーの適切なケアプランの見直し等により、その後の心身機能に影響を及ぼすといったケースではございませんでした。なお、3割負担につきましては、対象者が2割負担者のうち更に所得の高い層であり、その影響はより低いものであると考えておりますので実施する予定はございませんが、平成30年8月に3割負担の負担割合証を送付したのち10日間で、3割負担について問い合わせがあった52件につきましては、そのいずれも制度改正の趣旨や判定要件等をご理解いただいたことから、苦情となるようなケースはございませんでした。

※11 計画策定に係るアンケート実施(1～3割負担者全て)
負担を感じている方のうち
「負担感はあるが、何とか対応できる:56%」
「自分だけでは負担できない:10%」
※クロス集計ができていないめ、2・3割負担者のみの声ではない。

※12 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、一定以上の所得がある全ての方の負担が2倍又は3倍になるわけではありません。

※13 「高齢者実態調査」において3割の方への調査は実施しました。介護保険法に基づき、被保険者の所得に応じた負担をしていただきます。

※14 平成30年度に制度が改正され,2割から3割になった方に対して,介護度が変わらず,サービス利用を減らしたかたの状況をケアマネジャーに伺いましたところ,3割となりサービス利用回数を減らした方が数人いましたが,多くは影響は無かったとの回答を得ています。

※15 (見込み数値は、令和2年7月3日時点)
実態の把握につきましては、介護保険の制度設計を行う国が主体となって行うべきと考えます。また、利用者からは制度の内容や負担割合の判定に係る問合せを受けております。

※16 負担割合証の発行に関しての管理は行っておりますが、実態把握はしておりません。利用者の声も特に寄せられていません。
なお、上記の①・②の人数ですが、2020年6月1日時点での人数が出力することができなかったため、2020年8月1日時点に変更しました。
また、②の人数は、見込みではなく実人数を入力しています。

※17 毎月の処理により負担割合に変更があった場合の把握はしているが、負担割合の段階が上がったことによる意見等は寄せられていない。

※18 令和2年4月からサービス提供開始を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施主体の活動が停止している。

国民健康保険アンケート 1

No.	市町村名	国保税・料	今年度の国保料・税率・限度額の変更の有無	2020年度の国民健康保険料(税)賦課方式								
				医療分								
				算定方法(賦課方式)		均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	応能割%	応益割%	世帯当り調定額	1人当り調定額
				所得割×%	資産割×%							
1	千葉市	料	変えた	6.59		19,200	23,760	630,000	55.00	45.00	98,756	66,531
2	銚子市	料	変えていない	6.80	20.00	24,000	29,000	630,000	52.01	47.99	119,097	73,463
3	市川市	税	変えた	7.30	-	12,000	20,400	610,000	66.76	33.24	101,120	70,579
4	船橋市	料	変えた	6.50	0.00	27,360	0	630,000	60.30	39.70	90,706	61,913
5	館山市	税	変えた	6.21		17,400	21,000	630,000	53.20	46.80	73,112	47,499
6	木更津市	税	変えた	8.01	-	20,000	24,000	630,000	57.36	42.64	108,754	72,868
7	松戸市	料	変えた	7.52		19,500	18,000	630,000	58.26	41.74	96,860	65,636
8	野田市	料	変えた	5.55	0.00	9,000	24,600	630,000	58.09	41.91	73,786	46,327
9	茂原市	税	変えた	7.70		20,000	21,000	630,000	55.30	44.70	96,889	62,475
10	成田市	税	変えた	6.30		19,800	17,000	610,000	56.80	43.20	92,649	59,487
11	佐倉市	税	変えた	6.30		21,000	28,000	610,000	51.57	48.43	106,417	69,483
12	東金市	税	変えた	6.80	0.00	18,000	26,000	630,000	52.17	47.83	93,030	59,946
13	旭市	税	変えた	6.60	—	21,000	26,000	610,000	53.50	46.50	118,538	67,256
14	習志野市	料	変えた	6.80		20,900	12,500	630,000	61.00	39.00	98,372	67,751
15	柏市	料	変えた	6.23		24,720	12,240	630,000	57.00	43.00	98,354	64,545
16	勝浦市	税	変えていない	7.10		23,900	19,900	630,000	50.74	49.26	93,879	61,829
17	市原市	料	変えた	6.76	—	20,800	24,900	630,000	55.00	45.00	102,979	66,899
18	流山市	料	変えた	7.30		19,200	15,600	630,000	64.00	36.00	107,762	70,692
19	八千代市	料	変えた	5.97		27,100	26,300	630,000	45.49	54.51	99,029	67,462
20	我孫子市	税	変えていない	7.25	-	18,000	18,600	630,000	60.53	39.47	98,182	65,599
21	鴨川市	税	変えた	7.00	-	22,200	27,000	630,000	48.14	51.86	91,125	62,343
22	鎌ヶ谷市	料	変えていない	7.20	0.00	15,600	21,600	630,000	60.30	39.70	98,902	63,712
23	君津市	税	変えた	7.30	0.00	20,000	24,000	630,000	55.79	44.21	106,987	69,314
24	富津市	税	変えた	6.60	0.00	36,000	0	630,000	52.22	47.78	96,623	61,692
25	浦安市	税	変えた	6.66		17,400	24,400	630,000	69.43	30.57	120,660	81,805
26	四街道市	税	変えた	7.17	0.00	17,000	19,600	610,000	63.47	36.53	101,602	64,518
27	袖ヶ浦市	税	変えていない	6.40	-	18,000	22,000	630,000	56.42	43.58	103,170	64,636
28	八街市	税	変えた	7.50	0.00	23,000	32,000	610,000	48.59	51.41	113,614	69,359
29	印西市	税	変えた	6.90		23,500	28,000	610,000	53.46	46.54	122,064	74,897
30	白井市	税	変えた	7.03	-	26,300	30,300	630,000	51.42	48.58	126,512	77,443
31	富里市	税	変えていない	6.80		18,500	30,000	610,000	54.14	45.86	106,480	65,995
32	南房総市	税	変えた	6.10	0.00	19,200	20,400	630,000	50.00	50.00	未算定	53,284
33	匝瑳市	税	変えた	6.50		20,000	25,000	630,000	60.74	39.26	109,067	66,123
34	香取市	税	変えた	6.60	0.00	20,000	24,000	630,000	53.74	46.26	104,781	63,461
35	山武市	税	変えた	6.29	-	20,700	21,500	630,000	49.37	50.63	88,011	54,911
36	いすみ市	税	変えた	6.20	0.00	23,000	19,000	630,000	49.40	51.60	86,517	55,108
37	酒々井町	税	変えた	5.60		23,000	31,200	610,000	45.85	54.15	101,754	64,869
38	栄町	税	変えた	7.10		25,000	27,000	610,000	51.15	48.85	116,325	72,310
39	神崎町	税	変えた	7.00	0.00	26,000	25,000	630,000	49.90	50.10	11,060	68,753
40	多古町	税	変えた	7.20	0.00	18,000	25,000	610,000	61.90	38.10	110,705	67,205
41	東庄町	税	変えた	7.00	0.00	17,000	30,000	630,000	56.23	43.77	115,857	67,562
42	大網白里市	税	変えていない	6.00		19,000	20,000	610,000	52.28	47.72	86,838	56,126
43	九十九里町	税	変えた	5.90	0.00	19,000	19,000	630,000	50.30	49.70	78,570	50,473
44	芝山町	税	変えた	7.10		19,800	20,300	630,000	55.76	44.24	102,969	61,577
45	横芝光町	税	変えた	6.40	0.00	22,000	23,000	630,000	50.24	49.76	101,633	60,905
46	一宮町	税	変えた	7.70	—	21,000	20,000	630,000	56.98	43.01	107,856	65,096
47	睦沢町	税	変えた	7.00	-	22,000	20,000	630,000	-	-	97,400	59,300
48	長生村	税	変えていない	7.45		18,000	20,000	630,000	55.80	44.20	92,675	58,048
49	白子町	税	変えた	7.70	-	20,000	20,000	630,000	54.90	45.10	98,979	61,616
50	長柄町	税	変えた	7.40		25,000	20,000	630,000	49.00	51.00	104,528	65,859
51	長南町	税	変えた	7.90	0.00	24,000	22,000	630,000	53.90	46.10	108,192	69,002
52	大多喜町	税	変えていない	6.80	0.00	22,000	21,000	630,000	61.20	38.80	95,542	59,386
53	御宿町	税	変えた	5.60	0.00	17,000	20,000	630,000	50.60	49.40	76,030	49,928
54	鋸南町	料	変えた	5.37		21,700	14,600	630,000	50.00	50.00	70,760	46,894
	合 計											

国民健康保険アンケート 2

No.	市町村名	2020年度の国民健康保険料(税)賦課方式								
		支援金分								
		算定方法(賦課方式)		均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	応能割%	応益割%	世帯当り調定額	1人当り調定額
		所得割×%	資産割×%							
1	千葉市	2.61		7,320	9,000	190,000	55.00	45.00	37,592	25,326
2	銚子市	2.20		11,000		190,000	53.73	46.27	33,437	20,625
3	市川市	1.45	-	6,800	-	190,000	61.36	38.64	22,885	15,973
4	船橋市	2.63	0.00	8,590	0	190,000	65.21	34.79	33,026	22,542
5	館山市	2.41		13,200		190,000	49.90	50.10	29,428	19,248
6	木更津市	1.80	-	10,000	-	190,000	52.22	47.78	27,279	18,278
7	松戸市	2.24		6,000	0	190,000	68.82	31.18	25,430	17,232
8	野田市	2.82	0.00	11,600	0	190,000	57.94	42.06	35,871	22,520
9	茂原市	2.70		10,000		190,000	58.60	41.40	32,029	20,652
10	成田市	1.73		7,000		190,000	61.37	38.63	24,271	15,584
11	佐倉市	2.00		5,000	0	190,000	72.14	27.86	25,648	16,747
12	東金市	2.70	0.00	13,000	0	190,000	52.12	47.88	35,702	23,006
13	旭市	2.30	—	12,000	—	190,000	53.70	46.30	40,488	22,972
14	習志野市	2.20		12,300	0	190,000	54.00	46.00	34,756	23,937
15	柏市	2.35		11,880		190,000	57.00	43.00	35,979	23,611
16	勝浦市	2.50		7,900	8,000	190,000	50.18	49.82	32,831	21,622
17	市原市	2.25	—	12,000	—	190,000	55.00	45.00	34,069	22,133
18	流山市	2.20		5,500		190,000	74.00	26.00	28,827	18,911
19	八千代市	2.16		8,800	8,600	190,000	47.64	52.36	33,732	22,979
20	我孫子市	2.00	-	4,200	-	190,000	75.17	24.83	22,910	15,307
21	鴨川市	2.30	-	11,400	-	190,000	51.35	48.65	28,386	19,420
22	鎌ヶ谷市	2.15	0.00	9,000	0	190,000	59.20	40.80	30,040	19,351
23	君津市	1.80	0.00	10,000	0	190,000	52.39	47.61	28,368	18,379
24	富津市	2.20	0.00	8,000	0	190,000	62.11	37.89	27,703	17,688
25	浦安市	1.83		8,000		190,000	72.21	27.79	32,239	21,857
26	四街道市	1.89	0.00	17,500		190,000	42.93	57.07	38,774	24,622
27	袖ヶ浦市	1.70	-	10,500	-	190,000	50.78	49.23	30,330	19,002
28	八街市	2.00	0.00	10,000	0	190,000	51.64	48.36	29,261	17,863
29	印西市	2.00		9,000		190,000	59.95	40.05	32,448	19,910
30	白井市	2.10	-	4,300	-	190,000	76.49	23.51	27,247	16,679
31	富里市	1.70		7,000		190,000	60.55	39.45	24,547	15,214
32	南房総市	2.12	0.00	11,400	0	190,000	50.00	50.00	未算定	18,786
33	匝瑳市	2.50		12,500		190,000	60.77	39.23	40,456	24,527
34	香取市	2.30	0.00	10,000	0	190,000	57.71	42.29	34,122	20,666
35	山武市	2.52	-	13,100	-	190,000	49.16	50.84	34,442	21,489
36	いすみ市	2.50	0.00	13,000	0	190,000	51.10	48.90	33,416	21,284
37	酒々井町	2.70		6,400		190,000	72.00	28.00	31,980	20,388
38	栄町	1.60		6,000		190,000	62.14	37.86	22,616	14,058
39	神崎町	2.40	0.00	11,000	0	190,000	55.60	44.40	34,122	21,316
40	多古町	2.40	0.00	12,000	-	190,000	59.56	40.44	37,973	23,052
41	東庄町	1.50	0.00	11,000	0	190,000	46.67	53.33	30,316	17,679
42	大網白里市	2.50		14,000		190,000	49.75	50.25	36,854	23,820
43	九十九里町	2.40	0.00	11,000	0	190,000	48.00	52.00	29,988	19,264
44	芝山町	2.80		11,900	0	190,000	55.75	44.25	39,137	23,405
45	横芝光町	2.10	0.00	12,000	0	190,000	49.02	50.98	33,745	20,222
46	一宮町	2.90	—	10,000	—	190,000	61.46	38.53	37,232	22,471
47	睦沢町	2.50	-	10,000	0	190,000	-	-	32,200	19,700
48	長生村	2.60		10,600		190,000	55.26	44.74	32,221	20,182
49	白子町	2.90	-	9,000	-	190,000	61.40	38.60	33,361	20,768
50	長柄町	2.60		12,000		190,000	47.00	53.00	35,347	22,271
51	長南町	2.80	0.00	13,000	0	190,000	54.10	45.90	37,916	24,182
52	大多喜町	2.20	0.00	8,400	8,000	190,000	56.89	43.11	33,035	20,533
53	御宿町	2.40	0.00	9,000	8,000	190,000	47.00	53.00	33,220	21,815
54	鋸南町	2.70		15,300		190,000	50.00	50.00	34,882	23,117
	合 計									

国民健康保険アンケート 3

No.	市町村名	2020年度の国民健康保険料(税)賦課方式 介護分								
		算定方法(賦課方式)		均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	応能割%	応益割%	世帯当り調定額	1人当り調定額
		所得割×%	資産割×%							
1	千葉市	2.11		9,720	7,440	170,000	50.00	50.00	31,703	27,623
2	銚子市	1.80		14,000		170,000	50.85	49.15	29,637	24,679
3	市川市	1.50	-	10,800	-	160,000	56.02	43.98	25,131	22,030
4	船橋市	1.20	0.00	9,610	0	170,000	50.99	49.01	19,631	17,047
5	館山市	1.83		13,800		170,000	47.80	52.20	21,590	18,719
6	木更津市	1.10	-	10,000	-	170,000	46.31	53.69	18,145	15,835
7	松戸市	1.61		12,900	0	170,000	47.99	52.01	36,276	20,735
8	野田市	2.36	0.00	12,600	0	170,000	57.35	42.65	29,857	25,384
9	茂原市	2.10		16,000		170,000	43.50	56.50	26,454	22,761
10	成田市	1.68		15,000		160,000	46.18	53.82		22,379
11	佐倉市	1.20		11,000	0	160,000	45.52	54.48	19,907	17,425
12	東金市	1.90	0.00	12,000	0	170,000	51.25	48.75	23,741	20,324
13	旭市	1.70	—	14,000	—	160,000	51.90	48.10	32,011	25,621
14	習志野市	2.20		14,800	0	170,000	54.00	46.00	31,610	27,956
15	柏市	1.97		14,760		170,000	57.00	43.00	29,951	26,032
16	勝浦市	1.90		7,000	4,900	170,000	49.96	50.04	21,091	18,181
17	市原市	2.23	—	13,900	—	170,000	55.00	45.00	28,718	25,013
18	流山市	1.60		12,600		170,000	52.00	48.00	26,415	22,804
19	八千代市	2.11		16,600		170,000	47.31	52.69	29,713	26,134
20	我孫子市	1.55	-	12,600	-	170,000	47.80	52.20	23,131	20,142
21	鴨川市	2.00	-	13,800	-	170,000	48.26	51.74	24,372	21,312
22	鎌ヶ谷市	1.48	0.00	13,000	0	170,000	46.40	53.60	24,212	20,775
23	君津市	1.80	0.00	9,900	0	170,000	55.73	44.27	22,890	19,635
24	富津市	2.00	0.00	8,000	0	170,000	64.03	35.97	22,627	19,067
25	浦安市	1.45		12,000		170,000	63.00	37.00	11,757	7,971
26	四街道市	1.87	0.00	16,200	0	160,000	50.94	49.06	30,786	26,346
27	袖ヶ浦市	1.20	-	12,500	-	170,000	42.03	57.97	22,971	19,527
28	八街市	1.50	0.00	12,000	0	160,000	46.20	53.80	22,785	18,943
29	印西市	1.80		13,000		160,000	51.40	48.60	26,792	22,839
30	白井市	1.42	-	11,400	-	170,000	49.87	50.13	22,980	19,370
31	富里市	1.50		12,000		160,000	51.19	48.81	24,736	20,695
32	南房総市	1.67	0.00	11,400	0	170,000	50.00	50.00	未算定	18,128
33	匝瑳市	1.30		12,500		170,000	52.26	47.74	24,461	21,539
34	香取市	1.90	0.00	14,000	0	170,000	51.19	48.82	29,412	24,392
35	山武市	2.02	-	15,000	-	170,000	45.93	54.07	26,867	22,772
36	いすみ市	2.20	0.00	15,000	0	170,000	48.40	51.60	27,375	23,054
37	酒々井町	1.40		13,000		160,000	45.76	54.24	23,166	20,315
38	栄町	1.50		12,000		160,000	45.85	54.15	21,119	18,293
39	神崎町	1.80	0.00	15,000	0	170,000	45.00	55.00	27,336	22,506
40	多古町	1.70	0.00	15,000	-	160,000	53.28	46.72	30,928	25,007
41	東庄町	1.00	0.00	15,000	0	160,000	38.05	61.95	25,176	20,329
42	大網白里市	1.90		13,000		160,000	48.39	51.61	24,454	21,193
43	九十九里町	1.90	0.00	13,000	0	170,000	53.67	46.33	22,813	19,523
44	芝山町	2.60		11,100	0	170,000	62.14	37.86	31,461	25,696
45	横芝光町	1.70	0.00	13,000	0	170,000	48.59	51.41	27,690	22,618
46	一宮町	2.10	—	14,000	—	170,000	49.89	50.10	28,325	23,242
47	睦沢町	1.80	-	12,000	0	170,000	-	-	22,900	19,600
48	長生村	2.00		12,000		170,000	51.13	48.87	24,866	20,694
49	白子町	2.40	-	13,000	-	170,000	52.00	48.00	29,174	24,456
50	長柄町	2.00		11,000		170,000	49.00	51.00	22,707	19,214
51	長南町	2.30	0.00	12,000	0	170,000	46.50	53.50	25,073	21,310
52	大多喜町	2.10	0.00	8,700	8,100	170,000	57.65	42.35	28,730	24,082
53	御宿町	1.50	0.00	8,000	5,000	170,000	44.82	55.18	20,654	18,006
54	鋸南町	1.90		12,200		170,000	50.00	50.00	22,881	19,175
	合 計									

国民健康保険アンケート 4

No.	市町村名	2020年度の下記の世帯の国保料・税額(円) 1,夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、所得250万円(妻の年収0)、資産税額0円 2,夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、所得200万円(妻の年収0)、資産税額0円 (2割軽減世帯) 3,夫婦2人(70代)、所得80万円(妻の年収0)、資産税額0円 (5割軽減世帯) 4,単身世帯(70代)、所得30万円、資産税額0円 (7割軽減世帯)				世帯数・人口 (2020/6/1現在)		国保加入状況 (2020/6/1現在)		2020年6月1日現在前年度に一期でも滞納があった世帯数
		1の場合	2の場合	3の場合	4の場合	総世帯数	総人口	国保加入世帯数	被保険者数	
1	千葉市	411,130	321,450	86,130	17,770	446,264	982,149	129,161	191,720	26,892
2	銚子市	431,200	337,800	91,700	19,200	27,296	59,761	10,635	17,528	1,657
3	市川市	339,500	264,800	70,100	11,700	249,455	492,622	64,405	93,550	21,594
4	船橋市	387,180	302,910	78,860	10,770	308,208	644,579	83,177	121,871	11,335
5	館山市	397,600	311,100	81,500	15,400	23,097	45,890	8,443	12,964	1,268
6	木更津市	400,600	313,200	88,000	16,200	62,948	135,744	18,817	28,523	2,653
7	松戸市	392,510	306,500	80,360	13,050	242,525	499,196	71,632	105,454	17,912
8	野田市	364,900	284,800	72,100	13,400	69,433	154,394	23,740	37,779	3,859
9	茂原市	444,000	346,900	89,200	15,300	40,750	88,525	14,128	21,859	1,191
10	成田市	364,800	285,300	73,000	13,100	63,689	132,962	18,378	28,830	5,673
11	佐倉市	360,100	281,800	79,000	16,200	78,492	174,498	25,786	40,233	3,644
12	東金市	421,200	329,400	88,500	17,100	27,014	58,172	10,316	16,264	2,165
13	旭市	415,900	325,700	87,800	17,700	26,422	64,966	10,970	19,579	2,014
14	習志野市	417,800	326,900	81,700	13,600	81,097	174,267	20,169	29,774	2,975
15	柏市	417,000	326,600	83,000	14,500	192,867	432,006	57,464	87,495	11,425
16	勝浦市	423,400	331,100	90,800	17,800	8,634	17,020	3,305	5,088	419
17	市原市	427,600	334,600	87,500	17,300	128,144	274,798	40,080	61,743	7,129
18	流山市	380,400	297,000	77,100	12,000	83,379	197,554	22,381	34,023	3,204
19	八千代市	433,700	340,200	91,500	21,200	91,062	200,866	24,356	36,494	4,051
20	我孫子市	366,900	286,300	74,900	12,100	59,733	131,896	19,235	28,789	4,536
21	鴨川市	434,200	339,700	90,800	18,100	14,573	31,827	5,632	8,360	509
22	鎌ヶ谷市	380,900	297,600	79,300	13,800	50,168	109,950	15,568	24,087	2,096
23	君津市	400,200	313,000	84,700	16,200	39,138	83,537	11,935	18,424	1,491
24	富津市	399,900	312,700	85,300	13,200	20,142	43,717	7,183	11,201	933
25	浦安市	365,600	285,900	77,500	14,900	82,704	171,116	18,652	27,511	3,377
26	四街道市	427,000	334,400	95,400	16,100	41,895	94,924	13,171	20,692	2,136
27	袖ヶ浦市	362,800	284,100	77,500	15,100	27,957	64,649	8,668	13,689	928
28	八街市	426,600	334,000	93,600	19,500	31,851	68,864	12,214	20,029	2,560
29	印西市	416,190	325,890	88,330	18,150	41,698	104,321	12,006	19,541	2,960
30	白井市	404,300	316,500	88,500	18,100	26,103	63,256	8,240	13,423	1,391
31	富里市	372,800	291,600	80,300	16,600	23,726	50,045	8,731	14,153	1,458
32	南房総市	349,500	223,600	54,700	15,200	17,161	37,337	7,318	11,282	5,898
33	匝瑳市	403,400	315,900	87,200	17,200	14,666	35,805	6,246	10,589	842
34	香取市	406,300	317,900	83,800	16,200	31,116	74,822	12,603	20,785	2,467
35	山武市	421,500	330,100	85,900	16,500	22,426	50,743	9,643	15,751	3,113
36	いすみ市	429,400	336,300	86,300	16,500	16,982	37,395	7,184	11,262	834
37	酒々井町	385,100	301,600	83,900	18,100	9,885	20,734	3,144	4,921	327
38	栄町	396,200	310,200	85,300	17,400	9,075	20,357	3,648	5,859	247
39	神崎町	445,900	359,800	93,600	29,700	2,490	5,950	966	1,546	75
40	多古町	420,000	328,500	87,500	16,500	6,041	14,468	2,585	4,245	308
41	東庄町	378,100	296,200	82,900	17,400	5,209	13,705	2,359	4,058	296
42	大網白里市	403,600	316,000	82,900	15,900	21,773	49,042	8,186	12,880	2,698
43	九十九里町	386,200	302,200	78,400	14,700	7,100	15,478	2,948	4,637	725
44	芝山町	440,400	344,000	58,600	25,000	3,018	7,163	1,283	2,178	159
45	横芝光町	406,300	318,300	85,400	17,100	9,780	23,417	4,004	6,605	357
46	一宮町	446,000	348,000	90,000	15,000	5,422	12,321	2,094	3,480	203
47	睦沢町	417,100	326,200	86,600	15,600	2,789	6,960	1,196	1,963	168
48	長生村	419,800	327,900	85,800	14,500	6,061	14,056	2,317	3,684	290
49	白子町	443,900	346,500	88,700	14,700	4,933	111,119	2,145	3,407	440
50	長柄町	450,300	352,300	93,900	17,100	2,950	6,789	1,276	2,019	71
51	長南町	476,000	321,800	98,200	17,700	3,228	7,791	1,417	2,219	104
52	大多喜町	416,800	326,100	87,100	17,800	3,817	8,866	1,608	2,587	184
53	御宿町	359,000	280,900	77,500	16,200	3,680	7,344	1,580	2,465	219
54	鋸南町	403,200	315,900	82,100	15,400	3,598	7,536	1,501	2,249	66
	合 計					2,923,664	6,437,269	885,829	1,361,341	175,526

国民健康保険アンケート 5

No.	市町村名	滞納世帯の納付相談の対策	滞納世帯に対して、就学援助、生活保護制度等の活用について相談できる体制
1	千葉市	納付相談専門職員（会計年度任用職員）の設置	納付相談の中で、生活困窮や多重債務の有無を確認し、生活保護所管課や千葉市生活自立・仕事相談センター、消費生活センターを案内するようにしております。
2	銚子市	・窓口で納付相談 ・短期被保険者証、催告書を送付した際に納付相談案内書を同封 ・電話催告を通じた納付相談	納付相談の際に、生活状態や収入状況などを聴取し、必要に応じて関係機関と連携している
3	市川市	・滞納世帯に対して催告書を送付する。・新たに短期被保険者証の交付対象となる世帯に対してハガキを送付し、特別納税相談期間を設け、相談の機会の確保に努めている。	納税相談に来庁された方の実情に応じて連携をとれる体制となっている。
4	船橋市	・現年度保険料の納付忘れに対する自動音声電話による催告 ・利便性向上のため、船橋FACE（船橋駅前）で相談会の開催 ・夜間休日相談会の開催 ・徴収員による臨戸訪問	支援が必要な方に対し、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（船橋市委託事業により社会福祉法人が運営）等をご案内しています。
5	館山市	資格認定審査会後、資格証明書該当者に対しては納税相談の案内状を送付し、夜間等の納税相談機会の窓口を設けている。また、納税相談時には、実情照会書により、早期に滞納者の生活・収入・病気等の状況を把握し、実情に応じた滞納整理を行っている。	納税相談により生活困窮が認められる場合には、社会福祉課（生活保護）や社会福祉協議会（生活困窮者自立支援相談窓口）等の福祉関係部局に案内している。
6	木更津市	・納税者が窓口相談をしやすいように、毎月第2第4日曜日の午前8時30分から午後5時まで収税対策室の窓口を開き納税相談を実施している。 ・臨時職員を含む収納専門職員による臨戸徴収の実施。 ・平成26年度から国税OBの市税等徴収指導員1名を配置し、対処困難事案に対する職員からの相談での対応を含め、徴収事務の向上を図っている。	納税相談等により、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の活用の要件が認められる場合、担当課を案内する。
7	松戸市	毎月最終木曜日の夜間窓口を実施：年12回（17:00～20:00） 偶数月の最終土曜日の休日徴収を実施：年6回（9:00～16:00）	相談内容に応じ、関係機関へは随時案内をしている。
8	野田市	窓口開設について、火曜日と木曜日は夜8時まで開設時間を延長しており、第2・第4日曜日においても8時30分から17時15分まで窓口を開設している。	滞納者の納付相談時に、家族状況等の生活全般を把握したうえで、必要に応じパーソナルサポートセンター等の福祉等関係機関と連携し、活用可能な制度を案内している。
9	茂原市	平日及び夜間に電話にて納付の推奨を行い、その際に納付が困難な場合は改めて納付相談を行っています。また、月1回、日曜開庁を実施し、納付相談を行っています。	適宜、消費生活相談員やケースワーカーと連携を図りながら、対応しております。
10	成田市	日曜開庁時にも納付相談の対応をしております。	納税相談の際に生活状況を聴取し、必要に応じて「暮らしサポートなりた」（生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口）の案内や、生活保護制度、公営住宅、障がい者支援窓口を案内しています。
11	佐倉市	第2、4日曜に納税相談を行っている。 高額滞納者や困難事案に対処するため、国税OBの主幹を配置している。	納税折衝の際、必要に応じて福祉制度や関係機関の案内をしている。 徴収担当の見識を深めるための研修を実施している。
12	東金市	第3火曜日　夜間納付相談・納付窓口の開設 毎月末　土・日曜日の休日納付相談、納付窓口の開設 借金が滞納原因である方に対しての弁護士相談	関係課と連携をとっている
13	旭市	夜間及び休日窓口の開設。	納税相談時に、関係機関窓口を案内している。
14	習志野市	催告書や未納のお知らせを送付する他、納税コールセンターによる電話催告により納付相談につなげております。また、相談機会の拡充を目的とした休日相談を行っております。さらに、短期被保険者証や資格証明書対象者の中から、その滞納状況に応じ、納付相談を促す通知文書を送付しております。	納付相談を行う中で、福祉等関係機関との連携が必要と思われる方には、習志野市生活相談支援センター「らいふあっぷ習志野」をご案内しております。
15	柏市	国保連合会の保険料収納アドバイザー派遣事業との連携。	地域生活支援センター連絡調整会議
16	勝浦市	電話催告等により滞納世帯との接触を図り、生活の実態を把握した上で納税相談を実施している。	滞納者の状況に応じて、就学援助、生活保護制度等の担当部署への相談を案内することとしている。
17	市原市	・債権管理課による専門化 ・市税等納付推進センターによる納付相談案内	・相談時等に適宜対応を行っております。
18	流山市	①窓口及び電話による納付相談 ②債権回収対策室による納付相談 ③年2回の休日納付相談	納付相談時に生活困窮の申し出があれば、社会福祉課や学校教育課に案内をします。
19	八千代市	職員及び納付相談員による通知，電話，訪問を実施。	相談状況に応じ，福祉総合相談室や生活支援課と連携を図っている。
20	我孫子市	滞納整理に関する研修会へ参加し、職員の知識、技能の向上を図る。 滞納処分に早期着手する。 徴収不能事案については執行停止をする。	納付相談の際、生活窮迫のおそれがある場合、生活保護担当を案内するなど、連携を図っている。
21	鴨川市	臨戸徴収、常時電話による納税相談、毎週火曜日窓口延長業務の納税相談、年末日曜日の休日納税相談等を	納税相談時の聞き取り調査、臨戸徴収による生活状況の確認、財産調査等により滞納者の実態を把握して状況
22	鎌ヶ谷市	窓口相談時間の延長。(休日、夜間納付相談の実施)	納付相談時、生活保護等の制度を説明し、担当課へ案内をしている。
23	君津市	納税相談窓口を納税課が行っている。	納税相談により、福祉関係機関への案内が必要であると判断した場合には、速やかに案内するようにしている。
24	富津市	毎月月末平日2日間の夜間（午後8時まで）納付相談を開設している。	
25	浦安市	催告書の送付で納税相談を促し、日曜日に開庁することで納税相談する機会を設けている	生活困窮が疑われる世帯については、生活支援相談を促すなど、福祉関係機関と連携した体制を構築している。
26	四街道市	令和元年度において、休日納税相談を2日間実施した，多重債務者との相談にも対応できるように消費者生活センター職員にも動員をかけている。	滞納世帯との折衝時において生活状況・収支状況の把握に努めており、困窮とみられる世帯においては生活保護担当課との相談など進言している。実際に、地域包括支援センターにつなげ、生活保護へ結びついたケースもあった。
27	袖ヶ浦市	来庁時や、短期証から資格証に更新となる世帯への弁明の機会の付与等により生活状況を聴き取りし特別な事情の把握に努めている。また接触の取れていない世帯へは随時臨戸を行うなど、生活状況の把握に努めている	弁明書提出の機会などを設け生活状況の現状把握に努めており、生活困窮者世帯については、福祉部との連携により自立相談支援事業を活用し状況に応じた相談体制をとっている。
28	八街市	○日曜開庁（月1回）、夜間窓口（毎週火曜日）の開設 ○弁護士による多重債務相談（月1回）の実施 ○市税等収納補助員（2名）の雇用	○納税相談等において申出があった際には担当部署を案内している。
29	印西市	国保税の納付相談については、保険税係（6名）で対応している。また、毎月末開庁日及び第4土曜日には他課と合同で夜間・休日納付相談窓口を開設し、納付相談や収納業務を行っている。	必要に応じ、福祉等関係機関と連携を図っている。
30	白井市	月1回の夜間開庁及び休日開庁、臨戸徴収	実施している
31	富里市	納付相談は、日々の業務として随時対応するとともに、原則月1回（第4日曜日）休日納付相談を実施している。	個々の相談内容に応じて、就学援助や生活困窮者自立支援等の制度の活用について案内している。
32	南房総市	収納係による専門化	必要に応じて、情報の連携を行っている
33	匝瑳市	・毎月第2第4日曜日の9時から12時まで、納付・相談窓口を開設。 ・毎月25日（休日の場合は翌開庁日）の17時30分から19時30分まで、夜間納付・相談窓口を開設。 ・元国税庁職員を「市税等徴収事務指導員」として採用し、高額滞納事案の解消に努める。	・納税相談において多重債務や生活困窮がうかがわれる場合は、消費生活センターや生活困窮者自立支援事業等を案内するとともに、相談内容に応じて関係各課と連携している。
34	香取市	・毎月1回の休日窓口納税相談を実施・徴収指導員の採用	・来庁納税相談者については、生活状況、収入状況、家族関係等、詳細な点まで聴取した上で他課での対応も必要な場合は本人へ案内している。
35	山武市	毎月最終日曜日午前9時から午後5時まで、収税課・課税課及び国保年金課の窓口を開設し対応しています。	納税相談対応時の相談内容により、福祉等関係機関と連携し、滞納世帯に活用できる制度について相談しながら対応しています。
36	いすみ市	毎週木曜日の夜間窓口開設（～19時30分）及び毎月第2日曜日休日相談（午前中）実施	関係機関と連携体制を図っている
37	酒々井町	毎月、最終日曜日の午前中を日曜開庁として納税相談等に応じる体制をとっている。	個別相談において生活状況等の聴き取りを行い、困窮世帯の方に生活保護制度等の活用を説明している。
38	栄町	現年度分については住民課で、過年度分については税務課収納対策室で対応しています。滞納対策としては、平日収納補助員(会計年度任用職員)による徴収、平成22年度に開設したコールセンターによる、現年度分の納付が遅れている世帯に対する納付の勧奨などを行っています。 また、納税相談については、収納対策室の職員が滞納者個々の生活に支障の無い範囲で生活状況等に応じて分割納付の誓約を結ぶなど、平日に加え土曜日も実施しています。	納税交渉・納税相談の結果、生活困窮者と思われる方に対しては、福祉・子ども課や社会福祉協議会等に相談をするよう案内し、生活保護や就職支援など、その方の状況に応じた各種相談支援に繋げています。
39	神崎町	・臨戸徴収　・納税相談　・夜間窓口延長（相談・収受）毎週火曜日・19時まで	・必要に応じて随時連携対応する。
40	多古町	毎月末の休日閉庁時に納税相談を受付（事前連絡が必要）	生活状況調査の中で必要があれば福祉部門へ連絡・相談をしている。
41	東庄町	窓口相談の延長(毎週水曜日19時まで)臨戸徴収	納税相談を行った際に、家庭状況を考慮して必要とあらば制度とその担当課を紹介する
42	大網白里市	職員の増員、休日納付窓口の開設(毎月末日曜)、滞納整理班による専門化、電話納税相談、徴収業務に精通している会計年度職員の雇用	生活保護担当課をはじめ、各種福祉サービス担当課等と連携し、必要に応じて各窓口への案内を行っている。
43	九十九里町	広報誌、ホームページ、防災行政無線、安全・安心メールでの周知のうえ、毎月最終日曜日に相談窓口を開設(9:00～16:00)	納税相談があった際、関係する部署との連携は図られており、円滑に相談が進められる環境にある。
44	芝山町	窓口相談時間の延長（事前調整により夜間・休日でも相談可能な体制を整えている。）	体制がとれている。
45	横芝光町	徴収指導員の配置、休日納税相談の実施（月2回第2、4日曜日）、通常勤務時間外も事前に連絡があれば時間外に随時納税相談を実施している。	納税相談時に、家族構成及び生活状況等の詳細を聞き取り、必要に応じて関係部署へ取り次ぎをしている。
46	一宮町	国等のOBを平成27年度から雇い入れ、本年度も引続き実施している。職員と一緒に滞納整理を実施しており、相談から処分に至るまでの対応方法を実践を通して学びながら実施することにより、今まで以上にその滞納者に見合った対応ができる。 平成26年度からコンビニ納付、令和元年度からLINE Pay請求書支払いを導入し、納付場所・納付時間に制限のある方に対して、納付窓口の拡大を図っている。	納税相談を受けた中で、生活の状況が生活保護該当者になる見込みのある場合、また、就学援助となる場合、担当課へ相談を勧めている。
47	睦沢町	皆保険制度の意義から基礎的な家計管理の手解きまで滞納原因の解決の相談に対応している。	緊密な連携で情報共有をしている。
48	長生村	・毎月第4日曜日を開庁日とし、村税の納付及び納税相談を実施している。 ・管理職及び税務課職員により、納税相談を含む臨戸徴収（夜間を含む）を実施している。	・聞き取り等により生活状況等の把握を行い、生活困窮と考えられる場合は、生活保護担当課へ相談するよう案内を行っている。
49	白子町	保険証更新時に納税相談実施	とれている
50	長柄町	窓口相談時間の延長	連携する体制がとれている。
51	長南町	休日、夜間窓口相談の実施 臨戸による接触及び実態把握	納税相談及び実態把握を通じ、生活困窮者と判断した場合、福祉部局、包括支援センター及び教育部局と連携し、各種減免制度等を活用できる体制が整っている
52	大多喜町	H29から非常勤の徴収指導員を採用し、年間を通じて窓口相談を実施。連絡が取れない世帯は、夜間臨戸徴収を実施して納税や相談に応じている。	健康福祉課と連絡を密にして相談できる体制をとっている。
53	御宿町	県税務OBの配置	納税相談に基づき、福祉の手助けが必要な者であれば、担当部署への相談も併せてするよう指導。
54	鋸南町	国保及び収納担当で対応している	状況に応じて福祉、地域包括支援センター等と連携を図っている。
	合　計		

国民健康保険アンケート 6

No.	市町村名	差し押さえについて								
		差し押さえの実施	2019年度差し押さえ件数					2019年度に滞納金に充当した件数と金額		滞納処分停止件数
			預貯金	不動産	保険	物品	その他	件数	金額	
1	千葉市	実施している	1,259	53	377	1	34	1,180	165,367,934	328
2	銚子市	実施している	13		3		1	13	2,206,162	0
3	市川市	実施している	412	6	71	0	257	1,047	222,977,431	801
4	船橋市	実施している	359	36	36	0	120	797	64,454,739	435
5	館山市	実施している	84	2	25		6	296	6,310,507	1,562
6	木更津市	実施している	133	3	34	0	93	268	24,882,530	118
7	松戸市	実施している	408	2	58	0	74	663	75,549,596	2,705
8	野田市	実施している	353	20	101	14	519	1,346	85,443,667	8,061
9	茂原市		59	38	66	0	180	221	41,645,268	4,981
10	成田市	実施している	584	7	92	2	931	806	88,200,411	5,299
11	佐倉市	実施している	128	13	45	0	72	143	26,770,000	507
12	東金市	実施している	254	0	58	1	33	299	26,189,962	463
13	旭市	実施している	109	3	96	14	361	246	48,005,228	649
14	習志野市	実施している	349	47	41	0	157	回答不能	18,832,756	548
15	柏市		49	10	12	0	50	256	60,444,317	300
16	勝浦市	実施している	4	2			10	14	1,962,004	10
17	市原市	実施している	274	72	144	0	548	284	53,427,837	262
18	流山市	実施している	248	5	20	0	10	284	12,950,090	229
19	八千代市	実施している	648	0	0	0	28	827	45,700,329	88
20	我孫子市	実施している	38	2	32	0	33	359	33,486,618	347
21	鴨川市	実施している	2	0	1	0	6	6	40,066	366
22	鎌ヶ谷市	実施している	111	4	2	0	44	337	15,784,946	83
23	君津市	実施している	180	6	51	11	115	927	36,620,000	141
24	富津市	実施している	220	5	34	10	111	750	27,618,225	62
25	浦安市	実施している	83	2	2	0	74	130	13,530,812	207
26	四街道市	実施している	2	17	0	0	20	182	6,376,284	377
27	袖ヶ浦市	実施している	159	10	19	12	0	152	20,424,644	48
28	八街市	実施している	390	29	98	4	241	1,711	137,135,043	134
29	印西市		93	2	15	0	39	111	20,529,074	795
30	白井市	実施している	4	1	0	0	29	50	10,437,290	49
31	富里市	実施している	534	9	56	0	102	1,110	52,328,708	242
32	南房総市	実施している	8	1	2	0	11	57	5,752,961	
33	匝瑳市	実施している	9	8	4	0	20	55	2,196,922	48
34	香取市	実施している	12	2	3	0	60	240	60,810,441	344
35	山武市	実施している	31		36		25	92	11,890,425	287
36	いすみ市	実施している	36	3	2	1	39	64	4,095,424	2,264
37	酒々井町		7	1	1	0	19	60	4,066,847	19
38	栄町	実施している	6	13	0	0	0	4	431,959	29
39	神崎町	実施している	12	1	5	0	25			2
40	多古町	実施している	0	0	0	0	11	11	655,011	8
41	東庄町	実施している	13	0	0	0	9	22	660,434	12
42	大網白里市	実施している	23	2	24	2	2	68	2,955,755	855
43	九十九里町	実施している	36	0	0	0	17	32	4,227,354	730
44	芝山町	実施している	10	0	3	0	13	20	1,263,971	15
45	横芝光町		31	2	5	1	32	208	6,782,078	30
46	一宮町		55	1	3	0	23	56	4,629,141	21
47	睦沢町		0	0	0	0	0	0	0	3
48	長生村	実施している	20	2	2	0	32	64	2,266,887	12
49	白子町	実施している	10	2	0	0	22	25	2,782,077	12
50	長柄町	実施している	2					2	81,050	
51	長南町						16	16	504,579	
52	大多喜町	実施している	6	0	0	1	12	14	約112万	6
53	御宿町	実施している	0	0	0	0	7	2	224,331	13
54	鋸南町		1	0	0	0	0	1	46,605	0
	合　計		7,871	444	1,679	74	4,693	15,928		34,907

国民健康保険アンケート 7

No.	市町村名	被保険者証発行状況(2020/6/1現在)									
		①資格証明書発行世帯数	①―a ①の世帯に含まれる18歳未満の人数 それに対する対応		①―b ①の世帯に含まれる65歳以上75歳未満の人数 それに対する対応		②短期保険証発行世帯数	短期保険証の期間(ヶ月)	③滞留(未交付)数	①②③の合計	③に対する対策
			人数	対応	人数	対応					
1	千葉市	576	70		56		7,638	6	2,968	11,182	勧奨文を送付
2	銚子市	221	25	6ヶ月の短期被保険者証を交付	33	被保険者資格証明書を交付(特別な事情のある被保険者については、4ヶ月の短期被保険者証を交付)	997	3・6	0	1,218	被保険者証等の返戻があった場合、現地調査を実施している。
3	市川市	107	28	6ヶ月の短期被保険者証を交付している。	19	被保険者証資格証明証を交付している	2,263	6	761	3,131	文書(催告書、納税相談通知等)送付
4	船橋市	202	16		10		4,398	4	0	4,600	
5	館山市	144	29	短期保険証を交付している。(有効期限6ヶ月)	23	資格証を交付している。	342	3	42	509	訪問による実態把握や他課へ情報提供を求める。
6	木更津市	993	246		184		450	1、6	180	1,623	再送、返戻通知、現地調査
7	松戸市	1,620	152		145		1,648	6	[illegible]	3,268	
8	野田市	476	134		60		321	4	93	890	野田市国民健康保険居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領に基づき、訪問等による調査を実施している。
9	茂原市	62	0		21		701	1,3	142	905	訪問による実態調査を行っている。
10	成田市	53	6		6		805	4	82	939	訪問による実態把握。 受領勧奨通知の送付。
11	佐倉市	472	98		60		829	6	0	1,301	
12	東金市	312	40		30		869	1～3,6	0	1,181	0
13	旭市	98					807		414	1	通知により納税相談及び保険証受け取りを勧奨、訪問による実態調査。
14	習志野市	300	53			本市システムでは集計しておりません	526	6	9	835	訪問による実態調査を行い、それでも不明である場合は住民票担当課へ実態調査を依頼して
15	柏市	416	54		42		2,037	4	346	2,799	
16	勝浦市	75	8		21		147	1,2,4,6	68	290	通知を送り受取を促している
17	市原市	63	3	短期被保険者証を交付している。	16	対応なし	3,534	6	0	3,597	—
18	流山市	271	37	有効期限が1年間の短期保険証を交付しています。	24	資格証明書を交付しています。	578	2	15	864	居所不明または郵便物の返戻が多数ある者に対し、所在地を確認するため、収納指導員による実態調査を行っています。また、水栓調査や社会保険調査も行っています。
19	八千代市	212	46		22		1,339	6	445	1,996	
20	我孫子市	134	11	6ヶ月有効期限の保険証を交付している	11	資格証明書を交付している	248	3	0	382	
21	鴨川市	216	48		62		29	1～6	59	304	書留による発送後、未交付者には普通郵便にて保険証を保管している旨を通知している。
22	鎌ヶ谷市	0	0		0		260	4	443	703	・未交付世帯への来庁要請書発送 (年3回) ・再任用職員による実態調査
23	君津市	287	71	6ヶ月の短期保険証を交付している	42		443	3	0	730	
24	富津市	77	9	有効期間6ヶ月の短期有効被保険者証を交付	25		345	1,3,6	2	424	保険証の返戻通知(普通郵便)の送付及び訪問による実態調査
25	浦安市	2	0		0		907	3	13	922	訪問による実態調査と市民課への実態調査依頼等
26	四街道市	22			7		1,121	6	430	1,573	国保税収納員により現地確認・居住確認を実施している。また滞納整理や納税相談会を実施し、生活状況を聴取し実態把握に努めている。
27	袖ヶ浦市	153	13		31		136	3	0	289	
28	八街市	241	61		33		904	6	225	1,370	納税相談案内通知や居所不明実態調査を実施
29	印西市	116	24	12か月の被保険者証を交付	32		461	3	0	577	0のためなし
30	白井市	85	11		15		333	3	56	474	現地調査
31	富里市	176	48	6ヶ月証交付	15		486	3, 6	0	662	
32	南房総市	40	3		10		252	1	109	401	分納相談等の周知を行っている
33	匝瑳市	172	26		51		270	1,3,6	4	446	訪問による実態調査
34	香取市	80	4		23		682	3, 6	131	893	訪問による実態調査、年金記録による調査
35	山武市	446	64		109		527	6	17	990	普通郵便で返送を連絡し、なお応答がない場合は現地訪問をしている。
36	いすみ市	109	12		29		309	6	0	418	
37	酒々井町						280	3, 6	72	352	収税班及び福祉班と情報を共有しています
38	栄町	18	1	正規保険証を交付している	4	特別の事情に関する届書の提出がない限り、資格証明書を交付	170	1, 3	0	188	
39	神崎町	12	6		5		18	3	4	33	短期証交付対象者に来庁・納税相談を促す
40	多古町	7	0		1		92	1.3.6	63	162	税務課の情報確認
41	東庄町	0					96	1	0	96	
42	大網白里市	39	1		7		798	1.3.6	1	838	
43	九十九里町	62	0		15		170	1.3.6	5	237	滞留世帯、来庁による面接のできない世帯については、可能な限り、訪問による実態把握に努めております。
44	芝山町	4	0		2		54	1.3.6	12	70	手紙による通知
45	横芝光町	96	26		13		147	3	46	289	受領勧奨通知等
46	一宮町	0					70	3	54	124	訪問による実態調査等
47	睦沢町	2	0		2		38	3, 6	0	40	電話連絡や戸別訪問による実態把握及び郵送による交付を行う
48	長生村	0	0		0		89	1, 3	79	168	更新の通知を郵送している
49	白子町	0					247				
50	長柄町		0		0		43	1	4	48	
51	長南町	0	0		0		65	1.3.6	5	104	臨戸による接触により実態把握
52	大多喜町	19	0		4		50	1	0	69	
53	御宿町	15	0		1		155	3	15	170	収納担当等と現地調査を兼ねた訪問を行っている。
54	鋸南町	7		対象者なし		資格証明書を交付している	25	1	0	32	
	合　計	9,310	1,484		1,321		40,549		7,414	57,273	

国民健康保険アンケート 8

No.	市町村名	所得階層別の2019年度に滞納があった世帯と資格証明書及び短期保険証世帯																								
		滞納世帯									資格証明書発行世帯									短期保険証世帯							
		未申告世帯	所得なし	100万円以下	200万円以下	300万円以下	400万円以下	500万円以下	500万円超	合計	未申告世帯	所得なし	100万円以下	200万円以下	300万円以下	400万円以下	500万円以下	500万円超	合計	未申告世帯	所得なし	100万円以下	200万円以下	300万円以下	400万円以下	500万円以下	500万円超	合計
1	千葉市		18,307	2,602	2,731	1,438	739	384	691	26,892	332	185	149	100	37	9	2	2	816	2,121	3,445	2,605	1,783	709	266	99	111	11,039
2	銚子市	194	370	333	434	173	84	26	25	1,639	84	68	49	70	18	8	0	2	299	53	129	161	178	70	42	13	8	654
3	市川市									21,594									107									3,024
4	船橋市	3,857		2,383	2,932	1,204	559	193	207	11,335	28		10	19	97	33	7	8	202	1,590		926	1,257	360	148	64	53	4,398
5	館山市	308	192	273	298	111	53	18	15	1,268	28	32	38	30	9	5	1	1	144	18	76	87	82	51	19	4	5	486
6	木更津市	666	419	390	561	365	146	57	49	2,653	242	154	141	191	92	24	13	13	870	51	57	88	109	73	29	11	10	428
7	松戸市	2,075		6,345	3,829	1,568	594	227	269	14,925									1,620									1,841
8	野田市	442	199	313	286	131	42	32	33	1,478	181	52	77	91	37	7	9	7	461	70	48	79	64	30	8	4	7	310
9	茂原市	263	214	299	232	111	46	10	16	1,191	33	9	11	5	4	0	0	0	62	147	124	183	127	69	24	6	8	688
10	成田市	所得なしと併せて回答	1,276	743	930	318	88	53	46	3,454	28	5	9	15	6	2	1	0	66	118	156	227	270	114	42	13	16	1,022
11	佐倉市	454	741	607	860	463	236	117	166	3,644	153	60	82	106	59	22	9	4	495	81	115	190	227	126	63	32	32	1,361
12	東金市	217	718	384	484	209	88	29	36	2,165	80	81	54	65	20	4	6	2	312	55	142	140	168	89	46	14	15	669
13	旭市	241	356	444	570	261	109	21	12	2,014	35	22	18	17	3	3	0	0	98	45	96	162	233	111	38	11	13	807
14	習志野市	538	850	521	575	265	117	50	59	2,975	1	138	71	49	29	8	2	2	300	0	131	121	140	71	36	14	13	826
15	柏市	4,122	726	1,720	2,693	1,224	526	185	229	11,425	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	416	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	2,037
16	勝浦市	62	79	102	95	52	17	6	6	419	18	17	14	17	9	2	0	0	77	24	31	50	44	20	7	1	3	180
17	市原市	……	3,362	1,441	1,392	681	302	109	110	7,397	……	30	0	6	8	1	1	0	46	……	1,890	759	778	347	158	64	47	4,089
18	流山市	366	573	601	688	373	162	49	64	2,876	-	144	60	44	16	7	0	0	271	…	173	134	153	70	28	11	9	849
19	八千代市	344	899	863	1,080	516	203	88	58	4,051	28	24	41	93	37	9	3	2	237	200	265	323	315	175	73	43	18	1,412
20	我孫子市	347	686	684	492	188	66	22	38	2,523	50	23	25	26	2	4	0	0	130	38	37	57	39	19	6	3	1	200
21	鴨川市	94	176	127	84	15	5	3	5	509	52	63	55	40	9	3	0	0	222	4	8	9	10	1	0	0	2	34
22	鎌ヶ谷市									2,096									0									260
23	君津市	214	292	318	329	208	85	35	29	1,510	79	56	56	55	30	6	2	1	285	43	78	90	113	68	32	10	10	444
24	富津市	118	148	206	188	127	43	26	25	881	35	7	14	11	7	3	2	0	79	80	9	105	72	46	19	5	9	345
25	浦安市	80	3,083	134	142	83	52	25	104	3,703	2								2									907
26	四街道市	279	499	404	461	279	126	42	46	2,136	14	3	1	2	2				22									1,121
27	袖ケ浦市	103	137	167	232	151	60	30	48	928	47	24	23	35	15	5	1	3	153	20	25	33	30	19	2	4	3	289
28	八街市	303	583	428	505	318	155	87	159	2,538	88	34	43	36	14	8	4	2	229	89	96	130	166	104	55	24	52	716
29	印西市	2,086	321	194	197	84	39	12	27	2,960	46	19	21	18	5	6	1	0	116	71	114	85	103	44	24	7	13	461
30	白井市	107	471	235	289	162	73	27	27	1,391	40	14	16	18	6	2	0	0	96	35	93	103	105	72	36	10	8	462
31	富里市	150	219	331	455	196	63	24	20	1,458	76	25	29	32	10	2	1	1	176	62	79	107	132	74	16	9	7	662
32	南房総市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	5,898	13	10	8	7	2	0	0	0	40	32	39	69	68	20	12	7	5	292
33	匝瑳市	93	145	194	230	103	49	14	14	842									172									270
34	香取市	608	417	486	517	288	97	36	18	2,467	33	19	17	10	4	0	0	0	83	51	163	213	208	82	29	9	9	764
35	山武市	199	540	354	493	223	65	31	24	1,929	26	24	15	26	3	2	0	1	97	23	64	64	59	18	9	5	2	244
36	いすみ市	113	117	167	157	62	28	15	12	671	34	19	21	23	8	4	0	0	109	38	53	81	80	32	8	9	8	309
37	酒々井町	52	36	52	65	28	13	5	3	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	33	42	48	31	13	5	3	221
38	栄町	34	45	54	58	28	10	7	11	247	4	2	5	5	1	1	0	0	18	26	29	34	38	23	8	5	7	170
39	神崎町	14	10	16	13	8	6	0	1	68	0	6	3	1	1	1	0	0	12	0	5	6	4	5	2	0	0	22
40	多古町	45	48	46	60	44	19	20	26	308	5	2	0	0	0	0	0	0	7	21	13	28	34	19	12	11	14	152
41	東庄町	10	98	44	60	34	20	9	21	296									0	5	17	15	32	8	5	4	10	96
42	大網白里市	315		204	259	160	78	37	42	1,095	22		2	6	9	0	0	0	39	215		165	192	110	64	20	32	798
43	九十九里町	63	47	62	67	31	20	3	8	301	10	31	11	5	4	0	0	1	62	28	19	41	36	27	11	6	2	170
44	芝山町	1	14	14	22	14	6	3	0	74	0	1	1	1	1	0	0	0	4	6	8	16	11	6	4	2	0	53
45	横芝光町	65	78	70	75	45	11	8	5	357	17	10	18	12	9	0	0	1	67	8	18	16	30	21	4	0	2	99
46	一宮町	37	27	45	35	23	9	3	5	184	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	12	34	23	18	8	3	4	119
47	睦沢町	12	11	17	18	8	5	2	3	76	1	1	0	0	0	0	0	0	2	7	6	8	11	4	2	2	0	40
48	長生村	32	15	36	28	21	5	5	3	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	13	34	21	17	5	6	5	127
49	白子町	72	42	33	36	11	2		1	197									0	78	49	59	46	10	4	1	0	247
50	長柄町									71									0	1	8	13	11	4	3	1	2	43
51	長南町	11	27	32	18	8	5	3	0	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	17	16	13	5	3	1	0	65
52	大多喜町									184	6	4	3	4	1	0	1	0	19	8	8	22	7	5	0	0	0	50
53	御宿町	33	27	42	36	16	7	5	4	170	7	2	5	0	1	0	0	0	15	26	25	37	36	15	7	5	4	170
54	鋸南町									66									7									25
	合　計	19,839	37,640	25,560	26,291	12,429	5,333	2,193	2,820	162,032	1,978	1,420	1,216	1,291	625	191	66	53	6,840	5,687	8,016	7,867	7,706	3,412	1,430	578	582	46,567

国民健康保険アンケート 9

No.	市町村名	国保会計について ① 2020年度国保会計歳入・歳出について 歳入の部（千円）					歳出の部（千円）				
		国民健康保険料(税)	県支出金	繰入金	その他	歳入合計	保険給付費	国民健康保険事業費納付金	保健事業費	その他	歳出合計
1	千葉市	17,941,699	57,862,076	6,379,918	337,000	82,520,693	57,048,688	23,130,535	894,647	1,446,823	82,520,693
2	銚子市	1,857,313	5,346,384	607,366	41,564	7,852,627	5,282,680	2,282,868	78,916	282,966	7,927,430
3	市川市	9,061,992	25,487,208	3,470,000	321,800	38,341,000	25,228,620	12,011,499	372,954	727,927	38,341,000
4	船橋市	10,922,000	34,447,500	4,646,900	768,600	50,785,000	33,989,900	14,637,600	1,053,900	1,103,600	50,785,000
5	館山市	1,036,333	4,238,969	633,218	332,285	6,240,805	4,179,667	1,491,675	42,890	243,515	5,957,747
6	木更津市	2,930,238	8,770,341	875,461	105,821	12,681,861	8,649,328	3,527,607	156,433	239,184	12,572,552
7	松戸市	9,298,440	29,297,018	4,354,530	129,621	43,079,609	28,919,732	12,902,879	437,361	819,637	43,079,609
8	野田市	3,226,988	12,500,280	1,608,783	112,949	17,449,000	12,319,200	4,647,464	205,982	276,354	17,449,000
9	茂原市	2,093,945	7,214,733	674,019	1,251,974	11,234,671	7,092,016	2,525,003	133,351	171,974	9,922,344
10	成田市	2,474,095	8,523,472	1,382,059	146,978	12,526,604	8,445,098	3,832,449	116,610	132,447	12,526,604
11	佐倉市	3,722,771	12,525,719	1,186,710	111,172	17,546,372	12,425,594	4,905,540	114,512	92,132	17,537,778
12	東金市	1,518,139	4,618,208	453,225	118,463	6,708,035	4,549,458	1,894,585	86,685	38,084	6,568,812
13	旭市	1,884,382	6,003,100	610,898	79,620	8,578,000	5,896,489	2,441,113	125,498	114,900	8,578,000
14	習志野市	3,019,928	9,875,435	936,629	45,936	13,877,928	9,771,597	3,614,222	145,003	347,106	13,877,928
15	柏市	8,524,098	25,982,331	2,729,671	250,283	37,486,383	25,626,046	10,802,915	383,865	625,209	37,438,035
16	勝浦市	467,250	1,644,546	191,972	81,479	2,385,247	1,604,993	618,942	32,090	62,282	2,318,307
17	市原市	5,636,138	19,626,326	2,144,730	149,706	27,556,900	19,336,490	7,433,605	286,501	500,304	27,556,900
18	流山市	3,234,871	9,441,783	1,436,674	28,496	14,141,824	9,313,827	4,314,818	198,685	314,494	14,141,824
19	八千代市	3,805,810	11,047,195	1,380,811	255,637	16,489,453	10,908,417	4,859,043	104,834	468,438	16,340,732
20	我孫子市	2,611,070	8,470,243	848,431	166,826	12,096,570	8,333,322	3,341,842	47,150	320,015	12,042,329
21	鴨川市	775,167	3,100,546	282,040	89,155	4,246,908	3,055,122	1,028,914	38,019	47,863	4,169,918
22	鎌ヶ谷市	2,289,911	7,259,288	853,440	265,012	10,667,651	7,171,363	2,823,330	100,867	318,812	10,414,432
23	君津市	1,795,532	6,232,934	660,005	753,767	9,442,238	6,103,928	2,204,466	162,389	268,826	8,739,609
24	富津市	1,068,810	4,241,084	522,268	67,185	5,899,347	4,305,729	1,336,153	71,689	46,639	5,760,210
25	浦安市	3,079,010	7,751,151	907,485	44,984	11,782,630	7,639,878	3,858,621	137,473	146,658	11,782,630
26	四街道市	1,975,029	6,180,979	756,622	64,294	8,976,924	6,119,308	2,615,621	91,471	61,466	8,887,866
27	袖ヶ浦市	1,304,701	4,423,265	524,225	5,283,486	6,780,539	4,349,297	1,664,028	74,132	167,209	6,254,666
28	八街市	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
29	印西市	2,046,371	6,250,090	485,008	67,240	8,848,709	6,179,588	2,417,679	81,846	92,388	8,771,501
30	白井市	1,377,306	3,958,076	401,921	193,563	5,930,866	3,902,424	1,758,084	44,989	134,149	5,839,646
31	富里市	1,209,010	3,999,867	452,296	79,217	5,740,390	3,967,700	1,645,244	44,499	82,947	5,740,390
32	南房総市	925,149	4,190,918	308,866	458,310	5,883,243	4,107,850	1,448,713	44,215	33,647	5,634,425
33	匝瑳市	1,023,299	3,267,123	421,983	6,809	4,719,214	3,164,360	1,337,734	61,546	155,574	4,719,214
34	香取市	1,803,524	7,060,277	825,722	20,477	9,710,000	6,964,213	2,441,864	109,743	194,180	9,710,000
35	山武市	1,448,119	4,645,425	444,110	158,688	6,696,342	4,577,997	1,831,297	90,889	38,734	6,538,917
36	いすみ市	1,008,086	3,704,653	355,994	435,546	5,504,279	3,642,709	1,261,129	62,562	183,164	5,149,564
37	酒々井町	466,494	1,600,100	139,715	28,999	2,235,308	1,581,205	584,128	30,573	18,490	2,214,396
38	栄町	523,616	2,041,020	190,350	2,463	2,757,449	2,007,184	689,268	38,591	22,406	2,757,449
39	神崎町	156,910	520,923	48,525	10,642	737,000	508,429	200,816	10,085	17,670	737,000
40	多古町	419,800	1,256,556	152,077	21,883	1,850,316	1,239,560	534,015	41,820	34,921	1,850,316
41	東庄町	403,454	1,153,186	208,992	212,754	1,978,386	1,119,664	496,368	51,904	112,782	1,780,718
42	大網白里市	1,137,583	3,788,595	333,497	45,608	5,305,283	3,722,526	1,444,286	64,855	47,104	5,278,771
43	九十九里町	348,510	1,597,368	217,634	6,249	2,169,761	1,573,082	527,752	33,988	34,939	2,169,761
44	芝山町	222,683	673,759	52,492	0	948,934	571,717	273,390	12,667	0	857,774
45	横芝光町	632,897	2,086,305	215,246	67,600	3,002,048	2,012,068	768,383	46,884	118,119	2,945,454
46	一宮町	317,682	1,013,337	114,823	52,646	1,498,488	1,005,240	409,608	23,384	60,256	1,498,488
47	睦沢町	173,131	731,954	78,837	26,149	1,010,071	723,434	210,627	16,512	39,177	989,750
48	長生村	334,291	1,203,365	108,654	101,630	1,747,940	1,182,062	422,654	24,235	24,665	1,653,616
49	白子町	308,812	1,017,880	137,919	70,468	1,535,079	1,004,799	368,474	22,935	42,580	1,438,788
50	長柄町	201,772	739,707	81,532	56,832	1,079,843	718,374	246,111	19,691	25,743	1,009,919
51	長南町	219,711	764,205	77,089	62,356	1,123,361	747,610	240,781	22,995	65,532	1,076,918
52	大多喜町	231,748	981,047	92,948	107,339	1,413,082	966,123	256,333	20,109	59,954	1,302,519
53	御宿町	195,344	788,788	68,376	127,292	1,179,800	772,310	274,326	13,564	15,206	1,075,406
54	鋸南町	185,553	909,949	140,673	56,877	1,293,052	884,406	259,131	27,179	41,721	1,212,437
	合 計										

国民健康保険アンケート 10

No.	市町村名	国保会計について ② 一般会計から国保会計への法定外繰り入れについて 法定外繰り入れ総額(千円/年)					1世帯当たり繰り入れ額(円/世帯/年)					2019年度末における国保特別会計基金保有額(千円)
		2018年度予算	2018年度決算	2019年度予算	2019年度決算	2020年度予算	2018年度予算	2018年度決算	2019年度予算	2019年度決算	2020年度予算	
1	千葉市	1,718,105	1,618,173	724,517	637,909	715,884	12,727	12,074	5,690	4,915	5,664	490,449
2	銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3	市川市	1,091,723	1,087,127	904,244	1,406,332	930,696	16,418	16,247	14,324	21,732	14,936	872,281
4	船橋市	980,000	1,070,000	1,575,000	-	1,590,000	11,073	12,375	18,508	-	19,273	183,200
5	館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	495,702
6	木更津市	53,278	0	0	0	0	2,656	0	0	0	0	94,112
7	松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,202,586
8	野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,908,245
9	茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	931,880
10	成田市	685,500	316,371	675,212	562,629	740,603	36,241	16,962	35,217	30,108	40,139	491
11	佐倉市	173,777	99,200	298,929	298,929	315,960	6,515	3,804	11,462	11,697	12,363	0
12	東金市	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	528,915
13	旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	990,033
14	習志野市	227,399	0	159,772	0	0	10,829	0	7,756	0	0	1,146
15	柏市	900,000	944,074	0	0	0	14,878	15,607	0	0	0	2,569,992
16	勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	市原市	661,139	323,722	186,951	0	249,269	16,374	8,017	4,800	0	6,436	0
18	流山市	312,888	90,404	421,761	423,836	426,836	13,753	3,952	18,479	18,948	19,141	363,770
19	八千代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	832,511
20	我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	470,081
21	鴨川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151,000
22	鎌ヶ谷市	67,861	0	67,141	65,000	72,384	4,286	0	4,376	4,100	4,708	346,367
23	君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,149
24	富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	浦安市	653,217	487,004	264,001	313,769	362,035	336,589	25,094	14,140	16,806	19,734	2,719,385
26	四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,441
27	袖ヶ浦市	189,792	179,963	139,772	127,902	139,869	21,175	20,078	15,930	14,708	16,747	149,142
28	八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87,940
29	印西市	79,791	0	0	0	0	6,744	0	0	0	0	23,443
30	白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279,006
31	富里市	94	45	86	56	81	10	5	10	6	9	568,986
32	南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	613,153
33	匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	783,560
34	香取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,030,132
35	山武市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	819,579
36	いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000
37	酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383,580
38	栄町	13,547	13,481	8,481	8,481	3,481	3,699	3,740	2,353	2,358	968	309,850
39	神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	263,363
41	東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,204
42	大網白里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	541,487
43	九十九里町	2,846	0	0	0	0	893	0	0	0	0	552,036
44	芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84,224
45	横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	242,005
46	一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116,613
47	睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	181,855
49	白子町											121,724
50	長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155,819
51	長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139,141
52	大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111,566
53	御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169,619
54	鋸南町	7,706	7,898	6,902	6,338	7,557	4,847	4,967	4,467	4,102	5,035	146,278
	合 計											

国民健康保険アンケート 11

No.	市町村名	2019年度における国保法77条による保険料(税)の申請減免実施状況			2019年度における国保法44条による一部負担金減免実施状況（申請・実施件数はレセプト数の場合有）				
		申請件数	実施件数	金額	申請件数	実施件数	金額	被保険者に対しての周知	医療機関に対しての周知
1	千葉市	1,316	1,316	42,128,335	132	132	3,312,359	国保加入世帯全てに配布する「国保のしおり」に記載	ホームページにより周知
2	銚子市	61	61	1,904,900	0	0	0	被保険者証送付時に同封している国保の概要の冊子に記載	問合せ等があった際に制度について説明
3	市川市	23	21	2,328,600	155	155	419,932	特になし	特になし
4	船橋市	764	764	24,417,191	4	16	830,825	国保のてびき・HPへの掲載	特になし
5	館山市	720	720	29,839,400	1,210	1,210	14,673,228	市のホームページによる。	市のホームページによる。
6	木更津市	70	69	3,555,200	0	0	0	市ホームページ	
7	松戸市	709	709	31,232,923	245	245	759,565	国保ガイドブック・国保便利帳への掲載 松戸市ホームページに掲載	松戸市ホームページに掲載
8	野田市	35	35	2,345,200	0	0	0	市ホームページにて周知をしている	市ホームページにて周知をしている
9	茂原市	1,094	843	23,506,900	0	0	0	広報紙で周知している	
10	成田市	10	10	493,600	48	46	1,419,078	対象世帯へ通知の発送	成田市医師団等を通じて関係通知の配布
11	佐倉市	502	499	11,583,000	15	27	289,375	ホームページ、パンフレットで周知を行っています。	ソーシャルワーカーを通じて
12	東金市	45	45	2,390,100	0	0	0	窓口ｶｳﾝﾀｰに掲示	
13	旭市	26	25	705,500	0	0	0	広報・HP 減免となり得る世帯へ文書を送付。	広報・HP
14	習志野市	5	5	260,000	0	0	0	国民健康保険の手引き、市HP掲載	市HP掲載
15	柏市	0	0	0	20	20	2,087,935	パンフレット, HPによる周知	HPによる周知
16	勝浦市	8	18	673,200	0	0	0		
17	市原市	109	109	7,149,500	0	0	0	市ウェブサイトへの掲載及び被保険者証交付時及び更新時に渡す国保と健康のしおりに掲載し、周知しています。 具体的には、市から交付された一部負担金減額(免除、徴収猶予)証明書を医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金の減免が受けられる。減免割合は、25%、50%、75%、100%(免除)の4段階	市ウェブサイトへの掲載により周知しています。 具体的には、被保険者から提示された証明書を確認し、証明書に記載されている減免割合に応じた一部負担金を徴収(免除)する。請求に当たっては、減免分を含めた金額を審査支払機関(国保連合会)に請求する。
18	流山市	24	24	1,413,300	10	10	665,721	市ホームページ、広報、チラシ、パンフレットにおいて制度を周知	市ホームページ、広報において制度を周知
19	八千代市	105	95	3,638,900	4	4	260,898	ホームページに記載	特になし
20	我孫子市	314	314	5,903,600	0	0	0	ホームページ	ホームページ
21	鴨川市	35	35	828,000	0	0	0		
22	鎌ヶ谷市	5	5	41,900	0	0	0	新規加入者へのパンフレットの中に掲載しており、窓口での相談内容に応じて周知している。	問い合わせがあったときに周知している。
23	君津市	84	84	3,879,900	0	0	0	広報紙、ホームページ、保険証・納税通知書発送時に同封するパンフレットで周知している。	特になし
24	富津市	6	6	230,500	127	127	1,381,384	平成25年4月に富津市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予に関する規則を制定。国保だよりにて制度の周知を図っている。	特になし
25	浦安市	13	13	729,900	0	0	0	市HPで周知している	特になし
26	四街道市	6	6	133,300	4	4	94,801	必要な方に申請を案内しています。	
27	袖ヶ浦市	65	65	2,240,587	44	44	28,711	ホームページ及び窓口にパンフレットを用意し、周知を図っている。	特になし
28	八街市	157	152	17,940,800	0	0	0	窓口にリーフレットを置き、相談には常時対応している。	相談があった場合に対応している。
29	印西市	9	9	600,600	1	1	0	ホームページ	
30	白井市	0	0	0	5	5	838,511	被保険者証送付時に制度記載の冊子を同封。	記事記載ポスターを医療機関内に掲示依頼。
31	富里市	11	11	605,900	1	1	0	市ホームページ、国保税パンフレットに掲載	市ホームページに掲載
32	南房総市	0	0	0	0	0	0		
33	匝瑳市	24	20	1,372,500	1	1	212,202	市ホームページに掲載	市ホームページに掲載
34	香取市	66	66	1,881,500	0	0	0	広報誌への掲載	限度額等の問い合わせ時に説明
35	山武市	0	0	0	24	24	623,628	広報紙、ホームページに掲載。	特になし。
36	いすみ市	3	3	208,300	0	0	0	広報・ホームページ	広報・ホームページ
37	酒々井町	63	63	1,561,200	0	0	0	町広報誌に掲載	
38	栄町	24	24	621,100	0	0	0	災害の被災者については、国の定めた基準に沿って減免申請を促し、減免を適用している。	特になし
39	神崎町	4	4	105	0	0	0		
40	多古町	7	7	171,700	1	1	309,144	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載
41	東庄町	2	2	116,400	0	0	0		
42	大網白里市	24	24	964,400	0	0	0	市広報紙、ホームページを活用	市広報紙、ホームページを活用
43	九十九里町	43	43	3,605,800	3	3	43,860	ホームページ	
44	芝山町	6	6	353,600	0	0	0		
45	横芝光町	9	9	414,100	0	0	0	町広報紙等で周知	ポスターの掲示を依頼
46	一宮町	2	2	78,700	0	0	0	ホームページに掲載している。	ホームページに掲載している。
47	睦沢町	0	0	0	0	0	0	広報及びHPにて周知	なし
48	長生村	7	7	358,300	0	0	0		
49	白子町	7	7	152,100					
50	長柄町	41	41	1,812,700	28	28	89,979	ホームページ、お知らせ	ホームページ、医師会
51	長南町	22	22	1,074,600	0	0	0		
52	大多喜町	0	0	0	0	0	0	ホームページで周知	
53	御宿町	1	1	138,600	0	0	0	ホームページにて掲載	
54	鋸南町	168	23	622,100	992	992	6,622,111	広報・HP・個別通知	
	合　計	6,854	6,442		3,074	3,096			

市町村別国保状況2020年度(令和2年度) 1

(順位は全て降順)

No.	市町村名	国保加入世帯数	総世帯総数	国保加入世帯率(国保加入世帯数÷総世帯数×100)	国保加入世帯率順位	滞納世帯	短期保険証発行数	資格証明書発行数	滞納世帯率(滞納世帯数÷国保加入世帯数×100)	滞納世帯率順位	資格証明書発行率(資格証発行数÷国保加入世帯×100)	資格証明書発行率順位	制裁率(資格証明書数÷滞納世帯数×100)	制裁率順位
1	千葉市	129,161	446,264	28.94	46	26,892	7,638	576	20.82	12	0.45	36	2.14	37
2	銚子市	10,635	27,296	38.96	20	1,657	997	221	15.58	24	2.08	11	13.34	11
3	市川市	64,405	249,455	25.82	52	21,594	2,263	107	33.53	2	0.17	44	0.50	45
4	船橋市	83,177	308,208	26.99	49	11,335	4,398	202	13.63	32	0.24	41	1.78	38
5	館山市	8,443	23,097	36.55	30	1,268	342	144	15.02	25	1.71	17	11.36	16
6	木更津市	18,817	62,948	29.89	43	2,653	450	993	14.10	29	5.28	1	37.43	2
7	松戸市	71,632	242,525	29.54	45	17,912	1,648	1,620	25.01	6	2.26	9	9.04	21
8	野田市	23,740	69,433	34.19	33	3,859	321	476	16.26	22	2.01	13	12.33	14
9	茂原市	14,128	40,750	34.67	32	1,191	701	62	8.43	49	0.44	37	5.21	29
10	成田市	18,378	63,689	28.86	47	5,673	805	53	30.87	5	0.29	39	0.93	42
11	佐倉市	25,786	78,492	32.85	34	3,644	829	472	14.13	28	1.83	15	12.95	13
12	東金市	10,316	27,014	38.19	27	2,165	869	312	20.99	10	3.02	4	14.41	9
13	旭市	10,970	26,422	41.52	16	2,014	807	98	18.36	16	0.89	27	4.87	30
14	習志野市	20,169	81,097	24.87	53	2,975	526	300	14.75	26	1.49	19	10.08	19
15	柏市	57,464	192,867	29.79	44	11,425	2,037	416	19.88	14	0.72	29	3.64	32
16	勝浦市	3,305	8,634	38.28	25	419	147	75	12.68	36	2.27	8	17.90	6
17	市原市	40,080	128,144	31.28	39	7,129	3,534	63	17.79	18	0.16	45	0.88	43
18	流山市	22,381	83,379	26.84	50	3,204	578	271	14.32	27	1.21	21	8.46	23
19	八千代市	24,356	91,062	26.75	51	4,051	1,339	212	16.63	21	0.87	28	5.23	28
20	我孫子市	19,235	59,733	32.20	35	4,536	248	134	23.58	9	0.70	30	2.95	34
21	鴨川市	5,632	14,573	38.65	22	509	29	216	9.04	47	3.84	3	42.44	1
22	鎌ヶ谷市	15,568	50,168	31.03	40	2,096	260	0	13.46	34	0.00	47	0.00	47
23	君津市	11,935	39,138	30.49	42	1,491	443	287	12.49	39	2.40	6	19.25	5
24	富津市	7,183	20,142	35.66	31	933	345	77	12.99	35	1.07	23	8.25	24
25	浦安市	18,652	82,704	22.55	54	3,377	907	2	18.11	17	0.01	46	0.06	46
26	四街道市	13,171	41,895	31.44	38	2,136	1,121	22	16.22	23	0.17	43	1.03	41
27	袖ヶ浦市	8,668	27,957	31.00	41	928	136	153	10.71	44	1.77	16	16.49	7
28	八街市	12,214	31,851	38.35	24	2,560	904	241	20.96	11	1.97	14	9.41	20
29	印西市	12,006	41,698	28.79	48	2,960	461	116	24.65	7	0.97	25	3.92	31
30	白井市	8,240	26,103	31.57	37	1,391	333	85	16.88	19	1.03	24	6.11	27
31	富里市	8,731	23,726	36.80	29	1,458	486	176	16.70	20	2.02	12	12.07	15
32	南房総市	7,318	17,161	42.64	9	5,898	252	40	80.60	1	0.55	32	0.68	44
33	匝瑳市	6,246	14,666	42.59	10	842	270	172	13.48	33	2.75	5	20.43	4
34	香取市	12,603	31,116	40.50	18	2,467	682	80	19.57	15	0.63	31	3.24	33
35	山武市	9,643	22,426	43.00	5	3,113	527	446	32.28	4	4.63	2	14.33	10
36	いすみ市	7,184	16,982	42.30	12	834	309	109	11.61	42	1.52	18	13.07	12
37	酒々井町	3,144	9,885	31.81	36	327	280	0	10.40	45	0.00	47	0.00	47
38	栄町	3,648	9,075	40.20	19	247	170	18	6.77	52	0.49	33	7.29	25
39	神崎町	966	2,490	38.80	21	75	18	12	7.76	50	1.24	20	16.00	8
40	多古町	2,585	6,041	42.79	8	308	92	7	11.91	41	0.27	40	2.27	36
41	東庄町	2,359	5,209	45.29	1	296	96	0	12.55	37	0.00	47	0.00	47
42	大網白里市	8,186	21,773	37.60	28	2,698	798	39	32.96	3	0.48	34	1.45	39
43	九十九里町	2,948	7,100	41.52	15	725	170	62	24.59	8	2.10	10	8.55	22
44	芝山町	1,283	3,018	42.51	11	159	54	4	12.39	40	0.31	38	2.52	35
45	横芝光町	4,004	9,780	40.94	17	357	147	96	8.92	48	2.40	7	26.89	3
46	一宮町	2,094	5,422	38.62	23	203	70	0	9.69	46	0.00	47	0.00	47
47	睦沢町	1,196	2,789	42.88	7	168	38	2	14.05	30	0.17	42	1.19	40
48	長生村	2,317	6,061	38.23	26	290	89	0	12.52	38	0.00	47	0.00	47
49	白子町	2,145	4,933	43.48	3	440	247	0	20.51	13	0.00	47	0.00	47
50	長柄町	1,276	2,950	43.25	4	71	43	0	5.56	53	0.00	47	0.00	47
51	長南町	1,417	3,228	43.90	2	104	65	0	7.34	51	0.00	47	0.00	47
52	大多喜町	1,608	3,817	42.13	13	184	50	19	11.44	43	1.18	22	10.33	18
53	御宿町	1,580	3,680	42.93	6	219	155	15	13.86	31	0.95	26	6.85	26
54	鋸南町	1,501	3,598	41.72	14	66	25	7	4.40	54	0.47	35	10.61	17
合計・平均		885,829	2,923,664	30.30		175,526	40,549	9,310	19.81		1.05		5.30	

市町村別国保状況2020年度(令和2年度) 2

(順位は全て降順)

No.	市町村名	医療分一人当たり調定額	支援分一人当たり調定額	医療分＋支援分一人当たり調定額	医療分＋支援分一人当たり調定額の順位	介護分一人当たり調定額	医療分＋支援分＋介護分一人当たり調定額	医療分＋支援分＋介護分一人当たり調定額の順位
1	千葉市	66,531	25,326	91,857	6	27,623	119,480	2
2	銚子市	73,463	20,625	94,088	4	24,679	118,767	3
3	市川市	70,579	15,973	86,552	22	22,030	108,582	19
4	船橋市	61,913	22,542	84,455	28	17,047	101,502	40
5	館山市	47,499	19,248	66,747	54	18,719	85,466	54
6	木更津市	72,868	18,278	91,146	8	15,835	106,981	23
7	松戸市	65,636	17,232	82,868	35	20,735	103,603	34
8	野田市	46,327	22,520	68,847	53	25,384	94,231	49
9	茂原市	62,475	20,652	83,127	32	22,761	105,888	26
10	成田市	59,487	15,584	75,071	48	22,379	97,450	48
11	佐倉市	69,483	16,747	86,230	24	17,425	103,655	33
12	東金市	59,946	23,006	82,952	34	20,324	103,276	35
13	旭市	67,256	22,972	90,228	12	25,621	115,849	6
14	習志野市	67,751	23,937	91,688	7	27,956	119,644	1
15	柏市	64,545	23,611	88,156	17	26,032	114,188	10
16	勝浦市	61,829	21,622	83,451	31	18,181	101,632	39
17	市原市	66,899	22,133	89,032	16	25,013	114,045	11
18	流山市	70,692	18,911	89,603	14	22,804	112,407	14
19	八千代市	67,462	22,979	90,441	10	26,134	116,575	5
20	我孫子市	65,599	15,307	80,906	40	20,142	101,048	42
21	鴨川市	62,343	19,420	81,763	37	21,312	103,075	37
22	鎌ヶ谷市	63,712	19,351	83,063	33	20,775	103,838	31
23	君津市	69,314	18,379	87,693	19	19,635	107,328	22
24	富津市	61,692	17,688	79,380	43	19,067	98,447	47
25	浦安市	81,805	21,857	103,662	1	7,971	111,633	16
26	四街道市	64,518	24,622	89,140	15	26,346	115,486	7
27	袖ケ浦市	64,636	19,002	83,638	30	19,527	103,165	36
28	八街市	69,359	17,863	87,222	21	18,943	106,165	25
29	印西市	74,897	19,910	94,807	2	22,839	117,646	4
30	白井市	77,443	16,679	94,122	3	19,370	113,492	12
31	富里市	65,995	15,214	81,209	38	20,695	101,904	38
32	南房総市	53,284	18,786	72,070	49	18,128	90,198	50
33	匝瑳市	66,123	24,527	90,650	9	21,539	112,189	15
34	香取市	63,461	20,666	84,127	29	24,392	108,519	20
35	山武市	54,911	21,489	76,400	46	22,772	99,172	44
36	いすみ市	55,108	21,284	76,392	47	23,054	99,446	43
37	酒々井町	64,869	20,388	85,257	25	20,315	105,572	27
38	栄町	72,310	14,058	86,368	23	18,293	104,661	29
39	神崎町	68,753	21,316	90,069	13	22,506	112,575	13
40	多古町	67,205	23,052	90,257	11	25,007	115,264	8
41	東庄町	67,562	17,679	85,241	26	20,329	105,570	28
42	大網白里市	56,126	23,820	79,946	41	21,193	101,139	41
43	九十九里町	50,473	19,264	69,737	52	19,523	89,260	52
44	芝山町	61,577	23,405	84,982	27	25,696	110,678	18
45	横芝光町	60,905	20,222	81,127	39	22,618	103,745	32
46	一宮町	65,096	22,471	87,567	20	23,242	110,809	17
47	睦沢町	59,300	19,700	79,000	44	19,600	98,600	46
48	長生村	58,048	20,182	78,230	45	20,694	98,924	45
49	白子町	61,616	20,768	82,384	36	24,456	106,840	24
50	長柄町	65,859	22,271	88,130	18	19,214	107,344	21
51	長南町	69,002	24,182	93,184	5	21,310	114,494	9
52	大多喜町	59,386	20,533	79,919	42	24,082	104,001	30
53	御宿町	49,928	21,815	71,743	50	18,006	89,749	51
54	鋸南町	46,894	23,117	70,011	51	19,175	89,186	53
合計・平均		63,736	20,448	84,184		21,453	105,637	

就学援助アンケート 1

No.	市町村名	1，保護者への広報							
		i，学校				年間で知らせている回数	申請用紙配布回数		ii，広報誌・紙に掲載している月	iii，ホームページへアップ
		入学説明会	入学式	始業式	各学期ごと		毎回	回/年		
1	千葉市	○				1		1	4、9、12	○
2	銚子市	○			○	4		希望者に配布	3	○
3	市川市		○	○	○	2		0	9、3	○
4	船橋市	○	○	○	○	6			4、9	○
5	館山市	○				1			12、3	○
6	木更津市	○	○	○		1				○
7	松戸市				○	3		1		×
8	野田市				○	2	○			○
9	茂原市	○	○		○	2		0(希望者へ随時)	3	○
10	成田市	○			○	6			11、2	○
11	佐倉市	○		○		3		0	10、11、3	○
12	東金市	○			○	3		1	7	○
13	旭市	○				1			3	○
14	習志野市	○	○	○		1回以上		新入学児童生徒には1	2、11	○
15	柏市		○	○		1		1	4(入学準備金は11)	○
16	勝浦市	○		○		1	○		2	○
17	市原市	○		○		1		0	なし	○
18	流山市	○	○	○		3	○		4、5、11	○
19	八千代市	○			○	3			4・9(今年度は9・1月を予定)	○
20	我孫子市	○				1	○	1		○
21	鴨川市	○				2		－	12	○
22	鎌ヶ谷市		○	○		2		1	掲載していない	○
23	君津市	○	○	○		1		1		○
24	富津市	○	○			2		1	3	○
25	浦安市	○	○	○		1	○	1	4	○
26	四街道市	○		○		3		0	11	○
27	袖ヶ浦市	○	○	○		1		希望者へ随時	4	○
28	八街市	○	○						各学校の広報誌へ年1回から2回	×
29	印西市	○			○	5		1		○
30	白井市					1		0	2	○
31	富里市	○			○	6		1	1	○
32	南房総市	○				1		1	5月、9月	×
33	匝瑳市					1(新1年生は年2回)		1	—	○
34	香取市	○				2			2	○
35	山武市	○			○	3～4		申請用紙は希望者に配布		○
36	いすみ市	○				1		希望者に配布		○
37	酒々井町	○				3		希望者に配付しています。	3月(学校だより)	○
38	栄町	○				1		1	11	○
39	神崎町	○				1		1	1	○
40	多古町	○		○		1		0		○
41	東庄町	○				1～2	○			○
42	大網白里市	○			○	3				○
43	九十九里町	○			○	1～3		0	2	○
44	芝山町	○				1	○	1		○
45	横芝光町	○			○	5	○	5		○
46	一宮町		○	○		1				○
47	睦沢町					1			掲載なし	○
48	長生村	○				1				○
49	白子町	○		○		1		1	2	○
50	長柄町	○				1			2	○
51	長南町	○	○	○		1				○
52	大多喜町		○			1	○			×
53	御宿町	○				相談があれば随時		相談があれば随時	していない	○
54	鋸南町	○				1		随時(相談時)	4	×
県合計		44	16	18	15		9			49

就学援助アンケート 2

※は別表表記

No.	市町村名	2, 就学援助の認定基準			
		i, 生保基準の( )倍	その他	ii, 下記の場合の所得基準(円)	
				2人家族 (30代ひとり親と小学生のこども一人)	4人家族 (30代父母と小学生の子ども・幼児)
1	千葉市	1.0		1,840,000	2,360,000
2	銚子市	1.5	認定要件はいくつかあるが、ケースバイケースで判断(所得では、判断していない。)		
3	市川市	1.1		1,715,000	2,592,000
4	船橋市	1.5		326万	441万
5	館山市	1.3	その他,教育委員会が認めた者	2,047,916	2,595,848
6	木更津市	1.3		1,939,000	2,822,000
7	松戸市	1.1	*1	3,333,979	2,486,242
8	野田市	1.5		2,700,000	3,500,000
9	茂原市	1.3		1,717,573	2,698,215
10	成田市	1.3	生活保護基準の1.3倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した額	2,428,408	3,288,644
11	佐倉市	1.3		2,500,000	3,650,000
12	東金市	1.3		2,752,698	3,474,068
13	旭市		所得のみでは生活困窮の判断が出来ないため、総合的に判断する。	※年齢や世帯状況、収入額により控除金額が異なるため、提示条件だけでは算定不可能。	
14	習志野市	1.3	児童扶養手当受給、市民税が非課税である等	約1,996千	約3,103千
15	柏市	1.5		持家:2,604,880円 借家:3,312,880円	持家:3,355,828円 借家:4,063,828円
16	勝浦市	1.3		約1,700,000	約3,020,000
17	市原市	1.2		1,830,041	2,529,197
18	流山市	1.1		約268万	約354万
19	八千代市	1.3	所得で判断	(賃貸)331万・(持家)238万	(賃貸)408万・(持家)315万
20	我孫子市	1.5未満		約230万円	約350万円
21	鴨川市	－	児童扶養手当受給者等	－	－
22	鎌ヶ谷市	1.2		2,033,436	2,603,244
23	君津市	1.3		1,846,026	2,826,668
24	富津市	1.2		140万	237万
25	浦安市	1.3		312万	426万
26	四街道市	1.5		2,160,000	3,370,000
27	袖ケ浦市	1.5		2,470,000	3,790,000
28	八街市	1.5倍未満		目安3人:母35歳、子小5、子中1 約356万円以下	目安4人:父40歳、母30歳、子小1、子中2 約398万円以下
29	印西市	1.3			
30	白井市		*2		
31	富里市	1.5		277万(収入)	382万(収入)
32	南房総市	1.5		1,467,120	1,888,560
33	匝瑳市	1.3	*3	3,166,000	3,900,000
34	香取市	1.5		収入1,948,491	収入2,941,086
35	山武市	1.2		1,500,000	2,020,000
36	いすみ市	1.3		およそ164万	およそ257万
37	酒々井町	1.0	平成24年12月の基準	1,624,020	2,378,352
38	栄町	1.0		105,900	165,400
39	神崎町	1.5		2,439,030	3,475,545
40	多古町	1.5		2,480,000	3,490,000
41	東庄町	1.5		247万	285万
42	大網白里市	1.3		2,028千	2,329千
43	九十九里町	1.3		2,281,687	3,375,403
44	芝山町				
45	横芝光町		非課税世帯、児童扶養手当受給等		
46	一宮町		文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需用額測定に用いる保護基準等額に基づいて算定した年額の1.3倍以下	170万	261万
47	睦沢町	1.5		2,249,000	2,692,000
48	長生村		特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.3倍以下	1,640,000	2,560,000
49	白子町	1.3			
50	長柄町	1.3	要綱に定めるとおり	1,753,000	2,680,000
51	長南町	1.3		1,752,000	2,679,000
52	大多喜町	1.3		1,792,000	2,490,000
53	御宿町		特別支援就学奨励費補助基準額の1．3倍までですが、収入額ではなく所得額で判定しています。	1,348,000	2,061,000
54	鋸南町		生活保護費受給世帯、児童扶養手当受給世帯		
県合計					

就学援助アンケート 3

No.	市町村名	3. 就学援助の実施している項目 (※ 新入学児童生徒学用品費も含む)																
		学用品費	体育実技用具費	通学用品費	通学費	入学準備金※	修学旅行費	生徒会費	PTA会費	給食費	クラブ活動費	校外活動費		医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	めがね・コンタクトレンス	卒業記念品	その他
												宿泊なし	宿泊あり					
1	千葉市	○		○	○	○	○			○		○	○	○	○			制服調整費(中学校1年生のみ)
2	銚子市	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			
3	市川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				卒業アルバム代
4	船橋市	○		○	○	○	○			※	○	○	○	○			○	・消耗品費 ※市給食費条例により、就学援助認定者は免除となる。
5	館山市	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○			
6	木更津市	○		○		○	○			○		○	○	○	○			
7	松戸市	○		○	○	○	○			○		○	○	○				
8	野田市	○		○		○	○			○		○	○	○				
9	茂原市	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○		○	
10	成田市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				卒業アルバム代、卒業写真代
11	佐倉市	○		○		○	○			○		○	○	○	○			卒業アルバム代
12	東金市	○				○	○			○			○	○				
13	旭市	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	
14	習志野市	○		○	○	○	○			○		○	○	○	○			セカンドスクール食事代(小学4～6年)
15	柏市	○		○		○	○		○	○		○	○	○	○			
16	勝浦市	○		○	○	○	○			○		○	○	○				
17	市原市	○		○	○	○	○			○		○	○	○	○			
18	流山市	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
19	八千代市	○		○	○	○	○			○		○	○	○	○			
20	我孫子市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
21	鴨川市	○	○	○		○	○			○		○	○	○				
22	鎌ヶ谷市	○	○	○		○	○			○		○	○	○				
23	君津市	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○		○	休校中の給食費相当額
24	富津市	○		○	○	○	○			○		○	○	○				
25	浦安市	○		○		○	○			○		○	○	○			○	
26	四街道市	○		○	○	○	○			○		○	○	○				
27	袖ヶ浦市	○		○		○	○			○		○	○	○	○			
28	八街市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
29	印西市	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			
30	白井市	○		○	○	○	○			○		○	○	○				
31	富里市	○		○	○	○	○			○		○	○	○				卒業アルバム等
32	南房総市	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○		○	
33	匝瑳市	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			※PTA会費は市内小中学校で免除 ※クラブ活動費は中学校新1生に支給
34	香取市	○		○		○	○			○	○	○	○	○				交通災害共済掛金(5月認定者まで)
35	山武市	○		○		○	○			○		○	○	○	○		○	
36	いすみ市	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			
37	酒々井町	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○				日本スポーツ振興センター掛け金は、別の予算区分から支出しています。
38	栄町	○	○	○	○	○	○			○		○	○		○			
39	神崎町	○		○	○	○	○			○		○	○	○	○			特にありません。
40	多古町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
41	東庄町	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			
42	大網白里市	○		○		○	○			○		○	○	○	○			
43	九十九里町	○		○		○	○			○		○	○	○	○			
44	芝山町	○		○		○	○					○	○	○	○		○	
45	横芝光町	○		○		○	○			○		○	○	○	○			交通災害共済掛金
46	一宮町	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	睦沢町	○		○		○	○		○	○		○	○	○	○			卒業アルバム・卒業記念写真代
48	長生村	○		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○			
49	白子町	○		○		○	○	○	○	○	○	○			○			
50	長柄町	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○			
51	長南町	○		○		○	○			○		○	○	○				
52	大多喜町	○		○	○	○	○					○	○					
53	御宿町	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○				
54	鋸南町	○		○		○	○			○		○		○	○			
県合計		54	8	53	31	54	54	11	12	52	18	53	52	50	33	0	10	

就学援助アンケート 4

No.	市町村名	4, 申請の受付場所		5, 入学準備金の支給額と支給時期（要保護世帯欄の空白は生活保護費より支給）							
		市町村窓口	学校	小学校入学の要保護世帯		小学校入学の準要保護世帯		中学校入学の要保護世帯		中学校入学の準要保護世帯	
				支給額(円)	支給時期	支給額(円)	支給時期	支給額(円)	支給時期	支給額(円)	支給時期
1	千葉市		○	生活保護費で支給のため就学援助での支給なし		51,060	3	生活保護費で支給のため就学援助での支給なし		64,000	3
2	銚子市		○	50,600	*4	50,600	1～3	57,400	*4	57,400	3
3	市川市	○	○	0	0	51,060	3	0		60,000	3
4	船橋市		○			51,060	1			60,000	3
5	館山市	○	○	0		51,060	3	0		60,000	3
6	木更津市		○	51,060	3･4･5	51,060	3	57,400	3･4･5	57,400	3
7	松戸市		○	64,300	3	50,600	2	81,000	3	57,400	2
8	野田市		○	64,300	3	51,060	2	81,000	3	60,000	2
9	茂原市	○	○	生活保護費より支給		67,387	費目により異なる	生活保護費より支給		81,218	費目により異なる
10	成田市		○			51,060	3			60,000	3
11	佐倉市		○	0		51,060	3	0		60,000	3
12	東金市	○		0		51,060	3	0		60,000	3
13	旭市		○	※生活保護制度で対応		51,060	3	※生活保護制度で対応		60,000	2
14	習志野市	○(一部)	○			51,060	3			60,000	3
15	柏市	○	○	0		51,060	2月下旬	0		60,000	10月下旬
16	勝浦市	○	○	50,600	2	50,600	2	57,400	2	57,400	2
17	市原市		○	0	なし	51,110	2	0	なし	57,980	2
18	流山市	○	○	上限64,300	入学時及び就学期間中	51,060	1	上限81，000	入学時及び就学期間中	60,000	12
19	八千代市	○		64,300	3	51,060	3	81,000	3	60,000	3
20	我孫子市		○			50,600	2			57,400	2
21	鴨川市		○	0	－	50,600	3	0	－	57,400	3
22	鎌ヶ谷市		○	0	－	51,060	3	0	－	60,000	3
23	君津市		○			51,060	2			60,000	2
24	富津市		○	0		51,060	3	0		60,000	3
25	浦安市	○	○			51,060	1			60,000	1
26	四街道市	○	○	生活保護費より支給	3	51,060	2月または7月	生活保護費より支給	3	60,000	2月または7
27	袖ヶ浦市	○				51,060	2				1～2
28	八街市	○	○			51,060	2			60,000	2
29	印西市		○			50,600	4			57,400	3
30	白井市	○		0		51,060	※認定月により異なる。	0		60,000	※認定月により異なる。
31	富里市	○	○			51,060	4.3.8.6.2			60,000	4.3.8.6.2
32	南房総市		○			51,060	3			60,000	3
33	匝瑳市		○	64,300	2～5(申請以降)	51,060	2	81,000	2～5(申請以降)	60,000	2
34	香取市		○			51,060	2			60,000	2
35	山武市	○	○	64,300	1～3	50,600	2	81,000	1～3	57,400	2
36	いすみ市	○	○	0		51,060	3	0		60,000	3
37	酒々井町	○				40,600	2			47,400	2
38	栄町		○			51,060	5			60,000	5
39	神崎町	○	○	51,060	3	51,060	3	60,000	3	60,000	3
40	多古町	○	○			50,600	3			57,400	3
41	東庄町	○	○	51,060	3	51,060	3	60,000	3	60,000	3
42	大網白里市	○	○			50,600	3			57,400	3
43	九十九里町	○	○	0	－	50,600	3	0	－	57,400	3
44	芝山町	○		国が示す予算単価	3	国が示す予算単価	3	国が示す予算単価	3	国が示す予算単価	3
45	横芝光町	○	○	該当なし	該当なし	50,600	1	該当なし	該当なし	57,400	1
46	一宮町	○		0		50,600	3	0		57,400	3
47	睦沢町	○	○	0		51,060	3	0		60,000	3
48	長生村	○				51,110	3			57,980	3
49	白子町		○	51,060	4					60,000	4
50	長柄町	○	○	51,060	1	51,060	1	60,000	1	60,000	1
51	長南町	○	○			51,060	2			60,000	2
52	大多喜町	○	○			51,060	2			60,000	2
53	御宿町		○	－	－	51,060	1	－	－	60,000	1
54	鋸南町		○	51,060	5	51,060	5	60,000	5	60,000	5
県合計		30	46								

就学援助アンケート 5

※は別表表記

No.	市町村名	6, 就学援助受給者数と割合、受給総額					
		2018(平成31年)年度			2019(令和元年)年度		
		受給者総数(人)	受給割合(%)	支給額(円)	受給者総数(人)	受給割合(%)	支給額(円)
1	千葉市	6,520	9.1	482,778,245	6,505	9.2	463,092,687
2	銚子市	338	9.5	12,325,041	360	10.6	14,013,600
3	市川市	2,589	8.2	227,411,752	2,589	8.2	237,541,030
4	船橋市	4,208	8.6	178,292,961	4,111	8.4	197,045,417
5	館山市	299	9.8	21,608,025	321	10.6	25,664,814
6	木更津市	629	5.9	49,356,327	638	6.2	49,928,432
7	松戸市	3,849	10.2	352,307,591	3,644	9.7	333,195,341
8	野田市	1,364	11.3	108,989,528	1,356	11.4	115,229,406
9	茂原市	568	8.9	48,292,226	682	10.8	49,526,482
10	成田市	880	8.1	77,617,828	874	8.0	78,511,761
11	佐倉市	1,005	8.0	90,583,417	969	7.8	95,052,788
12	東金市	390	9.2	30,883,893	367	9.2	28,189,313
13	旭市	228	4.6	15,274,839	248	5.1	15,737,167
14	習志野市	885	6.8	66,232,261	913	7.0	63,187,741
15	柏市	3,109	9.2	130,483,867	3,032	9.0	134,348,643
16	勝浦市	108	12.6	9,819,039	122	14.5	10,565,695
17	市原市	2,688	12.0	93,978,606	2,570	11.6	81,370,911
18	流山市	996	6.5	91,788,995	957	6.1	
19	八千代市	789	4.9	68,467,887	886	5.6	71,688,514
20	我孫子市	1,195	12.4	116,664,295	1,198	12.8	117,017,038
21	鴨川市	186	9.1	17,104,336	187	9.4	17,266,455
22	鎌ヶ谷市	576	6.9	42,919,963	628	7.7	50,137,962
23	君津市	521	9.2	47,339,199	522	9.4	44,652,542
24	富津市	238	9.0	21,012,405	250	9.8	22,122,758
25	浦安市	911	6.9	73,770,992	890	7.0	74,545,350
26	四街道市	524	7.0	38,271,195	533	7.1	40,636,211
27	袖ヶ浦市	454	9.1	34,926,338	412	8.2	32,623,087
28	八街市	523	10.4	37,944,535	535	11.0	42,017,421
29	印西市	426		32,577,280	394		32,191,385
30	白井市	372	6.0	32,385,426	389	6.3	33,489,754
31	富里市	316	9.1	25,655,338	297	8.7	23,787,312
32	南房総市	74	3.3	6,691,756	84	3.8	7,361,776
33	匝瑳市	245	9.8	16,977,721	252	10.3	19,531,181
34	香取市	329	6.7	24,258,273	310	6.5	23,529,246
35	山武市	360	11.1	13,789,042	323	10.5	15,332,730
36	いすみ市	142	6.2	11,641,126	146	6.6	12,946,065
37	酒々井町	93	6.1	8,574,976	74	5.1	5,989,829
38	栄町	33	3.0	2,903,021	30	2.8	1,979,468
39	神崎町	10	2.7	423,956	13	3.8	383,630
40	多古町	64	7.6	2,121,185	56	6.6	2,508,212
41	東庄町	10	1.1	1,043,856	16	1.2	1,362,931
42	大網白里市	344	9.7	28,288,496	337	9.9	28,722,226
43	九十九里町	75	8.2	5,568,095	65	7.5	5,612,189
44	芝山町	59	12.0	1,460,836	59	12.2	1,261,273
45	横芝光町	167	10.3	14,476,596	155	9.7	12,303,137
46	一宮町	56	5.6	4,798,004	45	4.6	4,833,073
47	睦沢町	25	5.1	2,299,056	25	5.1	1,615,679
48	長生村	106	10.6	8,382,798	95	10.1	7,009,461
49	白子町	38	5.8	2,819,901	26	3.9	2,672,134
50	長柄町	22	5.8	1,893,041	35	9.9	2,395,333
51	長南町	20	5.0	1,873,501	17	4.0	1,596,873
52	大多喜町	31	5.8	2,155,948	40	8.0	2,831,527
53	御宿町	19	6.8	1,707,385	18	6.4	1,519,525
54	鋸南町	3		192,396	0		0
県合計		40,009	7.8	2,841,404,595	39,600	8.0	2,757,674,515

就学援助アンケート 別表

※1 ①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止、
②地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税、
③地方税法第323条に基づく市町村民税の減免、
④地方税法第72条の62に基づく事業税の減免、
⑤地方税法第367条に基づく固定資産税の減免、
⑥国民年金法第89条および第90条に基づく国民年金の掛金の減免、
⑦国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は猶予、
⑧児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給、
⑨生活福祉基金の貸付、
⑩保護者の突発的な事故(病気・失業)等により生活に困窮していると認められる者で、学校長の所見が添付され、その所見が準要保護者と認定するに足ると認められた者

※2 認定基準は、次のいずれかに該当する場合としている。
1 生活保護を受けている
2 前年度または当該年度に次のいずれかの措置を受けた
①生活保護の停止または廃止
②市民税の非課税(世帯全員)
③個人事業税の減免
④市民税の減免
⑤固定資産税の減免
⑥国民健康保険税の減免(世帯全員)
⑦国民年金保険料の減免(世帯全員)
⑧児童扶養手当の支給
⑨生活福祉資金の貸付け
3 上記1及び2には該当しないが、失業や病気、災害など
特別な事情により、経済的に困窮している。

※3 (1)要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(学用品費、通学用品費、校外活動費及び学校給食費の支給については同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童生徒学用品費等については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者に対するものを除く。)
(2) 準要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮している者で、かつ、前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当するものア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定による市町村民税の非課税者
ウ 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免を受けた者2/10
エ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免を受けた者
オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定による国民年金の保険料の減免を受けた者
カ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けた者
ケ 世帯更正資金貸付制度による貸付けを受けた者
コ 日雇労働者
サ 職業が不安定である者シ PTA会費、学級費等の学校納付金(以下「学校納付金」という。)の減免が行われている者
ス 学校納付金の納付状況が悪い者又は学用品若しくは通学用品に不自由している者
(3) 前2号に掲げるもののほか、匝瑳市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に援助を必要と認める状態にある者

※4 入学前に支給はするが、申請があってからのため、時期は決まってはいない。

日本国憲法第９条（戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法第２５条（国民の生存権、国の社会保障的義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

２　国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。